

の続きを少しさせていただきますけれども、与謝野大臣とのやりとりの中で、自民党を除名された、これはいわば不名誉除隊だという話をおっしゃったけれども、不名誉除隊という処分というのは重いものでありますから、単純に言えば、軍隊でいえば、兵隊さんをやれなくなる。そして、旧日本陸軍のことは調べたけれどもよくわかりませんでしたけれども、今のアメリカ軍なんかですと、さまざまな市民生活に対する権利、こういうものを制限される、こういうようなことなんです。

ですから、残念ながら、私はそこで与謝野大臣がバツジをつけてやっているということは不名誉除隊というたぐいのものではなさそうだとおもうに思いますが、そういう意味でも、これから我々は社会保障と税の一体改革、こういうことを与謝野超えてやっていく上で、与謝野大臣がしっかりと、いわば中核におなりになるんだつたら、ぜひ我々がきちんと話をしやすいうようなお立場になつていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○与謝野国務大臣 私に対する処分は済んでおります。私は、国会議員の立場で、国民が必要とする社会保障と税の一体改革、この仕事をきちんとやり切りたいと思っております。

○閣下委員 いや、ですから、不名誉除隊ということは兵隊をやめるということなんです。それで、一般の国民に戻るといふことなんです。ですから、そういう意味で、与謝野大臣がもし、自由民主党を除名された、こういうようなことが不名誉除隊というふうにお受け取りになるんだつたら、これは、たんに民間人に戻られて、そして大臣としてお務めにならばいい、このことだけなんです。それから、そういう意味で、我々といわば協議をする、そして社会保障のことについて建設的に前向きに仕事をなさる、こういうようなことにおいては、我々は今の立場では議論ができない、このことを申し上げたいと思います。

加えまして、与謝野大臣は、悪いけれども、私はもうのけぞつただけけれども、自分のモチベーションの維持のためにバツジをつけると、これは、体どういふことなんですか、このことについてもう弁明をさせていただきたいと思っております。

○与謝野国務大臣 私は、十三万人の方に投票されて議員になつていらっしゃるわけですから、有権者に対する責任は放棄できないと思っております。

私がやろうとしておりますことは、菅政権が与野党協議に臨むために提示すべき案の作成でございます。そして、それから先は与野党のしかるべき方々が交渉をされるんだらうと。私がみずから出ていって、皆方々に交渉の相手として振る舞うつもりは全くありません。

○閣下委員 それは何かわけのわからないことをおっしゃつていて、全体的な立案をされるということとがもし与謝野大臣であるのだつたら、そうしたら、では、それを我々のためというふうなことで、あるいは協議しろということについては、それは既に代理人が来ようが何をしようが、与謝野大臣が立案の中心人物であるということそのものを私は申し上げているわけで、ぜひ公明正大に我々が議論できるようなお立場におなりください、このことを重ねて申し上げます。

それでは、少し本題に入らせていただきます。今までも本題だけでも。

きょうは片山大臣にもおいでいただいているので、今、少しマスコミで話題になつていのが、年金の変更届出の第三号被保険者、これの救済措置について、今もう既に厚労省の中で動いているようでありまして、このスキームはどなたがお決めたんです。そして今どの程度進捗しているんですか。

○細川国務大臣 今お尋ねの三号被保険者問題、これについては、昨年の三月に、この問題がほつておけない大きな問題だということで、年金回復委員会の中で検討をいたしまして、この三号被保険者の問題について正しくその記録を回復することとし、かつかりしなればいけない、こういうことと回復委員会が了解をいただきました。そのとき

に方針としては決めて、そして、その後、昨年の十一月に通知を出しまして、ことしの一月一日からその通知に基づいてやっていると……(閣下委員)進捗、何人ぐらい救済しているんですかと呼ぶ。今のところ、人数は、月三十日付で二千三百三十人、人でございませう。

○閣下委員 これは報道ベースでありますけれども、もし該当者全員が手を挙げると約百万人ぐらゐになるという話がありますけれども、これについては事実ですか。事実かどうかだけ言ってくればいいです。

○細川国務大臣 対象者につきましては、正確な数字はまだ出ておりませんが、数十万から百万を超えるような人数だというふうな推計をしております。

○閣下委員 百万人ぐらゐの方がいるような意味で、お困りになつていられることは事実であります。

ただ、これについては、一つの考えがありまして、救済を優先するべきかということが一つ。それは厚労大臣の方のお考えはそうなんだろうと思ふけれども、それと反して、総務省の方の考えとしては、これは総務省の年金業務監視委員会、これの中では、これはおびただしいモラルハザードの中からは、これはおびただしいモラルハザードになるんじゃないかと、年金を納めていない人を救済するわけだから、そうすると、一生懸命、国民年金に切りかえて、月々一万五千円を超える年金保険料を払い続けた、こういう人との間にモラルハザードが起こるんじゃないかという話がある。総務省の方では、これは必ずしも感心しないという話のようでありまして、片山大臣、このことについてお答えください。

○片山国務大臣 御指摘の点につきましては、軽微は厚労大臣の方からお話があったとおりであります。総務省に年金業務監視委員会というのがあります。今、日本年金機構などの業務について必要な調査審議をする、そういう使命を帯びた機関でありますけれども、そこにこの問題について、委員の方に対して、今議員がおっしゃつたよ

うな不公平感があるのではないかというように指摘がありまして、委員会において調査をするということになりました。

先般、関係者から意見も聞きまして、現在、この年金業務監視委員会が議論を進めておりまして、総務大臣としては、今その監視委員会の方の調査審議と結論を待つという状況であります。何が問題になつていられるかといふと、先ほどおっしゃつたように、不公平感とか、あとは法的正当性とか、今そういうものについての調査をしているということでもあります。

○閣下委員 これは両方に理があるんですよ。総務省の方の考えは、きちんと、今までも、例えば年金の記録が不明瞭なときにこの委員会に諮つて、そして年金が復活してきた、こういうふうなことで、極めて慎重にやつて、国民の皆さんにも納得いただけるルールづくりができてきたわけでありまして、他方、そういうつたつて、営業主側の方で、今まで知らなかった、自分の主君が脱サラして国民年金に切りかわつていて、自分は三号被保険者のままでいいと思つていたけれども、まさか一号になつていられるとは思わなかった、こういう人たちが多いというのわからないでもない。しかし、そのことを、政府の中で、総務省とそれから厚労省が考えが違つていて、既にそれがもう一月から動いて、千人の人たちが救済されてい。これは政府の中のルールとしておかしいんじゃないんですか。

今ちょうどそこに二人いるから、二人で話し合ひを出していただきたい、今ちょっと相談して、私の時間内でいいから、委員長、わかるでしょう、理屈、委員長、わかるでしょう、理屈。

○中井委員長 はい、わかるわかる。ちよつととめてくれ、時間は配慮するから。それでは、ちよつと細川君から先に、細川君から、人、統一見解じゃなかったらやらせまうから。

○細川国務大臣 総務省の方では、監視委員会の

方で、今この問題について検討をしていただいておりまして、厚労省の方からも出向いていて、そこで厚労省の見解をいろいろとお話もさせていただいております。

したがって、その監視委員会の方での御議論と、それから総務省の方でどのようにお考えになるか、そのことと私どもと、それは話し合いをいたしまして決めていきたいというふうに思っております。

○中井委員長 この二つのところで、もう既に厚労省はこの一月から二十人救済しているんですよ。まだ裁判の結果が出ていないのに無罪放免しているような話だから。

だから、それについては、少なくとも、厚労省の今やっていることは、総務省の結論が出るまでやめるか、あるいは、救済制度をやっているんだという内閣としては百万人の救済をするんだというようなことで、厚労省の結論を総務省が追認するということをもう既に決めていたから、もう進んでいるんですよ。駆け込みでこれから、きょうの議論を見て、ああ、これは大変だ、もしかしら総務省がブレーキをかけるかわからぬと云って、きょう物すごくたくさんの方が申請に走るかわからない。

こういうような意味で、委員長、これは、何も納付のならない話なのだからね……

○中井委員長 ちよつと待ってください

○片山国務大臣 非常に重要な問題でありますので、早急にその結論を出さなければいけません。

それで、一月の二十八日に次の年金業務監視委員会を開きます。その席に厚労省から副大臣もお見えになって、そこで意見を述べて、それを通じて政府の見解を調整したいと思っております。

○中井委員長 では、もしそれでネガティブな結論が出たら、この二日、三日の駆け込みはどういうふうになるんですか。

だから、私は、今の段階で、こうやって問題が顕在化したんだから、この当事者が二人いるん

ですよ、最高責任者が二人いるんだから、ここで、わかりました、救済制度で、管内閣は厚労省の方針にのっとって救済を優先にします、そして、ルールは、多少モラルハザードは重なり過ぎます、こういう結論を出せばいいんだよ、今ここので、そうじゃなかったら、この二三日の間にどうなるんですか、この議論を聞いていた人たちがこれから社保庁の事務所にみんな行くよ。

だから、委員長、それは重要なことだから、結論を出してくださいよ。

○中井委員長 これは、ちよつと片山さん、年金監視委員会が厚労省のやつていることをとめたりオーケーを入れたり、許可を出す権限があるのかどうか、答弁してください。非常に大事な指摘だ。

○片山国務大臣 重要なことでありますから、ぜひ議論をさせていただきたいと思えます

年金業務監視委員会というきつとした組織がありまして、それが年金機構が行っております業務について調査をして、必要なことがあれば総務大臣に意見を述べる、勧告をするということになっております。現在その段階にありまして、それを受けて、総務大臣として厚労大臣と正式に協議をするということになります。

○中井委員長 厚労大臣、その二十数万人、月一から始めたのは、監視委員会と相談してか、しなくてか……(発言する者あり)わかっているから。

答弁して。そのところを答弁して。(発言する者あり)答弁して進めていく。これはみんな知らないことが多いんだから。大事に指摘なんだ。

○細川国務大臣 それについては、特に相談をして決めたわけではございません。

○中井委員長 相談せずにスタートしたんだ。

○中井委員長 委員長、だから、委員長の成長でいいから、この二人に今結論を出させてくださいよ、そうじゃないと、百万人の人たちが聞いてるんですよ、百万人の人たちが。

号被保険者で皆々として毎月毎月保険料を払っている人たちにしてみれば、ふざけるなどという話なんですよ。だから、そういう意味で、これは結論を一刻も早く出さないといいけない話。

それを、厚労省は、総務省のこの委員会を全く踏らずに、単純に言えば課長裁量で物を進め始めて、もう既に二十人始まつちやつたわけだから、これは早くやらないとだめだと言っているのだから、結論を決めてください。

○中井委員長 ちよつと時計をとめてください。(連記中止)

○中井委員長 速記を起してってください。

○中井委員長 委員長、両省の話を、結論を出せと。そうじゃないと、国民の中に、救済してもらえないかと思っている百万人の人、委員長、重い話ですから聞いてくださいよ。

○中井委員長 聞いています。

○中井委員長 それからもう一つは、二十万人を超えるというば、号被保険者が、保険料を払わなくたって救済してもらったというふうになっているわけだから、だから、一刻も早くこれについては結論を出して、管内閣として、これは例えば救済を優先にするのか、それともルールを優先にするのか、この結論をきちんとしてくれ、こういう話を今やってください。

○中井委員長 それについて、両大臣から答えをさせます。協議の結果を答えさせます。

○細川国務大臣 今手続が進んでおりますから、それについては手続はすべて留保するというにさせていたいただいて、二十八日に監視委員会がございまして、そこでその結論を踏まえて早急に決定したいというふうに思います。(発言する者あり)

○中井委員長 ちよつとそれは総務大臣から言わせませう。

○片山国務大臣 いずれにしても、早く結論を出さなければいけないのはおっしゃるとおりであります。

それで、今厚労大臣からお話がありましたが、年金業務監視委員会を、二十八日に予定しておりますが、これをできるだけ前倒しできないかというところを、早速その調整をしたいと思っております。その上で、年金業務監視委員会がどういう委員会としての結論を出されるのか、それを受けて厚労大臣と相談をして、厚労省の方の取り扱いを決めていただくということになります。

○中井委員長 私は納得できません。

それは、一つは、今既に救済してしまった約二十人の方をどうするのかという話と、デュープロセスに従ってやるんだつたら、手続に従ってやるんだつたら、厚労省はこれはいくらも価値があるわけですよ。ですから、そのことについて、では二十人の人たちも含めてどういいうわば結論を出すのかということについて、全く納得できない。もう一度調整してください。

○中井委員長 今の点について厚労大臣から答弁させます。給付の点について(中井委員長)いや、違う。委員長が調整してくれと言っているんだ。納得できないよと呼ぶ。今の点については、細川厚労大臣から答弁させます。答弁を聞いてください。(発言する者あり)違う、同じことじゃありません。

○細川国務大臣 今、二十何人の方が請求をいたしておりますから、それについて、既にその資格ありというふうには決定している方で……(発言する者あり)定期払いで、月十五日払いということとで支払いをしている方がいるかどうか、これもちよつとよくわかりませんが、少ないのではないかと思いますけれども、ただ、この後の形での支払いというところについては留保させていた

だいて……(発言する者あり)それは既に払っておりますから、それについてはこれからのこととして決定をさせていただく。

以上です。

○中井委員長 納得できません。

それで、結果的には、救済をした二十人の方々からは取り上げるんですか。それとも、その方々

はそのまま救済して、そしてきよう私がこうして質問したから、では手続にのつとつていつて、ほかの人たちはみんなだめにするというんだつたら、これは責任が重い。だから……

○中井委員長 鴨下さんにお尋ね。鴨下さんはどつちだとおっしゃるんですか。(発言する者あり)

では、時計をとめて。

〔速記中止〕

○中井委員長 速記を起してください。

片山総務大臣。(発言する者あり)

○片山國務大臣 大事なことでありますから、少しお聞きください。

これは非常に重要な問題です。国民にとつても、それから年金の制度にとつても、非常に重要な問題であります。ここであつたところというのを進んで決めることは、私は事態をまた悪化させることになると思います。しばらく時間をいただいて、所定の手続もありますので、その上で、両省間でよく話し合ひをして、政府全体として結論を出したい、こう申し上げているわけでありす。

○細川國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、年金の支給については、手続的には、今のところ、ここで留保させていただくということとで御理解をいただきたいというふうに思います。(鴨下委員、だめ、だめ、だめと呼ぶ)

○中井委員長 鴨下さん、どこがだめか、ちよつと書いてください。御指摘ください。時計をとめて、時計をとめて。

〔速記中止〕

○中井委員長 時計起して。

鴨下議員に申し上げます。

非常に重大な御指摘であります。今、この場で、急ぐ、結論を政府が出せということについて御注文をいただきました。

急ぐということについては、今お話がありました。そして、十八日に二人の大臣の間で話を

けて方向を出すということ、その間、従来の手続をとめるということについても御報告いたしました。

これについて、それを政府で決めて持つてこいというお話ですか、それとも、二十八日は近いということでしょうか、そこをひとつお聞かせをいただきます。

○鴨下委員 委員長がやつと、この問題の事重大さをよくわかつてきたんだけれども、結果的には、私が言っているのは、ルール違反か、あるいは救済後援か、どつちかを、いずれにしてもこの管内閣が決めることになっているんですよ。だから、その結論が出るまで私は質問を留保いたします。

○中井委員長 そうすると、それはどういうことですか、次へ残すということですか、二十八日、集中のときにおやりになりますか。(発言する者あり)

それでは、鴨下さん、御意向はわかりました。理事会で、ただいまの質問をどうするかという、ことについて協議いたします。

時間は約十五分とつております。その後、その他の質問をやる気はありませんか。(鴨下委員「いや、もうない、だつてこれだから」と呼ぶ)

それでは、鴨下君の質問は、十五分を残して、次回ということで、ここでとめます。

この十五分の扱いについては、理事会で協議をいたします。

次に、高橋千鶴子君。(発言する者あり)

高橋千鶴子さん。委員長は高橋千鶴子さんを指名しました。(発言する者あり)

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○中井委員長 速記を起してください。

高橋千鶴子さん。(発言する者あり)

これは、笠井さん、流していますよ、そんなことしたらだめ、だめ。(発言する者あり)

それでは、委員の皆さんに申し上げます。

委員長はこのまま質問を進行して次の高橋君の質問を要求いたしました。野党の諸君は理事会

で協議してからじやないかだめだということでありますので、ここで休憩して理事会に入ります。しばらく休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後三時二十分開議

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「質問を続行いたします。高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。冒頭、通告をしておりますが、細川大臣に、問お伺いいたします。

午前中で、鴨下委員の質問が残り残りとなり、ました。国民の年金債にかかわる重大な問題だと思ひます。一片の課長通知で決められた、これは大問題です。その原因である課長通知を本委員会に提出すべきだと思ひますが、大臣、お答えいただけます。

○細川國務大臣 用意をして提出をさせていただきます。

○中井委員長 夕刻です、夕刻の理事会までに、

○細川國務大臣 夕刻の理事会までに出させていただきます。

○高橋千鶴子委員 確認をいたしました。では、早速本題に入りたいと思ひます。

資料をお配りしてありますので、枚目を見ていただきます。一月十九日の日経新聞でございす。この日は、各紙が同じような内容になっておりました。

つは「被害イレッサ訴訟」政府、和解拒否を表明」と書いてあります。そして、もう「つは「B型肝炎は受け入れ、いずれも国の責任を問う。つの訴訟で、明暗が分かれたかのように見えます。しかし、果たしてそうでしょうか。原告らが同による被害を訴え、全員救済を望んでいるにもかかわらず、政府は正面からこたえていないのです。

私は、この一つの問題は同じ根を持つていると

思ひます。きようは、被害イレッサとB型肝炎、管総理は所信演説でも不条理を正すと言つたわけですが、まさしく不条理な事態となつてこの問題について、一日も早い全面解決を求める立場から、閣僚各大臣に質問をしたいと思ひます。

初めに、被害イレッサの問題です。

世界の最初に承認された肺がん治療薬イレッサは、市販後半年間で八百九十名が死亡、昨年九月までに八百十九人が副作用で亡くなつております。

間質性肺炎で喉を詰まらせた近頃昭雄さんら遺族と患者十五名が国と輸入販売会社を相手取つた訴訟は、ことし一月七日に大阪と東京の両地裁から和解を勧告する所見が出されました。

政府はこれを拒否、あすの大阪、来月の東京判決を待つております。管総理も、がん患者全体の利益から見てどうなのか、このような冷たいやり返しされていきます。これは、こう受けとめると、一部にあるドラッグラグ、新薬の承認を切実に待つている患者さんたちがいる、その方たちに何か、この承認がおくれるとかできないとか、そういうようなイメージをつくつていっているのではないかと思ひます。

しかし、所見は、イレッサの承認は間違ひだつたと断罪しているではありません。もちろん、原告や弁護団もそれを求めているのではないのです。がん医療の進展と患者の権利の保障、医薬品の安全性確保は表裏一体のものであるとして、被害イレッサを早急に解決することががん患者全体の利益につながると表明をしております。

そこで、細川大臣、この問題を解決することはがん患者とイレッサの被害者を立たせるものではないのだ、がん医療の進展とがん患者全体の利益のために資するものであると考えますが、この点では認識を共有できるでしょうか。

○細川國務大臣 私ども、今回のこの事件に学びまして、医療、医薬品行政全体の向上に向けてしっかりとやっていかなければというふうに思ひます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

第三者委員会への年金事務所からの転送が、おくれた方々に対しましては、できる限り丁寧に経緯を御説明して、御理解を賜るような努力が必要と考ええております。具体的には、ホームページにきましてこの間の経緯の御説明をこらんでいたできるようにする。それから、年金事務所が申し立てを第三者委員会に転送いたしました際に、御本人に文書をお送りすることになっておりますので、その文書での御説明をする。こういったことを今考えておりまして、具体的なことの検討を進めておるところでございます。

○加藤勝分科員　今のは、物が進んでいったらば連絡があるわけですから、物が進んでいなければ全く連絡がないということですよ、大臣。件数もそんなにあるわけじゃないので、この機会にきちんとこの間の経緯を、申し立てをされた方は住所がわかるわけですから、きちつとお出しになりませんか。

○細川国務大臣 事務方には、この間の委員会でも答弁いたしましたように、丁寧にやるようにという指示をしておりますので、丁寧にやらせたいと思います。

○加藤(勝)分科員　ということはおやりいただけることですね。

○大塚副大臣　今大臣から御答弁もございましたので、丁南にどういうふうにしたらできるかということをしっかりと検討して、可能な限りのことはさせていただきたいと思います。

○加藤(勝)分科員 はがきを出すことは可能だと思えますけれどもね。しつかり対応していただきたいと思います。

いわゆる運用三号問題についてお伺いしたいと思います。

きのうの予算委員会で大臣は、今回の取り扱  
い、いわゆる救済措置と云わせていただきます  
が、留保するという御決断をされたんですが、何  
で留保されたんですか。

○細川國務大臣　それは、昨日の予算委員会にお

きまして、総務省の年金業務監視委員会、そちらの方で議論が出て、その議論の中で、いわゆる運用三号についていろいろ批判が出ている、そういうことで質問がございまして、総務省の方にもいろいろと質問がされまして、そこで私としましては、総務省の方の意見も伺つて、このことについてどうするかということも判断しなければということ、たん立ちどまつて考えなければというふうに思いましたので、とりあえず手続を留保する、こういうことをさせていただきました。

○加藤(勝)分釋員 陛下、いろいろな経緯を教えていただきたいと思います。まず、年金記録回復委員会、これは大臣の私的諮問機関というか、いろいろアドバイスを受けるような、そういう機関だろうと思えますけれども、そこに意見を聞くという形でされておりますが、その経緯を簡単に、それで、どういう結論をもちつたのか教えていただけますか。

○大塚國大臣　御下問の件につきましては、まず、なぜこういう状況が発生しているのかということが判明した経緯は、政權交代後に、旧社会保険庁の職員の方々に、過去、どのような問題が今の年金記録や年金行政の中に内包されている可能性があるかということで、長友前大臣の時代にアンケートをとったところ、さまざまな申告がなされたということがございます。

その中に、本来は、号被保険者である方々が三  
号被保険者のままになっているという申告があ  
り、調査してみると、どうもこれがかなりの人  
数に及んでいるということが徐々にわかってまい  
りました。

そこで、厚生労働省の大臣何い定めという形で設置をされました年金記録回復委員会、この委員会は大臣に助言をさせていただくことを任務としたしておりますが、この年金記録回復委員会で、この問題を昨年の三月から御検討いただいた結果、やはり相当大勢の国民の皆さんに影響の出る問題であり、救済も考えなければならぬ一方、国民の皆さんの公平性の観点にも配慮しなければ

ならないといういろいろな観点から御検討いただいた結果、今回のような対応もあり得るだろうということ、運川三号の仕組みについて大臣に助言があり、それに基づいて昨年の十二月に運用が始まったものでございます。

○加藤(勝)分科員　今のお話の中で、調査をしてみるとかなりの人数とおつしやいましたが、どのぐらいの人数なんですか、一点

それから、回復委員の今のような結論という  
んですか、これはいつ確定して出されている  
んですか。

○大塚副大臣　まず、人故でございますが、昨年のある一時点のコンピュータの記録から不整合の数々を抽出した結果、まだ匪星の域を出ませんが、数十万人から百万人程度に及ぶ可能性があるというところで、正確には特定はできておりません。

それから、いつ、この件について助言があつたかということですが、この問題が正式にこの委員会で議論されたのは、最初は第十回の、昨年の三月十日の会合でございます。それ以前に、昨年の上月にこういふ問題があるというまじず事実関係の報告があり、去年の三月十日の第十回会合でまず検討がなされ、その後、非公式の、少数の委員の方が集まつた検討等々を経まして、

最終的に、昨年十二月十四日の第十九回の会合で、今回の運用三号の内容についてコンファームまでしていただき、そして、それに基づいて翌十二月十五日に厚生労働省からの年金機構への通知という形で運用が始まったものでございます。

○加藤(勝)分科員　問題といったときに、不整合の人がおられるという問題と、不整合にもかかわらず既に決定が始まってしまっているという問題、これはちよつと別だと思ふんですね。

本来、裁定主義ですから、手前いろいろなあつたとしても、基本的には裁定時に突合していくというところでこれまでやってきた。それがいろいろな問題があつたのは事実ですが、しかし原則はそうだったわけですから。

そうすると、問題は、既に規定されている方において、規定時において、情報があれば当然、不整合問題というものが、今でいえば年金機構、当時でいえば社会保険庁が認識をしていれば、当然、規定の内容は、その不整合のところは、号外問題であるということ、規定されているわけですね。ということですから、問題があると言っているところが、体どこなのか、ちよつと、もう、

○大塚副大臣　これは、問題があるというのほど  
 二かという御質問にお答えするとすると、三點あ  
 ると思います。

まず一点目は、そういう三号の方が、例えば御主人が二号から一号に変わられたときに、配偶者の方が一号に変わらなければならないというそのそのこと自身を、旧社会保険庁が周知徹底できていたかどうか、これが一点目であります。

ただし、これは、残念ながら周知徹底をするということの法的義務はありませんが、行政としての当然の善管注意義務はあったと思います。

二点目に、おつしやいますように、これは嚴密の請求が出たときに、旧社会保険庁の窓口でそれを受け付けた方々が、三野波保険者の裁定が出てきたときには、果たして本当にそうであるかどうかということを配偶者の方の記録と突合する、そういう事務的な動作、作業があるべきであるといふのが、これが二点目であります。

しかし、三点目は、これは、國民年金法の定めによれば、國民の皆さん御自身が届け出をすることになることになっておりますので、届け出をしていなかった國民の方が大変多数に及んでいる、このことも影響しておりますので、以上、申し上げました三点ほどの要因が相互に関係し合つて、大変大きな今回の問題につながっているものと考えております。

○加藤(勝)分科員　今の納得したわけじゃありませんけれども、また日曜日にやらせていただけたらいいと思います。そうでありまして、いつか議論したいと思はれますけれども、ちよつと事実確認を続けてやらせ



況に基づいて今給付が行われておりますので、その面での予算的な、あるいは年金財政の一年間のキャッシュフローを考えた上で、外形上の影響は出てこないというのを申し上げておきます。

たしつかり議論させていただきたいと思っています。それから、この間、例えば、そうはいっても窓口で訂正をされている方、あるいは私が今申し上げた形で既定の申請を、多分二千何百人も、この措置があるから手を挙げたという方よりは、通常のように入口に決定申請にいられて、たまたまあなたはこちらに該当しますというのが多分二千何百人だと私は思いますけれども、そうすると、月はいいいですけれども、例えば去年の一年間で、実際に窓口に来られて、そして皆さん方が、今でいえば年金機構が、不整合だという記録を持っていた人については当然、運用三号ではなくて一号という形で処理をされていたわけですね。その人の割合、人数というのはどのくらいですか。

くなくて、そのAの産業保健推進センターの機能が基本的に管理上はB県に移りました。しかし医師会がA県の医師会なんですからというのには、非常にやりにくいじゃないかと、その辺、もつとつかり、規模で無駄があるところ、事務上の効率を図るのはどうかとして、仕組みとしてはしつかり残していただくことが、両輪として産業隊という仕組み。

て、それぞれきちんとした機能を持っている、それがみんなやっていくというのは私は大事だと思えますから、そこはいろいろな流れがあつて、張々やっているとあるものかもしれないけれども、実際にやはり、産業医、さらにヘルスケア、本当にこれからしつかり取り組むべき課題だと私は思いますから、それが後退しないような体制をしつかりしていただきたいと思います。我々も引き続き注視しながら、また議論をさせていただきます。

だから、最後、閉幕したときのイメージでもいいますけれども、要するに、二十三年度、私がもし来年度からもう立場だとすれば、私がその期間があるかないか、そしてその扱いがどうかで、私がもう年金額は減りますよね、当然。そうすれば、基礎年金の部分については、当然。当然、税金の部分も変わってきますよね。その部分は二十三年度予算で担保されているわけでしょう。進んでいいですか。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

それからさらに、今の政体でもメンタルヘルス対策をしつかりやっていかなきゃいけない。そして、メンタルヘルス支援センターは既にこの推進センターの中に二十一年度から設置をされている。どこまで機能しているかはこれから話ですが、そういうことをしていこうとすれば、せつかくみんながまとまってやっていくところを、一部だけ切り取ってどこか遠う県にくつつけてしまうというふうなイメージで多くの方は受けとめておられるんですが、やはりこれはおやめになった方がいいと思えますけれども、いかがお考えなんですか。

〇郡主重代理 これにて加藤勝信さんの質疑は終了いたしました。この際、お諮りいたします。厚生労働省所管予算の主要経費別概要につきましては、その説明を省略し、本日の会議録に掲載したいと存じます。御異議ありませんか。〔異議なしと答へあり〕

〇大塚副大臣 きつちり話は、御質問と私の認識もすり合っていると思います。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による個別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。産業保健推進センターが廃止される六県については、その地域の産業保健活動が後退することのないように、駐在員を置くなど、地元の医師会と連絡調整が行える体制をこれからとりながら、これまでと同様に、産業保健スタッフを対象とした専門、実践的な研修を実施していく、このように考えております。御理解をいただければと思います。

〔細川国務大臣の説明を省略した部分〕次に、平成二十二年厚生労働省所管、一般会計予算の主要経費別の概要を説明いたします。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、迎いますよ。保険料が収入入るかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしております。〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありましてという通知をされていますね。それにに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇郡主重代理 質疑時間が経過しておりますので、御協力願います。

〇郡主重代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

のマニフェストは、二十一年度には何をやる、二十三年度には何をやる、二十四年度には何をやる、二十五年度で総額一兆八千億と書いてあるんですよ。毎年度、毎年度の約束なんです。これは、これは間違いがないと私は思いますよ。これは否定できない。

しかし、ほとんどの約束が実現できていない。民間会社でいえば……（発言する者あり）いいですか、民間会社でいえば、手形を振り出して商品を受け取る、商品を受け取ったけれども、その手形が割れなかったら、その会社は当然つぶれるんですよ。前からその手形が割れないことを承知でその手形を発行していれば、これは取り込み詐欺なんですよ。（発言する者あり）

だから、どうぞ皆さん、今やじっている人の顔を、人々、人々、人々、今やじっている人の顔を、源泉になつて、特に憲法でいえば衆参が違つた場合は衆議院の決定になりますね。この衆議院議員の人たちは、この取り込み詐欺のマニフェストで選挙をした取り込み詐欺議員ですよ。

そして、あなたの首を差し出して、次々かえろかえろと、予算関連法案を通せんということをあなたの方内から言っていますが、あなたはやる必要ありませんよ。今聞われているのは、あなたに徳がないとか、あなたがうまくいかなかったことは党内で解決してください、国民に対して大切なことは、やはりあなたの権力の源泉が国民との契約とは違ふということなんです。ここを正さなければならぬと思います。どうですか。

○菅内閣総理大臣 まず、原則的に、マニフェストというものが相当程度実行されているという客観的なことを申し上げておきたいと思ひます。

例えば、従来、どちらかといえば高齢者中心の社会保障の充実が図られてきましたけれども、子供や若い人に対して必ずしも十分でなかったというところで、子ども手当、初年度月一萬二千元、そして、今御審議いただいている予算で三歳まで二万円、こういう形で進行しておりますし、また、農業政策のあり方の根本を変える戸別所得補償も推

進をいたしております。高校の無償化も実行されております。さらに大きく言えば、公共事業中心の従来の政策から、例えば社会保障とかあるいは教育の分野、そういう全体の予算の配分も、この政権交代後、大きく変わりました。

そういう意味で、まずマニフェストができていないという認識が、残念ながら、伊吹さんと私は全く違つております。

○伊吹委員 これは……（発言する者あり）ちよつと静かにしよう。

これは、テレビをこらんになつて国民の皆さんが、あなたの言っていることが正しいか、私の言っていることが正しいか、これは国民が判断されます。だから、それでいいじゃないですか。あなたはできておつしやるだけだけれども、しかし、もしこういうことがこれからどんどんどんどんまかり通るのであれば、選挙のときにあることを言つて票をとつて、権力を掌握した後、それをやめてもいいということなら、選挙の意味はなくなるんですよ。民主主義というものはなくなるんですよ。

自民党もこういうことをやっていなかったか、私、過去のことをずっと調べてみました。質問するにについては、まず、個別の票を持つ人に国家を通じて金をばらまくということ、少なくとも自民党は公約していなかったと思ひます。そして、定額給付金については、年限りの措置なんです。そして、ふるさと交付金は各自自治体に交付しているものなんです。まあ、これはいいでしょう。

そこで、最後に申し上げておきます。予算と予算関連法案はやはり同じものなんです。というの、野田財務大臣、突然だけれども、予算における、引上げられている収入というのはどういう性格のものでか。

○野田国務大臣 予算を執行する上で、特例公債法案とか税法とか、これは予算の執行を裏づけるものであります。歳入面から申す、そういう一体的な内容でございいます。

○伊吹委員 少し違う。まあ、半分ぐらい合つてはいるんだけれども。

歳出は、そこまで国民の税金や将来の国民の税金の負担である国債を使つてもいいという権限を、国民の代表である国会が政府に渡すことです。しかし、収入は、あくまでこれは見込みもありません。そして、その権限は各法律で規定されているんですよ。だから、従来であれば、一体となつて送っているんですよ。そして、一体となつて送っているのはそういう意味があるんですよ。だから、政変の四月十日の地方統一選挙の思惑だとかいろいろあることがあるかも知れないけれども、もしこれを分離して送れば、あなた方は、送った途端に、三十日の規定があるから自然成立をするので参議院はさうことを聞くと思つて、いかにもわかってませんが、なかなか私は、西岡さんという議長は院の権威を守る方だから、こんなことをやつてしまつたら、その後のすべての予算関連法案が参議院でストップしてしまいますよ。

菅さん、まだまだしばらくは時間があるから、ぜひ一体として、これは、あなたのところは衆議院は圧倒的に多数を待つていらっしゃるから、衆議院から一体として送るべきです。そして、国民に迷惑をかけないように、参議院で三月三十一日までに通すものと通さないものの知恵をやりきつと出さないと、参議院がぐちゃぐちゃになりますよ。こんなことをしてはならぬ。

そして、仮に、昨年、予算関連法案も予算もいつかり通つたときでも、四月の収入、収入は、四月は国債を発行していませんね。四月の収入は、支出を五兆円、特別会計も入れれば十兆円下回つていらっしゃるんですよ。その間をつなぐのは、昔の大蔵省並み、今の財務省並みですね。

七月まで時間があるんですよ。だから、菅さん、あなたの首を差し出すから関連法案を通せん、あなたという言葉に申すちやいかなんですよ。一番の根拠は、今わあわあわあ言つてテレビに映つてくいる、有権者の皆さんも選挙区の人々の顔を見てください、この人たちが当選をしてきた正統性がな

いということなんです。

だから、あなたのやるべきことは、期間のある間に解散をして、そして、しっかりとした民主主義を日本に根づかせた総理大臣として名を残すことです。このままなら、党内を掌握できずに結局野たれ死にしちゃったという名残しか残せませんよ、菅さん。私は、あなたと長い間、一緒に政治をやつてきた友人だから、ここはしっかりとやつてもらいたい。国民に迷惑をかけないように、解散をして迷惑をかけないようにするためにどうするんだということだけをしっかりと与野党が話し合つて、そして、しっかりとした民主主義を日本に根づかせようじゃないですか。

○菅内閣総理大臣 まず、公債特例法、確かに、この十年ほどは予算と、緒に出されているケースが多いわけですが、しかし、例えば平成元年は六月十六日がつたしか公債の衆議院の本会採決であります。それ以前はほとんど一カ月ないし二カ月、予算よりもおくれれております。ですから、それが必ずしも例外だということにはなりません。それに含めて申し上げれば、先ほど申し上げたように、私は、今せつかく景気が回復基調になつていて、そして、まず予算を通過、成立させていたで、そして、できるところから予算関連法案を成立させていたで、最終的にはもちろんこの特例法を成立させていたで、最終的にはもちろんこの特例法を成立させていたで、やはり実現を最大限目指すという中で国会の扱いに任せてまいりたい、こう考えております。

○伊吹委員 ありがとうございました。

どうぞ、テレビをこらんになつた主権者の皆さん、今の問答を御覧いただいたら結構だと思ひます。ありがとうございました。

○中井委員長 この際、加藤勝信君から関連質疑の申し出があります。伊吹君の持ち時間の範囲内でこれを許します。加藤勝信君。

○加藤勝信 自由民主党の加藤勝信でございます。

きようは、我が党の鴨下委員が二月二十四日の  
予算委員会を取り上げ、また社民党の阿部議員か  
らも質問主意書が出されている第三号被保険者の  
記録不整合問題、これに絞って質問をさせていた  
だきたいと思ひます。

この問題は、年金という大衆国民の関心の高い  
問題であるとともに、これが週末、マスコミ、あ  
るいは各新聞では社説においても取り上げられて  
いく、そして、そうしたことを受けて国民からも  
さまざまな声が高まり、この問題でも寄せられてい  
る、非常に関心の高い問題であります。まさに広  
く国民の権利と義務にかかわる問題だ、こう思う  
わけでございます。

そういう認識のもとで、まず、若干事実関係あ  
るいは制度の前提を確認させて、質問に入りたい  
と思ひますが、パネルをお願いいたします。

そもそも、この不整合記録の問題でありますけ  
れども、現役世代のすべての人たちは国民年金に  
加入する、こういうことになっているわけであり  
ます。そして三種類、ここにありますが、一号、  
二号、三号の被保険者になることになっておりま  
す。

ちよつと順番が変わりますけれども、二号被保  
険者というのが、いわゆる民間のサラリーマンや  
公務員の方であります。そして三号被保険者、こ  
れが今問題になるところでありますけれども、  
第一号被保険者の被扶養配偶者、これがポイント  
なんです。第二号被保険者の配偶者であること  
と、そして被扶養の条件、一般的には年収が百三  
十万未満ということでしょう、そういうことであ  
る。そして、上の号は、通常は自営業者と「わ  
れておりますけれども、実態は、そういう方に加  
えて、逆に言えば、二号、三号でない方がすべて  
一号に入っている。これが今我が国の仕組みに  
なっているわけでありま。

そして、保険料は、第一号の被保険者は、今、  
毎月一万五千円でしょうが定額で払うことにな  
ります。そして、第二号被保険者は、厚生年金あ  
るいは共済年金等の部分を含めて、今、大体一六

％、労使折半ですから御本人は八％ぐらいお払い  
になる。そして第三号被保険者、第三号被保険者  
は直接の負担はないわけでありま。しかし、こ  
の第三号被保険者として認められている期間につ  
いては保険料は納付されている、こういうことに  
なりまして、将来の年金額に反映をされる。で  
は、その年金額の支給分はだれが負担しているか  
といへば、各年金制度、言つてしまへば、年金保  
険料、そして国庫負担、すなわち税、こういう仕  
組みになっているわけでありま。

そして、ここで出てくる問題は、この「二、第  
三号被保険者でなくなる場合」ということであり  
ます。いろいろなケースがありますから、重立っ  
た例を二つ取り上げさせていただきます。例え  
ば、第一号は、先ほど申し上げた、例えば配偶者で  
ある方が第二号被保険者でなくなる、退職したり  
リストラしたり、そういうことになりますと、こ  
の第三号被保険者、奥さんになります。これは  
第一号被保険者になることになっているわけであり  
ま。

例の二を申し上げますと、これは、奥さんの方  
の事情で、先ほど申し上げた被扶養という点、す  
なわち百三十万円以上の収入を得るようになられ  
た、そうすると自動的に第三号から外れる、こう  
いうことになるわけでありま。

そして、ここで出てくるのが、三番目の不整合  
の問題なんです。基本的に、こうした事例の場  
合には、本来であれば、自分が第三号から第  
二号被保険者になりますよ、これは種別変更と「われ  
る。そうですが、届け出を行うことにならな  
す。そして、その後、一号被保険者になれば、当  
然毎月毎月の保険料を納めることになる。

しかし、問題なのは、この届け出が実は行われ  
ていない、こういう方が結構おられる。これが  
いわゆる不整合記録、違ふ言い方をしますと、実  
際の被保険者の種別は第一号被保険者であるにもか  
かわらず、届け出がされていないため年金の記録  
上は第三号被保険者となっている。

これが不整合記録という部分でありまして、以

生労働省のある一時点でお調べになられたその数  
字によりますと、この不整合記録を有する人、こ  
れは、今の被保険者だけじゃなくて、中にはもう  
既に年金受給をされている方もおられるかもしれ  
ません、あるいは保険を納める期間が終わつて年  
金もらえる期間の間の方もおられるかもしれま  
せん、そういう方を全部含めると、数十万から百  
万を超える方がおられるであろう、あるいはかも  
しれない、こういうことなんですね。したがっ  
て、本件の取り扱いというのは、まず、場合に  
よつては百万人を超える方々の年金そのものに大  
きくかわる、こういう問題なんです。

基本的には、本来、こういう不整合記録を出さ  
ないよう努力をしてなければいけない、ある  
いはこれからしていく、これがまず当然でありま  
すが、今回、厚生労働省が出されたいわゆる救済  
策において、この不整合記録を有する方が、いよ  
いよ自分が年金をもらえる、六十五歳の直前にな  
ると思ひます。年金事務所、今でいえば機構の事  
務所に行きまして、では実際に申請する場合に、  
これまでの、すなわち去年までのあるいは本来の  
取り扱いとそして救済措置における取り扱いと、  
一体どう変わるのか、これをまず厚生労働大臣か  
ら御説明いただきたいと思ひます。

○細川國務大臣 加藤委員の御質問にお答えいた  
します。

これまで、六十五歳になる直前に申請に来ら  
れます、そのときには、三号被保険者で来られた  
場合に、本来ならば、号であるかどうかという  
ことを確かめて、そしてそれが不一致ならばそこ  
の点については未納期間、こういうことで計算を  
して、そしてきちつと不整合を訂正して、年金が  
どれくらいになるかを決める、こういうのが本来  
の姿でございます。

ところが、それは、過去の、調べてみますと、  
特に、始まったのが六十年四月でありま。すか  
ら、その後、平成十年の四月まで、これはほとん  
ど社会保険庁の方は何もそういう実態が、一号被  
保険者になったということでそれを改めるような

ことはほとんどしていなかったという状況で、申  
請に来てもそれは三号被保険者のままでやつてい  
た、こういうことになりました。

そして、その後、平成十七年、経済省の方から  
改善の勧告がございまして、十七年からは割と、  
号被保険者に変えるようにという勧告、そして  
それをしなかつたらそれを抹消、種別変更を強制  
的にする、というような形でやつてきた。それでも  
まだほとんどできていなかったというのがありま  
す。それで、一七年以降はしつかりそれをやるよ  
うになつてきておりますけれども、それでもまだ  
実態に合わないようなことをやつていた、こうい  
う状況があります。

そこで、今度は、それを迅速に三号では、そうい  
う不整合期間がありましたならば、それについて  
是正をする、そういうのも尊重する、といひま  
す。記録を尊重する、ということ、二年間だけは  
請求をして、そして、それ以前の期間について  
は、その三号被保険者という記録を尊重して、未  
納期間については、これは、第一号被保険者で  
あったということで取り扱おう、こういうことを  
決めたのが三号の通達でございます。

○加藤(勲)委員 簡単に申し上げますと、この不  
整合記録の期間を年金の支給に反映するかしな  
いかということが、ここによって変わるわけであり  
ます。これまで反映されなかった、そしてこの  
救済措置によって反映されることになった、ここ  
がポイントだと思ひます。

確かに、御主人が脱サラして第一号被保険者に  
なりました。奥さんそのものは、自分は第三号被  
保険者である、ということの認識がどこまであるの  
か。あるいは、届けなければいけない、ということ  
を余り認識されていなかった、そういう方も確  
かにいらっしゃると思ひます。そういう方が年  
金をもらいに行つたら、どかんと、あるいは、場  
合によつては年金をもらえない、これはどうにか  
しなきゃならない、私はこれは一理ある、こうい  
う話だと思ひます。

しかし、これに対して、やはり不公平じゃない

か、問題があるんじゃないかということが年金業務監視委員会、これは総務省の所管する委員会でありますね。この二月の十六日の委員会で次から次へとおかしいじゃないかという声が出されております。私がいただいた議事要旨を見ると、反対する意見だけ出されたのかもしれないけれども、この措置でいいんだ、厚労省の措置でいいんだという声は、つもない、むしろ、おかしいというばかりだ、こう思うんですが、総務大臣、どうですか。

○片山国務大臣 年金業務監視委員会での問題が提起をされて、論点は幾つかあったようでありますけれども、その一つは、さつき加藤議員もおっしゃいましたけれども、ある特定のグループといいますか属性にある人たちが救うことによつて、別途の不公平を生むのではないかという論点、それからもう一つは、法令的にその根拠がはつきりしているのかという論点、こういう論点が出されたというふうに伺っております。

○加藤(勝)委員 今の、まさに委員会が指摘のあった不公平感、例えば、ちゃんと法台にのつて届け出をしていただ方は、ずっと保険料を納めて初めて年金をもらえるわけですから、それとの問題、あるいは、同じ不整合記録があったにもかかわらず、去年まで年金の裁定請求に行った場合と行かない場合との取り扱ひの不公平。

これはどのぐらいの金額になるか、ちよつと私、一つの例で計算してみました。例えば、不整合期間が五年あるという方の場合、一年間保険料を納めていたとすると、年金額は約一百万円上がることになるんですね。そして、五年間ですから、それが五倍で年額百万円変わってきます。そして、女性の平均寿命、六十歳から平均余命というんですか、二十四年なんですよ。そうすると、二十四年掛ける一、二百四十万なんですね。二百四十万もの差がある、ある日を前後して、法律の改正もなく異なってしまう、こういうところに問題があるんじゃないか、そして、それが法律にもよらないということであります。

通常、これだけ大きな話を政府が判断するといふ場合には、関係する皆さんにしっかりと調整を協議をして、そして決めていくのが、少なくとも私どものときのやり方でありました。

そこで御質問いたしますが、まず、これが法律上、法律改正をしなきゃいけないのか、今の法律でできるかどうか、こういった事務的な相談、内閣法制局にするわけでありますが、法制局長官、こういう事務的な協議が事前にありましたか、イエスかノーかでお答えください。

○梶田政府参考人 お答えいたします。

今お尋ねの件につきましては、事前に厚生労働省から相談を受けたことはございません。

○加藤(勝)委員 そして、今回御指摘になった年金業務監視委員会を所管されている総務大臣、総務省に対して、事前の相談はありましたか。

○片山国務大臣 業務監視委員会に対しての事前の相談はなかったと聞いておりますが、これは、年金業務監視委員会が、事前にそういう相談を受けて、両首でよく協議してという、そういう性格ではありませんで、国民年金などの業務について、必要に応じて業務監視委員会が意見を申し入れることができる、こういう仕組みになっております。

○加藤(勝)委員 そして、こういう話は、政府・与党一体であります。与党の政調の関係、玄葉大臣は政調会長も職務をされているということでありますが、政調の皆さん方に事前に相談はありましたか。

○玄葉国務大臣 部門の方に相談があったかどうかは調べないとわかりませんが、少なくとも私も私には事前にごさいます。

○加藤(勝)委員 私が聞いています限りは、そういう議論がされたことはないということをお聞きしておりますが、それはまた後で、違つたら訂正をしていただきたいと思います。

要するに、今ずっと指摘をしてまいりましたように、関係者、与党も含めて、全く協議を行わない。そして、結果的に、年金業務監視委員会から、不公平だ、あるいは法律にしておくべきであつた、こういう指摘が行われている事態になつたわけであります。

私は、この問題は、救済策にも一理あると先ほど申し上げました。そして、おかしいという指摘にも、理あるわけであります。すなわち、何が公平で、何が公正かという、まさに価値判断に係る問題だと私は思うんですね。そして、多くの国民にもかかわる問題であります。まさに、こういう問題は、広く国民に開かれた議論の場において、まさに政治が主導して結論を出すべき問題だというふうに思うわけであります。

そして、先ほど申し上げたように、本当に一月、去年とことし違うだけで、場合によっては二百四十万も生れ年金が違う、そういうことが、法律改正によるものではなく、このボードを見ていただきたいんですけれども、この通知によつてそれがなされているわけです。あるいはなされることになったわけであります。それは、ここにありますように、議まさせていただきますけれども、厚生労働省年金局事業企画課長、こういう名前です。そしてもう一人、年金局事業管理課長、まさに厚生労働省の課長のお名前のこの通知で処理をされているということでもあります。

民主党の皆さんあるいは菅政権は、政治主導だと言っておきながら、こうした対応がとられたことに對して、御感想を伺いたいと思っております。

○枝野国務大臣 まず、これは厚生労働省の内部限りで議論をしていたというわけではありませんが、年金記録回復委員会の方で、昨年の三月にはこの問題点を指摘して、そして、こういった方策が必要ではないかという考え方を公開いたしました。そして、昨年の十二月にも、年金記録回復委員会の公開の場で、こうした運用の改善について公開の場で議論をして、こういう方向でというところでございますので、御了解をいただければというふうに思います。

その上で、御指摘の点については十分考慮をいたすという前提で、今、厚生労働大臣を中心に、総務大臣とも御相談をいたしたい、必要に応じて、私の方も調整に開与させていただいて、しっかりと公平性とそして現実的な救済との兼ね合いを判断してまいりたいというふうに思っております。

○加藤(勝)委員 官房長官、間違っていますよ。厚生省内部なんですよ、回復委員会というのは、これは、厚生労働大臣の伺い定めによつてできている、全く助言する機関ですよ。厚生労働省内部だけではない、訂正してください。

○枝野国務大臣 ちよつと言堂遣いに誤解があったらおわびを申し上げますが、厚生労働省のそういった機関でございますが、今申し上げた議論は、公開をされたものの中で、昨年の二月末、公開をされて議論をされていたということをお聞き上げたかったもので、言葉が足りなかったら訂正いたします。

○加藤(勝)委員 公開と言いますけれども、インターネットのサイトにばつと出すのが公開なんですか、本意の意味で、それで国民がわかりますか。わからなかったから、今問題になつているんじゃない。

もし、去年の三月からこういうことが議論になつていいますと知つていけば、去年の十一月まで、こういうことなら少し待つてみようという方だつていたでしょう。しかし、その方々が、そういう事情を知らないから、ある意味では先にやつてしまった。もしそんな救済措置があれば、去年の十一月にやらずに、一月まで待つていけばよかったなという方だつておられるわけですよ。全く不公平です。それをもつて公開しているなんというのとはまた別のほかだと思ひますが、今の議論を聞いて、総理としての感想を教えてくださいたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 私も、この三月被保険者の問題、いろいろと説明をよく聞いてまいりました。現在の年金制度が制度的にかなり複雑で、特に制度間の異動について、私自身も、厚生大臣に

なつたときに国家公務員共済に入つて、そちらに移るようにと云われたんですが、大臣はそちらの年金には入れないということを担当者が知らなくて、大変私としては迷惑を受けたんですが、そのことはそのこととして、制度間の異動について、修正が長年にわたつて適切に行われてこなかったことが背景にある、こういうふうな理解をいたしております。

この問題は、こうした対応の結果生じた年金基金の不整合の対策をどのようにして救済するのか、同時に、年金の公平性の確保をやはりどう確保するのか、こういう両面からの議論が必要だと考えております。

加藤議員も、救済が一切必要でないという立場ではないということを今もみずからおっしゃつたように、こういう両面を考へて、厚生大臣が中心ではありますけれども、総務大臣との間で十分協議をして適切な結論を出してもらいたい、必要によつては官房長官にもその間に入ってもらいたい、このように指示をいたしていただいております。

○加藤(勝)委員 いや、私が申し上げたかったのはそういうことではなくて、この一連のプロセスが、これだけ大きな話が、関係者と協議することもなく、そして法律のプロセス等を値むこともなく、こういう対応をとられたことについて整理してどうかということをお願いしたのでありますけれども、次に行かせていただきます。

それでは、先日の二十四日の議論で留保されております、この留保の結果について、政府としての見解をお示しいただけますか。

○細川国務大臣 ぜんだつての委員会におきまして……(発言する者あり)

○中井委員長 御静粛に。

○細川国務大臣 鴨下先生の方から御質問をいただき、そこで、年金業務監視委員会でもいろいろな異論が出てくるということで、それで、私の方は、この件につきましては、時留保をする、こういうことを申し上げたところでございます。

その後、総務大臣とも協議もいたしましたけれども、きょう、年金業務監視委員会の方で、厚労省の年金回復委員会の委員長あるいは副大臣、そういう方を呼ばれておりまして、そこで、業務委員の方でも、この件について、どういふききつでどういふふうになつたかいろいろと御説明もさせていただく、こういうことになつております。

そういうところでの御意見も踏まえまして、いろいろと、その留保について今後どうしていくかということをお話ししていき、こういうことをこの間申し上げたところでございまして、

○加藤(勝)委員 そうすると、事態は、今申し上げたいろいろな手続の話は聞きましたけれども、留保について何の答えも出ていない、こういうこととすよね。

総務大臣、二十五日の記者会見であるいは二十四日の委員会で、できる限り年金業務監視委員会を前倒しすることを検討するといふニュアンスのことをおっしゃいました。そして、二十五日の記者会見で、しかし、委員会の皆さんに聞いたら難しい、そういう議論、確かに、委員会、相手のあることですから、できないことがあると思つてます。そして、その後に記者会見で、しかし、最終案ではないけれども、この予算委員会の流れ、二十四日の、鴨下委員が質問をし、質疑が中断する、こういう大変大きな事態を踏まえて、あらかじめの方針については出して、早くお示しいきたいと思つて、こう記者会見されているんですよ。

○片山国務大臣 鴨下議員とのやりとりの中で申し上げたつもりなんです、年金業務監視委員会がこの問題を取り上げて、それで論点を整理して私のところに年金業務監視委員会としての見解を持つてこられる、それを受けて総務省としては厚生労働省に年金業務監視委員会の意見をお伝えする、こういう筋書きといえますか仕組になつて

いるんです。

その話を申し上げたんですが、この予算委員会の過程で、早く何らかの結論を出せという要請もありましたので、年金業務監視委員会はまた結論を出してありませんけれども、前問やつたときの、先ほど申し上げた、紹介した論点がもう出ておりますので、その論点の主要な点は厚生労働省にもお伝えをして、その上で、厚生労働省の方でとりあえず留保をしようということになつたわけでありまして。

先ほどおっしゃつた、年金業務監視委員会の次回を早くしたらどうかということであつたんですが、これは残り何でも無理でありまして、委員七人全員が日程がそろわないということで、結局、予定どおり、きょう開くことになつております。

したがつて、きょうまた、あらかじめの論点も何一つありませんけれども、厚生労働省の方で留保をした、その間のいきさつについては、先ほど厚生労働省からお話がありましたように、大塚副大臣等から御説明した上で、またいろいろな意見が出てくると思つて、それを受けてまた厚生労働省の方に伝えたいと思つております。

○加藤(勝)委員 鴨下委員の残りの質問に対して政府の統一見解が示されなければいけない、こういうことがあつたわけでありまして、委員長は、そのとき、御意向はわかりました、こうおっしゃつていただきました。

そして、金曜日の理事会で、いわば職務で本日予算案が採決されるような日程も決められているといふことでありますけれども、その決定がいかにどうかは別として、そういうことであれば、当然それまでには政府の見解が示されてくるのは、私は当たり前のことだと思つてます。

そして、それを、今お話を聞くと、まだ留保するかどうか、この扱いについて、これから行われる年金業務監視委員会の議論も踏まえてという話であれば、それは、体、いつかえを出せるんですか。

これは予算委員会で指摘された問題なんです、委員長、それにしつかり答えを出すことは、私は政府の義務だと思つて、その義務を政府が果たさない以上、我々はこれ以上質問を続けていけないじゃないですか。

○中井委員長 私どもは、両大臣が協議して、そして文書をもとめたと聞いておりますので、細川律夫厚労大臣、(発言する者あり)細川律夫厚労大臣、(発言する者あり)細川君、お答えください。

○細川国務大臣 二十四日には、私の……

○中井委員長 十五日の、この両大臣の、両省の文書をお読み上げください。(発言する者あり)

○細川国務大臣 大変失礼いたしました。失礼いたしました。(発言する者あり)

私の方から申し上げます。

第三号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成二十三年一月十五日 厚生労働大臣 総務大臣

議題の件に対しては、(発言する者あり)だから私が申し上げていっているといふことでしょうか。これからちゃんと見解を品みま

すから、ちよつとお静かにして聞いてください。議題の件に対しては、以下の点に留意しつつ、速やかに検討し、厚生労働大臣が適切な結論を出す。

(発言する者あり)ちよつと聞いてください。

一 年金制度に対する国民の信頼を維持するためには、可能な限り正しい状態を追求する必要があること。

修正や周知徹底について、行政に法的義務はない。

⑤ 対象者の側にも、法律で定められた記録の訂正の届出を行わなかったという事情があること。

⑥ 本件(第三号被保険者の記録不整合問題)は、一昨年度に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケートによって判明したものであること(今回の、連の対応は、それ以前の状況に比べると、状況を改善する対応であること)。

⑦ 既に受給権が発生している高齢者を含め、過去全ての期間に遡って、国民全員の記録の齟齬を修正することは事実上困難であること。

以上でありまして、問題の件に関しては、そういうことで速やかに検討をいたしまして、私、厚生労働大臣が適切な結論を出す、これが方針でございます。

○加藤(勝)委員 委員長、今のは何日付ですか。十五日付なんですよ。それをしっかりと出すべきでしょう。しかも、さっきの答弁は、全くないんですよ。これは時間つぶし、こんなものではまじめな議論ができないじゃないですか。

○片山国務大臣 いずれにしても、加藤議員がおっしゃったように、救済の必要性というものと、それから、そのことによって生ずるアンパランスとか不公平をいかに解消するかという問題は、これはよく調べて結論を出す必要があると私は思います。拙速はやはり避けるべきだと思います。

もう既に年金業務監視委員会の論議はお伝えしているわけでありまして、それを踏まえて、とりあえず第一歩として、厚生労働省は留保をされたわけです。残余の手続については、先ほど言いましたように、よく調べて、それで結論を出すというところで、私はそれで常識的な判断だろうと思います。

○加藤(勝)委員 いや、余りにも不誠実ですよ。

委員長、さっき留保の話はどうなりましたかと質問をしたときに、答えていないじゃないですか、今の答えを。

○中井委員長 留保の話はさっき答えました。

○加藤(勝)委員 留保のその後の取り扱いはどうなりましたか。

○中井委員長 それも答えました。そして中身にについては、これを。

○加藤(勝)委員 それについて、今、ペーパーがあるのなら、それをさっと説明するのが誠実な対応ではないですか。全く不誠実じゃないですか。今我々が追及したから出てきたんでしよう、委員長。こんなんじや常識でできるわけじゃないじゃないですか。まず、紙を出してくださいよ、紙を。(発言する者あり)

○中井委員長 はい。それじゃ渡しますから、出してください。

さようはテレビですから……(発言する者あり)加藤議員、質疑を続けてください。(加藤(勝)委員)何で最初に出さなかつたんですか。何で最初に出してくれないんですか。時間をつぶすだけじゃないですか、そんなのはと(呼ぶ)

議事を進行してください。(加藤(勝)委員)委員長、こんなんじやでいいよと(呼ぶ)議事を進行してください。加藤議員。

加藤さん、両大臣間で、今まで佐藤省で出た議論も含めてこれは協議して、そして……(加藤(勝)委員)初めから何で答えてくれないんですか、と(呼ぶ)ちよつと待つてください。そして、だけれども、さようは二十八日、十八日に委員会が開かれます。しかし、その委員会がさよう結論を出すか、大臣に諮問を出すかもわかりません。したがって、この委員会に間に合うように両省の見解をすり合わせたんです。(発言する者あり)

それでは、進めてください。加藤さん。

○加藤(勝)委員 まず、委員長、申し上げたいのは、最初に申し上げたように、留保の件はどうなりましたかと(言っていた)ときに……

○中井委員長 それでは、もう、御答弁。

○加藤(勝)委員 いや、違います。言っていたのだときに、まずその話をしていただけばいいじゃないですか。両省で大臣が協議をして紙までできていんですよ。

○中井委員長 氏が答弁する場じゃないから。

○加藤(勝)委員 いやいや、違う。だから、余りにも不誠実だ。その不誠実をまず認めていただきたい。

○中井委員長 はい

○加藤(勝)委員 そして、その上で、鴨下委員は、統一見解がなければ質問できない、こういうことを言っているわけでありまして、当然、午後の一般質問、十五分予定されているようすが、それまでには、答えてですよ、今の答えじゃありません。どうするかという見解を出していた、だから、よろしいですか。

○中井委員長 これは、一十八日の、佐藤省の監視委員会の協議が一十八日夕刻でありますから、なかなか技術的には難しい。しかし、今まで出た議論を詰めてやつたものですから、私は、これはこれでいいんだと思います。

細川君、先ほどの件、加藤さんの件について答えてください。

○細川国務大臣 先ほどの加藤委員の留保の件についてはどうするか、こういう御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、留保そのものについては、今留保させていたたいで、そして、今、これから統一見解も出しまして、それに基づいてこれから早急に結論を出していく、こういうことでありまして、留保そのものはまだ続けさせていただきます。

○加藤(勝)委員 いや、大臣、私は大臣は誠実な方だと思っていました。

最初の質問のときに、まさに最初に、両大臣間でそれなりのまとめでなされているわけでしょう、一応。だったら、それをきちんと言われることが諸議の促進になるじゃないですか。こんな時間、なくて済んだじゃないですか。

首を振っていられますけれども、そう思われませんか。一体何のために一回も二回も質問したか。

○中井委員長 細川さんは、失礼だけれども、ぼそっと、総務大臣に会ったとは言いました、さつき。

○加藤(勝)委員 いや、そんなことじゃないんですよ、委員長。さきんとうそういうのは出して、誠実な結論をさせてくださいよ、委員長。そして……

○中井委員長 では、総務大臣にこの紙のことを聞きますか。

○加藤(勝)委員 いやいや、別に、両大臣でつくっているんだからいいんですよ、それは。厚生大臣の話。

それから、先ほど申し上げた、今のまあいけば、今の委員長の話でいえば、鴨下委員の質問までには統一見解が間に合わない、そんなことで子委員としての使命が果たせないじゃないですか。政府はそれまでに間に合わない、あるいは、私どもがつていっているのは、ルール中限でいくのか、救済中限でいくのか、そのあらかたの方針、それだけでもつくり出すべきですよ、そうでなければ常識でできないじゃないですか。子委員会の使命を果たせないじゃないですか。

○細川国務大臣 加藤委員も質問の中で言われているように、救済をしていくのか、それとも公平の見地から、観点からこれをやっていくのか、大変難しい問題なんですよ。それは加藤委員がおっしゃるとおりで、我々の方もその点については大変苦労しているわけなんですよ、それを今ここで結論を出せというのは大変難しいところでございます。これは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○加藤(勝)委員 いや、今のお話、何回聞いても、やはり誠意ある対応をしていただきたい。我々はさきんとうした議論をしていきたい。そして、子委員会で出てきた話であります。そして、非常にこれだけ国民の皆さんが、これまでのルールどおりやるべきなのか、あるいは救済を重

視すべきなのか、あるいはその間に折衷案があるかもしれない。やはり、そういうことに關して基本的な考え方を出し、こゝでしつかり議論していく、これが予算委員会の大事な使命だと私は思うんです。

だから、少なくとも午後の閣下委員の質問までには、あらかじめ方針で結構であります、出して下さい。決めればできるんですよ。

○細川國務大臣 先ほども加藤委員にお答えをいたしましたように、私と総務大臣の方で話もいたしまして、そこで方針について、先ほど申し上げたような方針でやっていく、こういうことを申し上げたわけなんです。

したがって……（発言する者あり）先ほどのが、だから、方向性を示せ、こういうのが、これがこの間の予算委員会での、だから今方針を申し上げたところでございます。

○加藤（憲）委員 いや、方向性を示せと言われるからつくりましたというその文書を、さんざん質疑をしなければ出てこない。最初に出されるのが筋でしょう。それが私は当たり前の政府の義務であり、政府の良識な対応だと思えますよ。

そして、最後に申し上げますけれども、閣下委員は、あくまでも政府統一見解がなければ質問できない、それが我々予算委員会のやはり大事な義務だ、こういう認識で、あの二十四日、終わられたわけでありまして。

したがって、その統一見解が、あるいは少なくとも今申し上げた、ルールどおりいくのか、あるいは救済措置でいくのか、そういう大方の方針が示されない限り、我々はそれに応じることができない。

このことを明確に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○中井委員長 この際、谷公一君から閣下委員の申し出があります。伊吹君の持ち時間の範囲内でこれを許します。谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。限られた時間でございますけれども、民主党内

閣の一日一歩地という地域主権改革の中で大きなウエートを占めております一括交付金について、この問題に絞ってお尋ねしたいと思えます。

先月の菅総理の施政方針演説で、改革は大きく前進します、地域が自由に活用できる一括交付金が創設されます、当初、各省から提出された財源はわずか二十八億円で、これでは地域の夢は実現できません、各閣僚に強く指示し、来年度は五千二百二十億円、十四年度は一兆円規模で実施することになりました、政権交代の大きな成果ですと、強いリーダーシップでやったのだと誇らしげに総理は述べられていました。

来年度の自治体向けの前倒しはどうなっているのか。道路、河川、学校の耐震、下水、そういう施設整備をするための国からのお金です。今年度の三兆四千億円から三兆九千億りとなりなっています。一〇％減っている。どう思いますか。総理、これで改革は大きく前進したのですか。地域の夢は実現できるんですか。

昨年秋、民主党代表選挙がありました。あの小沢、郎氏が代表選挙で、地方向け補助金を束ねることによって数兆の財源が生まれる、そういうふうに主張したかと思いますが、それをまねてこのように削減したんですか。

まず、この点について、総理大臣、お考えをお伺いしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 今、谷委員から言われたことの性格は、いわゆる公共事業全体の予算が減ったということと一括交付金約五千億が削減されたという点と、どういう関係で御質問か、若干私には理解が難しいので、一括交付金に絞って、削減した意図というのは、今おっしゃっていただいたように、従来の個別的な補助金でここにこれだけ使うというのを、少なくとも一括交付金化することによって自治体がかかり自由裁量的に使える。そういう意味では、地域戦略会議、私の主宰するもので、何人かの現職知事も出ておられますが、大変高い評価をいただいております。

ですから、全体額云々のことと補助金から一括交付金にして自由にするということは、関連はしておきますけれども、若干性格が違ふんではないかと思っております。

○谷委員 この人を委員の皆さん見てください。この表によつて、三つのことがわかります。地域主権戦略交付金、いわゆる一括交付金ですね。これは、従来の交付金を引き継いで五千二百二十億をその中から捻出した。それでいて、今までの、上に、社会資本整備総合交付金などがありましかつても、兆余りはそのまま残っているんです。そして、さすが財務省です。偉い。トータルのはしつかり減らしているんです。私は兵庫県ですけれども、地方に生まれ育って現在住む者として、政府の冷たさにやり切れないんですわ。

財務大臣、民主党のマニフェストに、補助金にかかわる経費と人件費をこの一括交付金によって削減すると書かれていました。削減したんですか。十三年度予算で、一括交付金で補助金に振る経費と人件費を削減したんですか、取り組んだと誇らしげに言われていますけれども。

○野田國務大臣 ちよつとこの資料だけだと全体像がわからないと思うんですけれども、国から自治体への補助金、これは、例えば投資関係という意味では、一十一年度と一十三年度の、今おっしゃるとおり三百二十億と二百五十億です。ただ、補助金というのは、経費も含めると、これは約二十兆から一十兆へとふえているんです。全体は、ふえているんです。現実の数字は、

というところであるということ、その前提で、今回の地域主権戦略交付金というのは、国の財源確保のためというのではなくて、先ほど総理の御答弁にもありましたけれども……（谷委員）投資経費だから投資を促したんですと……この投資の中でもそうでなくても、財源確保ではなくて……

○中井委員長 勝手に質問をしないでください。

○野田國務大臣 あくまで地方の自由度を増す、そういうことの理念のもとにやった結果であつて、当然のことながら、取捨選択を地方がする中で、その選択の中で効率化をしたいと思いますけれども、財源確保ありきという問題の置き方ではないということでございます。

○谷委員 今、財務大臣、効率化と云われました。効率化の名のもとに、結局、地方向けの自治体向けの補助金を、カットした、それがこの姿ということを指摘しておきます。

では、この一括交付金、政府の方は、ひもつき補助金を段階的に廃止ということを盛んに強調されております。でも、各省庁は、先ほどのパネルで見ましたように、五千二百二十億、それぞれ出しているんです。各省庁から出している。特に、国土交通省、農林水産省は多いんですけれども、そうしたら、各都道府県が自由に計画をつくれるといつても、事実上いろいろなパイプでブッシュする、こういった仕組みで地域の夢が実現できるのか。

現に、各省庁の予算、この一括交付金の拠出額を含めれば、予算額はそれほど落ちていません。各省庁については、財務大臣、よく御存じでしょう、そのことは、各省が、普通の公共事業のウエートはこうです、しかし、一括交付金を入れれば表面ほど落ちていないですということを、国土交通省でも農林水産省でも、資料で書いていますわ。

結局、そのこと自体、ひもつきと同じ聞い込みなんです。今回の一括交付金は、本所に自治体の、都道府県の自由裁量というところであれば、各省庁がそういうことをPRすることをやめさせるべきではないですか。逆に言えば、ここがポイントなんですけれども、聞い込むことが可能なような仕組みをつくつたので、各省庁はお金を出したんです。総理大臣は、一十八億から五千億を出したんです。総理大臣は、こういう仕組みであれば今まで自分たちが持っていた金が事実上そのまま温存できるから出したわけなんです。

形だけにこだわる政治主導内閣の、この底の浅

それから、私に御指名をいただけなかったの  
一つだけ申し上げたいのは、アメリカからT P P  
に入れたということは言われておりませんし、アメ  
リカ自身がT P Pに入るかどうか、今の議会のね  
じれ状況の中ではわからないですよ。それは先生  
も御了解のとおりだと思います。

○阿部委員 まさに今、前原さん、いい答弁をし  
てくださいましたよ。アメリカだつて議定とけん  
けんがくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
開国フォーラムをやつて踊つてゐる場合じゃない  
んですよ。この議会で、本場に大事なT P Pの審  
議をもつとやつてほしいですよ。社会が変わる、  
構造が変わる、雇用が変わる、職業が変わる、  
ルールが変わるんですよ。これくらいのことなの  
に、私は、だから安易に言うなとくきを刺したい  
だけです。

引き続いて、年金の問題に行きます。

年金は、先ほど来、加藤議員が御質疑でありま  
すが、これは特に委員長によく見ていただきたい  
んです。何が起ころうとしているか。三枚目で  
す。

いわゆる主婦であつた方が、夫が仕事をかわつ  
て国民年金の、号になつたけれども、主婦の方は  
何らかの理由で三号被保険者という御座るんで  
すよ、これは、夫が二号であつて初めて三号とい  
うのはあるんですよ、そういう状態になつた。そ  
のときに、何十年かたつて、その間保険料を納め  
ていなくて、歳定のときにわかつた。そうした  
ら、実は、ずうつと保険料を納めていない人も、  
正直にその時点で、夫が仕事をやめた時点で切り  
かえた人も同じ年金額になつちゃうということだ  
ですよ。

何十年も昔々と保険料を納めた人と納めなかつ  
た人がなぜ同じなのか。それを救済策とか勝手な  
運用三号とかいふけれども、はつきり言つて三  
号ですよ。こんなものを、みんなが納めなきゃ  
いけないと一生懸命国民は一萬五千円、少ない  
給付の中からだつて納めてゐるんですよ。納めな  
くてもらえるんだつたらみんな納めませんよ。そ

のモラルハザードが大変に信頼を損なうものだ  
ですよ。この運用三号、運用三号、だれが決め  
たか。厚生労働大臣の細川さんですか。

そして、お二人に伺います。特に枝野さん。先  
ほど、三月二十九日にこれが年金検討委員会で行  
われて、その後、十二月十四日まで、一回も行わ  
れていないんですよ。一回も、議事はなんか見たつて  
出ていないんですよ。どこで論議されたか。だ  
れが決めたか。だれが決めたかわからない。  
だれが責任とるのかわからない、法律にもつと  
らない。本場にまじめな国民を愚弄する。

細川さんには、あなたが決定権者ですか。枝野  
さんには、本場にこれ、年金記録の回復委員会な  
んかで一回もないんですよ。どこで見るとん  
か。お願いします。

○中井委員長 細川さんと枝野君二人にお答えい  
たします。時間がありませんから、簡単に明確  
に。

○細川國務大臣 これは、昨年の三月二十九日、  
その日に、当時の大臣の方から、こういう形でや  
りたいと、こういう大枠のことを年金回復委員  
の方に諮りまして、そして、年金回復委員会の方  
では、これは後でそれを、いいだろう、こうい  
うことになりまして、そこで大枠が決定された  
わけですよ。それから、日本年金機構とそれから半  
金局の方でいろいろと準備をしてまいりまして、  
そして、大体準備ができたところで、それではい  
つ通知を出すかということが、十一月の十五日で  
すか、そういうところでその了解をということ  
で、そのときに課長通知で出したということでご  
ざいまして、それは当初から決めたことを通知で  
出したことでもあります。

○中井委員長 それで結構です。(笑)する者あ  
り(いやいや、言わないと時間がある。

○枝野國務大臣 先ほどの加藤議員に対する答弁  
がもし誤解を与えたらおわびを申し上げますが、  
どうも、だれも知らないところで全部決まつたの  
ではないかというようなニュアンスでしたので、  
昨年の昨と十二月と、公開されているところでも

議論をしていますということをおし上げたので、  
もし誤解があつたらおわび申し上げます。

○阿部委員 さつきの、もし長官さんがお決めに  
なつたんだつたら、長官さんに参考人として来て  
いたいただきたい。今、これが問題になつてゐるん  
で、このまま運用していいのか。本場に三  
号になりまして、委員長に、参考人として長  
官厚生労働大臣をお招きして、終わらせていた  
だきます。

○中井委員長 理事会で協議します。

これにて阿部君の質疑は終了いたしました。

次に、浅尾閣下、郎君。

○浅尾委員 本日は、管内閣の早本姿勢というこ  
とでありますので、冒頭、この間、菅総理大臣が  
おっしゃつてきたことについて、ちよつと通告は  
しておりますけれども、わかりやすい話であり  
ますので、質問をさせていただきますと思いま  
す。

民主党は、マニフェストで国家公務員人件費二  
割カットということをおつております。

その中で、まず本来であればトップから、随分  
り始めよということでありまして、本来であれ  
ば、総理大臣は、公務員全体が二割ならトップは  
もつと給与削減をされるのが筋ではないかと思  
います。この間の人事院勧告を受けて、菅総理の  
お給料は、二百六万円が、私の理解が正確であ  
れば、五千万円減つた。二百六万円に対して五千万円とい  
うのは、〇・二五%に満たないということであり  
まして、そのことを同僚の補選議員が総理に質疑  
をいたしましたところ、二割カットしますとい  
うふうに総理は答弁されたわけでありまして、直後  
に枝野官房長官の記者会見で、それは決意を示し  
ただけだということ、五千万円のままになつてい  
る。

国民は、やはりトップリーダーの決意、言葉と  
いうのを一番期待するわけですから、この際、こ  
れは御自身が決断すれば他の人のことについては  
できるわけですが、旧変わらず、二百六万円に  
対して五千万円の引き下げだけいいというふう

思われるかどうか、お答えいただきたいと思いま  
す。

○菅内閣総理大臣 これは補選議員のときにも申  
し上げましたが、閣僚の給与はかなり前の内閣の  
時代から一割はカットしております。しかし、私  
も、例えば現在我が党でも、国会議員の歳費、御  
党もいろいろ議論というか提案がありますけれど  
も、これについても、一割を削減するという方向  
で今の方で集約が進んでおります。そういう  
味で、時期をそんなに延ばす気はありませんけれ  
ども、閣僚については、現在の二割カットではな  
くて、さらに踏み込んだ形はとるということとは先  
日お約束いたしました。

時期については、他の法案との関係で考えてお  
ります。そんなに、一年先とか半年先というこ  
とを考へてゐるわけはありません。もつと早い  
時期に、そういった関連するものとあわせて提  
案をしたい、あるいは実行したい、こう思つてお  
ります。

○浅尾委員 自主的に返納するということですか  
ら、すぐにでもできると思ひますので、それは  
さつさとおやりいただきたいということをおし上  
げたいと思ひます。

それでは、通告をしております質問に移らせて  
いただきます。

前回の税と社会保障についての集中審議の際に  
も申し上げさせていただきまして、その後、私自  
身もいろいろと勉強をいたしました。勉強いたし  
ました結果、国税庁が持つてゐるデータを厚生  
労働省あるいはその所管の団体を持つていないこと  
によつて、かなりの年金の保険料、そして健康保  
険の保険料が徴収できていないということが明ら  
かになりました。

この予算委員会でも、第三号被保険者の記録不  
整合問題というのがいろいろと議論をされてお  
りますが、基本的には、データが整備されてない  
というところがかなり大きなところになるんだらうと  
いうふうに思ひます。そのためには、税人庁を早  
くつくつた方がいいと思ひますし、それから共通

いろいろな調査をやっています。そこで、特に法令上決まっていなくて調査をできるというものがあるならば、それは提供しているんですね。そうじゃなく、特に法律上ないものについては、基本的には守秘義務にかかるという判断をさせていたでいます。

○浅尾委員 今のお話ですと、政治の決断ということになってくるとはいいか。私が申し上げているのは、歳入庁はみんなの党としてもつくるべきだという立場でありますが、なかなかこれは、民主党は二年前の衆議院選挙で、歳入庁をつくるということを公約で掲げておりましたが、まだ進んでいない。進んでいない中で、法人のデータ、要するに、幾らその法人が利益を上げていて、とか何とかというのを年金機構に渡せと云っているわけではなくて、どこに法人がありまよと。法律は、法人はすべて厚生年金に加入しなさいとかめと云いてあるわけですから、どこに法人がある、法人の名前と住所ぐらいは渡せるんじゃないですか。それも守秘義務に反するという立場で、財務大臣としては渡せないということですか。

○野田財務大臣 いわゆる税務当局の立場から、こういうことができますよ。守秘義務も、こういうのがあればどうですかという立場じゃありません。これは、逆に言うと、厚労省から、厚生年金未加入事業所の加入促進のために例えばどんな情報が必要なんだということがある中で、何ができるかということはあるかもしれませんが、こちらからどんな提供するという性質のものであります。

○浅尾委員 そうだとすると、細川厚生労働大臣から、本当はこれは管総理が両省庁の上からいっしやるから管総理の決断で、全国の法人の住所と名前だけ厚労省に渡して、厚労省から年金機構に、そのデータを使って未加入法人のところに足を運んで加入して欲しいと言えれば済む話ですから、それぐらいやられたらいいですか。

○細川財務大臣 厚生労働の関係からいえば、そ

れは、的確に厚生年金の方にしつかり入っていただけの方を把握できるようにしていただけるのが一番いいだろうというふうに思っております。

○浅尾委員 帝国データバンクは民間ですよ。国税庁の持っているデータの方がちゃんとデータだと思えます。しかも、私が申し上げているのは住所と法人名だけ。では、細川大臣、野田財務大臣にぜひ下さいとこの場でおっしゃればいいじゃないですか。

○細川財務大臣 私の方は、先ほども申し上げたように、的確に厚生年金に入っていたかどうかという情報はいただきたいというふうに思っております。そのことを申し上げたいというふうに思っています。

○浅尾委員 申し上げたいということは、先ほどの野田財務大臣の御答弁ですと、厚労省からそういう要求があった段階でそれを出せるか出せないか検討をするということでしたから、強引返しになりませんけれども、全国の法人の住所と名前をぜひ下さいという要求をされるのかどうか、その確認だけしたいと思えます。

○細川財務大臣 それでは、私の方から、財務大臣の方に検討をしていただくようにお願いをしたいと思います。

○浅尾委員 では、今の議論を踏まえて、管総理、ぜひ総理大臣としても、財務省にそのデータを厚労省に渡すように指導していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私も歳入庁については浅尾議員と、同じ党におられたときから、結構いいましようか、前向きに取り組んできた一人であったと自覚をいたしております。それは国税と社会保障、ただけではなくて、私は、地方税についても場合によっては同じような問題もあり得るのではないかと思っております。

そういう中で、今の両大臣の議論、浅尾議員の提案もあって、実態的な面での一つの前進を認めるかどうかの提案であったと思っております。いろいろな経緯とかがあることは私も承知しておりますが、国民の皆さんにとつて透明性の高い形で、合理的な形でそういうことが進むように、私の方からもフォローしてまいりたい、こう思っております。

○浅尾委員 時間が参りましたので終えますけれども、歳入庁ができるまでの間、共有できる情報は、当然のことですけれども、政府の各省の中で共有していただきますようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○中井委員長 これにて浅尾君の質疑は終了いたしました。

○中井委員長 一般質疑の締めくくりに、これについて質問をさせていただきますが、まず委員長に申し上げます。

一つは、この統一見解を出してください、これが出るまで私は質問を留保いたします。こういうふうに申し上げます。そして、その統一見解については、いわば委員長が、わかった、こういうようなことでありましたから、統一見解が出たかどうかについて、まず質問をいたします。

○中井委員長 この間、鴨下さんの質疑に対して、お話しのようなことを申し上げました。そして、十五日に両大臣間でおまとめいただいた現在の内閣の考えについて、きょう御党の加藤氏の質疑の中で提出がなされたことを承知をいたしております。

○鴨下委員 加藤委員のときにつきましたは、ここにそのペーパーがありますけれども、これは私が申し上げた趣旨とは違います。私が申し上げたのは、今進んでいる厚生労働省の救済のスキーム、これについて政府としてやるのかやらないのか、

か、そして、これから監視委員会が動くそうでありましても、その中で、いわば総務省、厚労省、この二つの間で意見の調整をして、管内閣としてこの救済をやるのかやらないのか、この結論を出してください、こういうふうに申し上げたんですから、これは、ただ問題を消列してあるだけで、これが統一見解なんて、全く違う。

○中井委員長 非力な委員長でまことに恐縮ですが、総務省における監視委員会は本日開かれるというのを決められておるようでございます。そこで結論が出るということであるならば、その結論をもとに財務大臣と厚労大臣で近々結論が出てくようかと思えますが、この委員会はまだ議論が続くやに私は思っています。現行、二十五日の夕刻、これが一番ぎりぎりの時点で両大臣でお話し合いをいただいております。これに基づいて御質問をいただき、そして、よりよい制度になるために御努力をいただきたいと思えます。

○鴨下委員 委員長は事の重大さをだんだんわかってきたんだけれども、このペーパーが本当に、今進んでいる救済策、これをとめることにするののか、このまたとえモラルハザードがあつても進めるのか、こういうことについて、いわば政治というのは決断ですから、どっちにしたらいい、どっちにしたらいいからいんだけれども、それを政治の責任のもとにやるかやらないか、このことを決めない限り、国民は迷うだけ。どっち

にしていんだかわからない。

だから、それをぜひ、委員長は、結論を出すと言っているんだから、この予算委員会というのは、例えば国民年金の基礎年金の三分の二から二分の一にするために二兆五千億を計上しているんですよ。全く予算の問題なんです、これは。だから、この問題についての結論をしっかりと出してください。

どっちでもいいんだよ、どっちでも。どっちでもいいんですよ。救済をしっかりとするという話で党内閣が言ったのなら、それはそれで結構。それから、ルールをきちんと守って、残念ながら今三号被保険者のままでいた、そういうような人たちは、これはルールに従ってやるんですよという結論を出すのも、それは結構。

だけれども、これは衆議院の予算委員会、もういよいよ大詰めになっているようでありますから、そういう中で、委員長の責任において出してくれるという話だったんじゃないですか。

○中井委員長 その点については、細川厚労大臣から答弁をいたさせます。

○細川国務大臣 これについての私の考えを申し上げたいと思います。

本件への今後の対応につきましては、二月二十五日に総務大臣とで整理をいたしました七つの点を踏まえまして、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べた立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を踏まえつつ、総務大臣と私、厚生労働大臣の協議で厚生大臣が決定をする、こういう方針となっております。

○中井委員長 ちよつと待って、細川君。それは結構ですが、要は、民主党内閣として救済の方でやっていくというのは間違いなんですか。(鴨下委員) そう、それがポイントと呼ぶそうでしょう。そうなんですか。

はい、答えてください。

○細川国務大臣 これについては、昨年の三月、

厚生労働省といたしましては、救済を中心に行っていく、そういう方針を決めたところでございまして、ただ……

○中井委員長 はい、ちよつととめて。

片山さん、この基本方針に対して、総務省としてあるいは監視委員会として異議が現在出ているのかどうかについてお答えください。

○片山国務大臣 救済の必要があるということはそのとおりだろうと思うんです。その際に、救済の仕方によって新たな不公平が生じる可能性があら。したがって、その不公平をできるだけ最小限にする、それにどうすることが必要なのか。それで、とりあえず留保をしてしばらく調査をして、ある程度時間はかかりますがけれども、厚生労働省の方で結論を得ようというのが両大臣の協議の結果であります。

○鴨下委員 では、あの二十四日の留保というのは一体どういう位置づけなんですか。留保をして立ちどまってくれて、もし監視委員会の方でやめるといふ品になったら、これは別令改訂になるわけでありまして、そもそもで言えば、これを法律事項でやらなかったということに大臣に対して大きな責任があるわけでありまして、百万人の人々を巻き込む、そういうことを議員連連でやったということそのものだって問題があるわけですね。

ただ、それを、今度は不公平があるけれどもやるといふ結論だったら、それはそれでいいですよ。党内閣として火の粉をかぶったって救済するんだ、一つの見識だと思ふ。それをここできちんとして結論を出して、そしてそれからきちんと言議に、あるいは着するのだからと予算にいいけれども、これについては、そういうようないわば、里厚として私はここで結論を出すべきだ、こういうふうには思っている。だから、それができないうちは、これは予算の審議そのものがまだ不十分だ、こういうことであります。

○細川国務大臣 鴨下委員もよく御存じのとおり、これを救済していく、本号は一号被保険者

だったものが、行政の不十分もあって三号被保険者として扱ってきたというのがあるわけなんです。そういうふうな扱ってきた、そして行政がそういうふうな扱ったことに、だから、これは救済もしなければいけない。例えば、三号被保険者として扱ってきた、もう年金受給が決まっています、今もらっている方もおられるわけですね。それを今、これを戻すのにも回復するということになれば、年金がもらえなくなったり、既にもらった年金を返してもらわなければいけない、こういうことになるから救済ということを決めたわけなんです。

ところが、総務省の方の年金業務委員会の方から、公平の見地からこれはおかしいのではないかと、この一、二度立ちどまって、そして留保しながらこれで決めていこう、総務大臣の意見も聞きながら協議をして決めていく、こういうことで統一見解として出させていただくわけでありまして、

○中井委員長 片山総務大臣から、留保をしてなくすということはないということについて答弁をお願いします。(発言する者あり) 御静粛に願います。

○片山国務大臣 最終的には厚労省で決められます。その際に、できる限り公平の視点を失わないような決め方をしたいだきたいというのが年金業務監視委員会の考え方です。

したがって、これからその両方の要請ということもを踏ま合わせてどうやって決めていくかということですから、今直ちに決めるのはちよつと無理だろうと私は思っています。

○中井委員長 二月時点で法律になかったというところについて、枝野内閣官房長官から答弁いたさせます。

○枝野国務大臣 今回の厚生労働省の対応につきましては、いろいろな御意見はあるかと思ひますが、現在の法律の運用のあり方の問題として対応することが可能な範囲であるというふうな認識をいたしておりますので、通達によって行ったこと

自体は、法律上の問題は生じないというふうに思っております。

○鴨下委員 統一見解、出ていないんじゃないですか、委員長。

○中井委員長 出しているんじゃないか。

○鴨下委員 だから、統一見解が出て、これから統一見解を出すという話でしょう。これは出ていません。

それで、監視委員会、きょうやるというんだけれども、私はこれじゃだめだよ。今、課題は残っている。質問はこれではできません。

○中井委員長 鴨下君、続けてください。質問を続けてください。鴨下君、ちゃんと答弁をしていきたいと思います。御議論をお願いします。(発言する者あり)

鴨下君、質疑を続行してください。鴨下君、質疑を続行してください。(発言する者あり) 再三申し上げます。鴨下、部長、質疑を続行してください。

現行でできる限りの対応をしてきたと私は考えております。これをもとに御質疑願います。鴨下君。

鴨下君、時間が参ります。質疑を続行してください。(発言する者あり)

残念ながら、御質疑がございません。これにて鴨下君の質疑は終了いたしました。以上をもちまして一般質疑は終了いたしました。(発言する者あり)

この際、暫時休憩して、理事会を再開いたします。

午後二時四十五分休憩

午後五時九分開議

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま私に対する解任決議案が提出されました。この際、暫時休憩いたします。

○石破委員 八割の国民がそう思っているということはよく御認識をいただきたいと思ひます。国民に誠実に向き合う、それが熟議の国会なのでしよう。

これから私も出しますよ。出しますが、私は、その前に、今の内閣というのは本当に国家を統治する資格を持っているのか、言いたくないが、そのように言わざるを得ない。

総理は極めて正直な方で、仮免内閣ということをも口にされました。私は聞き間違えかと思つたんです。仮免というのはその前だ。教官が横に乗つていないと路上に出ちやいかぬのだ。初心者であれば、それは一人で出たつていいですよ、言葉マークつけていれば、だけれども、仮免というのはそうじゃないんだ。私は言葉じりをとらえるつもりはないけれども、総理がそのようにおっしゃつたということは、国民がどれだけ不安に思つたかということなのです。

そして、例えば三井物産、このお話。このことについて何で政府統一見解が出ないんだ。何でも、このような人々を救済するというのが法律によらずして、片の課長通達でできるんだ。これは法律違反、そのような疑いがきよの総務省の会議でも出された。なぜこれが、このまま正しいということをお願いするのか。それが統治機構を無視している。そう言わないで、何でも、これが一体何なのだとおどと私は思つております。

このことについて、なぜ政府統一見解が出ないのか。そして、何でこれが課長の、片の通達でできるのか。これが国民年金法の改正を伴わずして、なぜできるのか。こういう不公平感を温存したままで、制度というものは本当に永続するものか。私はそれは思わない。国民が不公平だと思ふような制度は、いかに開きしよう、これは永続を伴うものではない。このことが統治機構に対する認識の欠如、法治主義に対する認識の欠如、私はそれ以外の何物でもないと思つてゐる。御見解を承りたい。

○菅内閣総理大臣 三井物産の件について、私も今の状況についていろいろと聞くことをいたしました。その上で、私は、厚生労働大臣を中心に総務大臣も交えて、これからしっかりと方向性を出すと、せんだつての予備委員会でも一たん留保したものでして、しっかりと方向性を出すというところを、たしかききょう、それその立場で、ききょうですか、ききょうですか、申し上げたというふうに理解しています。

この問題、大変重要でもありますが、ある意味、長年の運営、運用の中で生じた問題でもありますが、もう一度、両大臣を中心に検討をさせているところでありま。

○石破委員 これは、政府見解が統一見解などとは私どもは思つていません。私が総理にお尋ねをしたのは、これを決めるのが、何で法改正によらないで課長の通達によるのかと正しいのかということをお願いしています。これが法改正を伴わずになぜできるかということを確認されましたか。そして、これが問題になつたときに、総理は内閣法制局にこれを確認されましたか。事実のみお答えください。

○細川内閣総理大臣 この運用三馬につきましては、これは昨年の三月、当時の大臣によつて、年金改革委員会の了解も得まして、そこで大枠の方向性を出して、そして準備を進めてきたところでございまして、そして、十一月まで準備をいたしまして、そこで十二月の半ばごろに、一月、口から始めるとこの通知を出したわけでございます。

こういう通知を出すことについて、こういう決め方について、法制局の方では、これについて法的には問題ないが、間違つてはいない、こういうことで了解を、了解というか、過去に確認をいたしております。

○石破委員 そうですか。法制局長官に確認したところ、法的に問題はないということなのです。ね。その答は初めて承りました。いいです、法制局長官に参議院でたてました。そうすると、法改正は必要ないということ、これから先もおやりになるのです。これから先もこれをおやりになる。法制局長官は、法改正は必要ない。そういうふうな言ひ、それが内閣の方針である、厚生大臣、それで間違いないか。

○細川内閣総理大臣 この点については、質問主意書が出てまいりました。その質問主意書の中で、その法的な見解についても法制局と御相談いたしました。法的には問題ない、こういう御答をさせていただきます。

○石破委員 それは質問の答とはそこにあるようですね。そして、いいですか、質問主意書に対する答で法制局長官もよいとつた、そうであれば、今後、法改正は一切行わない、そういうことなのですね。それで間違いないか。

○細川内閣総理大臣 質問の答につきましては、これは、事前に法制局には相談をしなかつた、こういうことでありまして、その後、厚生労働省の方とつたこのことについては、法制局の方と相談をして、これが間違つていないかどうかということを確認しました。そのことについては間違いない、こういう答を法制局の方からいただいた、これは質問主意書の方で回答をさせていただきます。

○石破委員 私は、事前に聞きましたかということをお願いいたします。今は、事前に聞いていない、質問主意書に対する答の中で相談をした、今後は法改正は一切行わないという答をなさいました。いいんです。それでよろしいということ、いいです。答は要りません。

そこで、いいです。このことは参議院において徹底的にやります。今後、いいですか、参議院で徹底的にやらせていただきます。私が聞いたのは、こういうことをやる場合に、事前に法制局長官に確認をするということが本来内閣のあり得べきことではないですか。こういう人々を救済するということ、普通ならばわかるはずだ。こんなことが通

達でできるはずがない。国民年金法の改正を伴わずして、このような決定ができると思われない。これがどが政治主導だ。政治は官僚の専断というものをとめないのか。本当にそれが統治能力があるのかということをおし上げてゐる。

これは、厚生労働大臣の責任は参議院においてきちんと明らかにします。どうか、きちんとした真摯な対応をいただきたい。それは、前厚生労働大臣も、諸君。先ほど、前厚生労働大臣がどうのこうのというお話をなさいました。それであれば、参考人を出していただいて、きちんとした答申し上げておきたいと思ひます。

統治能力の欠如ということでは、これは何度でも申し上げたことだけれども、尖閣に対する対応、だれも納得をしていない。あの保安官が意見を、いろいろな意見を述べている。このことについて、多くの国民が共感をしている。

いいですか、どんなに優秀な候補であっても、国民から選ばれていない、国民に責任を負われない、そのような者が外交の判断をしてよいはずがない。これは外交の判断になるということ、前官房長官が答へたこととあり得ます。外交関係は処理するということに密接にかかわる、そういうふうな答をなさいました。それを、国民に責任を負わない、選挙で選ばれない、法務大臣が任命した候補者がやっていると私は思われない、国民の多くも全く納得をしております。

そして、どんなに優秀な候補であっても、司法試験を優秀な成績で通つた候補者であっても、たつた一日や三日の外務省のレクで、日中間の今後なんて判断できるはずはない。そういうような立場にもない。そして、そういうような見識も有しない。だれもやめていませう。もし候補がそんなことができるんなら、外務省なんか要らないんだから。そういうような人がやっていると、今でも正しいというふうな言ひをしてゐる。

そして、映像について全面的な公開をなさな

うことが明らかになっていくにもかかわらず、なお続ける。高校の無償化だってそうでしょう、何で裕福な家庭にまでそれをやるのか。

私は、そういうものを切つていって、それこそ無駄の削減というものでしょう。予算の規模を縮小する、そして公債の発行金額を抑える、そして本当に重点的なところに投資をする。法人税減だつて、私は、そういうような恒久財源が充てられたというふうには全く思いませんよ。

この後説明しますが、私どもの新しい予算の考え方、それは今申し上げたこと、そういうことに直すものだと思つています。いいですか、どうやって金額を減らすか、公債を減らすか、無駄遣いを抑えるか。税制の抜本改革というのは急ぐべきです。

総理は、本日はマニフェストは見直すべきだと思つておられるのではないですか。なぜ九月ですか。衆議院任期の折り返し点だからですか。そんなことは国会の都合でしょう。国民生活にとつて、もっと予算を改めるべきだ、野党の主張も聞くべきだ、そうおっしゃるのであれば、それこそ一緒に協議をすべきじゃないですか。だとすれば、予算案を成立させるでしょう。

ましてや、関連法案をばらばらに採決するというのはいく何ですか、これは、どういふような強入があるかわからず、予算案だけ通して参議院に審議をしろ。これは、一体どういふことなんですか。今までそんなことはありません。だとするならば……（発言する者あり）過去一回あったからいいというふうな話にはならぬですよ。本来あるべきではないということをお願いしている。

私たちは、本日に予算を通さなければならぬ、財政の破綻は避けなければならない、本日に重点的な成長を促すような、そういうところに予算を回していくことが必要です。今、わからなくてやじつていっている人がいっぱいいるけれども、総理はわかつておられるはずだ。本日はわかつておられるはず。

私は、予算委員会が昨年中し上げたね、結構

理、思えないでください。本日に必要だと思ふものであれば、党内に反対があつてもきちんと提示をしてください。党内に反対勢力がある、マニフェストを守るべきだ、消費税を上げることは絶対に許さない、無駄を削げば金は残るでも出てくる、そういう人たちは御党に間違いなくいますね。仲間だつてそうじゃないですか。今でも、グアムだ、テニアンだ、沖縄では知事選挙の候補者も出さなかつた。公算と、グアムだのテニアンだの、そういうのを応援する方々もおられた。

総理、本来あるべき姿はこれだということを示してください。そして、国民にそれを訴えてください。我々は野党であつても、本日にそれが正しいものであればそれは応援しますよ。

何を恐れるのか。国家のために何をすべきかという、本日に菅さんの……（発言する者あり）国対がどうのこうのじゃありません。私は、その総理のお答えをぜひお伺いしたい。

○中井委員長 菅直人内閣総理大臣、質問時間が来いますので、簡潔にお願いします。

○菅内閣総理大臣 大変、石破さんの方から、ある意味深いお話をいただいたと思つております。私もこの間の議論の中で、私なりにいろいろな課題について、短期だけではなく中長期的なことも考えながら物事を進め、あるいは発言をしてきたつもりであります。

特に、社会保障と税の一体改革を、四月には社会保障の姿を、そして六月には税との一体改革の姿を提案したい、それについては御党を含めて野党の皆さんともぜひ一緒に協議をしたいということをお願いしているのも、もちろん石破さんはその意味するところはよくよくおわかりだと思ひますけれども、社会保障の問題、あるいは成長の問題、あるいは財政の問題、そういったことにすべてかかわるわけでありまして、そういった形でこの予算をまず成立させていただいた中で、そうした中長期的な課題についてもぜひ互いに話し合つていきたいと思つておられるところであ

ります。

○石破委員 終わりますが、一刻の猶予もならない、その切迫感は総理が一番よく御存じのはずだ。財務大臣をお務めであり厚生大臣をお務めであつた総理、菅御存じのはずでしょう。

何が大事なのか。民主党内のみとまりではない。本日にあるべき姿を提示して、そして野党に呼びかけ協議をする、そして、それができないのであれば、冒頭に世論調査の数字を申し上げました、国民が最後は判断します。主権者というのはそういうものです。主権者に対する恐れを私たちが持たねばならない。ぜひ総理にも持つていただきたい、そのことを申し上げて、質問を終わります。

○中井委員長 これにて石破氏の質疑は終了しました。

次に、菅田氏の発言。

○菅田委員 公明党の菅田氏でございます。基本的質疑、一般的質疑、集中審議と、いろいろなお話をさせていただきました。委員長にはいろいろお取り計らいいただき、熱議の国会になりつつあつたと思つたんですが、先週の金曜日以來の委員長の対応は、私はよくなかつたんじゃないかなと。

そちらに菅総理、菅野官房長官いらっしゃるんですが、お二人が予算委員会の野党の理事をされたとき、私は与党理事で、菅野さんの言い分をほとんど丸のみしてしまいました。菅野さんと岡田幹事長が理事のときも、我々野党は野党の言い分をしつかり聞いて、できる限りの審議をしてきたことをよく覚えております。せっかく熱議の国会、そしてねじれていく中で、予算委員会ですから、私は、もう少し野党に配慮してこの締めくくりに審議の設定等をやつていただきたかつたなというところを、一言申し上げて、質問に入らせていただきます。

第三号被保険者の記録不整合問題がずっと問題になっておりますが、けさからの議論を聞いておりまして、何かちょっとおかしいなと。細川大

臣は、生命保険これから努力していくというふうになつていくんですが、昨年の三月二十九日の年金記録回復委員会では、おおむね委員の皆さんが同意してくれて、こういうふうな運用、三号の手段をとつていくんだということに同意して決まつたんだというふうな説明を受けているんですが、理事会でもそういう説明をいただきた

た。急いで議事要旨をちよつとインターネットで調べてみたんですが、三月二十九日の議事のところ「委員から以下の発言があつた」といふので、三号被保険者問題で八割か九割の意見が概要だけ出ているんですけども、こんな意見ばかりですよ。「行政の不作為がある」と感じる。「理解はできたが、納得はできない。不公平感がある。二現時点では妥協の産物と言わざるを得ず、すべてが納得される話ではない」という前提になつて、「一人が健康のサラリーマンでなくなると、二号であつた方は一号になるための届出が必要だことを誰も教えてくれない」といった不備が一部残つてい

る。そこで実務上の段階では、行政の不備が重なつたことによる問題への対応としては、混乱を避けることしかないと不承不承提案したものの、まあ、了承したものを提案するというのは間違つていないんじゃないかと思つたんですが、「働く女性としては働かない人が受給することには不公平感があり納得はしていない」とマスコミの報道の仕方次第では百三万円の扶養範囲の問題を助長させることになるのではないかと。何かこれを見ている限り、だれが賛成したんだというふうに見えるような議事要旨ですよ。委員会の方がまとめたんだというから、これをまず指摘しておきたいと思ひます。

十二月十四日、訓令通知を出す前にも、委員の方からこんな意見が出ていました。議事録で「他の記録問題と違つて制度そのものの問題であり質的に違う。これまで深刻に考えていなかった記録があるのではないか。これは真面目に扱つてい

る人に対する背信行為と認識している」と明確

に

に委員が指摘しているんですね。

それに対して、委員長がどういふふうなまとめ方をしたか。「いろいろ意見はあると思うが、現時点で三号について不合理と云ってしまおうと取捨がつかなくなる可能性がある。今後、実務面からの提案の機会もあるの、その際にどういふことをお願いしたい。何か無理やり決めたんじゃないですか、この運用三号というのは、大臣、実務はそうだったんじゃないですか。簡潔に。

○細川国務大臣 三月の二十九日の年金回復委員会、その委員会に当時の大臣が、運用三号でこういうことでやりたい、こういう提案をさせていただいていろいろ意見聞いたわけでごさいます。そのときには、いろいろ御意見が出ましたけれども、しかし、その大臣の提案についてはそれで異議がない、こういうことで回復委員会の方は決まった。こういうことで、それから準備を進めていったところでございます。

その回復委員会の中には日本年金機構の理事長などもおられて、そこで次は、それに向けて、ではどういふふうに進めていくか、実行していくかというところで、年金局とそれから年金機構の方で準備を徐々に進めていきまして、そして、十二月の二十四日の回復委員会に対して、大体準備もできた、それで、最終的に一月の一日から実行に移したい、こういうことを回復委員会の方に提案をいたしました。そこでいろいろ意見を聞いたわけでごさいます。そのときにも回復委員会の方では、それに対して委員会としての異議ということにはならず了解をされた。こういうようなことで進めた。そういうことを進めていったところでございます。

○富田委員 全然答弁になっていないんですけれども、こんなことを何度もやっていてもしょうがないので。

おおむね理解されたと言っていますけれども、委員会に提出された「運用三号」に関する経緯等についてという文書が、これもインターネットで見られました。その中に、「今後の取組によ

て生じる影響」ということで、従来どおりの対応方針のもとで取り組みを進めた場合、次のような事態が想定されると、いづばい、大変なことになるとわあつと書いてあって、ゴシツクのすごい大きな赤字で「年金事務所等に苦情等が一気に寄せられ、大量のトラブルの発生による混乱は不可避」と、わざわざでかでか書いてあるんです。こんなものを見せられたら、委員はそれは大変だなと思うんじゃないですか。「この仕組みについて」という方という項には、「法令の規定通りの届出をした人からみると、公平性の面での批判がある」とわざわざ書いていながら、「運用三号」が最も現実的な対応策」と、これもまた思い大きな文字でわざわざ書いてあるんです。

だから、厚生労働省としては、この運用三号での取り扱いは今後やらないということじゃないんですか。大臣どうですか、それだけ答えてください。

○細川国務大臣 この運用三号につきましては、その後、総務省の方の年金業務監視委員会の方でもいろいろ御意見も出、そして、この予算委員会の中でも、質疑の中でいろいろな問題点なども出てまいりましたので、したがって、この扱いについては、今留保いたしております。

そこで、私どもとしては、総務省の年金業務監視委員会での御議論、そして、総務大臣と私の方でも協議をいたしまして、これからの運用三号についてどうしていくかというのを決めていきたい、こういうことを申し上げているところでございます。

この点は大変難しく、それはもう委員も御承知のように、いわば善意の三号被保険者、この人たちは、本当は、号被保険者であるけれども、行政の方が、号被保険者として取り扱ってきたというところもあるわけなんです。そういう人に対して後から、いや、あなたは、号被保険者であつたからこれまでの年金を返してくれというようなことはなかなか言えないのではないか、そういう議論もあつた。

しかし、この委員会の中で、それは不公平じゃないか、まじめに一号として扱った人たちに對してはそれは不公平ではないかという御議論も出たわけでありまして、そこで今、先ほど申し上げたような結論にしているわけでごさいます。

○富田委員 全然答弁になっていないんですけれども、細川大臣の答弁を信用して、年金業務監視委員会の見解をしっかりと求めた上で総務大臣と協議して決定していただきたいと思ひます。

実は、この運用三号の職員向けQアンドA集というのが、厚生労働省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部から出ているんですね。このQアンドAを見ると、又つちやいますよ、はっきりいって、今のようないふ大臣の考え方で、ちゃんと意見聞いた上ではなりませんよ。

法改正を待たずにやるべきじゃないかというところの意見までは、ちよつと時間がないので、この意見までは、モラルハザードを招くのではないかと一う更問いがある。そこに、

第三号被保険者としての生活実態がないにもかかわらず保険料を納付しなかつた期間について年金給付を認めるのは、モラルハザードを招く、との懸念は理解できます。

と、まともなことを書いて後、

届出制度を熟知していながら確信的にそれを怠つて保険料の納付を免れた者に対して年金給付を行うようなことは、モラルハザードを招き、適当でないものと考えます。

しかし、敗訴すべきでない「不心得者」であるほど「自分は何も知らなかつた」といふ主張の者が一般的であるため、確信犯かどうかを確認することは事実上困難です。逆に、聞きかじつた程度の知識があるばかりにそれを口にした「正直者」が「運用三号」の対象から除外されるというのは酷ではないかと考えます。

これは逆うでしよう。まじめに年金保険料を払つた人が正直者でしよう。職員にこういうふうにごさえるなんて言つていて、これから業務監視委員会の意見を聞いて大臣が本当に決められるのかないと

いう懸念だけお伝えしておきたいと思ひます。

次の四問に行きます。

江田法務大臣に、基本的質疑のときに通告してないが質問できなかった点、取り調べの可視化について、残りの時間でちよつと御質問したいと思ひます。

先日、検察の任り方検討会議の方で、特捜部におけるその指針が出てきました。あれを見ていて、今ごろ何を言っているんだといううな感じを素直に受けたんですが、村木元厚生労働省の局長が、検察の任り方検討会議、一月の二十七日の検討会議に出て意見を述べたと言われましたよね。その全部はちよつとわからないんですが、報道によると、こんなことが書いてありました。

取り調べについて、セコンドもレフエリーもなしにリングに上げられるようなもの、せめてセコンドくらいはつけてほしいと、弁護士立ち会ひの実現を訴えるとともに、取り調べの可視化を求めた。さらに、検察は軌道修正ができない組織と実感したと強調。事件に勝つという使命感だけではなく、真実を追求するという使命感を持つてほしいというふうに求めたというふうな報道がありました。

本当に鋭い指摘だし、ずっと勾留されていた経験をもつた大事件の指摘だと思ひますね。

大臣は法曹の御出身です。こつこつたことももう本当に詳しいと思ひますが、可視化のあり方について、今、法務大臣としてどんなふうにより具体的に考えているのか、手短かにちよつと教えてもらいたいのと思ひます。

○江田国務大臣 お答えいたします。

ちよつとだけ訂正させていただきます。

特捜の可視化のあり方について、検察の任り方検討会議が指針を出したのではありません。これは、最高検が報告書を出し、そして、それに基ついて今試案を出して、三月の半ば過ぎから試行しようとしているところでございますし、お話しのとおり、検察の任り方検討会議においてもいろいろ鋭意検討が行われており、村木さんのお話も

いは施設費とか、そういった今米軍に対して我々が提供しているものについて払うというのが基本的なものでございます。そして、それにプラスをしてSACOの経費、そしてまた米軍再編の経費というものがあつてございまして、米軍再編については今後そのロードマップを進めていくということであつて、そして、先ほど申し上げたようなホスト・ネーション・サポート、そしてまた特別協定に基づくものについては、五年間でそれをしつかりと戦略環境に合わせて、そして、先ほど申し上げたとおり中身の使い方も変えますから、それで我々としては戦略的な判断でこれを五年間にしたということでありま。

○笠井委員 説明になっていませんね。

総理 〇〇八年の特別協定に民主党政は反対いたしました。だが、政権についた途端に態度を翻して、米軍再編の中心課題とされてきた普天間問題も決着がついていないし、全体像が見えていないのに、今後五年間も現行水準で出し続けることだけは合意したわけでありま。これはおかしいんじゃないですか。

総理に聞いています。総理、締め締めますから。

○菅内閣総理大臣 今、前原外務大臣の方からも説明がありましたけれども、この十年あるいは最近の五年をとつても、日本を取り巻く安全保障の状況というのは、私は、従来以上に厳しさを増している、このように思っております。

そういう中で、在日米軍駐留経費の負担の総額について、この地域の平和や安定という重要な役割を果たしている、そういう認識のもとで現行水準を維持する、そういう考え方に立つたものであります。

○笠井委員 では、前回は反対したけれども今度は賛成したという、その理由を説明してください。

○前原国務大臣 先ほどお答えをいたしましたように、我々が反例をした理由については、ホスト・ネーション・サポートそのものに反対をしたわけではありま。中身の使い道については改

善の余地があるということで、先ほど申し上げたように、燃費性のある人件費について多額に払うのはいかげなものか、あるいは、光熱水料費というものについてはもっともと前約できるのではないか、そういうものについて、我々は今回組み替えを行ったということでありまして、中身の改善を加えたということでありま。

○笠井委員 あれこれ言いながら、莫大な負担が全部国民にかかってくるわけでありま。

アメリカの同盟国の中で、米軍駐留経費負担では日本が一番前のいい国と、言われております。総理自身、野党時代にはそれをさんざん問題にされてこられました。情勢とかなんとかという問題じゃなくて、問題にしてきたのはあなたなんですね。

例えば、衆議院の安全保障委員会、日本のホスト・ネーション・サポートによつて総体的に非常に経済的にアメリカにとつて助かっている、そのことが特に沖縄における基地のより強い固定化につながっている、その主要部隊の海兵隊は沖縄に要らない、そういう形で、このホスト・ネーション・サポート、思いやり予算について追及してきたのは総理ですよ。

ところが、政権交代後も、在日米軍駐留関連経費の総額はふえ続ける、日本側の負担割合の高さにもメスが入らない、野党のときにおかしいと言つていた外務大臣も、与党になったら、これはいいんですよと言われる、こんなことでは全然国民は納得しませんよ。総理、おかしいと思いませんか。こういう中絶をきつと止すべきじゃありませんか。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げましたけれども、日本を取り巻く安全保障の環境というのは大変厳しいものがあります。今回、防衛大綱の見直しも行いましたが、同時に日米安保五十年を迎えましたけれども、日米同盟が我が国及びアジア太平洋地域にある仲の平和と安定をもたらしている、そういうふうな認識をし、またその効果は、我が国ばかりではなく、この地域の多くの国々に

とつての公共財的な意味をも持っている。そういうことを考えた中で、こうした形のホスト・ネーション・サポートについての対応をしているところですよ。

○笠井委員 当時、野党時代に総理が追及したときにも、安全保障環境がいろいろあるということとはわかつていて、しかし、このあり方は問題だと言つてきたんですよ。アメリカが言うのとおり、あるいは負担だけの思いやり予算をカバーするということじゃなくて、私たち自身が、つの徐々を持つてすり合わせるものが問われているというふうな厳しく追及したのは、当時、総理、野党時代やつてきた。

この際、アメリカにはつきり物を言つて、来年度予算についても、思いやり予算を初めとして米軍支援費は全額削減する。そして、後ろしが大変なんですから、中小企業は大変なんですから、緊急保証も復活するということも含めて、延長するということも含めて、きつと組み替へすべきだということを含めて、質問を終わります。

○中井委員 これにて菅井君の質疑は終了いたしました。

次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。私に与えていただいた時間は十分でございますので、御答弁は端的にお願ひいたします。

私は、この政権の役割というのは、国民が具体的に本当にほつとできることを、一つでも着実にやつていくことだと思ひます。その意味で、きょう議論になつております運用三号年金問題は、それと全く逆さだと思ひます。

冒頭、一問一答願ひいたします。お手元に、年金記録に関する政府の統一見解のブロッセス、これは私が勝手につくつたのですが、ここにおいて、菅総理にお願いいたします。まだ統一見解は出ておりませんよねというのが一問です。それから、これでいいでしょうか、統一見解のブロッセス、こういうふうなことを考えてよろしゅうございませうか。総理、どうでしょう。

では、枝野さん。

○枝野国務大臣 先ほどの菅氏のときにも厚生労働大臣からお答えいたしましたとおり、現時点での統一見解をお示しさせていただきました。そして、この後、年金業務監視委員会等の意見も踏まえた上でどういった対応をしていくのかということについては、現時点の統一見解は出ておりますが、さらに検討を進めていく、こういうこととさせていただきます。

○阿部委員 現時点の統一見解というのは、厚生労働大臣が適切な結論を出すということだけで、それを厚生労働大臣と総務大臣のお名前を出しただけなんです。総務大臣と厚生労働大臣、おのおのその下に年金記録回復委員会と年金業務監視委員会があつて、そこから異中とか意見が上つて、総務大臣から報告されて、そこから厚生労働大臣がお決めたやつで政府に上げるというのが統一見解のブロッセスじゃないですか。

私はきょう時間がないので、委員長は、統一見解が出たら菅さんの質疑をやると言つたんですよ。でも、統一見解は出ていないんですよ。今は、両大臣が相談しようよ。こんな統一見解でも何でもないですよ。当たり前というんですよ。こういうのは。

その上でお願いいたしますが、今度は細川大臣、お願いいたします。

細川大臣は、私の質問主意書に關しても、運用三号は法改正の必要もないし、認識しなかつたし、この間、法制局に聞いてもないというふうなことを、簡略に言うとおつしやいました。きょうも年金業務監視委員会の議論があつたことは御存じでしょうが、この中では、やはり法改正が必要だという声が強うございませう。これは、もつとさきに行われたものでもそうですよ。

そうすると、この右側では法改正が必要だという意見が出て、厚生労働大臣は今もつて、法改正は必要ない、お手盛り成定で、運用で、監用でよろしいと言つておられるわけですね。こんなもの統一

第百七十七回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 二 号

平成二十三年三月二日(水曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 牧 義夫君

理事 郡 和子君 理事 中根 康浩君

理事 藤田 一枝君 理事 柚木 道義君

理事 渡辺 周君

理事 青木 愛君 理事 石毛 鏞子君

理事 石森 久嗣君 理事 稲富 修二君

理事 大西 健介君 理事 岡本 充功君

理事 上杉 仁美君 理事 小宮山 洋子君

理事 斎藤 進君 理事 空本 誠喜君

理事 田中美絵子君 理事 竹田 光明君

理事 玉木 朝子君 理事 長尾 敬君

理事 仁木 博文君 理事 初鹿 明博君

理事 樋口 俊一君 理事 平山 泰朗君

理事 福田衣里子君 理事 三宅 亨子君

理事 宮崎 岳志君 理事 山口 和之君

理事 山崎 厚耶君 理事 吉田 純彦君

委員の異動

三月二日

辞任

石森 久嗣君

同日

辞任

空本 誠喜君

補欠選任

石森 久嗣君

二月二十四日

平成二十三年度における子ども手当の支給等に

関する法律案(内閣提出第九号)は本委員会に付託

された。

本日会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

厚生労働関係の基本施策に関する件

○牧委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、自由民主党・無所属の

会、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合

及びみんなの党所属委員に対し御出席を要請いた

しましたが、御出席が得られません。

再度理事をして御出席を要請いたさせますの

で、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員退席、部長代理出席〕

〔部長代理出席、委員退席〕

○牧委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたさせました

が、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産

党、社会民主党・市民連合及びみんなの党所属委

員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進

めます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調

査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として文部

科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括

官有松合子君、厚生労働省労働基準局長金子順

君、労働基準局安全衛生部長平野良雄君、労働基

準局労働補償部長尾澤英夫君の出席を求め、説明

を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

めします。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調

査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として文部

科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括

官有松合子君、厚生労働省労働基準局長金子順

君、労働基準局安全衛生部長平野良雄君、労働基

準局労働補償部長尾澤英夫君の出席を求め、説明

を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

○牧委員長 貴府の申し出がありますので、順次

これを許します。中根康浩君。

○中根委員 民主党の中根康浩です。

初めに、大臣にお伺いいたします。

いわゆる運用三号、正確な情報、状況、これを

国民の皆様に、あるいは傍聴席にいらつしやるマ

スコミを通じて国民の皆様にきちんとお伝えをす

る必要があるかと思ひます。国会で議論にも

なっておりますけれども、そもそもこの件が問題

になった経緯はどのようなものか、御説明をお願

いたします。

○細川国務大臣 中根委員にお答えいたします。

いわゆる運用三号の件で、今、いろいろと国会

でも問題になっております。そのことについて、

まず御説明を申し上げます。

第三号被保険者の記録不整合問題は、昭和六十

一年四月に第三号被保険者制度が創設されました

ことに端を発しております。

この制度におきましては、被保険者に届け出る

があり、届け出によつて年金受給権を得るもの

となっております。しかし、被保険者自身がこの

種別変更届の届け出を行つていなかったこと、そ

してまた、制度の周知徹底や、届け出漏れがあつ

た場合の旧社保庁の対応が不徹底であつたこと、

また、裁定請求時に旧社会保険庁が配偶者記録と

の照合作業等の事務を的確に行つていなかったこ

となどに起因をして、この記録不整合が生じてい

となっております。

この問題の対策者は相当多数の人数に及ぶとい

う可能性がありまして、既に年金を受給している

方の記録を訂正する場合には年金の減額等の影響

が出るほか、保険料をさかのぼつて納付すること

を認める場合でも、資力が十分でなければ年金の

減額等の影響が出るということが想定をされま

す。このため、この問題が、昨年後に出社会保険

庁職員に対して行つたアンケート調査で明らか

になりました。その後、厚生労働省内で対処方を

検討いたしました。年金記録回復委員会の助言も受

けてまして、昨年の三月二十九日にこの運用三号に

よる対応を決定いたしましたところでございます。

○中根委員 細川大臣は、法改正も遅滞が入る

というようにおっしゃられておられますが、今後

どのように対処されていくおつもりか、これ

もまた、わかりやすく御説明をお願いいたしま

す。

○細川国務大臣 先ほどの件に続きまして、三月

の二十九日に運用三号の対応を決定したと申し上げ

ましたけれども、その後、ことしの一月、日か

らこの運用三号の対応を開始いたしましたけれども、

も、その妥当性につきまして、総務省の年金業務

監視委員会によつていろいろな意見が提示をされ

まして、また、衆議院の予算委員会でもいろいろ

な指摘を受けまして、二月二十四日に運用三号

の対応を留保しているというところでございま

す。それが、先ほどに述べた経過であります。

今御質問がありましたように、それでは今後どのような対応をしていくのか、こういう御質問でございませうけれども、不整合な第三号被保険者期間を有する方は、先ほども申し上げましたように多岐にわたるものと考えており、仮に従来どおりの取り扱いをした場合には、既に受け取られていた年金額が減ってしまうなど、多くの年金受給権者や被保険者に不測の不利を生じさせるということと、年金制度に対する国民の信頼を損ねるということもなにかねないところでございします。そのため、先ほども申し上げましたいわゆる運用三号による措置を講じまして、国民の皆さんに大きな負担を強いることがないようにしたものでございします。

今後の対応につきましては、二月二十五日、片山総務大臣と私の方で整理をいたしました七つの点を踏まえまして、厚生労働大臣に助言を行うという立場にありまして年金記録回復委員会意見書と求めるとともに、年金業務の実施状況について総務大臣に意見を述べた立場にある年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と協議して私に決定をする、こういうことになっているところでございします。

それで、不整合な第三号被保険者期間を有する方にさまざまなケースもございまして、いろいろなことが想定をされますので、今後の対応をどう決定するかということについては大変難しい面がございします。したがって、今後の対応としては、法改正とか、あるいは運用三号通知の廃止というようなものも選択肢の一つとして検討していつて、適切な結論を出したい、このように考えております。

○中根委員 無年金の方や低年金の方を少しでも解消したいという思いで取り組まれておられるということであると思いますが、いずれにいたしましても、大切なことは、公平性、公平感あるいは納得感、こういったものをきちんと確保しながら、多くの方にかかわることとございしますので、大臣の指導力のもとに、まさに適切な御判断を

ていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、年金のことについて触れてまいりたいと思ひます。

特別障害給付金、平成十六年に法律が成立したとして、平成十七年四月から施行されている。年金を受給できない障害者が生ずる四つの主な事柄のうち、当時、学生と主婦を支給対象として、特別障害給付金という形で一定の救済をしたというところでございしますが、言いかえると、残りの三つの類型につきましては償み残された状態になっている。そのときの法律の附則にも、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする、というふうに定められております。

残りの二つの類型、国務要件撤廃前の外国人無年金障害者、それからもう一つの、四つ目の類型の中の例えば夜間、定時制、通信制の学校に通う学生、こういったさまざまなものがあるんですけども、この償み残された類型に対して特別障害給付金を支給するというような、つまりは、附則に書かれたような検討がこれまで具体的にできなかったのかどうか、あるいは今後どのようにに検討していくおつもりなのかというようなことを御説明いただきたいと思います。

○大塚副大臣 御質問ありがとうございます。

今、年金制度のいわば基本にある方々に対してどのような対応をしているかという御下問であつたかと思ひます。

二つ御下問をいただきましたが、まず、夜間、通信の学生であつた皆様方に関して申し上げますと、もとより、特別障害給付金制度というものは、国民年金制度が、当初は一部の方を加算対象外としたために、徐々にこの対象を拡大してきたという発展過程において、任意加入をしなかった期間に障害を負つたために障害年金を受給していない方々に対して、福祉的措置として給付を行うものとして創設をしたものであります。

今御下問のありました夜間、通信の学生であつた皆様方については、国民年金の発足当初から強制加入の対象とされておりましたことから、特別障害給付金の支給対象とはなっておりません。しかし、今申し上げましたように、国民年金制度の発足当初から強制加入の対象となっておりまして、そのうち意味では、その範囲内においてカバーされているという考え方でもございするかとこのように思ひます。

また、もう一つ御下問のありました、国務要件があつたために、そのはざまの対象として考えられる在日外国人の中で障害を持つておられる皆様方でありませう。

国民年金においては、かつては外国人を適用対象外としておりましたが、御承知のとおり、一九八一年に難民条約を批准する際に、法改正によって国務要件の撤廃がなされました。しかし、その効力は将来に向かって発効されるというものでありますので、その旨は改正法の附則第五項において明記をされております。

したがって、一定年齢以上の外国人の方々が障害基礎年金などを受給できずに今御指摘のような問題を抱えているというケースもあつたので、こうした方々に対する福祉的措置については、特別障害給付金法附則第二の検討規定の趣旨なども踏まえていくことが重要ということでありませう。

政府としても、無年金の外国人障害者の方々の状況を把握したり、超党派による無年金障害者問題を考える議員連盟の密会へ参加などをさせていた。たまたまして、今後とも、立法府その他の関係者の皆様方の御議論も踏まえつつ、今御指摘のあつた附則への対応を可能な範囲で図つてまいりたいというふうに考えております。

○中根委員 今も御説明があつたんですが、やはり返しになりますけれども、平成二年四月以前に初診日のある学生、昼間の学生は任意加入、この場合にもし未納であつた場合は無年金になる、しかし、特別障害給付金で救済をするということになるんですが、夜間の学生であつた方は強制加入の

対象者、この方が未加入であると無年金になる。そして、現状では特別障害給付金の支給対象にはならない。昼間の学生と夜間の学生で大きな違いがある。

国会図書館なんかでいろいろ調べてもらつて、当時、夜間の学生が強制加入であつたということがどれほど周知されていたかというのを調べてみたんですが、唯、三重県津市の市政便りみたいなものが出てまいりまして、これを見ると、学生は任意加入ということが書いてあつて、平成二年四月からは強制適用になりましたというふうに書いてあつて、夜間の学生はどうとか、定時制は、通信制はどうかということは一切記載されていないんです。恐らくほかの自治体でも同じようなことだろうと思ひます。

夜間の学生は強制加入であつた、平成二年四月から強制加入になるんだということが果たして行政としてどれほど周知されていたかということはいえ、かなり疑問符をつけざるを得ないだろうというふうに思ひますので、こゝは、御本人、御家族の意向というかミスということではなくて、むしろ、これは運用三号の話でも出てきたように、行政側にも一定の周知徹底を怠つたというやうなことがあるんだらうと認めていただきたいと思います。

ぜひ、今後、夜間学生の無年金障害者の方々に特別障害給付金を支給するなど、何らかの救済を御検討いただけますように、これはお願いをさせていただきます。

もう時間がありませんので、もう一つ用意させていたいただいているテーマに移らせていただきます。

ケアプラザ、これは財団法人労働サポーターセンターが厚生労働省の委託で運営しているものなんですけれども、選定性意識障害という問題を取り上げたいんですけれども、この選定性意識障害のようになつて重度な方、労働災害によって被災した場合、医療的ケアが必要だ、ショートステイあるい

○小坂憲次君 全く弁弁になっていません。しかし、これやっていますと時間がなくなりますので、ちよつと私の主張を言わせていただきたいと思います。

そもそも、民主党政権の、そして内閣のこの一年半を振り返りますと、私は、民主党がよく使われる民意で選ばれたという言葉なんですけれども、民意で選ばれたんだから政権に就いた者は自由に権力を行使できるんだと誤解されているんじゃないですか。

菅総理は、昨年三月の内閣委員会で、「議会制民主主義というのは期限を切ったあるレベルの独裁を認めることだ」と述べておられます。総理に伺います。菅総理、今のあなたは独裁者なんですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) どういう場面であつたかは別として、私が申し上げた趣旨は、例えば大統領、あるいは我が国でいえば市長さんや知事さん、一応四年間というものを期限を切つて、そうした選挙で役割を与えらる。議院内閣制においても、一応衆議院の任期を一つの基準にすれば四年間というものが与えらる。私はそういう意味で、四年間なりあるいは何年間という期限の中でやはり一つの責任と権限を持つて行くべきだと、また行われなければならないという意味で、あるいはそういう表現を使つたかもしれないですね。決して独裁とは、いわゆる独裁という一般のイメージの軍事独裁とか、あるいは三十年間も独裁するとか、世襲でどんどん継承していくというようなこと、そういう意味で申し上げたつもりでは全くありません。

○小坂憲次君 私は、権力と権限とは異なるものだと思つて居るんですよ。我々は主権者たる国民の負託を受け、それぞれの立場でその与えられた権限を行使しているのではありません。内閣総理大臣の立場も、それは権力者ではなくて、法律を通じて主権者によって与えられた限りの権力、すなわち権限を行使できることだと思つて居る。総理はどのように考えられますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) それはそのとおりでありまして、つまり、今の憲法は国民主権ですから、国民が主権者であつて、その国民が選挙で一定のルールの下に国会に権限を与え、その国会が総理大臣を決めるわけですから、もちろん最終的権限、権力は国民にある、国民主権こそがまさに我が国の原則だと、そういうふうにごえております。

○小坂憲次君 口ではそうやって、そのときそのときにおっしゃるんですけれども、自分たちは権力握つたんだと、政治主導だと、勝手に政策決定して実行しようとするのがあなた方なんです。例えば主婦年金の未納救済問題、これどうですか。いわゆる運用三号の厚労省の課長通達、これは違法じゃないですか、厚労大臣。

○国務大臣(細川律夫君) 今御質問のありました運用三号の件について御説明をしたいと思います。

御指摘の運用三号につきましては、この三号被保険者という制度は昭和六十一年四月から創設されておりました。その被保険者が届出義務がありまして、届出義務によつて受給資格が決まると、こういうことでありますけれども、その届出がされてないという問題が先般をいたしたところでございます。

この問題につきましては、元来完全に収束という事にはなれば、これまでの社会保障の取扱いが三号被保険者ということで取り扱ってきた、そういう経過もありまして、不測の不利益も被ると、こういうことも踏まえまして、この三号被保険者という、そういう記号上のことを尊重をしていくと、そういう措置をとつたわけでございます。

しかし、この問題が、一月一日から施行されまして、総務省に置かれております年金業務監視委員の方でもいろいろな御意見も出たらしいとして、そして衆議院の方での予備委員会での議論もございまして、そこで、今の三号問題につきましましては取扱いを留保しているところでございます。

この問題につきましては、総務大臣とも御相談、協議もさせていただきまして、早急に法的措置も考えまして対処していきたいというふうに考えております。

○小坂憲次君 これは重大問題ですよ。あなたの責任は非常に重いですよ。この問題は後で私どもの世耕委員の方からじつくりと質問させていただきます。

○小坂憲次君 口では法律を飛び越していきなり運用で物事を解決しようとしたら、法律によらずに物事を進めたり、民主党政権を一言で言うならば掛け内閣ですよ。

あなた方の政権の最大の問題点は、政策に本来あるべき確固たる制度設計がないことです。民主党の政策には、政策を実現するための企画立案から実現まで、すなわちスタートからゴールまでの道筋が明らかではないんです。余りにもそういうことが多くあります。思い付きが政策になつてしまふように、十分な議論もせずに制度を考えたり、それを実現するための法律や、審議や議論を通じて国民の理解を得て、財源を確保して実現を図るという統治者としてのなすべきステップも踏まずに運用で物事を解決しようとするから現場は混乱し、そして不安定な制度でぶれて、そして国民が迷惑を被り、国際的な信用が失墜していくんです。

そればかりか、菅政権あるいは与党内閣からもマニフェストや予算に対する異論が噴出して居るじゃないですか。政務官の辞任や会派離脱、そして予算すら反対する者が身内から出るなど、あなた内閣も政権内部も把握できない、そういう総理大臣ではないですか。

このように統治能力のないあなたが日本のトップに居ることは、それ自体、国民にとつて不幸なことだと、直ちに政権を明け渡すか、あるいは解散して総選挙を開くべきだ、私はこのように主張して、私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 関連質問を許します。山本一太君。

○山本一太君 まず、総理に伺いたいと思います。昨日、佐藤ゆう二衆議院議員が民主党を離党する考えを明らかにされました。これについて総理はどう受け止めておられるのか、まず総理にお聞きしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(菅直人君) そういう申出があつたことは大変残念ですが、今幹事長の方でその取扱ひについて検討をさせていただいております。

○山本一太君 この離党について、総理としてどう思っているかということは何ておっしゃるんです。お答えください。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今申し上げましたように、残念に思つております。

○山本一太君 枝野官房長官は、この佐藤議員の行動は国民から理解されない、遺憾だと言つておられますが、総理も同じようなお考えなんですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は残念に思つておりますが、その理由等々を余り、直接お会いして話を聞いていないのに余り憶測で物を言うのも問題だと思ひますので、何か減税党に入りたいという趣旨のことを言われたというのは報道等で聞いておりますけれども、いずれにしても、民主党として当選された方でありまして、それを離れるのはなかなか国民の皆さんの理解を得にくいのではないかと思います。

○山本一太君 今、総理こうおっしゃいました。民主党の議員なのに離党するのはなかなか国民の理解を得られない。それで、申し上げますが、そこに座つておられる与野党経済財政担当大臣、この方が離党して今この内閣に入つて居るということについて、これは国民の理解が得られるんでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、社会保障、さらに税の一体改革というのは本当に避けて通れない重大な課題だと考えておまして、そういった点で、この問題に最も志を持って取り組んで、しかも大変高い能力を持たれて居る方ということで

中間整理と全くそごは生じていません。

○内閣総理大臣(菅直人君) 最終的に六月に一体的に提示をするという途中の段階において先ほど申し上げたことで、今財務大臣からも話がありました。何か矛盾があるとは全く考えておりません。

○林芳正君 四月につくったものを見ていただいで、それで一回御判断を仰ぐというようにおっしゃったから、違うじゃないですかと。負担の方を言わずにこれだけの社会保障をしますという判断だけでやったらおかしい判断になるから、負担も併せて提示しようというのが藤井報告ですよ。違うじゃないですか、全然。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の姿、方向性がないと、それを支える負担がどれくらいになるかというのは決まりません。だから、四月にまず社会保障の姿を出して、それを支える具体的な制度設計を六月にやるということですから、重ねて申し上げてもいいと思いますが、それはそこではないと思います。

○林芳正君 子ども手当もそうでした。先に配りますという方だけ決めたからこうなっているんでしょ。どういふことをやるか決めたなら、幾ら掛かるか分かるじゃないですか。なぜ一緒に出さないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の安定強化のために社会保障のあるべき姿はつくり出す。その社会保障に、例えば消費税を含む税制抜本改革で、その使途はどこまでにするかというのを含めての制度設計を六月までということ、僅か二か月の間にそんなそごが生じるとは思いません。

○林芳正君 それなら、四月に決めた後、それを表に出さず六月に一遍に出せばいいじゃないですか。なぜそうしないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) まずは社会保障に対する姿、全体像をまとめて、それについて御議論をいただくことも大事です。そこで一旦出していただいた上で、最終的な成案は、さつきから申し上げているとおり、その制度設計とそれを支える財源と

財政健全の一体化は六月にまとめるということになります。

○林芳正君 まさにそこが全然違うんです。幾ら掛かるかを提示せずに議論をするというところが間違っているんですよ。幾ら掛かるかも一緒に出して、メニューには時価じゃなくてちゃんと値段を入れていただいで、それで判断してもらわなければならぬってきただけでしょう。ですから、藤井調査会と一緒に出せと書いてあるじゃないですか。なぜそんな魂弁を使うんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) だから、六月に一体で出るといふことですから、藤井調査会と全くそごは生じていません。

○林芳正君 四月と六月の間にあるのは地方統一選ですから、多分そういうことかなと思つて聞きましたよ。そういうことをやるから、どんどんどんどん信頼を失われる。

高橋は清前には内閣に倒れましたけれども、非償のときに、幼児を背に子供の手を引く奥さんのおみさん風の人々が多数を占めていた。やっぱり国民は分かっているんですよ、そこを。難しい財政をやつても、非償のときにこういう人がみんな来ている。

総理はどうでしょうか。この間、毎日新聞にはこういうの出ていましたよ。伊達直人と菅直人。伊達直人は子供にランドセルを背負わせ、菅直人は借金を背負わせる。伊達直人は正体を語らない。菅直人は詳細を語れない。もうすつとありますよ。全部読むのは果えないようなことがネットで飛び交っている。高橋は清と今のあなたとこれだけ国民は違ふと思つています。

そのことを踏まえて、今からでも遅くないですから、本当の政治をやつていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 関連質疑を許します。世耕弘成君。

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございます。今大変問題となっております家庭の主婦の年金

問題について、厚生労働大臣を中心にお伺いをしたいと思ひます。

当然、今女性が外で働いて、男性が家事、育児もやるというケースもたくさんあるということも前提として、物事を単純にするためにサラリーマン家庭の専業主婦という整理でお話をさせていたきたいと思います。サラリーマン家庭の専業主婦は年金の掛金を払わなくても将来は年金がもらえるようになっていく。いわゆる自営業の人が一戸被保険者、そしてサラリーマン、公務員が二戸被保険者というのになんで、掛金を払わなくていいサラリーマン家庭の専業主婦は三戸被保険者という整理になっている。

しかし、三戸被保険者はあくまでもサラリーマン家庭で扶養家族となっている専業主婦が対象であつて、旦那さんが脱サラして自営業者になったり、あるいは御自身がパートの収入が増えて扶養家族でなくなったから、これはちゃんと届出をして一戸被保険者となつて、月々一万五千円の年金の掛金の支払が必要になるという整理であります。

しかし、旦那さんが脱サラした、あるいは自分の収入が増えて被保険者としての資格を失っているにもかかわらず、手続をしなかったために三戸被保険者のままになっている人がたくさんいるということが最近になって判明しました。この対応策として厚生労働省が昨年十二月十五日付け課長通知で現場に知らせたのがいわゆる運用三戸という新しい制度であります。この制度のまず概要を御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 運用三戸について概要を御説明申し上げます。

運用三戸の取扱いは、実際には第一号被保険者期間であるにもかかわらず第三号被保険者期間とされてきた不整合記録について、現状の年金記録を尊重し、被保険者の過去の二年分を除き変更しないという措置を講じるものでございます。

不整合記録が発生したことについては、本人が届出を行わなかったと、こういうことに起因をするものでありますけれども、届出が行われなかつ

た場合における旧社会保障庁の取組が徹底せず、こうした記録が正しいものというところを認められてきたことも踏まえる必要がございます。そうした中で、従来どおりに過去に全て遡って厳格で記録を訂正することは、既に受け取られている年金が減少するなど、多くの年金受給者や被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼を損ねることになるところでございます。

このために、この措置は、多くの方々の年金記録に不整合が生じていることと把握をした以上、これが分かつた以上、可能な限り正しい記録に訂正をしていく必要がある中で、国民の皆様には大きな負担を強いることのないように運用しようとするものでございます。

○世耕弘成君 課長の通知を大臣に御説明いただいて大変申し訳ないんですが、今おっしゃった内容というのは、要するに、本来掛金を払わなければならぬ人を、二年間を除いて運用三戸という新制度で掛金なしで年金を受け取れるようにしたということでありまして。

それは、過去の経緯はいろいろあるでしょう。しかし、この問題に関して、まず総務省の年金業務監視委員会が大変不公平な問題だという指摘をいたしました。衆議院の予備委員会でも随分問題になりました。特に大きな問題は、国民感情、不公平だということでありまして。真面目に払ってきた人に対して非常に不公平ではないかということなんです。

例えば今、例えばの例で、二十年前に旦那さんが脱サラして自営業者になった専業主婦の方というモデルケースでお話をしたいと思ひます。旦那さんが脱サラしたときにちゃんと届出をしている人は、これまで二十年間、国民年金の掛金を毎月毎月払つてきていることになるわけです。一方で、今回のこの運用三戸がでるまで全く手続をせずに今回の運用三戸で改められる人というのはどういう形になるんでしょうか、御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) 真面目にずっと二十年間努めてこられたその人については、現行の国民年金保険法が適用されるわけですから、そのとおり適用されると、こういうことでございます。

○世耕弘成君 払ってこなかった人は。

○国務大臣(細川律夫君) 払ってこなかった人については、これはその間運用三号が適用されるということで、その間そのとおり三号被保険者であったということを前提に支払われると、こういうことでございます。

○世耕弘成君 これ、要するに、二十年間しっかりと払っている人、これ今、月々一万五千円ですから、単純計算すると三百六十万払っているという事です。ところが、今回の運用三号を適用を受けると、一年分払えばいいわけですから、三十大万円払っただけで、二十年間国民年金の掛金を払っていたのと同じ扱いを受けるということになるわけです。

これ、不公平じゃありませんか。どうお考えになりましたでしょうか、厚生労働大臣。

○国務大臣(細川律夫君) 確かに御指摘のとおり、このところがございます。ただ、この制度が始まった昭和六十一年、その当時からきちんと社保庁が届出をしてくれというのをきっちりとしてやっていけばこれはそういう問題も起こらなかったし、当人も、社保庁の方が三号被保険者として扱ってきたところもあるわけなんです。例えば、最近では、ねんきん特別便あるいはねんきん定期便、そういうものも三号被保険者としてきちっと扱ってきたと、こういうこともありまして、それは当人にとつては、自分は三号被保険者だと、こういうふうには思っていた、そういう方もたくさんおられるわけでありまして、それを、真実と実態とそれが違っているからといって、これを遡って全て駄目にするということについては御本人にとつては大変だと。とりわけ、裁定されている方、既に受給権者になっている、年金をもらっている方が、それについてその実態と元に戻して、今までもらった年金を返してくれ、あるいはこの先減額す

ると、こういうような扱いにすることは御本人にとつてもこれまた大変な不利益を与えると、こういうことでございますからそのようにさせていただいたと、こういうことでございます。

○世耕弘成君 今大臣は善意の人であるという前提でお話になりました。この点についてはまた別途お話をしたいと思っております。また、私も救済策が要らないとは思っていません。何らかの救済策は要るだろうと思っております。ただ、これを課金通知でやったのはいいかどうかをまずしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

それで、もう一つ不公平な点があります。運用三号の通知が出たのが昨年の十一月十五日です。じゃ例えば、二十年間手続をしてこなかった人が、この通知が出る前の昨年の十一月に年金を受け取るための手続で窓口へ行って、あ、あなたこれ三号被保険者じゃありませんよと分かった場合、この人の扱いはどういふふうになったんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) これは現行法が適用された、こういうことでありますから、その間、未納期間は未納期間として扱われると、こういうことでございます。

○世耕弘成君 結局、十一月にやった人は二年分しか払えないんですよ、現行法は二年しか認められませんから。だから、受取金額が大幅に、十八年分は消えてしまつて、二年分しか払えない。下手をしたら、十五年の受給資格も満たさなくなつて、年金そのものがもらえなくなる可能性がある。一方で、その二か月後の一月に手続した人は運用三号が適用されて二年分払えば年金が全部もらえるようになる。これ、不公平だと思いませんか。大臣、どうでしょう。

○国務大臣(細川律夫君) 確かにそういう点はございます。ただ現場での扱いが、現場での扱いが現行法でちゃんと実態に基づいてそれを訂正すると、未納期間は未納期間できちっと計算をする、と、こういうふうなことをやった人と、そうでなく三号被保険者として記録に記載されているその

とおり扱ったという方も多数おられると、こういうこともありまして、そういうこともひとつ考えていただきたいというふうに思います。

○世耕弘成君 とても納得できる不公平ではないということだと思ひます。

もう一つ、先ほどから大臣も二年間は払えるとおっしゃっています。報道でも二年払えばという報道もされています。これ、二年払えば残りの期間全部もらえるということですか。それとも、二年払わなくてもいいということですか。どちらなんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 二年払うということでは、現行法は遡って保険料を請求できるのは二年間になっております。それ以前は請求できないんです。法律上、そういうことになっておりますから、二年間は払ってもらおうと。それ以前については記録上の三号被保険者を尊重すると、こういうことに決めたわけでありまして、その二年間を払わなければそれは二年間は未納期間となるということでございます。

○世耕弘成君 今の質問の趣旨が分かっている。もうちょっと分かりやすく、いまいしょう。じゃ、二十年間全く三号被保険者のままで掛金を払ってこなかった人が窓口へ行った。あなた、二十年間完全な抜けしていますよと、取りあえず二年分払ってください、そうすれば二十年戻しますよと。だったら、その人が聞き直つて、二年分払いたくないと、その代わりその前の十八年分は下さいと。言われたらもらえるんですか。どうでしょう。

○国務大臣(細川律夫君) 窓口へ来られたというの、これまでの現行法の……

○世耕弘成君 運用三号。

○国務大臣(細川律夫君) 運用三号ですか。運用三号は二年間払わなければこれは未納期間になると、こういうことでございます。それ以前は表面上記載どおり扱つて、こういうことでございます。

○世耕弘成君 いや、運用三号の通知を渡す限り、そうは読めませんよ。二年間は払えるだけで

あつて、二年間払わなくてもその二年以上の分はもらえるはずですよ。年金が掛かっていたという推定になるはずですよ。これ、大塚副大臣の方が詳しいかも分からない。大塚副大臣、答えてくださいよ。(発言する者あり) じゃ、大臣に教えて

○国務大臣(細川律夫君) 二年間については義務ではありますから、二年間遡れると、こういうことでございます。ただ、年金事務所の方は、二年間は払ってくださいと、これはどうと思ひますよ。だから、それ以前はちゃんとそれは、先ほど申し上げましたように、表面上三号被保険者としてもらえると、こういうことでございます。

○世耕弘成君 これね、テレビを御覧の皆さん、大変な不公平ですよ。二年分払わなきゃいけないという報道とか我々の言ってきたことは違つて、二年分は払わなくてももらえるんです、二年間遡でちゃつたら。例えば三十年ずっと未納でいた人は一年分だけ払えば残りの期間全部もらえるんですよ。

これ本当におかしな制度だと思ひませんか。せめてここだけでも改正すべきだと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘になりましたように、これは不公平ではないかと、こういう御指摘でございます。

これは、衆議院の方の予算委員会でもそういう御指摘もございました。また、総務省の方の年金業務監視委員会、ここの議論でそのような意見も出ました。

私も、そういう真面目に払ってきた人との比較では、これは差を感じないや、公平性をきちっと考慮しなければいけない。それは委員の御指摘のとおり、そのことも考えなければ。しかし、また一方で、社保庁の方が三号被保険者としてそれが正しいというふうな形で取り扱ってきたということで、そのことについて当人がそれを信頼をしているということもありまして、そのこともまた考えていかなければならないという、そういう

不整合事件だと私は思います。

○世耕弘成君 私には救済法は必要だとはいつていません。必要だと言っています。しかし、ぬれ手にアワで、何も払わないで十年、二十年分の年金がもらえらるというのは、私は本心におかしいと思つています。

もう一つ問題点、ちよつとお聞きをしたいと思つてます。

この課長通知には、平成二十三年、今年の一月一日から実施することとされたいと書いてありますが、この運用三号というのは今年の一月一日から適用されるという理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) はい、そのとおりでございます。

○世耕弘成君 しかし、公明党の加藤修一議員の出した質問主意書に対する閣議決定をした答弁内では、十二月十五日から一月三十日までの間に二千三百三十一人の人が申請をしたと書いてあります。これだと十二月十五日から受け付けたというふうに読めますけれども、どうなんですか。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

運用三号の取扱ひにつきましては、通知を發出いたしました昨年十二月十五日以降に適用の申請を受付した方を対象としております。ただし、昨年十二月十五日以前に受付をして、処理を保留し、本年一月一日を経過してから運用三号を適用しているケースも一部ある可能性もございます。そういうことでございます。

○世耕弘成君 これね、すごい特権を与えるルールですからね。適用ルール、何月何日から適用されるんですか、これ。はつきりしていただかないと、人によって有利不利が発生するんじゃないですか。どうなってるんでしょう、これ。

○国務大臣(細川律夫君) 適用は一月の一日、こういうことになっておりますけれども、受付そのものが十六日から来ておりますから、それは同じように受付をしたと、こういう取扱ひにしております。

○世耕弘成君 いや、しかしこの課長通知を受け取った現場の窓口の人は、これ一月一日からやってくれと書いてある。大臣もおととい発表された大臣談話では、一月一日から対応を開始したと書いておられる。これ、現場の人の判断で、親切な人はやってあげるけれどもそうじゃない人はしやうし定規にやっちゃうんじゃないですか。どうなんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 世耕委員の御指摘のようには、現場でそのような形の取扱ひがあったというところについては、これは私はきちつとしなければいけないと思つて、過去に遡つてこの対応をしてまいりたいというふうにしておりまして。

○世耕弘成君 これ、さらに、私が聞いた情報、手に入れた情報では、通達は十二月十五日ですが、十二月十五日に説明会が現場向けに開かれていた。で、やっぱりこれは目録の利いた親切な職員の人だったら、もうこの研修、説明会を受けた後から、申込みに来た人を、これはもうこの二つの制度でやった方がいいですよと誘導しては行かぬ。そういうケースもあるというふう聞いています。

これ、大臣に、今日は要求してませんからいいですけども、委員長にお願ひしますが、二千三百三十一人の人がそれぞれ何日に窓口に来て何日に手続、処理をされたのかというのを明確に委員会として資料要求をしたいと思つてます。

○委員長(前田武志君) はい。理事会において受け止めました。

○世耕弘成君 その上で、一月一日以前に明らかに適用されているとしたら、これ、大臣談話、一月一日から対応を開始した、課長通知、一月一日から実施することとされたい、これ全部撤回して修正をしていただきたいと思います、いかがですか。

○国務大臣(細川律夫君) これは委員御指摘のようない問題もありますので、そこは私の方でしっかりと対応していきたいというふうに思つております。

○世耕弘成君 このように、私が一問一答だけで大筋が分るわけじゃないんですよ。物すごく細かいわけじゃないんですよ。大臣は先ほど首意の方を前掲とされておりました。これ、今百万人いると「わけています、専業主婦の方で切替をしてない方が、この方々がなぜ首意の人だという前提に立てるんですか、それを教えていただきたいと思つてます。」

○国務大臣(細川律夫君) 確かに、本来ならば一号被保険者でありながら三号被保険者として、こういうことになっている人については、これはいろいろな方がおられると思つて、中には自分が本来三号ではない、一号と思つていて、それで手続をしてない人もおられると思つて、しかし、それだつたら、本来ならばこれは駄目なわけですから、一号に変わつていかぬきやいかぬわけですね、一号に変わつてやつていけば年金がもらえるはずですから。したがつて、変えていないという人については、変えなければいけない、変更しなければいけないというところを知らない方、そういう方が、首意の方が多くはないかと。これは当然、このことは予測をされるというふうな思ふんです。

どれぐらい首意でどれぐらい悲愴かと知つていふというところ、これについては、人道的なとかいうのは私の方では把握をしておりません。

○世耕弘成君 三号被保険者から、号被保険者になり切らせている人というのは毎年ちゃんといふんです。平成二十二年度上半期だけでも三十五万人。大体、毎年七十万人ぐらゐの人はきちつと切替をされていふんです。

そして、私もこの間、年金業務監視委員会を傍聴してきましたけれども、そこへ出ておられた廣瀬年金記録回復委員会委員、この人は社会保険労働士でプロ中のプロですけれども、この人の証言によれば、ほとんどの人は自分で気付ける、奥面

目な人であれば気付ける。例えば、配偶者が脱サラした場合、自分の健康保険は会社の健康保険から国民健康保険に切り替わるんだから、そのときに年金を変えなきゃいけないと気付くはず。それが気付かなかつたとしても、処理をする市町村の窓口が必ず、これはあなた、年金の方もちゃんと三号被保険者から切り替へなきゃ駄目ですよというのを必ず言うはずだと思つてます。

この証言について、大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(細川律夫君) この不整合につきましてはいろいろな段階がございまして、今、世耕委員が言われたような例というのは最近よくやつていふんです。現場の方も、それは平成十七年以降やっております。

それはなぜかといふと、行政監視委員会の方から指摘がございまして是正を勧告されました。それに基づいて社保庁がきちつと記録とそれから配偶者の記録とをよく照合いたしまして的確に処理をされていふと、こういうことを聞いておりますが、それ以前はそういう形できちつとされていふ。とりわけ、たしか平成十年以前ですね、昭和六十一年に始まつて平成十年ぐらゐまでの間はほとんど届出をしてくれというふうな、そういう助成もなく、もう言わばほったらかしの状況が続いていふと、こういう状況、十年から十七年に向けてもそういうような不十分な状況が続いていふと、こういうことがあるわけなんです。

しかも……

○委員長(前田武志君) 細川大臣、時間が押しておりますので。

○国務大臣(細川律夫君) ごめんなさい、ちよつと重要なところですから、済みません。

は三号被保険者だと、こういうふうにもった方もたくさんおられるだろうと私は思うんです。そういうことも考慮してこの制度は設計をされた、こういうことを御理解をいただきたいと思えます。

○世耕弘成君 これ、私は、性質上立つてこんな大盤振る舞いの特例措置をとるのは絶対反対です。しかも、これ悪用することでもできます、この運用三号というのは大それたんです。

例えばこんなことが考えられます。外国人の夫婦が日本へやってきた。旦那さんが半年ぐらい会社勤めて厚生年金に入った。その間に奥さんは三号被保険者になります。そのまま半年で旦那さんと夫婦で帰国をした。旦那さんは当然会社を辞めていきますから三号被保険者の権利は失ってしまいますけれども、奥さんは手続していませんから三号被保険者のままです。二十五年後、この奥さんが日本にやってきて運用三号でやってくれと言われたら、二年分払うだけで全部年金を払わなきゃいけないんですよ。こういう悪用も可能なんです、どういふふうにお考えでしょう。

○国務大臣(細川律夫君) 今は、一号被保険者に種類変更がなければ、これは機構の方から本人に通知をする、通知をして返事が来ない、そして、その後四か月たつてもまだ連絡がない、そういう場合には職権で今は抹消すると、こういうことになっておりますから、今委員が御指摘のような事例については、今後そういうことは起こらないということでございます。

○世耕弘成君 それでもそういう穴もたくさんあるわけです。いろんな悪事を考える人も出てきますよ。そういうお金は全部国民の年金の積立金の中から出ていくんです。真面目にやっていない悪意のある人だつて、私はかなりいる可能性があると思つています。それでもやらなきゃいけないというのであれば、私はこれは法律を改正してきちりやるべきだと思います。

なぜ法改正をやらなかったのかという議論をさせていただきます。

まず、この運用三号の方針を決定したのは厚生労働省に設置された年金記録回復委員会という組織だと言われているんですが、事実関係と、この組織はどういう組織なんだろうかと、教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) これは、年金回復記録委員会というの、平成二十一年十月に厚生労働大臣に助言を行う機関として設置された機関でございます。この委員会は、国民が年金記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策等について国民の視点から検討して厚生大臣に助言をする任務を持っているものでございます。

昨年の三月二十九日、この日に当時の大臣が今回のこの運用三号の基本的な考え方、仕組みをいろいろと御議論をいただいた、その年金回復委員会の方ではこれでいくと、こういうことで異議はなしと、こういう助言をいただいた、そこでこの運用三号というのが決まったと、こういうところでございます。

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会というのは、法律でもありません、政令でもありません、大臣何で設置されただけの組織であります。しかも、任務は、先ほど大臣おっしゃったように、これ年金記録問題についてどうやって回復していくか、いわゆる消えた年金問題についてどう対処するかという委員会であつて、運用三号のような新しい制度とか、法解釈上問題があるとか、あるいは年金財政に大きな影響を与えるような制度をつくるのははるかに権限を越えていると思ひますけれども、いかがですか。これ、長官大臣のときにつくられた組織ですよ。

○国務大臣(細川律夫君) この年金回復委員会というのは、先ほどもお話ししましたように、年金記録の回復の問題です。これはそもそも、ずっと昭和六十一年に三号被保険者の制度ができたときからこの問題はもう起こっているんです。この三号被保険者の方が本来は、号になつたからこれ

を変えなきゃいかぬと、こういうことをしていないか、それがまさに実態と年金記録とのそこでありますから。

この問題が、二十一年の秋の調査によりましてそういう不整合があるということが百三万件もあると、こういうことが判明いたしました。まさにこの不整合、まさに年金の記録を正確に回復させると、こういう問題の中で起こつたこの三号の運用の問題なんです。したがつて、年金回復委員会にいろいろと御助言を求めた、こういうことだと思ひます。

○世耕弘成君 それは全く説明になっていないですね。年金記録の整合とか、そういうのをやるための専門家の委員会に新しい制度を設計させちゃつた。しかも、法律じゃなくて課長通知でやるということもやつちやつたんです。

今、職員向け「Q&A」集というのを、手に入れました。これ、私と全く同じQが入つていんです。これ職員向けに。このよう不公平な措置を通知一つで実施するのは納得がいかない、法律改正をしてから実施すべきではないか。まさに私の聞きたいポイント、職員向けのQ&A集に入っているんです。

じゃ、その答えどうなっているか。仮に法改正を行うこととなれば、改正内容の調整や実現に多くの時間を要することとなる。あるいは、第三号被保険者制度をめぐっては、制度発足以来、これまで制度改正の際にも様々な議論がなされてお

り、改正内容の調整は容易ではないと考えられます。要するに、これ、国会で法律の議論をしたら、いろいろ議論が出てきて時間が掛かつて面倒くさいからすつ飛ばすやうなこと、ここへ入っているわけです、公衆。

これ、一体どういふことですか、厚生労働大臣。○国務大臣(細川律夫君) 先ほどのあれはQ&Aで、職員が来訪した方とのどういふ対応をするかというQ&Aでありますけれども、この法律でやるかどうかというやうな問題。

たと、発生していると、これを何とかしなきゃいかぬ。もう星も多いわけですが、数多いと。そういうことをどういふふうにして解決をするかと。それが、今までは現場の仕事を必ずしも的確に行われていなかった、どちらかというと過当に三号被保険者として扱うケースも多々あつたと、

こういうこともあつて、まずはきちつとルールを決めなきゃいかぬと。そのルールを決めて、そして整理をしなければいけないと、この運用の整理をまずはしなければいけないと。今ですつとこの期間やつていなかったのをこのルールを作ろうと、こういうことがまず今回のところでございます。

法律については、これはいろいろと検討をしたらというふうにも思ひますけれども、これもなかなか、これも導入したときから大問題になつたあれでございます。法的な改正ということになればなかなか難しいだろうというやうな議論もあつたというのを聞いております。

○委員長(前田武志君) 答弁側に御注意申し上げますが、相当時間が押しておりますので、答弁は簡潔に的確にお願ひいたします。

○世耕弘成君 もう今の答弁しどろもどろですけども、要するに、聞けば、急いでいるから法律やらなくていいんだというやうにしか聞こえませんが、超法規措置を勝手にとっているということじゃないですか。

もう一つ、このQ&A集にはもつとひどい答えがある。仮に法改正を早期に実現できたとしても、今般の運用三号と同様の考え方を取らざるを得ないものと考えます。これ、要するに、どうせ国会で議論したつて自分たちと同じ結論になるんだから、国会の結論を先に飛ばしていいんだ、これ、議会制民主主義を否定するともない文書だと思ひますが、このQ&Aも回収、撤回していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(細川律夫君) 今、世耕委員が御指摘になりました点、不適切なところもあるかと思ひ

ます。これは検討して、しかるべく措置をしたいと思ひます。

○世耕弘成君 もつと信念を持って仕事やつてくだされ。私が一問一答だけ、談話の内容は変わるわ、全員に配られているQ&Aも変わるわ、いかにいいかげんな制度かということだと思ひます。

大臣、じゃ、これ、百歩譲つて、素早く立法でできるんだら立法したつていうことですか。我々が協力して、じゃ、一か月でやりましょうとやったら立法したということですか。

○国務大臣(細川律夫君) 当時、その三月、昨年の三月には、この運用三号でいくというのが、これが一番いいというふうに判断をされたんだと思ひます。

○世耕弘成君 当時の三月に判断したということは、じゃ、この年金記録回復委員会が三月二十九日に方針を示していますが、年金記録回復委員会が判断したということでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、年金記録回復委員会、これは大臣に対する助言をする機関でございます。したがって、当時の大臣が運用三号のこれを回復委員会の方に提示をいたしまして、御意見を聞いて助言をいただいたと、こういうことでございます。

○世耕弘成君 当時の大臣の名前を言ってください。

○国務大臣(細川律夫君) 当時は長妻昭大臣でございます。

○世耕弘成君 じゃ、これは、長妻大臣が立法しなくていいと、議会制民主主義を冒瀆するような方針をお決めになったということでしょうか。もう一回確認させてください。

○国務大臣(細川律夫君) 当時の大臣がお決めになったことでございます。

○世耕弘成君 もう時間がなくなってきましたから、これ、長妻さんに是非参考人として来ていただきたいと思ひます。

会だけじゃなくて、厚生労働省設置法で定められた社会保障審議会という立派な組織があるんですよ。その中には年金部会というのがあるんですよ。そこに何でもちゃんと諮問しないで決めたのかというのを聞かせていただきたい。国民に大きな不公平感を持たせるようなこの制度をバブコメも取らずに決めたことも、これはもう今、長妻前大臣の責任だと思ひます。

大臣にこへ来ていただいて教えていただきたい。そして、国会の法改正に時間が掛かる、どうせ国会と同じ結論になるんだというのをどうも論議をしたのか、長妻前厚生労働大臣に是非この委員会に参考人として来ていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

○委員長(前田武志君) 理事会において協議させていただきます。

○世耕弘成君 細川大臣は長妻大臣のせいにされてますけど、細川大臣にも責任ありますよ。去年の九月からは大臣なんです。

この課長通知でこのような重大な決定を下したことについて、これは十二月十五日、細川さんが大臣のときなんです。責任をどう考えていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) この課長通知につきましては、これは制度を決めて、そして年金局と年金機構の間で準備を進めてまいりまして、そして最後の準備が整つて、そして、いつこれについて通知を出すかということについて年金回復委員会の方に助言もいただいたので、事務方の方でこれを通知をしたと、こういうことでございます。

○世耕弘成君 それでは、大臣、三月二十九日、方針決定をしたときはあなたは副大臣でした。そして、十二月十五日の通知を出すときは大臣になっておられました。この間どういう説明を受けておられたんですか。これはやっぱり問題あるな、ちゃんと法律でやった方がいいな、弁護士で法律の専門家でもいらつしやいます。そういうことを全然お考えにならなかったんでしょか、お

聞かせください。

○国務大臣(細川律夫君) 三月二十九日に決めたときには私は副大臣をしておりましてけれども、私は労働の方を担当いたしておりました。この問題についてはタッチをしておりました。

○世耕弘成君 それでは、十二月十五日の発出の前日、十二月十四日に年金記録回復委員会が開かれて、大臣として出席されてます。その委員会での問題は議論されましたか。

○国務大臣(細川律夫君) この委員会には私も出席をいたしました。これは冒頭の出席でございます。御挨拶もいたしましたけれども、この問題については触れておりません。

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門家の委員から、ほかの記録問題とは違つて制度そのものの問題であり、質的に違うという指摘が出ているんです。真面目に払っている人に対する背信行為だという発言も出ています。

ここで思いとどまっていればこんなことにならなかったんですが、大臣、どうして思いとどまらなかったんですか、十五日の通知発出を認めただけですか。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げておりますけれども、その通知については私は当時知りませんでした。

○世耕弘成君 もうこれは、知らないというのは、これは大変なことですよ。これもまた新たな責任問題が加わりました。

もう一つ、じゃ、今既に手続を済まされている三千三百三十一人の方、この方々の扱いを止めているということですが、これからどういう扱いにされるんですか。

○国務大臣(細川律夫君) この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、年金、総務省の方の業務監視委員会の中でもいろいろと御意見が出、そして衆議院の委員会でもこの問題を指摘もされましたので、そこでこの運用については留保すると、こういう決定をさせていただいたところでございます。これが二十四日のことでござ

います。

○世耕弘成君 もう一回確認しますが、手続や作業は全部止まっているんですね。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございます。

○世耕弘成君 それは違います。

我が党の加藤勝信衆議院議員が昨日厚生労働省に確認をしたところ、既に二千三百三十一人のうち確定が終わっている人が九百四十二人、そのうち三月十五日付けの随時払いの作業に入っている人が四百九十三人いて、これはもう現行に健気タイプが行っているから作業が止まらないという報告を受けています。

大臣の答弁と違つていないですか。どうなっているんですか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、年金事務所に来られて手続をされる方についてのその手続を止めていると、こういうことでありまして、もう既に決定をして、その被保険者になっている方についてのこの随時払いについては、これはその手続は、これは権利の問題でございますから、これはやらなければというふうに思っております。

○世耕弘成君 二月二十四日付けの大臣の「今後の対応について」という紙では、裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保すると書いてあるんです。全然違つていることと違います。

これ、ちよつとよく理事間で審議していただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○国務大臣(細川律夫君) 私が留保ということの手続を止めたのは二十四日でございます。それ以前はこの運用三号が適用されておりました。これについてはまさに適法にその手続が進んでいたという……(発言する者あり) いやいや、ということでございますから、そこで現行法にのつとつてその決定をされている方についてはこれはその年金を支払わなければと、こういうことでござい

○世耕弘成君 これ二十四日の通達、大臣談話、これ全然違いますよ。衆議院の予算委員会に出さ

れたのはこの内であり、裁定申請が出されたものと及び既に裁定が行われたものについては当面対応を留保する。裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保する。完全に止めると言っているわけでもない。この紙を出し直してもらわないと今の答弁は納得できません。

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それじゃ、速記を起してください。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、既にこの運用三号で適用して裁定もしているということもあるということに加えて、支払機関の方に確認をいたしました。もう止められないというようないふもありました。そういうことで止めた、そういうことでございます。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それでは、速記を起してください。

○国務大臣(細川律夫君) お返りください。厚生労働大臣におかれましては、その大臣談話との違いについて、訂正すべきところは訂正した上で答弁をいただきます。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

厚生労働大臣としての二十四日のこの談話につきまして、止めると、こういうような表現になっておりますけれども、これは、既に運用三号を適用して、それは現行法のこの法律内でやっただ、こういうことでありますから、これはもう受給権者になつていふようなこと、そして現実的に間に合わない、こういうことで支払をする、こういうことになりましたので、これは委員御指摘のとおり、これは訂正をさせていただきますというふうに思います。

○世耕弘成君 いかにいいかげんにこの制度が考えられたか。私が今ほんの致十分質問しているだけで、三月二日の大臣談話も中身が違いました。

職員に配っているQ&Aも中身を撤回します、そして国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣のペーパーも中身が違いました。いかにいいかげんかということですよ。これは猛省を求めたい。これは私は大臣の責任は不可避だということを明確に申し上げておきたい。

そして、時間がないから立法でやらなかったと言っていますけれども、去年三月に方針を決めてからやるまで、十二月まで時間があった。九月までの間は長妻大臣、九月からは細川大臣。なぜこの間に我々に働きかけなかったんですか。与党にも働きかけていないと聞いています。その責任をどう考えられますか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、実態のこの運用三号につきましては私はその間もよく知らなかったということ、その点については誠に不明を恥じるところでございます。

○世耕弘成君 知らなかったということを知るんでは、全く通知が出るまで知らなかったということを確認する。知らなかったんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございます。

○世耕弘成君 なかなか信じられない。十一月十四日の年金記録回復委員会出席者には大臣入っているんです。その議事要旨には、年金、この運用三号の問題も入っているんですよ。それで知らないというのは、これは後でじっくりとチェックさせていただきますが、確認をさせていただきます。

それと、去年の三月から十二月というのは、これは年金に關してはただの期間ではないんです。我々野党で、そちらが提出された年金確保支援法という十年間通って国民年金の掛金を掛けられるようにする大改正の議論が行われていた。何でその間にこの運用三号の問題もぶつけてこなかったんですか。そこで相談しなかったんですか。そうであれば、我々はちゃんと、これ我々の時代に起こった問題でもありますから、ちゃんと責任を持った対応をいたしました。何でそのときに言わなかった

んですか。お答えいただきたいと思っています。

○国務大臣(細川律夫君) この年金確保支援法案は、保険料を納めやすくするために低年金、無年金をなるべく少なくする、こういう観点から現行法を改めまして、その納付可能期間を現行の二年から十年にする、こういうことでございます。

これは、既に昨年の通常国会に提案をいたしたところでございます。そこで議論をしていただいたところでございます。

○世耕弘成君 この法案は、与野党で去年の十月十六日に修正合意しているんですよ。なぜそのときにやらなかったんですか。

○国務大臣(細川律夫君) それは、そこまで私自身が全くそちらの方については存じていなかったということもあったから、そういう話にはならなかったということでございます。

○世耕弘成君 この問題は、長妻前厚生労働大臣がお決めた、そして細川現厚生労働大臣がそのまゝ通知を出しちゃった。これ、両大臣の責任は免れないと思います。長妻前大臣には必ず参事として来ていただきたい、後村厚生労働省の年金記録回復委員会委員長、そして総務省の原年金業務監視委員会委員長にもお呼びをいたして、これらろんな問題点が私の今の質問だけで明らかになりましたから、是非、年金問題の集中審議をやつていただきたい。

長妻さんは消えた年金とおっしゃいましたが、これはまさに違法年金であります。そして、運用三号と名のついています。これはまさに権力の濫用三号だということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 関連質問を許します。

○森まさ子君 自由民主党の森まさ子です。

菅総理、今の世耕議員が指摘した問題、厚生労働大臣の責任についてどうお考えになりますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) この二、三被保険者の取扱について、私も多少状況を報告を受けておりますが、現在、厚生大臣を中心に、事務大臣も

含めて、これからの対応の在り方についてしっかりと方向性を出すために協議をしてもらっているところであります。

まずは、今の状況に対してきちんと関係者の意見を聞きながら方向性を出すということが必要かと、こう考えております。

○森まさ子君 全く今の大混乱もたらしたことに對しての反省のお答えがありませんでした。

国会は内閣をチェックする機関ですから、私たち野党は鋭い質問もします。しかし、それに対して真正面から答えてくだされば熱議にもなると思っています。ところが、どうでしょう。今朝からずつと菅総理の御答弁は逃げの答弁、ごまかしの答弁、責任のなすりつけ、残念ながら一回の答弁の器であると思わされる答弁はございませんでした。

今この瞬間も地方は大変な目に遭っています。我が福島県も、経済も雇用も大変です。昨年末、会津地方で雪で交通事情が止まり一夜を明かしたニュース、皆さんも御覧になったと思います。浜通りでは首都圏からの直通特急電車の廃止も発表されました。地方は、国民は不安でいっぱいなんです。総理のお態度を見ていて、本当にこのままこの方に国をお任せしても大丈夫だろうか、そんな不安に駆られてしまっています。

それでも総理は、マニフェストは四年で判断してくれと言います。マニフェストとは、そもそも実行可能性のある具体的政策を財源と期限を故に示し、事後に検証するものです。

菅総理、英会話教室のNOVAの破壊で大きな被害を出したのは記憶に新しいところだと思えますが、ああいった徹底的な取引契約でいつもトラブルになる点はどこなところでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) まず、国民の皆さんが不安に思つておられるという御指摘をいただきましたけれども、私は、この一年半の間、マニフェストの中でも進んでいるものもたくさんありますし、最も心配をされた経済の状況は、少なくとも一年半前のリーマン・ショック以降改善

らなきやならないという思いを當時持っていたことは間違いないと思います。

○白浜一良君 議員  
そうした意味では、当時も今も、この問題についてはできるならば超党派で合意形成をして進めてまいりたいという気持ちは一貫しておられますし、その発言自体を否定するつもりはございません。

○内閣総理大臣(菅直人君) 被用者年金といわゆる今でいう国民年金、これについては、先ほど野田担当大臣もお話がありましたように、これを一元化することにおいてはいろいろ議論があることは私もよく承知しております。また、共通番号といましようか、そういう問題も、やはりそういうものがなければなかなかできないということもあります。また、同じ被用者年金の中でも、いわゆる厚生年金といろんな共済制度があり

同時に、先日の議論の中で、大変いい議論ができたと思っておりますのは、現在はいわゆる非正規の人たちがほとんど厚生年金に入っていない、あるいは健康保険も多くの人々が国民健康保険の方に入っている、被用者の健康保険に入っていない、このいろんな過去の経緯があることの指摘をいただきました。

ですから、同じ被用者同士の年金の一元化でも、制度的な一元化に加えて、場合によっては非正規、従来、たしか労働時間で四分の三以上という一つの通達でしか何でしょうか、あったものを、果たしてそれでいいのかという議論もこの集中討議の中で出ております。

そんなことも含めて、当時、私が原理原則なことと発言したことは多分このとおりだと思えますけれども、それに至る過程の中でいろんな段階があるというのは、これは当然そういうことを念頭に置いて考えなければならぬと思うっております。

○白浜一良君 私は、衆議院の段階のいろいろ議論を開いていまして、何かもう四月、六月という

ことが、まあ皆さんに議論されているということもございませうけれども、そんな期間でこんな抜本改革がまとまるのかと要するに思いうわけ、それが、今の制度の小手先の改革じゃ、余りに民主党のいわゆるマニフェストの内容と違うんじゃないかということを感じました。それで、今日、今日の議論を開いていまして、それを目標としてやるんだと、こういうふうな理解をいいわけですね。菅理、最後、もう、確認しておきますが、

○内閣総理大臣(菅直人君) これは、野党もいろいろな党があつていろんな趣旨の発言をされておりますが、簡単に言えば、ちゃんとあるレベルまでまとめてこなければ、議論をしよう、議論をしようといつてもできないではないかというのが一般的におっしゃっていることだと私も理解しました。ですから、本来ならもっと手前の段階から野党の協賛といましようか話ができれば、あるいは私は私たちの今の集中討議にも、場合によっては野党の皆さんにも説明をするようなところにおいでをいただけないかということをお考えいただいているわけですね。

しかし、いすれにしても、やはり野党と政府の方でまとめたものを出さなければ議論になかなか進まないということも野党の多くの指導的な方がおっしゃっていますので、それは四月の段階で大きな進歩はお示しをし、六月の段階で税と社会保障の案をお示しをし、こう考えております。

○白浜一良君 その四月、六月は分かっていますね、もう何回も聞いているから、何をまとめるわけだかという中身の大概、大綱を聞いているわけですね。それから、まあ何となく、若しそれぞれ皆さんニユアンスが違ふという感じはしますが、これ以上具体論は詰まらぬのではありませんか、これはやめたいと思っております。

○白浜一良君 私は、衆議院の段階のいろいろ議論を開いていまして、何かもう四月、六月という

すと、細川大臣、十一月十五日の課長通知は知らなかったとおっしゃっていますよね。これ、三月の時点で大綱を決められたと、これ長官大臣の時代、それ決められたこともずっと知らなかったわけでしょうか。そして、いつそういうこの改進黨案を知ったということになるわけですか。ちよつと説明していただけますか。

○国務大臣(細川律夫君) このいわゆる運用三つの件につきましては、昨年の三月段階で大綱決定をいたしました。それからずっと施行に向けての準備が進んでまいりまして、そして十二月の十五日に、一月一日から施行するという通達を出したわけでございます。

私が具体的にこの詳細な設計を知りましたのは、この問題が起りました。月の下旬ごろでございます。

○白浜一良君 今日、年金局長にきていただいたておりましたが、昨年の三月、長官大臣の下で何と何を決めたんですか。報告してください。

○政府参考人(榮田潤君) 昨年の三月に運用三つによる収扱いの大枠を定めたところでございまして、それは、整合しない記録につきまして、受給者の方につきましては現状の年金記録を変更しない、被保険者の方につきましては、過去につきましまして、保険料の時刻が到来していない過去二年分以外は現状の年金記録を変更しないということでございます。

○白浜一良君 よく分かりませぬね。要するに、十一月十五日の課長通知とどこが違いますか。全く同じですか。

○政府参考人(榮田潤君) 課長通知は、その取扱いは今年の三月一日からスタートするということを示したところでございまして、

○白浜一良君 じゃ、中身は、諸だということですね。そうですね。

これ、細川さんは九月に大臣になられた。たとえその三月の時点は、先日の質疑によりまして、私は労働担当の副大臣だったんで知らなかったと、こうおっしゃった、そう理解しています。し

かし、厚生労働大臣になられたということは、こういう重要なことは報告するのが当たり前と違いますの、これ、課長、報告していないんですか。○政府参考人(榮田潤君) 私ども年金局といたしましては、昨年の二月に既に定められた基本方針に沿いまして詳細な事務処理方法等の検討を進め、言わば実施に向けた準備作業を進めていたところであり、その準備作業が完了したところから昨年十二月十五日に、先ほど申し上げました実施時期を二十三年一月一日とするところの通知を出したところでございます。言わばその既に定まった既定方針どおりに作業を進めさせていただいたというところでございます。

○白浜一良君 そのこと自身が、全然報告しないということもおよそ信用できませんし。じゃ、課長通知というのはどういうルールで出されるんですか。大臣の決裁は要らないんですか。どういうルールになっているんですか。

○政府参考人(榮田潤君) 大臣までの決裁はちやうだいておりません。

○白浜一良君 これはこれで大問題ですね。細川大臣、知らなかった、これが本音だとしまして、この課長通知、これはある方には経済的にも分かります。しかし、多くの方には不公平になる。また、税金なり社会保障目なり、そういうたぐさんのお金が使われる。そんな大事なことをこの通知で出したんです。あなた、知ったから、局長とか担当課長を呼んで叱責すべきじゃありませんか。やりましたか。やりましたか。それを、何らかの処分をすべきじゃないですか。なぜこんな大事なことを私に知らせないんだと叱責して当たりに前じゃないですか、これ、確認したんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 私が事務方からそのことを報告を受けてまして、なぜ私に報告しなかったのかということでは、それは私の方から聞いたた

しました。そして、これについては、このようなことが行われているということで、私としては、この運用三つについては公平の点とかいろいろな観点から

やはり問題があるというふうに思いましたので、そこでいろいろな関係者からいろいろな事情を聴取をしております。その間、国会が始まりました、年金と労働監視委員会、経費省の、そちらの方からいろいろな意見も出てくるということ、それで衆議院の方の委員会でも御指摘がありましたから、この運用三号については留保ということに決定をさせていただきました。

今、私どもの方で、官房長官、そして経費大臣、私と、昨日もこの件について検討をいたしました。これについては法的な措置も含めて抜本的な改革を検討すると、こういうことを決定をいたしました。これから先、法的な改正も含めて抜本的な対策を立ててまいります。

○白浜一良君 この起こっている問題をどう処理するかという問題は、これは次の問題であって、なぜこういう事態が発生したかという原因、責任、これを明確にしないといけないということ、私は申し上げている。大臣のお話を聞いていても全く感じないんです。

じゃ、私理、こういう実態だということを最高責任者としてどう思われますか、これ、どう思われますか。現在の細川大臣は知らなかった、知らなかったとはいえ、方で全国に何人いらつしやるか分からない、百万人以上いらつしやるんじゃないかと、こういうふうには言われている、そうしたら、使ってお金は一兆超えるんじゃないかと。そういう大きなミスをしたということに対して誰も責任ある発言をされない。こういう政府のあり方に対して総理はどう思われますか、これ。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、一番重要なことは、国民の皆さんにとってこのことをどのよう将来に向かつて、ある意味従来のやり方が適切でないと思えば変えて、しかし同時に、どういう政治が公平性との観点で重要か、必要かということとをきちんと示すことが最も今の大臣にやっていたかなければならないことだと思っております。

この問題、御承知のように、私も余り細かい話

前までは聞いておりませんが、かなり以前から、かなり古くからこういう扱いが現実にはなされてきたものをどうした形にしたというふうな聞いておりました。この何年かというふうな聞いて、かなり以前から本末は三号から、号に変わらなければいけない人についてもそのままに扱っていたという長い経緯の中で、それをどうかしなければならぬというところで始まったというふうな聞いておりますので、その旨のことももちろんしつかり聞けることはそうでありませうけれども、一番重要なことは、これから先に向かつてどういう形で国民の皆さんに示していくか、野党の皆さんからも、これは衆議院の段階でしたか、議院の段階でしたかありましたが、やはり政治は何かの形で必要だという御意見もたくさんいただいております。

そういう意味で、その政治の方向性を今、細川大臣が経費大臣あるいは官房長官を含めて方向性を出していくと、場合によっては立法措置でそのことはやることも検討するという取組の姿勢が今あったと思いますが、そういう方向でしつかりと国民の皆さんに安心できる、そして公平性を担保できる形に持っていくことが今やらなければならぬ最大の課題だと、こう考えております。

○白浜一良君 いや、先ほどから私が言っています。救済措置は大事なんだ、どういう対応するかということ、それは私はどうでもええと、言っているんじゃない。こういう事態に至ったまま、それまでに、その責任問題、事実説明を私は言っているわけですよ、まず、誤解したら駄目ですよ、それは。

そして、この問題は前にも、年の話じゃない、ずっと問題はあったんです。それは間違いないですよ、だけれども、この通知を出したというのは現内閣で出したんですから、この事実を私は言っているわけですよ、これだけの課長が通知しながら誰も責任ある発言しない、こんな内閣はおかしいじゃないですか、おかしいじゃない、誰が責任取るんですか、これ、私理、これ誰も取らないんですか、すぐこれ止めた

んですよ、この通知を、発直して、そんな通知を出したのか、責任ある立場で、その責任明確にしなれば国民が納得できませんよ、これ。○国務大臣(枝野幸男君) 三号から、一定の趣旨、御発言ございましたけれども、今回の通知に至るには、昭和六一年の三号制度の創設以来、今回の通達で新たにこういう制度を創設したのではありません、こうした運用が従来から多く見られていたと思われ、そして、どうやら当事者の対応や窓口の対応によって、今回通知で出されたような運用がなされてきたケースと、そうではなくて、素直な実態に合せて訂正がされたケースと、これが混在していたということが政体交代後発覚をいたしました。こうしたところに至る様々な事実関係や経緯をしつかりと検証してまいりたいというふうに厚労大臣、経費大臣とも話をしていくところでございます。

○白浜一良君 もう、今回の問題の責任者は誰だ、どこに責任があるのかということ、私は言っているわけですよ、言っています、そんなの全然私に聞いている話じゃないんです。○国務大臣(細川律夫君) 一月十五日は、当然、私が厚生労働大臣でございまして、厚生労働の行政全般の責任は私が負っているところでございまして。

○白浜一良君 その上で、私ちょっとこれ不純なものを言っているんですよ、というの、なぜかといいますと、要するに、厚生年金法の改正、昨年の臨時国会で審議しているんですよ、衆議院で修正して、参議院に送られて、今は参議院審議中になっています。これいろんな内容ございまして、いわゆる過去に遡って十年保険料が支払えるという、今は一年しか遡及できません、この審議をしていただんです。これ十二月三日で国会が終わった、この課長通知というのは、一月十五日に出ている、国会が終わったから直ちに決まっているんですよ、少なくとも、年間さえ遡って払えば何年支払ってなくても支払ったものとみなすということは元々分かっているんですよ、なぜこの話が審議の中で出てこないの

か、十年に遡って支払えますよという法案を、改正案を審議していたときに、なぜこの運用三号の問題が出てこないか、これは不思議でなりません。年金局長、これは分かっていた上で言わなかったんですか。○政府参考人(榮田潤君) この通知自体は、先ほど官房長官からも御発言ございましたが、これまで年金の支給に当たり、法定時に不整合記録を適切にチェックするという統一性のある運用をすべきところを、必ずしもそれが徹底されなかったところ、年金事務処理上の進め方を改めて統一的にするところ、でございます。したがって、こういうことを考えましてその課長通知ということで対応したところでございまして、年金確保支援法案との関係はそういう点ではどうもなかったというところでございまして。

○白浜一良君 そういうことを聞いているわけじゃない、昨年の秋の臨時国会でいわゆる年金法の改正を審議しているときには、この運用三号の中身は分かっていたわけでしょう、なぜそれを説明しなかったのかということ、私言っているんですよ。そうしたら、少なくともこの年過つたら過去何年払わなくてもみなすというようにすることはできないわけじゃないですか、改正しようという法案を審議していたんですから、衆参でそれがおかしい、どうですか、局長。

○委員(前田武志君) 定額年金局長、的確にお答えください。○政府参考人(榮田潤君) この運用三号につきましては、先ほど申しましたけれども、事務処理上の運用を統一的、貫性のあるものにするということで課長通知ということで進めさせていただいたところ、でございます。年金確保支援法案との関係があるというふうなことはしなかったところ、でございます。

○白浜一良君 局長だけを責めても意味はございせんが、何か不純なものを言います、不純なものを言います。過去一年遡って支払えるようにしようという法案を審議しているときにこういう運

用三号で改訂案が、方で隠されているということ  
自身が非常に不純なものを感ずる

私は、副大臣、当時は、十一月十五日の時  
点、私が厚生労働大臣で責任者だと、こうおっ  
しやうした。私はそれでいいと思います。誰かや  
ばり、こういう国民に混乱を起したと、不公平  
感を与えてしまったということに對しては誰か  
が、政治家が責任ある発言をしなければ、気持ち  
を持っていくところないじゃないですか、これ  
そういう意味で私はしつこく何回もこれ確認して  
申し上げているわけで、昨年、臨時国会の審議と  
いい、大分私は不純なものを感ずるので、そのこ  
とだけを指摘しておきたいと思ひます。

それから、ちよつと経済対策を、余りやる時間  
がなくなりましたが、少しやりたいんですけれど  
も。

総理、昨年、臨時国会で私、ここで花理に御質  
問をいたしまして、日本政策金融公庫を使つて、  
国金事業と中小事業で三年間で、万社つくるうと  
いう御提案を申し上げました。早速、花理はその  
とき、夢のある魅力的な提案だと、この場で大出  
産大臣に指示を出しておきたいと、こういう格  
好よくおっしゃったわけでございますが、五か月  
近くになるんですが、私に何の返事もないんでき  
が、これどうなっているんですか。

○国務大臣(海江田万里君) 白浜委員に、私が担  
当でございますのでお答えを申し上げます。

おっしゃる通りに、白浜委員はこの問題につき  
対花理でそういった質問がございまして、花理も  
前向きに答弁をいたしましたところでございます。

従来、この日本政策金融公庫におきまして、創  
業者向けの新創業融資制度など積極的に推進して  
おったところでございます。そして、今年度もこ  
の月末までで、万九千件、千八百五十億円の支  
給を上げております。

そのほかに、特にこれは白浜委員が提案をした  
ところでございますが、従来でしたら再生局面で  
利用されていまして国からの出資金を利用した十  
五年一括返済の資本劣後ローン、こういうもの

も、これも盛り込みまして、それから、信用保証  
協会による創業関連保証で、今回の額は、これは  
内数でございますけれども、来年度の予算案の中  
で、一般会計九百九十一億円、平成二十二年は八  
百一十三億円でございましてけれども、こういう  
形で百億以上、これは外の数で、その中に、実質  
の金額はもう少し少なくなりますけれども、盛り  
込んで、その意味では、御提案が花理したことは申  
し訳ございませんが、しつかりと先生の御提案の  
意を体して予算に組み入れをしておりますのでござ  
います。

○白浜一良君 経済省もいろんな事業をやつてい  
らっしゃるから、あちこちいへばそういうふうにな  
るわけでございまして。私は、大きな理念で、ス  
ローガンとしてはあんとおち上げてやったらどう  
かということをお願いしたわけで、個々のこうい  
う施策をやつていましてというふうな説明は全く要  
らないんですよ。

これ、総理、その場で指示するとおっしゃった  
んですが、こういう取組にや困る。私も、野党  
ではございまして、やっぱり建設的なことを提案  
もしたいわけでございまして、もう少しやっぱり  
前向きに、何の返事もないというのは、これ、余  
り失礼じゃないですか、花理、どうですか、こ  
れ。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私の指示が不徹底で  
そうした報告が行かなかつたことについてはおわ  
びを申し上げます。

○白浜一良君 その上で、今日は、つだけちよつ  
と御提案がございまして。

この国会で、いわゆる国庫戦略に各特区制度と  
いうのをとらえていらっしゃるんです。確かに、  
沖縄特区はともに行きませんけれども、やっぱり地  
域の活性化で生かそうという、趣旨は私も賛成で  
ございまして、私、大阪なんですけれども、中小  
企業を運営されている方がこうおっしゃるんです  
よ、もうからないけれども雇用を守るために必死  
でやっているんですよと、だから、育てようとい  
うならばもっといろんな面での優遇措置をしてく

ださいよと、そういうふうにおっしゃっている  
今考えていらっしゃるの、この各特区制度  
というのは、いわゆる法人所得では、割カットな  
んでですね。沖縄特区の場合は、三五カットされ  
る。まあ沖縄はとも行きませんが、これはこれでい  
いんです。ただ、いわゆる地方税の関係がないん  
です。これ、片山大臣ですかね。これ、地方税  
というのは固定資産税やから、これはそれぞれ自治  
体で努力して金を出してこいといつても、もう地  
方もお金がないわけでございます。沖縄は国税で  
補填していただきますから、沖縄ほどやる必要はござ  
いません。しかし、そういう国の配慮というものが  
あつてこそ、そういう地域で雇用を守るために仕  
事頑張ろうという経営者が頑張ってくれるわけ  
で、その配慮がない、という面で、もう一段積極  
的にやるべきだと思ひますが、大臣、どうです  
か。

○国務大臣(片山善博君) 議員がおっしゃるよう  
な考え方もあると思ひます。ただ、この各特区  
をこれから推進していこうとしたときに、国の方  
は、従来とは違つたいろんな、例えば財政上の措  
置とか金融上の措置とか、国税以外の措置も  
これ組み合わせていくわけですね。

その点に、つて重視したいと思つておりますの  
は、地元が、特に自治体を中心とした地元が本  
当にやる気があるかどうかという、単に国が制度を  
しつらえてこんなにも有難いものがありますよと、  
それをばくつとするんじゃないかと、本当に地元が  
イニシアチブを取つてやる気がありますかという  
ことが、この重点の心のメルクマールになるだろ  
うと思ひます。

その際に、地方税というのは自治体の税であり  
ますから、そこを白腹を切つてでも特例措置を設  
ける意思があるかどうかというのは、一つの重要な  
要素ではないかと思ひましてこのような制度にし  
ていくわけでありまして、したがって、是非地元の  
自治体が本気で必要があれば、固定資産税であつ  
てもその他の税であつても、まけてでもその特区  
を推進するということをやつていただきたいと思

うんです  
その後、全体の財政の問題というのは、ほかに  
もいろいろありますので、全体の財政状況を見な  
がらその自治体に対して支援をするということ  
は、それは一般論としてはあり得ると思ひますけ  
れども、ここにおいては独自でもやるという気  
概を示していただきたいという気持ちであります。

○白浜一良君 大臣は知事もされていたから地方  
のことでもよく分かりますが、そんな財政の  
余裕はないわけで、丸々国でやれと私は言つてい  
るわけじゃないんです。地方も努力するけれど  
も、財政がやっぱり支え切れないものがあるから  
軽減措置をしたかどうかということ、私は、  
国が少し補填してあげたらどうかということ  
を言っているわけで、もうちよつと前向きな答  
弁しなさいませんか。

○国務大臣(片山善博君) 今、国会に提出しよう  
としているものにつきましては、先ほど私が申し  
上げたようなスキームにしております。その上  
で、自治体が実際にどうされるか、これを適用を  
受けてどうされるか、それを見て、先ほどちよつ  
と御答弁申し上げましたけれども、その他の例え  
ば特別交付税とかいろいろんな措置がありますの  
で、そういうものの的確な支援措置ができるかど  
うか、これは可能性は大いにあるだろうと思ひま  
す。

○白浜一良君 そういう幅を持って見ていただく  
というふうには理解をしておきたいと思ひます。  
もう一つ提案がございまして、今住宅エコポ  
イント制度がございまして、ただ、事業は限定され  
ていまして、いわゆる自動車のエコカーの注  
助金制度とか電気製品のエコポイント制度とい  
うのは広がりございまして、事業として、ところが、  
住宅エコポイントは大変限定されている。そこ  
で、これは提案なんです、一つ加味されてはど  
うかと。

一つは、だんだんこれから高齢化が進んでいく  
わけで、バリアフリーの工事もエコポイントに包

たくさん、いろいろな発言をされ、そんな中でこの規制仕分けという位置づけであったのかなというふうになつた見方を私はいたしてあります。非常に心配もいたしております。

そこで、大臣にお聞きいたしますけれども、今回の規制仕分けの中におきまして、薬のインターネット販売、どのような議論がなされ、どのような結論といえますか、どのような報告になつておるのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○細川国務大臣 三月六日に開催されました行政刷新会議規制仕分けでは、一定の安全性を確保しながらインターネット等で医薬品を販売するため

のルールを制定すべきではないかという論点が示されまして、この規制の導入により国民に不便を強いている面があるというような指摘がされたところでございます。

それに対して、厚生労働省といたしましては、医薬品を必要とする方々に安全、安心、円滑に届けられることが薬局等やあるいは薬事行政を担う厚生労働省の責務であるというような説明をいたしました。そういうことが刷新会議でいろいろと議論されたところでございます。

○田村憲次委員 ここにワーキンググループの評価の結果というのがあるんですが、わざわざこれ、「改革の方向性」と書いてあるんですが、これも、「安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売の可能性を検討する。」と。

何かよくわからない「葉でして、最後、「検討する。」というのは、政府の検討するは検討しないなんて話がありましたけれども、普通に読めば、「検討する。」と書いてあるんだから、一定の安全性、「安全性を確保する具体的な要件の設定」というのが書いてありますけれども、前提に、何か、改革して規制緩和をするような、そんなふう

に受けとめられるんですが、私は、非常にこれは怖い話だというふうに思ひます。

も、ネット上というのは秘密性というのがあるわけでありまして、これ、「薬局・薬店」と書いてありますけれども、本当に相手は薬局なのか、薬店なのかわからない中で薬が売られる可能性もあるわけですよ。それで健康被害等が発生する可能性もある。ましてやそのときに、お聞きしますと、ネット業者が責任をどうとるんだという話になつたときに、そこはまだ完全に確定された議論になつていない。だから、だれが責任をとるんだ、だれが薬局や薬店だというふうに分断するんだというところまで問題が非常に広がつていくわけなんです。

ですから、そういう意味では、大臣、これは大変慎重になつていただきたいというふうに私は要望をいたしたいと思ひます。今のお話だと厚生労働省側はそういうようなお考えなんだろうと、大臣のお言葉で受けとめさせていたんですが、それと、私も、賛成派という方々はどういう方々なんですか。そして反対派、今、これは中でも反対をされている方々がおられると思ひますけれども、どういう方々ですか。

○大塚副大臣 御下問の件は、ここ数年、ずっと議論が行われておりますが、主に賛成派と、われの方々は、やはりインターネット事業者の方が多いというふうな承つております。一方、反対のお立場の方々は、やはり薬業に携わっておられる方々並びに薬害に実害に遭われた被害者の方々が中心であると思ひます。

その上で、田村議員にも御報告申し上げますが、この規制改革の前提となつております規制改革分科会というのが、私が前任の内閣府の副大臣の時代に立ち上げたものであります。あくまで、規制、制度のその目的に照らして、現状の内容が合理的であるかどうかということとを客観的に議論してほしいということとで立ち上がったものであります。

したがって、この薬業に関する規制は、安心、安全で、そして円滑に医薬品を国民の皆さんに届けするための規制や制度でありますので、万が一にもそのことがおろそかになるような、そういう対応は、厚生労働省としては大臣以下、私ども一切考えておりませんので、ぜひ御安心をいただきたいと思ひます。

○田村憲次委員 いただいた資料を見ていますと、やはり今副大臣おっしゃつたとおり、消費者や薬害被害者の方々、例えば全国消費者団体連絡会でありますとか主婦連合会、全国消費者協会連合会等々、また一方で薬害の被害者の会、もうほとんど反対ですよ、反対。やはり非常に怖い。薬というのは、もちろん病気に効きますけれども、一方で、化学成分を非常に多く含む含んでおるものでありますから、体にいろいろな変動を来すおそれがあるわけでありまして、大体、そういう使う側の方々は反対。それから、当然、薬を取り扱う側の方々も反対。

一方で、賛成されている方々は、一部は薬を取り扱っているところも賛成者はおられますけれども、ほとんどがインターネットを通じていろいろな販売をやられておられる方々だと。つまり、販売側の方々が賛成で、使う側、使用する側、これは反対だというのが鮮明に見えてくるんです。

ですから、ここは、もちろん販売をやるということとを円滑にという気持ちもわかります。しかし、少なくとも、民主党政策というものは生活者が第一であつたはずですから、使う側に重きを置いていただくということは、我々は期待をしておるわけですよ。

ですから、我々でも反対しているものを民主党が賛成なんということはあり得ないだろうというふうに思つておりますので、その点はぜひとも御理解をいただきたいながら、特に厚生労働省、これは党は関係ないわけでありまして、薬害全般を取り扱っているわけでありまして、政府の中においても皆様方の慎重な対応をお願いしたいというふうな要望をいたしたいと思ひます。

さて次に、非常に予算委員会でも話題になりました、いわゆる連用三号の話の方に入らせていただきます。というふうに思ひますが、だんだんだんだ

ん国民の皆さん、連用三号という言葉が定着してきました。大体問題はこういうところかというのがわかつていくようにわかつていないような、そんな状況だろうと思ひます。

年金の三号被保険者の方々の問題、しかも、本来は三号被保険者じゃないんですよ。サラリーマンの専業主婦を中心に、そういう方々の話なんです。途中でだんなさんがサラリーマンをやめる、もしくは御本人がパート等々で働いておられて年収百三十万を超える、そういう部分になつた方々が、要は、手続をちゃんとすれば三号から外れて一号なり二号なりに移るんでしようけれども、そのまま手続を、法的には御本人が申請をしなければならぬ話でありますけれども、申請をせずに記録が三号に残つたまま、こういう問題だつたんだと思ひます。

しかも、法定時に、本来はここでわかるわけですよ、年金の法定をするときに。ですから、今回、百万人以上、まあ、一瞬切つたところで百万人という話ですが、これは本来はもっと多かったんでしよう。それが、法定のときにある程度そこで訂正されているから、既に年金をもらわれている方々は減つて、ある程度少なくなつてはいる。しかし、まだ法定されていない方々は、自分が申請した方は別として、他の残つている方はこの中の数字に含まれている、こういう問題なんだろうと思ひます。

この問題を長官さんが、経緯を見ますと、おとしの十二月に、担当者にアンケート調査をとつて、どんな問題があるか、こういうことを聞き取つて、こういう問題がありますよというところ、これを気づいた。ここが判明した。私は、ここまでは長官さんはよくやつたと思ひます。さすがにミスター年金だな。という問題であるかということをおぼろげに思ひます。意味では評価しているんですよ。

ただ、その後やつたことというのは非常に解せないというのか、今まで厚生労働省でこんないいかげんなことをやつてきたのかな。いや、いい

かげんなところもあるんですが、しかし、事この部分に関しては、かた過ぎるくらいかたかったが、たつたんです。

何を言いたいのかというと、国民の権利義務に非常にかかわるところ、しかも、お金がたくさん動く可能性があると、こういう問題を法律改正なしに運用だけでやっちゃうというようなことを安易にやるような省じやなかつたんです。ところが、これを運用でやっちゃった。

これを決めたのが去年の三月であつたという話なんですけれども、そもそもそれが、改めて聞きますけれども、それが運用で今回の制度の改正をやるというふうにお決めになられたんですか。それが決めたんですか。

大臣 経過がわかればお願ひします。

○細川國務大臣 これは、先ほど委員が言われたアンケート調査によりまして、こういう問題があるという指摘がございましたので、全国的というか、社保庁の方で、この問題について不整合があるかどうかを調査いたしましたら相当数の数が出てまいりましたので、これをどうするかというところを、当時の大臣の年金回復委員会、この実務で中心のなつていた人たちとそれから年金局の方とでいろいろと実務的に検討をして、大臣の方にその話をされて、そして大臣が年金記録回復委員会というところにそれを提起いたしましたので、そこで異議なし、こういうふうになつたようでありました。そこで、その経過を見ますと、やはり当時の大臣のもとで決めた、こういうことになると思ひます。

○田村憲委員 大臣が、長妻大臣が運用でやろうとお決めたことではないんですか。

○大塚副大臣 結論から申し上げれば、大臣の臨機のもので、厚生労働省の担当部局が年金記録回復委員会の助言も受けて決定をしたということでありま。

それと、運用で決めたというふうには御表現をいただいているんですけれども、これは今後の議論をぜひ建設的に進めさせていただくために、

点だけ簡単に補足をさせていただきたいんですが、従来も運用三号と同じ扱いが現場で行われていたというその現実に直面して、しからば、これからどのように是正をしていけばいいのかということ、担当省として行政権限の範囲内で、一定のプロセスを経て決定したということであると認識しております。

○田村(憲)委員 現場で運用三号と同じような扱いを今までしていたと副大臣はおっしゃられましたけれども、現場のどれだけの権限で、運用三号と同じ扱いということ、遡うとわかつていても、それをそのまま記録を変えずに、要するに、記録訂正なしに運用したわけですね。これはどれだけの権限でそんなことを現場がやつたんですか。

○大塚副大臣 そこが、いや、これはぜひ与野党の先生方双方に聞いていただきたいんですが、結局、この第三号被保険者という記録の状態の方々が、実際は例えばある期間本人は第一号であるという記録をお持ちの方々が、例えば五年前、六年前、そういう時期にも社会保険事務所の窓口で法定請求に来たときに、社会保険庁の窓口の職員の方々が、あなたが第三号被保険者の記録になっているこの部分は、配偶者の記録と突合すると本当は第一号ですねということを確認して、間違ひがあればそれを訂正していかなければいけなかつたわけですね。

ところが、それが現実にはさつちり行われていなくなつたために、現に既に年金を受給していらつしやる方々の中にも、三号の記録が一号に訂正されないまま、言つてみれば、現実の年金受給額よりも高い額で受給をされている方がたくさんいらっしゃる確然性があるということでありま。

○田村(憲)委員 免言いたしますよ、副大臣。あなた、現場で運用がなされていたら、遡うじやない。それは見過ごしがあつたということでしょう。見過ごしがあつたということと現場で運用していたというのは全然違いますよ。

今、あなたが初めに言つたことは、現場で今回の三号と同じような運用がなされていたとおつ

しいましたから、それは、本来遡うとわかつていても、現場で、いや、あなたは突合したら主婦と違ひますね、サラリーマンの専業主婦じやないですね、だんなさん、サラリーマンから変わっちゃいましたねと。そうわかつていても、いや、でもすぐにあなたが申請出さなかつたから、また、我々がちゃんとそれに対して宣伝しなかつたから、我々にも落ち度があるからこれは運用三号として認めてあげますよというのを、先ほど副大臣が言つた言葉だと許したという話になるんです。今の話だつたら、見過ごしていったという話でしょう。どちらなんですか。

○大塚副大臣 結論から申し上げれば、見過ごしていったということでありま。

したがって、先ほど、私も正確に表現させていただいたつもりであります、改めて正確に申し上げますと、今回、こうしていろいろ御指摘をいただいている運用三号と事実上同じような扱いが、見過ごし等によつて多数行われていたということでありま。

○田村(憲)委員 もちろん、その問題があることは我々だつて認識をしておりますよ。要するに、見過ごしがあつたからこういう問題が起つてきているということ。だから、それをどう解決しなさいいけなかつたという問題は、確かに全体としてあるんです。我々野党にも責任があると思ひます。特に、我々は与党もやつていましたから、ただ、そういう大きな権利義務、国民の権利義務にかかわる問題を運用でやつちやおうということ、つまり、ここでいうところの課長通知を出す、きのう確認したら、日本年金機構に通知を出す場合には課長通知、もし理事長に通知を出した場合には局長通知だつたかも知れない、こうおつちやられました、厚生労働省の方が、しか、どちらにしても通知なんですよ、これは、法律改正じやないんですよ。

こんなことを、なぜ今回、厚生労働省が決めたのか。それが決めたのか。先ほど副大臣は、記録回復委員会が決めたことを厚生労働省の役人と相

談して大臣が最終決定した、こういう話でしたが、そもそも記録回復委員会、これは大臣の言ふなれば諮問機関じやないですか、大臣伺ひ定め、よくわかりませんけれども、大臣の諮問機関で決めたことを大臣が追認したんでしょう。ということは、長妻大臣が決定したということではないでしょうか。

○大塚副大臣 正確に表現申し上げますが、先ほど私は、記録回復委員会が決定したというふうには申し上げておりませんので、記録回復委員会の助言を受けてというふうには申し上げました。これも結論から申し上げれば、もちろん最終的な監督責任は大臣にありますので、当時の長妻大臣が決定をしたということでありま。

ただし、正確に時系列を申し上げますと、三月二十九日の省内の会議において最終的に今回のような原案が決まり、その同日の夕刻に開催された年金記録回復委員会にその原案について助言を求め、助言としては、こういう考え方もこの問題に對する対処の仕方としてあり得るだろうという趣旨の助言を受けて、最終的に方針が決定されたという経緯でございます。

○田村(憲)委員 何か、大臣が決めたんじゃないみたい、そういう言い方をされたいようですけど、これも、これは流れを見たら、どう考えても、大臣の諮問機関で一定の結論を出したことを追認して決定したわけだから、これは大臣が決めた以外には考えられない。そこがわからないから、この問題は、一体それが何を決定したんだと。非常に大きなことですよ。本来は法律改正でやらなきゃいけないようなことだと私は思ひますよ。それを、大臣が、一大臣とつては失礼だけれども、同様に諮らずに決めたということに私は問題があると思ひますので、これは長妻前大臣を委員会の方に参考人としてお招きをしたいと思ひますけれども、委員長、よろしくお願ひします。

○牧委員長 理事会において協議をしていただきたいと思ひます。

○田村(憲)委員 つまり、年金記録回復委員会という開かれた密室で決めたというところに私は大問題があるんだと思うんですけど、大臣、これは、密書の委員会でお決めたことになったというふうな私の発言に対して何か反論はありますか。

○細川国務大臣 密室という表現をされたらいいけれども、しかし、この年金回復委員会というのは公開でございまして、公開の場で委員の皆さんが議論をされる、こういうふうな聞いておりますから、これは密室ではないというふうに私は思います。

○田村(憲)委員 密室じゃないということは国民の皆さんがわかっている、そういう話ですね、開かれたところでやられたと。

大臣、あなたはいつ、こういう事実があったとお知りになられたんですか。いつ、課長通知で、運用でこういうような行為がなされたということをお知らせしたんですか。

○細川国務大臣 私自身は、昨日の予算委員会の方でもお答えをいたしましたけれども、私がこの運用三号のことについて事務方から説明を受けたのは、ことしになって一月の末ごろ、下旬だと思えます。

○田村(憲)委員 大臣、先ほども密室じゃないとおっしゃられた。この委員会、三月二十九日ですよ、去年の。この三月二十九日の年金記録回復委員会に決定したわけですよ。これを密室じゃないと公開されている、これは開かれた議論の中でやったのだと。にもかかわらず、その一番のトップ、いや、そのときもナンバーワンだったんだ、あなたは副大臣として。そのあなたがずっと一年近く知らなくて、ことしの一月の末にやっと役所の役人から話を聞いてわかった。これは密室じゃないですか。あなたがわからなかったことが国民がわかるはずないでしょう。違いますか。密室でやったと認めてくださいよ。

○細川国務大臣 田村委員から質問のありましたのは、年金回復委員会が密室で行われたからこれ

はみんなわからなかったのではないかとこの趣旨で聞かれたらと思ったから、私は、年金回復委員会は公開をされてしまったよ、こういう発言をしたわけでございます。

それは、私は、こういう問題については国民的な議論もなければいけないと思いましたが、また、私としては、この問題については国民の皆さんにも御議論もいただかなければならない、こういうことも考えまして、法的な改正も視野に入れます。根本的な改正をしていく、こういうことを今申し上げているところでございます。

○田村(憲)委員 手をたいていいる場合じゃないんですよ。内山政務官、苦笑いされていますけれども、これだけ国民の皆さんの、先ほども言いました権利義務、大変な金額が動く話なんです。これを、ちよっと公開されていたらもう国民の皆さんは聞かれた、そういう話だったんだとは私は言えないと思うんです。

確かに、何とか見ようと思えば公開で見られたかも知れない。しかし、本来はもっと国民的な議論がなされて初めて改正されるような大きな課題なんです。ましてや、大臣さ、当時副大臣の大臣さ、え、わからなかったようなこと、そんなことが国民的に聞かれたら議論をされたとは絶対言えない。

ですから、胸を張ってこれは密室じゃなかったんだとおっしゃれませんか。もうほぼ密室に近かった。つまり、隠して、できればこのまま進んでいければいいというふうな思ってた、そんな可能性が私は強いと思うんですよ。だから私は言っているんですよ。

内山政務官、きょうお越しいただきまして、ありがとうございます。

政務官が、総務省の年金業務監視委員会の中で、これは二月十六日の委員会において、運用三号は、法治国家の建前から見ても法令違反であり、年金記録を正さないという不作為になるのではないかと、きちんと法律改正すべきではないか、こういうことをおっしゃられたというふうに伝

わっているんですけども、これで正しいのか、そして今もそのように思っておられるのか、さらに言えば、厚生労働省、この運用三号でやったことに対してどのような評価をされておられるのか、お聞かせください。

○内山大臣政務官 田村委員に質問をいただきました。ありがとうございます。古里のこの厚生労働委員会が答弁できますこと、大変感謝でございます。感激を以ておりますと時間がなくなりまして、早速お答えをしたいと思います。

まず、私自身、この運用三号というのを知りましたのが一月中でございます。多くの現役の社会保険労働士の皆様から、何かとんでもない仕組みができたぞというところで、調べてみますと、年金業務監視委員会が、私が実は担当させていただいておりましたので、早速この委員会でも議論を、厚生労働省、そして年金機構の担当者からヒアリングをさせていただきました。

二月十六日、委員がおっしゃったとおり、運用三号の取り扱いは、現場で確認を怠った行政の怠慢を隠す行為ではないか、組織ぐるみの社会保険庁のミスである、だから、この運用三号というのは非常にやりがたいこと、これは申し上げた次第でございます。

さらに、二月の二十八日に、これはもうこのままでは、救わなければなりませんので、対策というのでもやはり平成の特例納付をやるべきじゃないかということも、一併に申し上げております。そして、委員会ですから、自由な活発な議論という場で、いろいろな各委員からの意見をいただきました。

いまだかつて私もよくわからないのは、年金記録回復委員会には年金業務にすぐれた委員の皆さんがたくさんいらつしやるわけですね。そういう委員がいらつしやる中でなぜこのような結論に達したのかというのが非常に私、今でも疑問に思っているところでありまして、これは、きょう年金記録回復委員会も行われるようでありますし、また、年金業務監視委員会から意見もこれから出さ

れるという予定になっておりますので、さらにこの辺を詰めて、よりよいものにしていかなければならないと思っております。

それから、余談ですけども、私も現場で年金歳入請求書を恐らくもう数千枚つくつています。このときに、必ず請求者と配偶者の記録というのを突合するんですね。そのとき、一戸の配偶者に三戸の配偶者がいるということはその場ですぐわかるんですよ。ですから、なぜそんな既裁定受給者が三戸の間違った期間で年金を受給しているのかというの、非常に疑問に思っているところであります。

そういったところも含めて、さらに議論を深め、回復するべきところはさかのぼって回復をするべきだろうと思っております。

○田村(憲)委員 私は、今の政府の中にもこういう良心的な方がおられるということを非常にうれしく思います。

この年金業務監視委員会というのは、ちよっと私が総務省の副大臣をやっているときにつくるのにかかわった、そういう機関でありますから、そういう意味では、直つた御意見が出て、そして、今回のこの運用、これを正そうというふうな方向に動いてきているということは評価をいたしますが、結局、今内山政務官がおっしゃられたとおり、本来これはやっちゃいけないことを厚生労働省は決定した。

しかも、それを、副大臣であられた今の大臣、細川大臣が聞かされていなかったということも問題ですけれども、しかし、当時の大臣が決定したわけですね。知っておられてこれは動いたわけですから、当時担当じゃなかったという大臣のお言葉が委員会でもありましたので、私は知らなかったというふうな話なんですけれども、その時点で問題なんですけれども、大臣がかわった後あなたが知らなかったということもまた問題なんです。

だって、十一月の十五日に、通知で各現場にこ

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>れが伝わっていったわけですよ。それで、結果的に、その前の十四日に年金記録回復委員会があったはずですよ。ここで大臣は出席をされておられるというふうにお聞きをいたしているんですけれども、この会議で、本来ならば、この議題、いよいよ通知しますよということが話し合いがなされたはずだと思えますのに、そこに大臣は出席されていたにもかかわらず、なぜこれを知らなかったんですか。</p>                                                                                                                                                                                                         | <p>これは関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというふうな、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が言われた政治主導というのは、一体何だったんですか。ここが最後のチャンスだったんですよ。もし、ここが事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知って、やるべきでないとお決めになればとまってきたかも知れない。それをあなたはまずから放棄してしまっただけです。</p>                                                                                                                        | <p>思いましたので、十四日の回復委員会で、その場で私が知ったということ、あるいは、事前にその会議の内容を聞いていたならば私なりの考えをそこで話をしたというふうな思っております。</p>                                                                                                                                                           | <p>五日に年金を支給される方々が出てくるということもわかってまいりました。</p> <p>そこで、お聞きしますけれども、まずは、何人が記録訂正の申し出をしてきており、何人が裁定をされ、そのうち何人が三月十五日に年金を支給される予定なんですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>○細川国務大臣 その十二月十四日の年金回復委員会には私は出席をいたしました。</p> <p>ただ、出席したのは、冒頭の私のあいさつをいたしまして、すぐに退席をいたしました。したがって、本来ならば、その年金回復委員会でも議論をされるということについてのいろいろな議論について、私のところに事前の説明が事務方からあるべきであったというふうにも思えますけれども、そのときには、議題そのものには入っていませんでした。大きな議題は紙台帳とコンピュータ記録の突合の開始があつて、そこでサンプル調査も出た、そのことが議題だということを口頭で私の秘書官から受けておりまして、きょうはそのような大きな議題があるということ、そこで、そこで行きまして、私としては冒頭にあいさつをして退席をいたしまして、したがって、そのときは本当にこのことについては知らなかったということでございます。</p> | <p>この会議に出ているというのは、たとえあいさつだけだったにしても非常に重い話ですよ。あなた自身が本来知らなければならなかった事実を、ここでみずから耳をふさいで聞かなかったのと同じなんです。責任、どう感じるんですか。</p> <p>○細川国務大臣 確かにそのときに説明を受けて内容について私が熟知したならば、そこで私も当然、これはもう一度考えなければ、こういうことを当時考えたんだらうというふうにも思います。私がことしの一月の下旬になって事務方から説明を受けたときに、私もだからその事務方について相当強い口調で、なぜこれを私のところに説明しなかったんだというところで叱咤もいたしたところでございます。</p> | <p>そういう事実関係でございます。それは委員が言われるように、十四日の年金記録回復委員会の場で私がしつかりそのことを知っておくべきだった、それはもう、今となつては当然そう思っております。</p> <p>○田村(憲)委員 もしそのときに知っていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたというところではないんですか、今の話は。</p>                                                                              | <p>○田村(憲)委員 大臣、なぜ、留保すると言っておられて、四百九十三人に三月十五日、開選した記録のまま年金を支給されるんですか。</p> <p>○細川国務大臣 その裁定をしたときには、運用三号、これを適用して決めたわけでありまして、行政手続的には、これは法にのっとった形でいっている、こういうことでございます。したがって、裁定者は支給者となるわけでございます。したがって、まずはそういう、年金をもらえ受給権者であるということ、もう一つは、三月十五日という三月の随時払いについて、二十四日でその年金の支払いをストップ、こういうことを私の方から言いましたら、既にもう裁定者については処理をしている、ほかの皆と、一緒に随時払いの方の手続に入っている、その裁定者だけ抜きにして支払いをとめるということとは不可能だ、こういうことでございまして、やむなく、それで支払う、こういうことにしたところでございます。</p> |
| <p>○田村(憲)委員 普通は、こういう会議は事前に担当が説明に来て、こういう議題で会議をします、大臣、冒頭、あいさつをしてください、時間があったら出席してくださいという話だと思えますよ。お忙しかつたのはわかる。だから、冒頭にあいさつだけで抜かれたのもわかる。しかし、何か今の話だと、これはちっちゃい話で、大きい方が年金記録の突合の話ですか、こちらの話であつた。全くおかしいですよ。こちらのほうが大きいという話ですよ。</p>                                                                                                                                                                                | <p>これはやはり大臣、政治主導といながら、全くもって、あいさつだけするんであつて中身の議論は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというふうな、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が言われた政治主導というのは、一体何だったんですか。ここが最後のチャンスだったんですよ。もし、ここが事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知って、やるべきでないとお決めになればとまってきたかも知れない。それをあなたはまずから放棄してしまっただけです。</p>                                                                               | <p>○田村(憲)委員 もしそのときに知っていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたというところではないんですか、今の話は。</p> <p>○細川国務大臣 私が事務方から最初にこの問題について説明を受けましたときに、先ほど言いましたように、こんな大事なことなぜ説明しなかったのか、こういうこと、もう、つは、もう既にずっとやっていると、これはすぐにストップできないか、とめられないのか、こういうこともお話ししたりいたしまして、最初に私がこの問題について知ったときにそういうことを</p> | <p>○田村(憲)委員 石井さん、これは手作業でも無理ですか、四百九十三人。手作業でもできないという話ですか。今、大臣は、何か技術的にできないというお話のように承りましたけれども、手作業でも絶対不可能ですか。</p> <p>○石井政府参考人 お答え申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |

大臣が留保の決定をなさいました日付、二月十四日でございます。日本年金機構におきましては、もうこの二月二十四日まで三月臨時支払いのデータのテールを完成させておりました。これは、先ほど大臣から御答弁がありましたように、今回の運用三号の適用対象者の方、それからそれ以外の大勢の方、それらの方々が一体となった支払いデータでございます。これを適用対象者の方だけ抜き出して、再度、支払いのデータをつくり直すということが難しかった。まず、この点を申し上げたいと思います。

それから、手作業でというお尋ねがございました。これは年金、国庫金の支払いでございます。で、例えば、ゆうちょ銀行さんにおかれましては手作業での支払いは仕組み上できないといったような制約もございますので、手作業による検討というの難しいという判断をいたしました次第でございます。

○田村(憲)委員 本日に不可能だったか。本日にやるつもりなら、私はできたと思いますよ。

私は内山政務官に、これは質問じゃないので通告してないので申しわけないんですけども、お聞きをしたいんですけども、本来ならばこれは裁定のときに、今まで、運用三号が発動されるまで、要は、裁定のときに気づいて訂正をされる案件ですよ。今回、気づかなかつたわけじゃないんですから。

それで、まずいということがわかっていたとして、もう国民の、要するに年金というのが規定されて、それでその人に権利が生じたからという発給が今大臣にありましたけれども、実際、規定をして、まずいということは気づいているわけですよ。これを今訂正せずに、もう既定者と同じようにお金を払っちゃう、つまり受給者と同じようにお金を払っちゃうという行為が正当だということに今内山政務官はお感じになられますか。

○内山大臣政務官 今までも、どのくらいの方が間違つて、本来、一号の未納であつた期間として

払われているか、これがわからないんですね。秋ごろにコンピューターのすり合わせをして出てくるといふことですから、それも含めて今回、銀行口座の振り込みのデータが物理的に間に合わないケースもたくさんありますから、これも含めてお返しをいただくということになるんだらうと思います。

それからもう一点、先ほど、追加なんですけれども、厚労省と総務省の意見が違ふということではなくて、総務省は年金業務監視委員会というものを持ってチェックをしておりますので、チェック機能が正しく働いた、白淨作用が働いたというふうに御理解をぜひいただきたいなと思います。

○田村(憲)委員 今、内山政務官からいい提案がありました。だれが間違つていのかというのとはわかつてはいるわけですから、どうしても支給がシステム的に間に合わない、とめることができないというのなら、通知を送つていただいて、それこそ郵送で送つていただいて、これぐらいは間違つて送り直すので返していただきたいということとで後から返還をいただくということ、今多分、内山政務官はそれを言われたんだと思うんですけど、この内山政務官の提案というものを重く受けとめていただきたいと思うんですが、大臣、どうぞ。

○細川國務大臣 私どもも、この臨時払いでやむなく支払うというその当人に対しては、今回はそういう支払をするけれども、しかし、私どもが考へております抜本的な対策が決定して、その方策が決まつた場合に年金額が減額される場合もあり得るということの通知は、私どもの方でもするといふようなことを考へております。

○田村(憲)委員 いや、減額をするんじゃないやなくて留保をするおっしゃられたんです。大臣は、三月の十五日には払わないとおっしゃられたんです。予算委員会では、それがどうしても間に合わずに支払われるのならば、その方々からは、その分だけは、本来、記録訂正したその金額まではお返しをいただくというのが当たり前じゃないですか。

その後、法律が通つて、まあ認められることはないと思いますが、認められればまた、その返していただいたのをお返しにならなければい話であつて、とりあえずは留保されると言われたんだから、それがどうしてもシステムで間に合わなくて支払われるとすれば、それをお返しいただくのが当たり前じゃないですか。

○大塚副大臣 この点も重要な点ですので、ぜひ正確に説明をさせていただきたいんですが、今、田村委員が御指摘になつた点は、二月二十四日、大臣が、即日、国会での御指摘を受けて決定をされた内容の中に、既に裁定を受けた方々に対する支払いも留保するという表現があつたわけであり、三答弁をさせていただいておりますが、国庫の最高機関で御指摘をいただいたことでもあり、まず立ちどまつて考えさせていただきたいという意味であります。

その上で、私どもは、既に裁定をされた方々の法的措置づけを考えると、これはもう受給権が確定をしているわけでございますので、これを今直ちに減額が当然であるということとを申し述べ得る立場には我々はありません。この運用三号の取り決めそのものも本来は国会でやるべきだったのではないかと、今まさしくその御指摘をいただいているわけでありまして、既に裁定者については、これはその方々に法的に受給権が確立をしているわけでありまして、仮に、この運用三号が不当の観点から不当であるという最終的な検討結果になつて、遡及してこれを減額返還していただくかどうかということも、これは国会で与野党の皆様方の御意見も聞いて最終的に決定をさせていただくことだと思ひます。

今大臣が御答弁をさせていただきましたとおり、そういうこともあり得るという通知は、暫定払い、臨時払いの方々にさせていただくという予定で今事務作業を進めさせていただいております。

○田村(憲)委員 今、副大臣がおっしゃつたぐら

いに、これは本当に大きな問題なんです。運用三号という運用をやつたこと自体、どういふ問題が起るのか。

今まで、もう既に年金の受給者で、事実上、運用三号の方々、これは御本人も申告をされなかつたという問題もある。しかし、現場の、昔の社会保障庁ですね、こも見過こしちゃつたという罪があるんですね。

しかし、今回は、それをオーソライズしちゃうんです。つまり、現場で気づいているんです。気づいていないんですよ。あなた方は本来は三号じゃないですよと気づいた人たちまで、いや、運用でこれは三号として認めます、こういう話になるんです。だから、オーソライズしちゃうという話になつちゃうんですよ、これは。

だから、そういう人たちは、勝手に、法律も通さずに、皆さんの歳賦でつくつちゃうという問題。そして、三月十五日に少なくとも支給されるということは、それはその人たちが完全に今の受給者と同じ立場に立つちゃうという問題、こういうのを発生させているんですよ。だから、その責任を、法律を介さずにこういうことをやつたという責任を、やはり重く受けとめていただかなきゃならぬというふうに思ひます。

私は、なぜこんなことをしたのか、いまだにわからないんです。百万人ぐらいで、百万人なのか百万件なのかよくわからないんですが、調査である一定時期をばつと切つたらこういう方々がおられるということがわかつた。しかし、百万人といつたつて、最後はどこまでになるかわかりません。最後裁定して、これはかなり減るわけですから。

そこでお聞きしますけれども、百万人のうち、受給者はどれくらいおられるんですか。百万人のうちの受給者。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の約百万件という数字、これは、平成二十一年度、当時の社会保障庁が、社会保障庁の保有してあるコンピューターの中のデータを

使いました、第三号被保険者の方の三月期間と、その配偶者でいらつしやる方の二号被保険者期間、これについて整合性に欠ける、そこがある方、そういう方の件数を調査した結果でござい

その調査の過程では、そのうち受給権者の方が何人かという把握はいたしておりましたので、現状では、御質問にはお答えできる数字がございせん。

○田村(憲)委員 百万件、百万人、どっちですか。

○石井政府参考人 ある一時点での調査ということとで申し上げておりますので、約百万件ということとで申し上げたいと思います。

○田村(憲)委員 百万件が何万人かというのは、かなり近い数字なのか、さっぱりわからないのか。つまり、百万件が百万人に近いのか、それとも、そうじゃなくてかなり多いかあるのかというの、どうなんですか。

○石井政府参考人 おおむね近いというふうに理解をしております。

○田村(憲)委員 きのう、ちょっとお聞きしたら、正確な話ではないんだろうけれども、二十万人ぐらいが受給者じゃないのかなというふうなお話をお聞きしましたよ。

私は何でこんな質問をするかというと、これから裁定を、残りの八十万人と仮定すれば、その方からされていくわけです。最終的に記録が不整合なまま残る方々は、八十万人のうちの何人かに、何万人か、何十万人か、余り何十万人もいては困るんですけども、なるわけですよ。その間の方々は、裁定をされるから、ちゃんとした記録になる。

んですけれども、そういう理由なんですか。

○大塚副大臣 三月二十九日に至る議論の過程、私もつぶさに報告を受けました。今、田村議員が御指摘になった点も考慮すべき点として検討されたというふうに理解しております。

○田村(憲)委員 ならば、もうちょっと記録を確認して、今言ったような、裁定によって減額といいますが、本来の記録に照らして、年金のほうなれば未納期間、それによって受給する年金額、これが少なくなる方々、かなり少なくなるという話でしようね。例えば、三月月や四月月ぐらいの話ならば許容範囲かわかりません。五年も十年もという話なら、致命的な老後の生活に対しての年金の受給額になるかわからない。そこまでちゃんと調査をされた上で、その上でどういう対応をすべきかということを立てて考えてみるべきだったんじゃないのか。

じゃないと、余りにも、今までさんざんばらさういうことは起こっているわけですよ。その方々の救済策が、本来ならばまず第一であつたんじゃないんですか。これからの人たちは、これから裁定していくわけですから、まだ年金の受給に結びつく方々は随時来ますけれども、百万人というのは、すべて出てくるわけじゃないわけですね。

今まで既に起こつた方々で、低年金の方々、無年金の方々がおられるわけですよ。そちらへの対応がまず第一であつて、第二義的にこちらの話だつたんじゃないんですかという話を私はさせていた。だいたいなんですけれども、そこも含めて、では、この議論に入つていけば当然今までの、低年金はどうするんだという議論になつてくるわけなんですよ。そこを含めて今、厚生労働省、どうお考えですか、大臣。

○細川國務大臣 だから、委員が今言われたようなことを過去にさかのぼって訂正すれば、当然、低年金そしてまた無年金になるような方も出てくる、そういうことも配慮して、運用で今回のようなことを決めたんだらうというふうに思っています。

しかし、それは委員が言われるように、低年金あるいは無年金ということを受けるためにどうしたらいいのか、こういう点も、これはもう十分考えなければいけないというふうに思いますので、それは、これから私も考えていく法的な改正も視野に入れて、抜本的な解決をするときにはそういうことも考慮しなければというふうには思っております。

しかし、この問題は本当に難しく、公正というのを考えて、あくまでも正しい記録に基づいて年金額を決めていく、あるいは引き続き年金額を決めていく、あるいは減額していくとかいう、その公正さの問題。それから、自分は三号被保険者ということ、社保庁からもそれが良次のように扱われてきたということ、信じていた人たちも、そういうことをどうしてして保護するかという観点、どちらも大変重要なことでありまして、これから抜本的な解決に向けて、その二つの観点を考慮しながらいろいろ決めていく、こういうことになると思います。

○田村(憲)委員 もう時間ですからやめますけれども、本年の秋に一斉抽出を行つて、この記録の一斉訂正みたいな話がありますが、この被保険者、つまり、だんなさんがサラリーマンをやめた方々はある程度わかってくるんだと思うんですけども、百三十万という奥さんの所得の問題というのは、これはそう簡単じゃないんです。

ですから、あなた方が、我々が与党であな方が野党のときに、年金問題、何か一刀両断に、自分たちが政権を握つたらきれいにさっぱりできますよというふうな雰囲気であるようなことをおっしゃられましたけれども、本当に難しい問題を、まあ、技術の進歩とともにいろいろのものが解決できるようになつてきていますけれども、歴史の中でいろいろな難しい問題を抱えながら走つてきておるといふ認識を持っていたら、とにかく早く問題を解決して、この運用三号のような問題がなくなるようにこれからも努力していただきたいということをお願いして、私の質問は終了

いたします。

○牧委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 細川大臣、お疲れさまでござい

また年金の問題をここで聞かなきゃならないというのとはまたこつた話でございまして、厚生労働大臣というのは、次から次と問題が起つてきて、なかなか休む暇もない、責められることばかり、本当にお気の毒だと私も正直に思つております。

先に断りを言つておかなきゃならないんですが、きのう、きょう質問ということをお聞きしまして、きのう一日スケジュールがあつたものから、ゆうべ帰りましたから質問をつくつたものがけさになつてしまつた。ちゃんと大臣のところ

に届いているかどうかよくわからないような状況でありまして、まずおわびを申し上げておきたいというふうに思います。

私、四十分いただいているんですけども、したがいまして、問題は二つしかありません。四十分もつかどうかかわらないので、早く終わりましたらもう早く終わらせていただきますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

それで、今も田村議員からお話がございましたが、いわゆる運用三号について私もお聞きをしたきやいけないうふうなふうに思います。予算委員会やら、あるいはまたこの委員会でも今も出ましたし、もういろいろの角度からお話が出ていますから、お話は出尽くしているというふうに思っています。思いますが、一、二だけ、ひとつ御確認をさせていただきたいことがございまして、させていたいただきたいというふうに思います。

一つは、大臣が交代されるときに、厚生労働大臣事務手続というののことがございまして、前の大臣から分厚いのをもらつて、そして署名するといふ儀式がございまして、その厚いのをもらつて、ちゃんとそれはお説みになつたかどうかはわからぬし、私も全部読んだ記憶があるとは言い切れない

いわけでありますけれども、でも、大事なところは、各局が来まして、今こういう問題がありま  
す。ああいう問題がありますというのを各局が  
いろいろと教えてくれています。一週間ぐらい聞き  
続けた記憶がございます。それはもう幅広いです  
から、聞いても右から左へ抜けていくような気も  
しますけれども、たくさんの方のことを聞いた記憶が  
あります。

それで、この事務手続書の中にこの年金の運用  
三号の問題が書いてあったかどうかです。後ろを  
見ておみえになるところを見ると、余りお読みにな  
っていないんだらうと思えますけれども、これ  
だけ重要な問題でありますから、きちっと書いて  
あったかどうかです。書いてなかったとしたら、  
年金の長寿と言われた長寿前大臣はもってのほか  
だと思ふんです。しかし、もしちゃんと書いてあ  
ったとしたら、大臣が私は知りませんでしたと言  
うのは通用しなくなる。

だから、これはなかなか大事な話で、全部それ  
をこらんなったかどうかは別にして、引き継ぎ  
点としてもらった以上は、それはもらったという  
ことで、大臣がそれをこらんなるという  
前提の上でやられたわけでありまして、そこ  
をひとつ、大事なことですのでお聞きをした  
い。御答弁いただけますか。

○細川國務大臣 先生言われるように、あの引き  
継ぎというのは私がたくさんありまして、私とし  
ては、どうだったかとちよつと記憶はありませ  
んけれども、今御指摘されましたから、確認を  
してお答えをしたいというふうに思います。

○坂口(力)委員 けさ出るのが遅かったというこ  
ともありますが、これは多分、厚生労働省にその  
引き継ぎになるものは置かれていたんだらうとい  
うふうに思いますから、大臣がこらんなるならな  
くても、厚生労働省のお役人がばつと行って、そ  
して、この運用三号のことを書いてあるかどうかと  
いうのはすぐわかる話でありますから、これ  
は、私の答弁をしてる最中にひとつぜひその御  
答弁をお願いしたい、こう思います。ひとつお役

人に、早く調べてこちらへ知らせたいことを  
書いていただきたいと思います。

○細川國務大臣 まことに申しわけありません。  
今調べさせて、報告を受けてからまた御報告しま  
す。

○坂口(力)委員 この問題がこれで終わります  
と、さらに後の時間は短くなってしまふん  
です。

もう一つ、皆さん方のお手元に、一枚配らせて  
いただきました文書がございます。これは、厚生  
労働省からいただきました文書の一部を抜粋した  
ものでございます。

ちよつと上の方、活字が切れまして読みにく  
くなっておりまして、内容を読ませていただきま  
す。「現実の問題として、国民の生活実態と整合  
しない年金記録が多数存在する。そのような場合  
に、両者を完全に一致させるべく徹底的に整合性  
を追求すること」一つの対処方法であるが、他  
方、そのような不整合が生じたことについて行政  
側の責任がある場合には、あえて国民に大きな負  
担を強いることなく、これまでの届出の結果を再  
査し、整合性の追求を一定範囲にとどめることも  
一つの対処方法である。これは年金制度を運用し  
ていく上での最良の範囲で許されるものであり、  
通知により今回の対応を行うこととしたもの。こ  
ういう文章がいたしたものでございまして、

これはなかなか難しい文章でありまして、今ま  
さしく大学の試験が行われておりますけれども、  
試験に出したら答弁に困るような難しい文章で  
ございます。

それで、これを、読ませていただいただけでは  
私はなかなか理解ができなくて、二回、三回と読  
み直した。読み直した。読み直した。読み直した  
結果、真ん中辺に「他方、そのような不整合が生  
じたことについて行政側の責任がある場合には、」  
というのがある。その下に「これまでの届出の  
結果を尊重し、整合性の追求を一定範囲にとどめ  
ることも一つの対処方法である。」  
そうしますと、今回、一定範囲にとどめられた

わけですね。今回の結論は、厚生労働省として。それ  
は、行政側の責任があるというふうにとめられた  
結果、そういうふうになったと理解させていただきます。  
いてよろしくございませう。

○大塚副大臣 大変重要な御指摘をいただきました。  
て、ありがとうございます。

まさしく行政側の責任とは何であるのかという  
ことがポイントになるんですが、一点は、先ほど  
田村議員の御質問の中でお答えしました。現地に  
おいてきちりすり合わせをさせていただいたかどう  
か、その記録の整合ですね、この問題があります。

もう一つは、実は、平成十九年、二十年に、ね  
んきん特別便という形で、国民の皆さんに社会保  
険庁、厚生労働省から記録をお届けしているわけ  
ですね。あなたの記録はこれでよろしいですかと  
いうことを平成十九年、二十年にお届けしている  
わけです。

ところが、そのときの記録は、本来は一号の方  
でも、不整合なまま三号の記録として行政側が国  
民の皆さんにお届けをしているわけでありまして、  
そうすると、受け取った被保険者の方々は、厚生  
労働省、社会保険庁から送ってきた記録にこうい  
うところから私はそうなんだろうなと思つて、そ  
の記録をそのまま信じている。あるいは、信頼  
をするのは当然のことだと思つて、

したがって、平成十九年、二十年のねんきん特  
別便の中においても不整合な記録が行政側から届  
けられたということも行政側の責任の一つである  
というふうにご考えております。

○坂口(力)委員 ねんきん特別便というのは、私  
も送られてきました。それは、これで合つていま  
すかどうかというのを聞いていたわけでは  
ね。だから、それは、違つていたら、いや、これ  
は私は違ひますというのを、どうしたものなん  
です。

だから、いわゆる特別便を出したから、そこに  
これでよろしいかというふうに出した、国側の当  
時社会保険庁が書いた文書がそう書いてあったか  
らといって、受け取った人はこのとおりだとい

ふうにすぐには思われないですね。皆が疑いの目  
を持って見ておられるわけです。あの当時のこと  
から、違つていて、違つていて、違つていて、違  
れておるときですから、みんな疑いの目を持って  
見ている。

ですから、あれを出したということが行政側の  
責任であるというふうにはい切るのはどうかと私  
は思います。(発言する者あり)

○大塚副大臣 大変大切な点でありますので、  
きちりお答えをさせていただきます。と思いま  
す。

今、何人かの委員の方々から、それは届け出の  
正しいか間違っているかを御自身に確認をしてく  
ださいという通知なのでというお声が聞こえまし  
た。それはそのとおりだと思います。

難しいのは、国民の皆さんが全員この年金制度  
についてお詳しいわけじゃないものですか、専  
業主婦の方が、例えば、配偶者の方がたまたま二  
年間くらい失業期間があった、その失業期間を  
本来その方は、奥様は三号から一号に届け出を  
えなきやいけないんですが、そのことを御存じな  
いまま、たまたま二年後にまた配偶者が再就職を  
すると、配偶者は二号になって、御本人は三号で  
いいわけですね。

そうすると、この二年間、制度をよく御存じで  
あれば、送られてきた特別便を見て、私、この期  
間は自分の配偶者が失業していたのにどうして三  
号になっているのかしら、これは、号のはずだわ  
というふうな気がつくんですけれども、そういう  
制度も御存じない方々は、気がつかないまま行政  
から送られてきた記録を正しいものとして認識を  
してしまつていて、蓋然性が高いというわけであ  
ります。

だから、もちろん、中には制度をよく御存じの  
方が、私はこの期間三号じゃない、でも三号の  
ままの方がいいかなという御判断で行政側に修正  
を申し出なかつた方々もいらっしゃるかもしれま  
せん。しかし、一休だれがそういうことであつた  
のかということ、今となつてはお一人一人に

確認するすべしなかなというところは、これは与野党関係なく、先生方に客観的な事実として御理解をいただきたいというふうに思います。

○坂口(二)委員 それは、いわゆる便をこちらから出す場合に、出す方も、もう御主人がやめておみえになるのに三ヶ月にわたっているということが一見してわかるものもありますね、御夫婦の出すんですから。それらは具体的に、これは間違っているなどかということもチェックすることなしに、今まで書いてあったものをそのまま出して、今までのことにならないうか。

副大臣にこれを責めても仕方ないかも知れませんが、そういうことで、今言っておみえになるのは。

もうこれは余り、何處かやっちゃって意味がありません。

それで、ここは、一応これは行政側の責任を認めた。一応認めたから、整合性の追求を一定範囲にとどめるといふことにしたわけですね。そこはそれでよろしいですね。間違っていたら間違っている、簡単に。

○大塚副大臣 昨年三月二十九日に至る議論を調査した限りにおいては、行政側にも一定の責任があるといふことを認めた上で今回の決定だったといふふうに認識しております。

○坂口(一)委員 今回の場合は、消えた年金と違ひまして、御主人が会社を変わられた、あるいはまた、自分がアルバイトをしてたくさん取っていた、取らなくなった、そうしたことがあったときに、年金をきちっと届け直しをしなければならぬいんですけれども、それは届け出を忘れたわけですね。忘れた年金ですよ。消えた年金じゃなく、これは忘れた年金です。

そうすると、この忘れた年金を行政側の責任というふうにするのであれば、消えた年金は行政側の責任として認めないんですか。消えた年金こそ行政側の責任であって、これは忘れたんですから、行政側の責任もあるかも知れませんが、個人の責任もありまわね。そうでしょう。

このところは行政側の責任というふうに認めて、消えた年金の方は、これはなかなか前へ進まないところがあるんですよ。各都道府県に委員をつくってもらって、そしてそこで見てもらって、いますけれども、それ、なかなか受け付けられない。本人の届け出、それは、いかにこうだったというのを傍証もつけて届け出をしましても、なかなかうんと詰めてもらえないことが多い。消えた年金の場合には、そういうケースがたくさん地域で起こっている。

行政側の責任を認めるというんだしたら、私は、この消えた年金こそ行政側の責任が大きかったと思うんですが、それだったら全部、みんな同じようにしなきゃならない、そこはどう振り分けるんですか。行政側の責任というのを基準にして行政側の責任とすることを決めておみえになるんですかというところをお聞きしたい。

○細川国務大臣 先生がおっしゃる通りに、この問題については、本来ならば届け出をしななければいけない当人のいわば責任でありまうけれども、しかし、その本人が忘れていたのではない、だからこれはむしろ本人の方にそういう責任があるのではない、こういう御懸念だと思いますが、ただしかし、忘れておられる人に対しては、あなただは一先被保険者として届け出をしなければいけないんですよというように、本来は被保険者の方からもしっかり本人に届け出の勧奨をすべきだったと私は思うんです。

ところが、平成十年までは、本当に一般的に、出願などで勧奨をしただけであって、御本人の方にそういうようなことをしていなかったということも、これはやはり担保として私は落ち度があったのではないかと今思っております。

それから、平成十年から十七年くらいまでの間は、個別に勧奨をしたこともありましたけれども、勧奨のしつぱしというふうなことです。そして、十七年からは、これは届け出をするようにという勧奨をして、そして届け出をしなければ、一定期間の後これを強制的に、付に変わる、

こういうこともやっているわけなんですけれども、先ほど、忘れていた人も責任があるのではないかと今このことに対しては、私は、担保の方、しっかりと届けるようにということで、法律どおりのやり方をやるべきであったのではないかと今思っております。

それから、今、厚労省の方から連絡がございまして、先ほどの私の引き継ぎの件でございまして、前大臣からの私の引き継ぎの件の中にはこのいわゆる運用三つの件についてはなかった、存在しないということでございます。

○坂口(二)委員 では、最初の問題を先に、決着をつけたいというふうに思います。

大臣おっしゃる通りに、それは丁寧にそういうふうに行っているにこしたことはないわけですよ。だけれども、今までそこまで丁寧にみんなやってこなかった。これだけの問題じゃないわけですね。それで、払った人もそれがまた違うところへ行ったりして、いわゆるちぎれちぎれになつて、そして消えたといふふうになつたりもした、そういうこともあるわけですね。これこそ、本当はちゃんとこなさないけなかつた問題ですね。

だけれども、年金というのが、それぞれの企業を中心にしてきたり、だんだんそれが合併されてきて一つにまとまってきたものですから、その過程においてはその辺のところがいまいちとしていなかった。ただ名前だけしか書いていなかった、住所も書いていなかったといふようなものもあつたりしたというふうなことでありますから、それはそのときそのときの時代的背景というものもありまして、一概には言えませんが、大臣が今おっしゃる通りに、それはきちつとやっておくべきものであつた。

そういうことができていなかったからこれは行政側の責任というものを認める、こういうふうには言っていた、それはそれで決断として私は結構なことだと思っております。それだったら、先ほど申しましたように、消えた年金の方も、これは行政

側の責任はもっと重かつた。もっと重かつた方は本人の届け出等とはなかなか認められないという状況に置いておいて、ここだけを届け出を尊重して処理をしていくというふうにするのは、全体的に見て、少しそれは公平を欠くのではないかと今思っています。

それにひとつお答えをいたしたい、あと、その書いてなかったという話に移りたいと思います。

○細川国務大臣 その消えた記録の問題、実際は保険料を納めていたけれどもそれが本人の記録に載っていないというふうなところについては、これは行政の責任でございますから、今、記録の回復に向けて最大の努力をいたしているところでございます。

今やっておりますのは、大きいところでは、紙台帳とコンピュータの記録の突合をいたしております、その突合によってどのような形で突合していないかということがわかりましたならば、それを回復させて、御本人に納めた年金どおりの年金が支払われるような、そういう作業も今やっております。

年金記録、特に先生の言われる担保料の、行政の責任によつて、せつかく払った担保料が本人の基礎年金番号の記録の方に記録されていない、それは今一生懸命、それを回復するために努力もさせていた、だいたいということも御理解いただきたいと思ひます。

○坂口(一)委員 御努力されていることは敬意を表したいというふうに思ひますが、行政側の責任、これは行政側の責任だ、責任でないんだという判断は一体何によつて行ふのか。それは行政マンが自分たちで行うべきことなのか。

こういうときには行政側の責任として処理をすべきだというふうなことはきちつと法律で定めておいて、そして、それに従つて行政マンが動くというふうにするのが筋ではないかというふうに思ひますけれども、その辺のところは、ここに書いてある文章は、厳罰の範囲で許されるものだというふうに出てある。そうしますと、これはも

う、これから、法律をつくらずに、この辺のところは行政の裁量で行うべきことだ、これは行政の責任であるかどうかという判断は行政マンに決めさせること。

どうしましても行政マンは、自分たちのやったことですから、それはできた責任はないようにしたいとか、いろいろ、これはこの程度で済ませたいとか、それは思いますよ、行政マンの責任のあるなし、あるいはまた程度、そのところはやはりきちつと決めておかないと、この年金制度というものをこれからやっていくために、非常にいろいろ弊害になつてくるのではないかと、これは一つ指摘をさせていただきたいというふうに思います。

さて、最初の問題に戻りますが、長官大臣から引き継がれた引き継ぎ書の中にはこの問題は書いてなかった、これはやはり問題ですね、これだけ大きな問題を次の大臣に引き継ぐのに、引き継ぎ書に書いてないというのは、これは私は問題だと思えますね。

細川大臣は言わなくてもみんなよく御存じだから言わなくてもいいというふうにおつたのかどうかは知りませんが、でも、大臣がよく御存じである、御存じでないは別にして、現任一審問題になつていくこと、これから先、それをさらに引き足してやつてもらわなければならぬこと、あの中にも書くんでは、それがその中に書いてなかったというのは、ミスター年金と書かれた人にしては甚だ落ち度があったということでしょうかね。

だから、ここは、厚生労働省の中の引き継ぎ、次から次にかわるわけですから、継続しておる問題がたくさんあつて、大事な問題がある。大事な問題はきちつと引き継ぎもし、そしてちゃんと書つてもらわないと、大臣もわからないです。ですから、そこそこはひとつこれから改革をしてもらいたい。

大臣に何を報告するのか、全部報告されたら良かったものじゃないですね。多分、今、厚労省の

お役人、数万人はお見えになると思います。私のおときには国立病院がありましたから十万人だったんですけれども、国立病院はちよつと法外で横に抜きましたから、でもまだ数万人はお見えになるというふうに思います。だから、一々全部報告してもらつたら、厚生労働大臣はパンクしてしまいますね。だけれども、大事な問題は大臣にきちつと報告をしてもらわなければならぬし、ましてや、引き継ぐときにはちゃんとそれは書いておいてもらわれないといけないと思つておられます。そうしますと、大臣としては、その引き継ぎ書をよく見られたかどうかは別にして、書いてなかつた、そして、その後、各局からいろいろの現状の報告を受けられた、その現状の報告を受けられた中にもこの三ヶ月問題というのは含まれていなかった、そういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○細川國務大臣 大臣に就任をいたしまして、各局からいろいろのレクチャーがございまして、当面の問題についていろいろとお聞きをいたしました。その中で、いわゆる運用三号の件については、事務方からの説明はございせんでした。

○坂口(力)委員 それともう一つは、これは大臣にも今後のこととして正していた、だからければならないわけでありますが、局長通達、課長通達、一体全体どれくらいたくさんあるのかよくわかりません。だけれども、中には、この局長通達なんというものは、法律よりも地方は、それはもう良例に考へて、守らなければならぬものという、法律以上に考へていくところがあると思います。

例を挙げますと、かつて原爆被害者の中で、在外被爆者の皆さん方に対しては手当を出さないことになつてゐた。これは法律ではなくて局長通達だつたわけですね。一片の局長通達で、この人たちははずつともええに来た。だけれども、それはおかしいと思ひましたね。法律に書いていないんですから、そんなもの決まつていないから、それを局長通達だけでもええないという

ことになつてゐるのはおかしい。その局長通達をひとつ直してほしいということをお申しました。それで、これは変えてもらいました。そして、外国人被爆者にも手当が出るようにしてもらつた。まだ十分とは言えませんが、でも、随分前進したというふうには思つています。

この辺のところ、局長通達を出したら、その出した局長通達は、こういう通達を出しましたということがきちつと大臣のところに来るようにする、あるいは、課長の場合には局長がきちつと把握するということでしょうか。その辺のところもきちつと整理をしていただかないと、今回のようなことが起こつてしまふという可能性がりますので、そこはひとつ大臣のもとで整理をしていただきたいというふうに思います。

あと四つぐらい残しておりますけれども、後の方は古屋さんですか。それでは、あとはもう古屋議員にゆだねまして、私の質問はこれだけにさせていただきます。

ありがとうございます。

○牧委員長 次に、古屋範子さん。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。さうは、予防接種の問題についてお問い合わせをしておりますが、小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンを含む同時接種後の死亡事例が報告されました。聞いておりますのは、昨日までに五例というふうには何つておりますけれども、その経緯、そしてきょう、現時点までの厚生労働省の対応についてまずお問い合わせしたいと思います。

○大塚副大臣 今朝下の点につきましては、正確に申し上げますと、小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンを含むワクチンの同時接種が昨秋開始まつておりますが、その接種後の死亡例が三月二日から三月四日までに四例、厚生労働省には報告をされました。そして、昨日五例目が報告を

されました。経緯としては以上でございますが、ワクチン接種と死亡例との因果関係については、報告医師によれば、いずれも現時点では評価不能または不明とされておりますものの、死亡事例が相次ぐという状況はこれまで見られなかつたこと、また、治療とは異なり、接種を一時見合わせても直ちに健康上の問題とならないため、因果関係の評価を実施するまでの間、先週の金曜日付で念のため接種を一時的に見合わせ、きょうこの時点に至つております。

○古屋(範)委員 昨日も西宮市長、また宝塚市長がいらつしやいました、大塚副大臣に安全性の確保について要望があつたところでもございまして、西宮市からは、こちらと宝塚におきましてはロケット番号が同じであつたということで、自治体の方で先にワクチンの使用を差し控えていたというところでもございまして、その要望の中にも、国において迅速に小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンの接種を一時的に見合わせることを決定して下さつたという上で、その通知をしつかりとしたところである、今後、今回の予防接種後の死亡事例の詳細な検討を早急に実施していただき、今後の方針を速やかに決定していただきたいと思います。

この事例、副大臣から御紹介がありましたけれども、小児用肺炎球菌ワクチンとHibを同時接種した、この例につきましては、基礎疾患が宝塚市の方の場合にはあつた、また、西宮市の方は小児用肺炎球菌ワクチンとDPT、基礎疾患はなかつた、それぞれなんですね。基礎疾患がある方あるいはない方ということで、Hibワクチンとの同時接種あるいはDPTとの接種、また、昨日の宮崎はHibワクチンプラスBCGというふうな何つております。こうした、それぞれ接種の内容、また状況は違ふようなのでありますけれども、米岡で、Hibワクチンの方は約二十年前に接種を開始された、小児用肺炎球菌ワクチンの方は約十年前に開始されたということでございます。

さういふ要件が出されております。この事例、副大臣から御紹介がありましたけれども、小児用肺炎球菌ワクチンとHibを同時接種した、この例につきましては、基礎疾患が宝塚市の方の場合にはあつた、また、西宮市の方は小児用肺炎球菌ワクチンとDPT、基礎疾患はなかつた、それぞれなんですね。基礎疾患がある方あるいはない方ということで、Hibワクチンとの同時接種あるいはDPTとの接種、また、昨日の宮崎はHibワクチンプラスBCGというふうな何つております。こうした、それぞれ接種の内容、また状況は違ふようなのでありますけれども、米岡で、Hibワクチンの方は約二十年前に接種を開始された、小児用肺炎球菌ワクチンの方は約十年前に開始されたということでございます。

当局が徴収をしているというところが、その負担をしていただく上での業務の煩雑さや、あるいは正確な情報入手、あるいは両方を総合した情報を入力する上で大きな障害になっておりますので、とりわけ税と社会保障料の合理的で効率的な制度をつくる上で、この社会保障番号は極めて重要な役割を果たすというふうに認識をしております。

○あべ委員 そのところは私は重要だと思っておりますが、特に、国民からの観点でいいますと、この給付と負担というの上から目線でございまして、大切なのは行政の縦割りの部分だと私は思っております。この行政の縦割りの部分をもっと取り払って、国民視点ですべての制度を見直していくという観点からいうと、私はこのデータベースのつくり込みの仕方が本当に大きく影響しておると思っておりますが、これは、各省庁の縦割りでデータベースがばらばらになるということ、

副大臣、ございせんか。

○大塚副大臣 それも極めて重要な御指摘で、そういうことにならないように、政府全体、つまり行政全体で共有して使える番号制度をつくっていかねばならないと思っておりますので、もうこのことは、それこそ党派の關係のない共通の重要課題だと思っておりますので、御協力をいただきます。

一つ、数字だけ訂正させていただきますが、先ほど厚生年金保険料率を約一七と申し上げましたが、正確には、一六・〇五八でございましたので、その点だけ訂正させていただきます。

○あべ委員 その縦割りの部分でデータが横断的に使われるかどうかというところは非常に大きな部分でございます。特に、社会保障関係にしましては地方自治体も絡むことでございますので、これは総務省絡みの、地方自治体のデータベースをどう運動させるかということになりますので、副大臣、これはクラウドを使用していくという理解でよろしいでしょうか。

○大塚副大臣 これは実はなかなか難しい問題で、クラウドはちよつと前の言葉で言えば分散型

コンピュータというところでございますが、システムは、ITの世界は日進月歩でございますので、どのような業務、つまり業務要件に対してどのようなシステム要件が合理的であるかというのは、これは物によって大きく変わってくるわけでございます。

したがって、もし、この社会保障制度の今後のあり方とかその基盤となる番号制度の業務要件がクラウド型、分散型コンピュータに適合したものとなるのであればそうするべきだと思いますし、逆に、メインフレームで、集中型で処理した方がよい場合もありますので、そこは今後の議論だと思います。

ただ、点でいうのは、どうも我が国では、何かをシステム化しようとするときに、システムであれば何でもできるという発想で、物すごく複雑な業務要件をシステムサイドに課することによって、システム自身も制約されてくるんです。今の日本年金機構、旧社会保障庁のシステムも、そういうことで大変困っているわけでございます。

したがって、先生御指摘の点については、クラウドがいかにかどうかは別にして、今後の社会保障制度改革においては、業務よりエンテッドなアプローチとシステムよりエンテッドなアプローチ、両方をイーブンで検討を加えていくことによつて、本当にハンドリングが可能で、サステナビリティの高いものをつくらなければならぬというふうに理解しております。

○あべ委員 私は、このデータベースの管理の仕方が、社会保障制度の、特にその行政の縦割りの中の穴に落ち込んだ方々をどう救済できるかということが非常に重要な部分であつて、給付と負担の部分は国がどう考えるかの話であります。

ですから、横断的に、引越越しをしても困らない、新たなところに行つてすべてをゼロからやり直さなきゃいけない、電子政府の観点と、さらに先ほどおっしゃった国の給付と負担の部分と、国民目線で、今障害者の方々が、また病気をされた方々が、本当に、この病気がなつたら得

この病気がなつたら損、この障害だつたら優遇で、この障害を持っていたら全く冷遇されてしまふということがあつてはならないと思つております。

ですから、この社会保障番号をクラウドで管理していくといったときに、一番反対したのはいわゆる行政の方々でありました。これは省庁の再々編成につながるからでありまして、皆保方、政治主導とおっしゃつてくださるのなら、官僚の方々と手を取り合つた形の、しかしながら、国民目線と、何をやっていくかということをもつと前面に出してやっていただけたらと思います。

時間になりましたので、質問を終わります。

○牧委員 次に、加藤勝信。

○加藤(勝)委員 自由民主党の加藤勝信でございます。

私の場合は、きょうとあした、三十分ずつというところで質疑をさせていただきます。

まず、第三号被保険者の記録不整合問題について取り上げさせていただきます。

先ほど、我が党の田村委員からも御質問をいただきました。大臣の課長通知の発出あるいは課長通知そのものの認識についてはございましたが、ほかの政務三役の方は、十二月十五日に発出されたことをいつ御存じだったんですか。担当の副大臣、政務官にお伺いいたします。

○岡本大臣政務官 大塚副大臣は、十二月時点で御就任されておりました。

私は、十二月十五日のこの発出の前に、年金局からこういつた通知を出したいという旨の話を聞いておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、当時、他の案件で協議をすることがあり、話をする中で、年金局の方から、運用三号というものが、既に大臣決議があり、そして実施をするための手続をとつて実施をするという状況になっており、これについてはもう私の決議は要らず、既に決議が済んでいるからこれは雨々と進めるとする旨の御

説明、内容についてももちろん伺いました。その時点で若干違和感を感じたのは事実としてありましたが、組織としての継続性というものもあり、それについての、発出について聞いたというところでございます。

○加藤(勝)委員 当時の副大臣は御存じだった、あるいは引き継ぎは大塚副大臣は受けておられるんですか。

○大塚副大臣 自分自身は、一月の十八日に認識を受けまして、その日に引き継ぎ式をやりました。先ほど、大臣にも坂口先生から御下問がありました。私、私の資料の中にそれが入つていたかどうかは、今現在確認をしてみないとわかりません。

ただ、翌十九日から各局のレクが始まりました。年金局の最初のレクのときにこの運用三号の問題は報告を受けたというふうに記憶をしております。

○加藤(勝)委員 そうすると、すなわち、十五日の課長通知、きょうの新聞を見ておられますと、決戦、要するに、役所の中で決戦がありますけれども、決戦は大臣のところまでは当然行つてなかつた、あるいは政務三役のところには行かずに発出した、そういう形の記事があつたと思ひますけれども、そういう認識でよろしいんですか。

○岡本大臣政務官 先ほどお話をしましたように、話として十五日より前に私は聞いておりましたし、事務方がすべて手続として御断で行つたというふうなことはなくて、相談としては受けていたということには事実関係としてあるということには御理解いただきたいと思います。

○加藤(勝)委員 いずれにしても、いわゆる、皆さんは政務三役というお言葉が好きであります。政務三役は知つておられたということ、個々という意味じゃなくて、政務三役のグループとしては知つておられた、こういう認識だということですね。

それで、この運用三号、我が党の世田委員が予算委員会での質疑の中で取り上げておられますが、この運用三号の対象者がよくわからないですね。

先ほど二千何百人ということをおっしゃっていましたが、たしか公明党の方の質問主意書によると、十二月十五日以降一月末までが二千三百三十一人という数字。そうすると、一休いつ申請をされた、いつ持ってこられた方が対象になっているのか。課長通知を見ると一月一日のようにも思えますし、そういう議論を聞くと十二月十五日のようには思えるんですね。

何が今申し上げたいかというと、本件の場合には、この運用通知以前からいろいろな問題があったというのが一つあります。それから、運用通知に係るものをどうするかという二つの問題があると思うんですね。そうすると、この二つの問題というのを限定して考えなきゃいけないという具体的な切り出しを考えたときに、その対象者が一体どうなっているかというその事実関係を確認したい、こういう趣旨からの質問でございまして、それから、先ほど、一月三十一日、一月三十一日と書いていますけれども、きょうは三月の八日ですか、二月末までの数字というのはないんですか。

○大塚副大臣 数字については事務方からお答えさせていただきますが、いつから適用ということ、一月一日からこの運用三号を実施するという通知が出ていることはもう先生御承知のとおりでございまして、日本年金機構の事務手帳を見ると、十二月十五日に通知が届き、その段階で、機構内のいわば事務処理の手順みたいなものが整備をされているわけでございますが、十二月十五日の通知が発出されて以降は、いわば受益者あるいは裁定申請者の皆さんの不利益にならないよう、運用三号の趣旨を踏まえて適切に対応するようという指示が出ておりますので、その結果、裁定申請者というのは窓口にお持ち込みになつてその日のうちにすぐ裁定されるわけではなく、何日間か日数がかかるために、結果的に、十二月十五日以降に持ち込まれたものが、一月一日以降のこの制度の実施に当たって対象となっているもの

というふうに思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

一月三十一日までの受け付けの数字以降の数字というところで、現在、私ども、年金機構から報告を受けております数字といたしましては、二月二十三日までの受け付け、累計といたしまして五千八百五十四件、いわゆる運用三号の適用の申し出を受け付けておる件数でございまして。

○加藤(勝)委員 要するに、二月の二十三日間で約三千五百人くらいふえた、こういう認識でよろしいですね。

それで、今の、大塚副大臣、思うという議論ではなくて、どうなっているかということ聞いていますのでありますから、そこはしっかりと説明をしていただきたいんですけれども、事務方でも結構ですが、どうなっているのか。要するに、運用三号の現場での取り扱いをどういうふうに分けておられるのか。十二月十五日から来たものについて、二週間ぐらいの事務処理がかかるから、それが一月一日に遡るから、日ということなのか、それか、一月一日に遡るにしても、いつ申請を受けたものからこれを適用するというときに、機構に対して指導し、対応されていくのか。

だって、これは非常に重要でしょう。いつからにやっても際で全然変わるわけですから、そこは多分明確に伝えていこうと思うんですが、そこはどうか伝えておられたんですか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。私ども、昨年の十二月十五日付で、日本年金機構に對しまして、いわゆる運用三号の取り扱いを平成二十三年一月一日から実施するようにという実施時期の連絡をいたしました。十二月十五日にその旨の連絡をいたしましたので、実際、その運用三号による取り扱いを始まして平成二十二年十二月十五日までの間の約二週間の取り扱いというものが問題になるわけでございまして。

そこで、私どももいたしましては、この十二月十五日の受け付け以降のものにつぎまして、いわ

ゆる運用三号の取り扱いをするということで年金機構に話をいたしました経緯がございまして。

○加藤(勝)委員 そうすると、通知はまだ一月一日になつて、さらにその連絡で十二月十五日に適用時期をさかのぼっていたということですか。その文章はありますか。出していただけますか。

○石井政府参考人 私が今申し上げましたのは、実際、いわゆる運用三号の取り扱いのつとりまして、三号の不整合期間について訂正をしたり、あるいはそれに基いて裁定をする、そういう実施時期は平成二十三年一月一日以降ということをお願いしたつもりでございまして。

その申請の受け付けの日付といたしまして、十二月十五日以降受け付けたものについて、二十三年一月一日以降の事務処理をするということをお願いしたわけでございまして。

○加藤(勝)委員 いや、だから、それを文章にしたものはあるわけでしょう。それを出していただけないかと申し上げておるんです。

○石井政府参考人 私どもから日本年金機構に對しましてその旨の文章を出したことはございまして、日常の、私どもと日本年金機構の間の仕事を進める上での連絡の中でいたした次第でございまして。

○加藤(勝)委員 これは、非常に国民の権利義務にかかわるものが文章でもなくて日常のやりとりの中で行われている、ずっとそうだったのかも知れませんが、ちよつと何とも申し上げられないという問題だ。そのことは確認をさせていただいたということ、次に行かせていただきたいと思います。

この運用三号の適用なんですけれども、この課長通知を見ると(記)の中に「受益権者 既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする」というふうな記載されているわけでありまして、その前に、下記の取り扱いを平成二十三年一月一日より実施されたい、ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象

とならないことについて留意願いたい。こういう文章の後に「第三号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第一号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱い」は次のとおりとする」ということで、受益権者は既に裁定が行われていることから現状を変更しないものとするということになるわけですね。

ということで、ちよつと、ついでにいたしたいのは、既に年金をもらっている受益権者で、そして機構の方で、その方には不整合記録があったから支給されている事態の記録がいわば間違っていた、不整合があったという場合には、本来はそれは本来の記録に戻して受益額を減額する、こういう措置をとることになると思うんですが、そういう取り扱いが本来の取り扱いですか。

○石井政府参考人 受益権者の方の加入記録が、今委員おっしゃったように、実際には第一号被保険者期間であるにもかかわらず、第三号被保険者期間として記録管理されていたことが事後的に判明した場合の取り扱いにつきましまして、これまで統一した取り扱いというものが旧社会保険庁時代以来示されておりました。したがって、実際の取り扱いについては、統一がとれた形でのものではなかったのではないかと考えております。

ただ、本来の考え方といたしましては、その期間につきましまして、第一号被保険者期間ということ、訂正をするというのが考え方になるのかと考えております。

○加藤(勝)委員 そうすると、今のお話のように、本来であればそこは訂正をして減額をしていくということ、しかし、実際としてはなかなかそういうことになつていなかったのではないかと、こういう御発言ですやね。

そうすると、今、多分、年金機構に十二月三十一日段階で既に支給されている中に不整合記録がありながらも訂正もされていない、そういう方が十万人なのか二十万人なのかわかりませんが、そこは明確に、これは年金機構ではわかつておるわけですね。逆に、わかつておる人

以外はわからないという方が正解だ。だから、わかつてる。

例えば、そういう方が十万人おられたとします。たまたま、これまでの本来の措置であれば訂正をしないといけないけれども、統一的な指導も十分でなかったということで、記録としておかしいねということも機構側がわかっておりながら、もつと支給されている、訂正されない記録のまま支給されている方がおられた。

その方がこの運用通知によって、一月一日によって、今訂正されたという記録というものが、本来なら訂正しなきゃいけないものを訂正しなくていいということになるわけですね。そうすると、一月一日によって、今、受給権者という人たちは不整合記録がありながらも、もうそれは本来の記録ですよと自動的にみなされたというのがこの通知になるんじゃないんですか。そこを教えてください。

要するに、今問題になっているのは、既定した約千人弱とかいうお話をされているけれども、しかし、この通知によって、今訂正した、受給をされておきながら、不整合記録の事実が把握されている、しかし、そのことはもうよしよししよう、一月一日でよしよししようというのが誤良通知の効果になるんじゃないんですか。

○石井政府参考人 この運用三号の取り扱い、ここに至る背景をいたしまして、旧社会保険庁時代に、平成二十一年の十二月でございますけれども、当時の社会保険庁の職員それからOB職員に對しまして、まだ顕在化していないいわゆる記録問題、そういうものがあれば回答してほしいといったアンケートをいたしました。そのアンケートの回答の中で、第三号被保険者として記録管理されているその期間が実は不整合ではないかという記録が見られることがある、そういうアンケート結果がございました。

一方、先ほどの御答弁でも触れましたけれども、平成二十一年度に社会保険庁が、ある一時点ではございますけれども、三号期間と二号期間に

不整合がある、そういう期間を持つておる件数が幾らかということが、調査いたしましたところ、約百三万件ということがわかったわけでございます。

そこで、こういう方が多数おられるというところで、日本年金機構の方では今システム開発を進めております。これは、システム開発ができました……(加藤(勝)委員)委員長、趣旨が全然違うから、ちよつともうとめてください。そんな話をしているんじゃないでしよう、通知の効果の話を聞いているんじゃないでしよう(と呼ぶ)

いや、今申し上げようと思いましたが、委員の方の御指摘の中で、日本年金機構が不整合を把握しておるといふ御指摘がございましたが、今、その間々の方、受給権者を含めまして、被保険者を含めましてでございますけれども、間々の方の記録を、不整合期間がある場合にはそれを把握するためのシステム開発を今進めつつある段階だということをお願いしようと思つたわけでございます。

○加藤(勝)委員 そうすると、不整合記録は判明していないということですが、その方々は、

○大塚副大臣 その方々という御下問になるのか、日本年金機構はという御下問になるかによつて少し答えが違ふんですけれども、ちよつと再整理をさせていただきませんが、先ほどの先生の御下問のこの書きの「受給権者」、この書きによると、現状を追認するということになるんだなという御下問、それはそういう効果があります。

そして、その上で、日本年金機構側は、では、だれが年金記録に不整合があるかというのを知っているかという、今審議官が申し上げましたように、これは今、年金機構ではわかりません。そして、間々の方がわかつているかどうかということについては、制度をよく御存じで、御自分の記録が実は違ふという自覚症状のある方は、それは御存じだということになります。

○加藤(勝)委員 私がこだわつたのは、この記の中に、事後的に判明した場合の取り扱いはどうだ

ということなんです。

だから、要するに、この事後的な判明ということ、すなわち、今、蓋然性としては不整合記録があるという、例えばここに集団が明らかにあられる。しかし、それは今おつしやるように、機構としては、まだこの人に對してきちんとした不整合記録かどうか判明していないから、当然この一月一日の時点では判明していないからそのままになっている、こういう解釈、こういうことではないんですか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの私の答弁の中で触れましたシステム開発をすることで把握されたケース、これはここで言います事後的に判明したということに該当いたします。

○加藤(勝)委員 そうすると、認識をしたということで、データとしては当然持つておられるわけですよ。だけれども、それは判明しているとは「わかんない」ですね。そういう解釈ですね、ここは、うなずいてるからそういうことでよろしいですか。

では、そうすると、対象の数は、判明している人がだれもないということでありますから、今の受給権者ということではなくて、むしろこの間に規定をしてきた人たち、規定済みの方々ということが、とりあえず今回の運用三号によつて出てきている問題ということに限定して議論していけばいい、こういうふうなふうに思ふんです。

その中で、これはちよつと大臣に申し上げたいんですけれども、これも世間委員会からお話がありましたけれども、二月二十四日の大臣談話とか、大臣ペーパーでは、「規定に向けた事務処理や年金の支給は留保する」というふうに明確に書いておられるんですね。

私も、きょうは鴨下委員もいらつしやいますけれども、二十四日、鴨下委員の指摘で、留保すると。しかし、二十八日も議論をしているんです。何で二十八日にこのことを言わなかったんですか。三月十五日に支給者がありますということ

を何で予算委員会で言わないんですか。

○細川国務大臣 三月の中旬に支払わなければいけない人がいないとか、そういうことを私は言っていないと思いますけれども、いつの段階でこのことでしょうか。

○加藤(勝)委員 いや、だって、大臣の談話の中には、「年金の支給は留保する」と書いてあるんですよ、大臣。それが留保する意味でしよう。留保のことについて見解だ何だかんだ話して、連の、例えばこのときにもう一つありました。年金業務監視委員会、前倒しにするという話も、たしか鴨下委員のときにありました。いや、残念ながらそれはできませんという報告は総務大臣からはありました。それはそこがあることは、多少、ばたばたですから、我々もわかりますよ。

しかし、二十八日の段階になれば、事務方から、いや、それは実はできませんという話はもう既に上がつていたと私は思う。にもかかわらず、年金の支給自体、国民の皆さんは、ああこれで支給はとまるんだ、だからとりあえず問題はとまっているんだと認識したんです。ところが、実際は、もう首々と三月十五日の支給に向けて走っているんじゃないですか。やはりそういうことはきちんと説明される、聞かれないというわけじゃなくて、もう留保と大臣がおつしやつたから我々は留保の意味はさうだと思つて議論をしているわけですから、前提が違ふんですね。何でそこをはつきりおつしやつていただけなかったのか。それとも、大臣が聞かれたのはもつと後の話なんですか。

○細川国務大臣 その件については、三月中旬に判定払いの支給がある、こういうことで、それについて最初私は私の方は、委員会でも申し上げたように留保するということ、その留保は、手続の方も進めない、それから年金の方も支払わない。要するに、とめる、ストップする、こういうことであつたわけですが、その後で判定払いというのがあるということを知りまして、そしてその判定払いがどうなるのか、それをとめられるのか

どうかということも検討もいたしました。

その検討の過程の中で、既成定着については、法律上、一応、運用三号でやったのだから、既に権利は発生しているという点の考え方と、それからもう一つは、暫定払いの支払いについてはもう既にとめられない状況になっているのではないかと、ということ、そこをとめられるかどうかということも含めていろいろ検討をいたしましたけれども、なかなか最後の方までそれがわからなかったというところもありまして、最終的にもうむを得ないということの結論を出したのは二十八日よりもつと後のことだったと思います。

○加藤(勝)委員 そうすると、大臣は、もう既に支給払いの手続が始まっているということは、二十八日、予算委員会の前に御存じだった、そういうことでよろしいですね。

○細川国務大臣 いや、暫定払いが行われるのが三月の中旬だということ、それがとめられるかどうかということについては、これはいろいろ検討した結果、とめられないというふうに最後にわかったのは、もつともつと後のことだったというふうに言っております。

○加藤(勝)委員 いや、違いますよ。三月十五日の暫定払いに向けて事務処理はもう既に進んでいるということ、事務方は当然言いますよ、そんなことは、私から言ってみれば、こんな大臣ペーパーを出すこと自体が事務方がおかしい、こういうふうに思いますよ。もつときちんと書かなければ。

しかし、そうである以上は、大臣に対して、実はこういう問題があります、もう支給手続が始まって、一月二十日段階、あるいは、三月十五日です、二月の二十日段階ではもう既に事務処理に回っているわけじゃないですか。何でそういうのをきちつと書かない。そうすれば全然違う議論になつていくんですよ。要するに、委員会の審議というのはそういうものだと思ふんです。事実に基づかなければ議論できないんですよ。そこにそこがあったら、政府側と我々がそこがあった

ら、かみ合わないじゃないですか。そういうことをきちんとした、だかなきゃならない。

私は、この問題は非常に、大臣がいつ知られて、その結論、難しいということをつたれたのか、これはまた別途、参議院でも議論されると思いますから、ここではこれ以上聞きませんけれども、しかし、非常にこれは私としては、特に委員で質問した立場としては、余りにも誠実な対応ではない。

普通、そういうことがあれば、事務方から、いや、申しわけないけれどもあの話はこうだとか、そういうふうに来ますよ。我々のときはやつていましたよ。やはりそういうことをきちんとしていただかなければ議論はできないということを明確に申し上げておきたいと思ひます。

あと、ちよつと時間がなくなつてまいりましたので、最後に一言申し上げておきたいのは、先ほど何か議員立法云々というお話があったんですけども、先ほど申し上げた本件の問題は、運用三ヶ月の前までにあったこの状況をどう解決するかというの、一つあります。しかしもう一つは、運用三ヶ月によつて行われたこの事態をどう解消するかという二番目が含まれるんですね。さつき大臣も答弁で、抜本的対策の決定後、年金額は減額されることはあり得るとの通知文を送ることを考えているというお話もあった。

であれば、閣法で出すのが当たり前じゃないですか。政府が失敗をしているわけですよ。この前であれば、それは、自民党さんあるいは公明党さんともそういう時代があったから、一緒に考えましょうと書ければ、そうだなと我々も思いますけれども、もつと大きい、歳定をしてしまった、支給権が発生している、こういう問題をどうにかしなきゃならない。それをつくつたのは皆さんの政権なんだから、閣法で出すのがまず筋じゃないんですか。

○細川国務大臣 抜本的な解決に向けてやつていくのは、これは法改正を視野に入れてやろうと思つております。その際、どういう形でこの抜本

的な解決をしていくのかということは、今後、私どもの方でも考えてまいります。

○加藤(勝)委員 私どもの方でもじゃなくて、まず私の方からお出しをいただきたい。そこから先は、委員会という場所がありますから、それはいろいろ議論があると思いますが、まずは政府においてしっかりした案を出していただきたいと思ひます。

いずれにしても、委員長、この問題はまだまだ尽きない部分がございます。先ほど田村委員から長妻前大臣の参考人の話もありましたけれども、その前提として、やはりこれだけ国民の多くの方が高い関心を持っている。私のところにもメールで、NHKで「ニュース深読み」という番組があつて三月五日に放映されたら、三百近いコメントが番組のサイトに送られていた。加藤さん、それを見てくれと云うから、私もきのうさつと見させていただきました。

それだけ関心の高い問題でありますし、それから、もう四月十五日の支給というのにも近づいてきているわけですね。そして、今あつた五千人を超える方々の歳定をどうするかという問題、目の前に来ているわけですから、これは徹底的にこの委員会、しかも早期に集中審議をしていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○牧委員長 理事会において前向きに協議をしたと思ひます。

次回は、明九日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一十九分散会

るんです。

外国の民団によつて選挙を手伝つてもらつて  
る、これどうですか。

○國務大臣(枝野幸男君) 私が承知をしてい  
るだけ申し上げますが、私個人は全く応援をいた  
だいてゐることはございません。

それから、昨年の参議院選挙、余り思い出した  
くありませんが、私は党の幹事長でございましたが、  
民主党として外国人の方の団体である当該組  
織に選挙の応援をお願いをしたり応援を受けたと  
いう事実は、当時の幹事長として全く認識をして  
おりません。

○山谷えり子君 私は民団の新聞を熟読してあり  
ますが、いかに頑張つてやつたかということが言  
いてありますよ。

それから、今年採択の四月から配られる小学校  
の教科書、君が代、国旗・国歌は大切にしよう  
にと出たにもかかわらず、君が代の廣がルパン  
三世、もう一つの教科書は君が代の隣がアニメの  
吹き出しの方のコメント……

○委員長(前田武志君) 持ち時間が参つておりま  
す。

○山谷えり子君 つまり、国歌とアニメを同列に  
しようというような何か戦略があつたんじゃない  
か。これで九五%のシェアなんです。

子供たちを大切にしてください。自分たちのイ  
デオロギーの、そうしたものに使わないでいただ  
きたいと思ひます。

以上です。

○委員長(前田武志君) 以上で山谷えり子君の質  
疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、加藤修一君の質疑  
を行います。加藤修一君。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。  
まず最初に総理に質問をいたしますけれども、  
今、本予算の審議をやつてゐる最中でありませ  
れども、平成二十三年予算でありませうけれど  
も、また衆議院におきましては予算関連法案の審

議に入つてゐるよう聞いております。

総理の今までの行動を聞いておりますと、本予  
算と関連予算の関係については通らないのが野  
党のせいであるかのような、そういう雰囲気を出  
してゐるような感じがいたすわけなんですけれ  
ども、首脳陣、これまた例えの話でありますけ  
れども、皆さんの設計図に基づいていられる粗  
な自動車、それも燃費も極端に悪く、ハンドル操  
作も難しい、どこに行くか分からない、車に乗  
する人は危なくてしょうがないと。そんな車を  
造つておきながら、まあこれは例えの話でありま  
すけれども、車検が通らないと。なぜ車検を通さ  
ないんだ、それは車検をやつてゐる人が悪いんだ  
と、そういうふうにならばかなりの行動だと私は  
思つております。

私は、総理、マニフェストの破綻はもう明らか  
であると思つております。国民の皆さんは、修正  
できるならば修正してほしい、そういう意見が非  
常に多いと。総理は、マニフェストを修正して、  
もちろん、修正する前に国民の皆さんに陳謝をし  
て修正するということがなければならぬという  
ことでありますけれども、マニフェスト撤回宣言、  
それを出すべきだと思ひますけれども、どうす  
るか。

○内閣総理大臣(菅直人君) マニフェストにつ  
いては、かなりのものについてかなり具体的に前進  
をしてゐることは御承知のとおりであります。子  
ども手当についても、初年度一萬三千元、そして  
今の提案をさせていただいてゐる法案あるいは予  
算では三歳児まで二万円ということになりました  
し、また高校の無償化も進んでおります。さらに  
は、農業所得所得補償もスタートをしておりま  
す。

そういった意味で、マニフェストについて破綻  
が明らかとされるのは私たちの認識とはかなり  
違つております。と同時に、確かに予定どおりで  
きていないガソリンの暫定税率などもありまし  
て、任期半ばを迎えるころまでには検証も行ひ  
たい、こういう姿勢で臨んでゐるところであり

ます。

○加藤修一君 新聞のいわゆる世論調査によりま  
すと、二〇一一年度予算関連法案が年度内に成立  
しなかつた場合、責任は政府・与党の方が大きい  
と思う人は五六%。それから、今のマニフェスト  
の話でありますけれども、状況に応じて修正すべ  
きだ、これは七八%ということなんです。国民  
の意思はそういうところに向かつてゐるというふ  
うに言ふことができると思ひます。

あるいはもう一つのアンケート調査によりま  
すと、これは地方自治体の首長のアンケート調査  
でありますけれども、首長の七五%が民主政治  
を崩壊せよ。いわゆるその八七%の首長が衆議院選  
挙時の政権公約の見直しを求めていると。代表的  
なものの子ども手当の支給の関係等を含めて、政  
権に対する評価として、大いに評価するのは一  
五%を占めた、こういう結果でありますけれど  
も、そういう意味では十五倍の開きがあるとい  
ふことなんです。

私は、そういう意味では国民の皆さんはそろそ  
ろ潮どきではないかと、こういうふうになつてい  
るように私は思ひますけれども、総理、どうお考  
へですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 政策についていろ  
んな議論があることは承知をいたしております。  
どういふ意味で潮どきとされたのか分かりませ  
んが、私はいつも申し上げておりますように、政  
協交代をある程度繰り返してゐる先進国において  
はやはり、例えば四年間の任期、イギリスの場合  
だと五年であります。その任期の中で、次の段  
階でその間やつたことについて国民の皆さんから  
改めて審判を受ける形で、もしやつたことが十分  
でなければまた政権交代になりますし、それが評  
価されれば政権が継続すると、そういうことであ  
ります。現在政権交代から約一年半余りが過ぎ  
ておりますが、いろいろな議論があることは大い  
に結構ですが、その段階で何か責任を放棄する  
というふうなことは全く考えておりません。

○加藤修一君 年金の関係に参りますけれども、  
厚労省が立法措置を遅くして課長通達で済ませ  
たと、これは大変な話でありますけれども、そ  
ういふ救済策を決めたのが長官前厚労大臣であ  
る。ただし、今さらにお座りの細川大臣は当時  
副大臣であつたわけでありまして、これだけ重大  
な問題が当時の細川副大臣が知らなかつた。

いわゆるこれは政治主導という観点から考へて  
いった場合、政務三役が少なくとも、まあ大臣、  
副大臣クラスぐらいはこれは決定事項について共  
有すべき内容だと思ふんですね。それぐらい私は  
重要な内容である、そのように考へてゐるわけ  
でありますけれども、そういう意味では意思の疎  
通がなかつた。政治主導を標榜してゐる民主党  
が、ある意味で内閣の各省の政務三役が結束を  
しなければいけない、結束したときに初めて今  
以上に力が出るわけでありませうけれども、こ  
ういふことは誠に遺憾である。

総理、こういったことについてはどう思ひま  
すか。もう私はある意味では強制的なやり方であ  
つたなと思ふわけでありませうけれども、要は政  
務三役の関係でそういう重要な決定事項について  
は共有すると、こういうことについてはどうお考  
へですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今回の運用三役の問  
題で、課長の通達ですか、通知ですか、そういう  
形で対応したということについて、現在、細川大  
臣の方でそれに対する対応を検討していただい  
てゐるところであります。

私としては、そうした極めて重要な問題を課長  
の段階で決めたという在り方については、い  
ろいろ指摘がありますが、問題があつたと思つて  
おりまして、やはり法律に基づいた対応が望まし  
い、そう考へておりまして、そういう方向を含め  
て今、細川大臣の方で最終的な方向性を、総務大  
臣等とも相談をして方向性をきつと定めていた  
だいてゐる段階であります。  
そういう意味で、私もかつて厚生大臣を務め  
たときにいろいろな情報、当時は政務三役あり

ませんでしたが、上がつてこないことである。いろいろあるの、役所とやり合つたことが何度もありますけれども、今回の問題も、そのことも含めてきちつとした対応を将来にむかつてやらなければならぬ、やつてほしい、このように思つております。(発言する者あり)

決して役人のせいに、やじに答える必要はないわけですが、役人のせいとつていっているんじゃない、今先生が言われたように、政務三役がきちんとやらなければならぬということも含めて、きちつとした法律制度で対応してまいりたい、こう考えております。

○加藤修一君 ほかにもこういうことがあるとは思つておりませんが、総理はこういうケースを踏まえて金省庁に、政務三役です、特に、そういうことについてこういうことがないように指示はしましたか。

○内閣総理大臣(菅直人君) これは、私も多少いろんなケースをかつて経験をしていました。もちろん、こういったことが一般的にあつていいとは思いませんし、そのことについては必要に応じて閣議や関係懇談会でも話をしております。改めてそのことも指摘をしておきたいと思つます。

ただ、問題なのは、情報というのは、御存じのように、特に厚生労働省などは無限にとつていくぐらあります。どの段階までをどのところで把握するか。私は、今回のケースは当然政務三役が把握すべき問題だつた、そう思いますが、同時に、政務三役、まあ厚生省の場合、五人か六人だと思つますが、直轄方面についてどこまである意味役所の方で対応し、どこからのものはきちつと上げさせるか、こういうことも含めて、これからの政務運営の中でしっかりと対応するよう指示をしてまいりたいと思つております。

○加藤修一君 ある意味では超法規的、強制的なやり方だと私は思ふんですね。例の八ツ場ダムの場合についても、法律上の手続にのつとつてやらなければならぬにもかかわらず、一刀両断に発

出しているわけでありまして、そういうやり方はやはり怖ろしいと思つます。

外国からの献金を受けた前原外務大臣の件についてでありますけれども、岡田幹事長は七日の記者会見で、外国人から献金を受けたい、どのようにするか話し合うことが大前提、各党間で協議したい、このように言っているわけでありまして、前原外務大臣は、私は民主党は巨大な党だと思ふんですね。非常に責任は重たい。そういう意味では、前原外務大臣は、説明責任も十分果たさなければいけない。あるいは自浄能力も十分発揮させなければいけない。

そういうことからいいますと、この岡田幹事長の話の前にもやることがある。それは御党がやればよいという実態調査をすべきです。前原外務大臣のような重鎮の方がそういうことは知らなかつたという話じゃないですか。ある意味ではそういうことを言っているわけでありまして、是非御党の実態調査、そういうことが行われているかどうか、そういうことはきちつと調査すべきであると思つます。どうですか、総理。

○内閣総理大臣(菅直人君) 岡田幹事長の発言、まだ細かく全ての趣旨を聞いていないわけではありませんが、私が理解しているところによれば、例えばインターネット献金などにおいて一万円とかを振り込まれたときに、その段階で振り込んでいただいた方の国籍はなかなか表示をするという形には一般的にはなつておりません。また、欧米の方であれば名前から判断することもできますけれども、いわゆる通称の日本によくある名前が使われている場合にはなかなか推測も難しい。

そういうことを含めて、どうあるべきかを野党の皆さんも含めて協議しようという趣旨で話をされたというふうには、少なくともそういうことも含めての話だつたと思つております。そういう意味で、当然、法律は遵守しなければなりませんし、それに対して注意をしなければなりません。そういう意味で、それぞれの政治

家としてきちつと注意すると同時に、党としてこういうことが二度とないように、しっかりと党の中でもそういうことの山崩防止のためにどうすべきか検討させたい、こう考えております。

○加藤修一君 調査をすべきだと思つていますが、どうですか、それは。

○内閣総理大臣(菅直人君) ですから、今申し上げましたように、まずはどういう形でこういう問題を、何といひましようか、調査をするにしても、インターネットの場合に、じゃ、全部いただいた方に改めて国庫をお問合せをするということもなことが果たして妥当なのかどうかということも含めて、そういうことも含めて検討をいたしたい、こう思つております。

○加藤修一君 堂々巡りしてもしょうがありませんから次の問題に行きますけれども、地域再生基金強化交付金、この意義、目的、役割等について説明をお願いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 地域再生基金強化交付金でありますけれども、これは、地域再生でありますとか地域づくりの面で自治体の自由度をできるだけ高めようというところにそのポイントがある、道路でありますとか、それから港整備でありますとか、ごく限られた領域ではありますけれども、しかし既存の縦割りの補助金と比較しますと、一定程度のその自由度が増しているという意義は感じられると思つます。

今、予算で、一括交付金をこの予算の案の中に盛り込んでおりますけれども、これはこの一括交付金の原型といひましようか、ミニ一括交付金というふうな位置付けができるのではないかと担当大臣としては思つております。

○加藤修一君 これは昨年の臨時国会でも取り上げたことなんですけれども、やはりこれは行政の予見可能性、これが担保できないということで、またそういう信頼がなかなか回復できない部分があるものですから、改めて確認ということで質問をするわけでありまして。

結局、あの平成二十三年の概算要求ではゼロ査定になつてしまつて、最終的にそれは方針変更をして六百二十億を付けたという話でありますけれども、事業費ベースでは三千六百五十億円という非常に大きな数字ですね。いわゆる地方の様々な事業展開をやつていく上では非常に貴重な財源でありまして、雇用関係についてもつながつてくる話なんです。

そういう意味で、なぜこういう朝令暮改のようなことをやつていられるのか。この辺について、原口前大臣とは片山さんの関係で全然つながつていないわけですね。どういう詳細を持つていられるのかと非常に不思議に思つざるを得ないわけでありまして、その辺について。

○国務大臣(片山善博君) これは、議員がゼロ査定とおっしゃいましたが、そうじゃなくて、そもそもその要求をしていなかったというものであります。

私、昨年の九月に改造内閣で担当大臣になりました。一部の自治体からなぜ要求が出ていないのかということをお願いした覚えはありますが、それから、四か月前だったと思つますが、議員から私もこの場でそのことについて指摘がありました。それから、私なりにその点検をしてみました。一種の手違いが多分あつたんだらうと思つます。省内の自主的な事業評価といひましようか、レビューでもつて要求しないことになつた。

しかし、この事業というのは、自治体の方では群衆的に事業を行うわけでありまして、いわば自治体から見ればはしこを外された格好になつてしまつた。これはやはり自治体への配慮をしなければいけないということでは当然でありますので、そこでこの場合でもお答えしたいと思つますけれども、予算編成過程において何らかの措置をとりたいと、私からも、それから野田財務大臣からもお答えいたしましたけれども、その予算編成過程での検討の結果、一定の予算額を確保している、こういうことであります。

係の調査を進めております。現在、職員の人、学会関係者への聴取を進めている最中であり、できる限り早期に検証を終えたい、このように考えております。

○高橋(千)委員 何ら具体的な答弁がなかったわけですが、少なくとも、文書があったという事実と、パソコンを見ればわかるわけですから、どこから出てきたのかくらいはわかるはずですよ。

○小林大臣政務官 現在、先ほど言ったように、職員と学会関係者の双方から事実関係を聴取しております。聴取した上で検証したいと考えておりますので、途中経過でお答えすることは差し控えます。

○高橋(千)委員 文書は手元にありますし、これは原簿からいただいておりますので、認めますね。

○小林大臣政務官 先生御指摘のそういう声明文書が出されたということは承知しております。

○高橋(千)委員 「肺がん治療薬イレッサ」の訴訟にかかると、肺がん治療薬イレッサという中で、これは案外ということも書いていないわけですが、これは案外のこと、新しい治療法や治療薬の開発は、多くのがん患者さんにとって大きな願いです。この真摯な願いを阻害しかねない今回の和解勧告について、日本医学会として懸念の声明を発します。というふうに書いてありますから、これがまさに医学会の声明の案として出されたものであるというふうになると思うわけですね。

一方、二十六日の説話新聞では、日本肺病学会に対して、所見にコメントしてほしいなどとメールしたとされている報道をされています。

また、医師の専門誌である「集中」というところには、「イレッサ訴訟について」と題した依頼書がある、医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室長の岡浦佐から政務三役への御説明を振りつける内容である、こういうことも記載をされております。

ちなみに、局長と副本政務官それぞれ、これらの文書について承知をしていたのか、確認したいと思えます。イエス、ノーで。

○小林大臣政務官 現在、関係者から聴取を進めているところでありますので、一通り聴取した上で検証したいと考えております。途中経過でお答えすることは差し控えます、このように思っています。

○高橋(千)委員 小林政務官には聞いておられます。局長と副本政務官に聞いています。

○小林大臣政務官 先ほど言ったように、調査チームを立ち上げた経過を報告いたしました。私の方で今この調査をしておりますので、先ほど言ったように、途中経過でございまして、お答えすることは差し控えます、このように思います。

○高橋(千)委員 ちよつと、通告しているにもかかわらず、答えない。これは別に、職員を呼んで聞いて聞いているわけではなく、各府省の立場の方に聞いて聞いているわけですね。各府省の立場の方に小林さんではなくて副本政務官に、なぜこれが答えられないんですか。いや、もういい、小林さんには聞いておられますので、これは副本さんに聞いています。副本さん、立てないんですか。いいです、小林さんに立つてもう必要はありません。大臣に伺います。では、副本さん。

○岡本大臣政務官 いや、私、別に立てないわけではなく、調査が今進んでいる最中ですから、部だけお話をするというのはどうかというところもあり、先ほどのような話をしたところでありますが、重ねての御質問でありますから私の点だけお答えをさせていただきますと、私の場合は、この文書については承知をしておりますので、こういった報道があったから事実関係を事務方から聞いたということですね。

○高橋(千)委員 それだけのことをなぜためらうのでしょうか。逆に、非常に不快感を持つわけでありませう。

大臣に求めたいと思うんですけれども、やはりこれは組織的な問題ではないかという指摘がされているわけですね。このような手法がまさか日常業務に起こっているのではないかとさえ疑わざるを得ないわけですね。

二十三日には東京地裁の判決を控えています。これ自体が直接判決にかかわると言っているわけではなく、真田がのりくりに時間稼ぎになるのは、やはりどう考えてもまずいです。遅くとも来週までと大臣が期限を区切り、最終的な報告が出せないのであれば、検証チームの公開あるいは中間報告、せめてそのくらいはやるべきだ。秘密裏に行われたこの間の情報操作が、報告までもなぜか秘密裏になっていることはあつてはいけないうるんですね。

大臣、いかがですか。

○細川國務大臣 この件に関しましては、予算委員会でも委員から御指摘がございまして、私の方からこれを調査すると、しかも、これは高橋委員が言われるように大変な不信を招いたようなことであるから、徹底的に調査をするようにということで、チームを定めて小林政務官にチームをなつてもらって、調査を今進めていただいております。

なお、私の方からは、委員が御指摘されましたので、さらに督促をしておきたいと思っております。

○高橋(千)委員 さらに督促ということでありました。ある程度期限を区切ってほしいという御旨であることを重ねて指摘したいと思っております。

私は、この後質問する運用三号の問題のように、事は、主犯がわかったら処分すればよいという立場ではないんです。それでは問題が進まないんです。やはり依頼文書が効力を発揮したのか、厚労省の内部文書によって、大臣自身もあるいは管轄理も、がん患者全体の利害を考える必要があると発言してきつた。つまり、がん患者とイレッサ被害者を分断しかねない世論づくりへの関与があつた、そういう重大な問題なんです。これは、期限を区切って、そして事実を率直に認めて是非するべきだと重ねて指摘をしたいと思います。

大阪地裁の判決は、単に同が勝訴、製薬企業が敗訴というものではありません。今回の判決は、イレッサの有効性、有用性についてはいずれも肯定しているのです。その上で、製薬会社には製造物責任法上のいわゆる指示、警告上の欠陥があつたと認められる、としました。そして、国についても、「イレッサ」の輸入を承認したことや承認後に必要な安全性確保のための措置を行っていないことについて、添付文書に「間質性肺炎を記載するよう行政指導をした」とどまつたことは、必ずしも万全な規制確保の行使であつたとはいえない。と書いてあるわけでありませう。

つまり、製薬会社の責任を明確に認めながら、国の責任を認めないということ、原告らにとつては納得のいくものではありませう。しかし、そのことをおいても、違法でないからよいということとは、到底認めない判決なのです。国の責任を不問とせず、今後のがん対策にも生かしていくべきだ、この趣旨を読み取るべきだと思ひますが、大臣、もう一言、あれば。

○細川國務大臣 この訴訟そのものにつきましても、国の方が勝訴したということもありまして、これについては高橋委員の方からはいろいろとあるのかと思ひますが、私どもとしては、今後、この訴訟と関係なく、がん患者の皆さんの立場に立つたがん対策をしっかり立てていくということ、これは前々から申し上げておるところでございます。そのことについては私どももしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 某肝臓炎を踏まえた検討委員会の最終提言でも重要な指摘をされておりますので、ここをしっかりと踏まえた対応を重ねてお願ひしたいと思います。

また、調査の結果については、なるべく早く、そして本委員会にも御報告をお願いしたいということをお願いして、次に進みたいと思ひます。

次に、第三号被保険者の年金記録不正問題、いわゆる運用三号について伺いたいと思ひます。ちょうど私が、二十四日の予算委員会ではイレッサ

サの質問をする前に鳴下議員のこの問題の質疑があつて、大混乱に巻き込まれてしまつたわけでありませうけれども、きのうからようやく厚生委員会でも質疑が始まつたそのやさきに、既に昨夜のテレビ報道で、関係者の処分や法案の改正、その中身まで取りざたされている。ちよつとそれは委員会解明ではないか、ちよつと待てというものが正直な気持ちであります。

そこで、まずは、八月に、昨日ですが、年金業務監視委員会から提言が出されました。その趣旨について、総務省の内山政務官、前席に御説明ください。

○内山大臣政務官 高橋先生、御質問いただきましてありがとうございます。前席に答弁させていただきます。

昨日、運用三号の問題について、年金業務監視委員会としての意見が出されました。委員長から総務大臣に意見を提出したところでございます。

概要は、「運用三号」は、その内容が国民年金法に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきである。年金記録上、既に第三号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第三号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要があることも否定できないところであり、早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべきである。」と述べております。

以上でございます。

○高橋(千)委員 前席にありがとうございます。

資料は一応、その一部なんですけれども、二枚目につけておきました。特に、「理由」のところ、アンダーラインを引いておきましたけれども、「違法の疑い」ということで、「法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措置によらず、厚生労働省の訓令通知によつて画一的に認めるものであり、違法の疑いがある。」と、大変厳しい指摘かなと思つております。

第一、第七号 厚生労働委員会議録第四号 平成二十三年三月九日

これがお目に出されているわけですが、それを受けて、昨日は夕方六時から年金記録回復委員会が開催をされまして、大体一時間くらい議論されたのかなと思つておりますけれども、その後、資料の三枚目でございます。全一、致で決議をされたと同つておりますけれども、記録回復委員会の「第三号被保険者の記録不整合問題」についての意見という、案のとれたものが厚生労働大臣あてに出されたものであります。

これを見ますと、あれつと思ふんですね。例えば、一番目、いわゆる「運用三号」については、昨年三月の当委員会の総意としては、やむを得ない対応であるとしたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後の足正法の観点から、一つの考え方であつたと思料する。」と。

意味がわからないんですよ。一時間も議論して、これは違法であるとかで指図をされていて、「二つの考え方」というのは、ほとんど責任も認めておられないし、あるいは厚生労働省の責任だとも言つておられないし、どういふことなのか。監視委員会の提言をどう受けとめたのか、伺いたいと思ひます。

○大塚副大臣 昨日、私は、この回復委員会にずっと出席をさせていただいて、この今の先生が御指摘になつた意見書をまとめていただくプロセスを全部、当事者としてそこにおりましたので、よく状況は理解しております。

回復委員会の委員の先生方、たしか七人か八人だつたと思ひますが、全員が御発言になりました。まさしくこの一、番の理由に引いてあります。とあり、従前の対応との連続性、つまり、昭和六十一年から現在に運用三号と同じ状態が生まれていた中で、しかもそれが知らない間に行われていた、暗黙裏に行われていたということが明らかになった。

さて、この問題にどう対処していくかということとを考えると、今後適正な姿に戻していくにしても、本当に無年金や低年金になられるリスクのある方々のことを考えると、それまでの対応との、つまり従前の対応との連続性の観点と、そして、この手書きの人がつていらつしやるというのは、この手書きのないものが最初委員長から原案で示しになられて、委員の方のお一人の御指摘で、いや、それは従前の対応との連続性の観点からだけでは、実は、今後はできるだけ、可能な限り正確な姿に近づけていくんだけれども、その過程における今後の足正法の観点も考えると、今までは明文化するというにも一つの理があつたのではないかと御意見が全員だつたんです。私、その場で聞いておりましたけれども、したがつて、この一、番の文章がでさうあつております。

ただ、今内山総務省政務官がお示しをいただいたように、それに先立つて、総務省の年金業務監視委員会から御指摘の意見書が出されました。そこには、「違法の疑い」と明記をされております。しかし、これは「違法の疑い」という年金業務監視委員会の御意見でありまして、もちろん真摯に重く受けとめておりますが、違法かどうかというところを最終的に判断するのは司法の判断であり、この状況について、どういふ立法的措置によつて解決するかというのは立法府の判断であります。

今回のこの年金業務監視委員会の御指摘というのは、私どもの今のこの政情においては、年金業務も、厚生労働省及び旧社会保険庁、日本年金機構だけの考えで行うことなく、第三者の行政監視権能を持った、従前のものにも置かれた業務監視委員会からも適切なチェック機能を実現していたべきながら運営をしていくという姿で今行われておりますので、この御指摘というのは、まさしくそういう機能を発揮していただいたわけでありまして、私は、決して先生御指摘のような懸念はなく、むしろ、このことによつて、今後、より適正、公正な年金制度が構築されていくことに資するものというふうにお思つております。

○高橋(千)委員 私は、記録回復委員会の議論が、昨日ではなくて昨年来の議論も、何度も指摘

をしてきたじやないかとおっしゃっている方が委員の中にいるわけですよ。そういうことを積み重ねてきての「やむを得ない」という結論であつた。そういうことに対して、やはりもつと直率に受けとめがあつてよかつたのではないかなと。本席にこれで、結局、解決策の展望も、必要な助けを行うとしかないという点では、非常に残念に思うなということを指摘したいと思ふんです。

ちよつと通告はしてないんですけども、大臣、きのうテレビカメラの前ではいろいろなことをおっしゃつておりましたので、受けとめについて、一言お話をいただきたいと思ひます。

○細川国務大臣 受けとめというのは、回復委員会の方でしょうか、こういうことになつたことについてですか。(高橋(千)委員 はい)と呼ぶ。

これについては、年金業務監視委員会、そちらの方からも総務大臣の方に意見書が出されました。そしてまた、総務大臣から私の方に御意見をいただきました。その中では、この運用三号については廃止をしろ、そしてまた、法的な手段によつてこの問題は解決をするように、そういうような大変厳しい御意見もいただいたところでございます。

います。そしてまた、回復委員会の方でも、法的な、抜本的な解決をしていくことについて、それはそれでよろしかろう、こういうような御意見もいただきました。昨日、この問題について、抜本的な改革案について御提示をさせていただいたところでございます。

いろいろと混乱を生じたことについては、これは大変申しわけなかつたというふうにお思つております。

○高橋(千)委員 少し話を次に進めながら、もう一度聞いていきたいなと思ふんですけども、年金業務監視委員会の提言は基本的に、年金業務はなにかと思つてはいるんですけど、廃止にかかわる解決策についてはすつきりとはいかないと思つております。最大のネックは、既にもらつておる人の扱いなんです。

意見書では「裁定未了の者については、運用三

をしてきたじやないかとおっしゃっている方が委員の中にいるわけですよ。そういうことを積み重ねてきての「やむを得ない」という結論であつた。そういうことに対して、やはりもつと直率に受けとめがあつてよかつたのではないかなと。本席にこれで、結局、解決策の展望も、必要な助けを行うとしかないという点では、非常に残念に思うなということを指摘したいと思ふんです。

ちよつと通告はしてないんですけども、大臣、きのうテレビカメラの前ではいろいろなことをおっしゃつておりましたので、受けとめについて、一言お話をいただきたいと思ひます。

○細川国務大臣 受けとめというのは、回復委員会の方でしょうか、こういうことになつたことについてですか。(高橋(千)委員 はい)と呼ぶ。

これについては、年金業務監視委員会、そちらの方からも総務大臣の方に意見書が出されました。そしてまた、総務大臣から私の方に御意見をいただきました。その中では、この運用三号については廃止をしろ、そしてまた、法的な手段によつてこの問題は解決をするように、そういうような大変厳しい御意見もいただいたところでございます。

号」の適用を行わず、正規の他別変更を行うこととし、既に裁定済みの者についても裁定の取消等の措置を検討すべきである。」と書いています。

昨日、内山政務官は本委員会各委員を交えて、銀行手続が間に合わなくて三月十五日に支払われる方についても返還を求めることが考えられるという趣旨の発言をされたと思ふんです。ただ、運用三号が世に出る前に、裁定のときは問題にならなかったために、本来一号なんだけれども三号のまま年金をもらっている方がいる。厚生省はそれは特定できない、何人か全然わからないと。そういう方たちについて、どのようにすればよいとお考えでしょうか。

○内山大臣政務官 年金の裁定の訂正、取り消しの原因は、記録に誤りがあるということが前提でありまして、ですから、一号の未納である三号被保険者期間があるということは、当然、記録の訂正、裁定の訂正、取り消しに値するという案件であります。ですから、さかのぼって既裁定者は年金の裁定の訂正をし、期間がない方は取り消しになる、そして過払いで払っている年金に關しては、国の債権として返還債権ということになるのが大原則であります。

しかし、これをどうするかはこれからの議論だと思ひます。

○高橋(千)委員 これからの議論だと。これは非常に難しいところなんです。

同じ質問を細川大臣に伺います。

○細川國務大臣 既に裁定済みの受給権者につきましては、これを正しい記録に戻して、そして過払いのお金を、年金を取り戻すといひますか返還をしよう、あるいは将来の年金額を減らすといひ、これは大変難しい問題でございます。

一つは、被保険者との扱いでどういふふうな公平を保っていくか、こういう問題でございます。そしてもう一つは、既に年金で生活をしている高齢者の方の生活が大変になるのではないか、こういうこと。この二つの観点、これをどう兼ね合いをつけるかというのが非常に難しい問題でございます。

まして、そこは年金事務監視委員会の方からいろいろの指摘もされておりました、私どもとしては、これは大きな論点として、これからいろいろの方の御意見もいただきながら、これをどういふふうに決めていくかということでも進めてまいりたいというふうに思っております。

○高橋(千)委員 結局、まだ明確にはお答えできないと思ふんです。それほど深刻な問題なんですね。百万人などと言われていますが、その中にどれほどの人が含まれているのか特定できていない中で、逆に言うと特定できた人だけが大きな目に遭うかもしれないという、国民の年金受給権を侵す問題であり、かつ、将来にわたつての年金の信託性を損なう、そういう問題であるということなんでしょうね。

わからないのは、長妻前大臣が、これを自分が決めたということを既に認めているわけですね。昨年三月二十九日に記録回復委員会で運用三号にかかわる方針を決めたというのに、通知が出されたのは十二月十五日なのか。その間、九カ月間何をしていたのか、年金局長に伺ひます。

○榮畑政府参考人 いわゆる運用三号による取り扱ひにつきましては、昨年三月に基本的なところは決定されたところでございますが、その後、年金局と日本年金機構におきまして、運用三号の取り扱ひを実施するための詳細な実施要領等の検討、それからまた、ことしの秋に不整合記録がある方々の、斎抽出を行うということで、コンピュータシステム開発の内容の検討、さらに、今後の不整合記録の発生を少なくしていくための対策を強化するための必要な情報の提供をどういふふうにしていただくか等々の検討、さらには、日本年金機構の職員に対する諸研修の実施等々、実施に向けた準備作業を進めてきたところでございます。

こういうふうな一連の準備作業を終了したところから、昨年の十二月に、実施時期を一月一日とすることとさせていただきます、十五日に通知を出させていただきましたというところでございます。

○高橋(千)委員 今、諸準備があるということとを説明されたと思ふんです。

それで、資料の四枚目を見てください。その諸準備の過程で、同会で審議するチャンスは本日はあつたわけですね。一昨年の七月に、年金確保安法案が民主主義による議員立法で提案され、その後、政交代があつたわけですね。秋の臨時国会で、同法案は閣法として企業年金とセットで提案されましたが、現在、参議院で継続審議となつております。その中の一部がこの資料の四なわけですね、国民年金保険料の納付可能期間の延長について、現在二年までのところを十年間にするというものであります。

十一月の委員会では質疑を行つていますから、まさにこの運用三号の問題は念頭にあつたはずであります。十年さかのぼること自体モラルハザードではないかと、保険料は毎月毎月払つてもらうなどと言ひをしていただけではありませぬか。その頃の片隅では、二年払えば最大で二十五年間チャラにする、そういうことを考えていた。これは重大な問題なんですか。

この十年さかのぼり納付というのは、運用三号がもし既に発出されていると、この法案を通してしまつと、二年ではなく十年払わなければならぬといふことになつて、理論上は大変厳しいものになります。でも、運用三号がもとととなければ、むしろ、十年さかのぼるといふことは、不整合問題の救済策としてはかなりいい案をいつているものではなかつたのか。

法案を議論した当時、運用三号を準備していた局長として、この法案との整合性をどのように考えていましたか。

○榮畑政府参考人 今回の運用三号の取り扱ひ自体は、先ほどもちよつとお話が出ましたけれども、年金の裁定段階での事務処理が、不整合の記録の扱いについて、実態として必ずしも一貫していなかったことを踏まえて、あくまでも現行法の中で運用三号の統一化としてこの運用三号の取り扱ひをさせていただいたところでござい

ます。したがって、そういうことでございまして、年金保険料を徴収することができ期間にいつても、あくまでも現行法の枠内で、保険料の徴収時効が完成していない過去二年分としたところでござい

ます。他方、年金確保安法案は、保険料をさかのぼり納付していただくことで無年金、低年金となることを少しでも少なくしていくというふうな観点から、国民年金保険料の納付が可能な期間を現行の二年から十年に延長するところでございます。したがって、運用三号の通知と年金確保安法案とは、その趣旨が異なつていたといふふう

に考えておつたところでござい

ます。○高橋(千)委員 そんな答弁で、だれも認められないわけがないでしょう。

この法案の中には、実は、運用三号とは少し性格は違ひますが、第三号被保険者期間の問題が一つ含まれていてわけですね。第三号被保険者期間が一部切れていて場合に、例えば、夫さんはずっと第二号被保険者なんだけれども、奥様がパートとかで、一時的に二号になるんだけれどもまた復活する、本当は第三号でいいんだけれども届け出をしていない、実質は第三号そのものですよといふことで、それはそれこそ通知でその方たちの救済を図つていたわけですね。だけれども、これでは、通知だけではなくて、ちゃんとした法案で明文化しようといふものでこの法案の中に盛り込まれていてわけじゃないですか。

法案の提出者である内山政務官が先ほどからうなずいておられますので、少しその事実関係。

○内山大臣政務官 得意の分野を聞いていた、たいして大変うれいんですけれども、三号の問題といふのも、記録がいろいろ見つかつた段階で二号になつて、その後、三号の種別の変更をしていない方が六十を超えた段階で記録が見つかりましたよといふと、受給開始時点、六十歳の段階で、あなたは三号の特例届け出といふさかのぼる届け出がされてい

ませんから、その届け出は、届け出を出した翌月から効果が発生するものですから、六十

からもらった年金を返さないという非常に不都合な現状があった。

そこを直すために一緒に入れたんですけれども、先ほど榮福局長が言ったのは、直近の十年を納付するものであつて、皆いころの未納の部分というのは納められないんです。非常に問題があるというのは私も思つていました、どうせ十年でやるんなら何で二十五年やらないんだ、こう思つておりました、高橋先生の鋭い質問だな、こんなふうに敬服をしている次第でございます。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

この法案でやろうとしていた中身は、それは通知でも納得いく中身だったわけですよ。運用三号の方は、だれが見ても納得いかないうものを、法で審議をしているさなかに、念頭にありながら口をつぐんでいた、そういう重大な問題なんだということを重ねて指摘をしなければなりません。

私がきょう質問するのは、今回の運用三号の廃止がほかに波及していつて、本来救済されるべき人までもそうじゃなくなつてしまつたり、不公平感が大いと言つてゐるのに、逆に、まじめに払つてきて、あるいは変更して低年金や無年金になつてしまった方もいるわけです。そういう人たちに不利になつてはならないと思うわけです。

副大臣、どうですか。

○大塚副大臣 全くそのとおりだと思います。

これは、今後、日本年金機構、旧社保庁の現局がどのようなディシプリンのもとで運営されていたのか、そして今もそうなのかというのを確認しなきゃいけないと思つてゐるんですが、実に多くの通知のたぐいでルールが決まつてゐるんですね。これは、昭和六十一年どころか、もっと前からずっとそういう慣行になつてゐまして、私も、その通知のたぐいを今全部承知してゐるかと、と、わかりません。したがつて、今先生の御指摘のようなことにならないように、一度、網羅的に整合性を確認する必要があると思つております。

○高橋(千)委員 旧社保庁の責任だけにしないでいただきたい。制度が本場にころころ変わつてき

た、そういう中で問題が次から次と起つて、そこを償わなければならないことになつて、それで、資料の五枚目につけてゐるわけですが、千四百七十四億円中、約半分に当たる二千二百三十四億円が保険料から拠出されてゐるわけです。

二〇〇七年の年金流用禁止法案のときのあの激しい論戦は何だったのか。年金保険料は年金給付以外には使わせませんというマニフェストは、もうほごにしたのかと本場に聞きたいです。結局、いろいろな不手際が起つた上に、一番苦しんでゐる無年金、低年金の国民の保険料でその穴埋めをするということが許されるのか。このことを、マニフェストはほごにしたのかということとを、通告してありますので大臣にお答えいただきたい。

それと、最後に提案も含めて質問をいたしますけれども、運用三号の廃止と法改正に当たつては、国民年金法の第一には憲法二十五条に基づくと、このことがちゃんと書いてある。この年金法の趣旨と、基礎年金の二分の一を国民が負担してゐる、国民の年金受給権を守るというその趣旨にかんがみて、本場に最低でも同様の二分の一負担は未納でも給付をされる、つまり、今回の廃止に当たつても免除と同様の扱いにするべきだ。しかも、その後は、無年金障害者を初め納付期間がわずかに足りないために無年金、低年金になつてゐる方たち、空期間などに対して、同様に保障してゐる部分は最低でも担保をしていく、いずれは最低保障年金制度を目指していく、こういう立場に立つべきだと思ひますが、大臣に伺ひます。

○細川副大臣 たくさん質問いただきましたが、まず、年金保険料の流用禁止の御質問でございます。年金保険料の流用につきましましては、一四四年の中で財源を確保しつつ順次実施をしていく、こういうマニフェストになつております。

これを踏まえまして、平成二十三年年度予算案におきましては、年金保険料の流用額を圧縮していく、こういうことで社会保険事業運営費の効率化を図つてまいりまして、平成二十二年年度予算に比べまして百億円の増減を行つてゐるところでございます。

そういうことで、御指摘をいたしておきます。流用禁止につきましては、一四四年の中で実現をしていくということで頑張つていきたいというふうに思つております。

それから、憲法二十五条の趣旨、こういうことで、免除期間として税の方で支給をすべきではないかということでございますけれども、これは、私どもといたしましては、今後この点も含めまして法律によつて検討をしていく、こういうことでございまして、そういう大きな観点からいろいろと工夫をしていきたいというふうに思つております。

○高橋(千)委員 また続きをぜひお願いいたします。

○牧委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

今日は、四十分のお時間をいただきまして、ありがとうございます。そして、去る二月の二十四日の予算委員会でも下院議員から御提起のありました年金の運用三号問題について、少し時間をかけて聞かせていただきましたと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、一枚目、私のつくりました、時系列をもつて、年金局と記録回復委員会と政務三役の動きを追つたものをお手元にお配りいたしました。これは、この間の審議を聞きながら私なりに整理したものですので、もしかしして勘違いや思いの至らぬところもあるかと思ひますが、これをもとにお話をさせていただきます。

きのうの参議院の予算委員会、菅総理が、運用三号の廃止、そして、処分として、橋本副長でございましょうか、現地の課長の更迭ということ

を発表されましたが、いかにもトカゲのしつぽ切りで、物事が本音的に解決されてない。本音的な解決とは何かというところ、やはり、本来民主党が政権交代したときの大きな看板であつた政治主導、本場にこの間の出来事は政治主導であつたかどうかということを私は確認をしたいと思います。

先ほど高橋委員もおっしゃいましたが、例えば、年金の改訂のための法案の改正がテレビで、一方的に報道されて、こうした委員会問題で重ねて、迅速に、かつ、ちゃんと信頼性を持つて改正されることもなく、一方的に言われるということもおかしいと思ひます。その内容いかんではなく、そういうやり方自身も本場に国会軽視だし、それはすなわち政治主導ではないんだと思ひます。

おのおのの責任について考えてみたいと思ひます。まず、年金問題が発見したのは、おとしの自れの長厚生労働大臣当時のアンケートだということでございますので、そこから発見し、おのの年金の部局内ではこれをどうするかというのを省内で検討するという原案をつくられて、年金の記録回復委員会に原案の提示をされたのが三月二十九日、それに回復委員会も賛意を表明されて、長厚生労働大臣が決定されたということであり

ます。しかし、その後、実際に課長通達が出されるまでの間も、年金局は独自の動きをしております。どういふことかというところ、一応原案で了解されたというところで、課長通達に至るまでの間、今度、具体案が検討されるのですが、具体案が実際には年金回復委員会に出される前に、実は年金局は、年金局と関係で現地にこういうふうにしたからと説明をなさつてゐます。課長通達はまだ出されてない。だけれども、何もオーソライズされてないけれども、年金局や社会保険事務所の現局には、これでいくからと説明があるんですね。このこと自体、私は手帳が違ふと思つて

すね、説明を受けた現局は、これは今までやってきたことと随分、いろいろな意味でそこを来すからということ、多様な御意見があったようです。

まず、年金局長に伺いますが、年金局長は十月に、その原案になる、十二月のものを口頭で了解された。すなわち、こういうふうな社会保険事務所の窓口で説明したいんだけど、これでいいですかと口頭で御連絡があったといいますが、そういうことでやっていらしたんですか。事実だけお願いします。

○榮畑政府参考人 先ほどの高橋先生の答弁の際にもお答えいたしましたが、運用三号につきましては、昨年の三月に基本的な方針が決まったところでございまして、その後、私も事務的に実務的な準備作業を進めておつたところでございまして、その過程では、年金局内で実務的な準備作業を進める中で、局内で局長のところでいろいろな検討はしたことはございまして、この十月の口頭了解というのは何を指しておられるのかよくわかりませんが、その準備作業の中でのいろいろな打ち合わせをしていたということはございまして。

○阿部委員 これは伺いましたところ、課長通知の中身を口頭で了解したそうです。課長通知のことを年金の南関東の社会保険事務所に先に説明するために、局長に了解を得たということでありました。

まだ通達もないんです。でも、現局を集めて、これでいくからねと。全部事実先行じゃないですか。通達も問題なんです。でも、通達するに決まっています。それを全部口頭で内々でやって、そして今回、課長が処分されましたけれども、課長が独自で課長通達を出したわけではないですよ。本当に、こういうのをトカゲのしっぽ切りといいますが、局長まで上げるか、大臣まで上げるか、そういう省内のプロセスであつたと思うんです。そこが全くグレーゾーン、やぶの中で、でも、それが無責任体制に、とにかく、やぶからやぶ、隠していく、あるいは勝手に勝手盛りして

く、この素地を私はここに強く見ます。

大塚副大臣、こういうふうな、課長通達を出す前に、現局と同じ内容を説明して、これでいくんだからと。これはどこにもオースライズされていらないんですよ。年金記録回復委員会にも詰っていないんです。そういうやり方でこれからの年金行政はいいんでしょうか。お願いします。

○阿部委員 そうしたら、よろしくないことをほつておかないで、そこから手をつけたいと、日々年金を扱う業務の現場がこんなじゃ困るんですよ。歳入歳出の中、いいかげんな中、だれもチェックできない。政府三役なんか、まるで知らないですよ。チェックしていないですよ。それでも長官さんは、僕が決めたとか言いますが、私は、それでは不当の年金の管理はできないと思いますよ。

続いて、年金の記録回復委員会の方へ行きます。年金の記録回復委員会は、さつき高橋さんが資料でつけていただきましたが、これまでの運用はあたかもやむを得ないかのようなことをおっしゃって、これまでの、すなわち、やむを得ない対応であつたところだと、運用三号についてそのしたコメントをきのう出されています。

ところが、ここに、年金記録回復委員会が法律改正の可能性エトセトラを、最初、そういう事態が発生して、原案が厚労省の年金局から示される前に検討したか否かなんです。これは、テレビ報道では、磯村さんという年金記録回復委員会の委員長が、記録回復の委員会としては法改正も考えたけれども、ねじれ国会じゃできないと思つたとか発言しているんです。私は、本当にこの政府のあり方は、テレビでみんなが勝手に勝手なことを言つて、国民は何を信じていいの。まず、事実確認ですよ。この三月二十九日までの間に、年金記録回復委員会では、法改正も必要かもしれない、必要なんだけれども、でも、ね

じれとか政治側の事情でできないとかいうお話はあつたのか。それとも、それは、磯村さんが時間系列を間違えられて、何か、ずつとの長い中では思つたかもしれない、言つたかもしれない、でも、かなり明確に言つておられましたよ。

これについて、大塚副大臣、どうでしょう。

○大塚副大臣 今先生御指摘のそのニュースの映像を私は見ておりませんので何とも申し上げられませんが、磯村委員長とはこの間何度もお話をしました。きのうもお会いしていますので。

その何回もお会いしている中で、やはり磯村委員長も、こういう展開になつたことについて、もちろん記録回復委員会の委員長として随分責任を感じていらつしやる御様子の中で、どうしてこういうことになつたのかというのをいろいろ考える、いろいろなことが影響していたかもしれない、という、回廊の中でそういうようなニュアンスのことをおっしゃつたような気がします。

○阿部委員 そういふあいまい、フアジーじゃ困るんですよ、国民の年金にかかわる問題ですから。私は、委員長、お願いがあります。年金は集中審議が必要ですよ。年金記録回復委員会の委員長にきていただく。だつて、これはこれからも続くんですよ。記録を回復すべきところで回復しなくてよくて、運用でやつていいと判断するようでは困るんです。そして、テレビでは一方でそういう発言を、どこかで思われたんだと思いますけれども。私は、それが政治の側の責任なら政治がちゃんとしなきゃいけないし、実は、事実は、年金局は先行して走つていっているんですよ。先ほど申しました、現局を集めて、これでいくぞと説明までしている。そして、記録回復委員会に出して、応答を得たというけれども、議事録を見ましたけれども、おととしの春から三月まで、年金記録回復委員会では法改正も含めた審議なんかまるでできていないんですよ。そうしたら、やみ、どこでど

されているのか、大事な年金問題が話されているのか、国民は不当に数帳の外に置かれます。これは、委員長、お願いします。詰つていただきたいと思ひます。

○牧委員長 理事さんにおいて協議したいと思ひます。

○阿部委員 最後に、最も大きな政治の責任であります。

長官前大臣は、私が運用三号を決定したとおっしゃいます。長官前大臣は運用三号の決定の前に現局の年金局が現局説明会をしていることなど御存じであつたか。私は、その点も含めて、長官前大臣にはぜひこの場で、集中審議でお答えをいただくべきではないと思ひます。おまけに、きのうも出ましたけれども、次の細川厚生労働大臣には引き継ぎはしないわけですね。政治が全然関係しないところで物事が動いて、どこが政治主導でしょうか。何が政治主導でしょうか。

そして、今日に至るまで、私は、二月の十七日に質問主意書を出して、こういう運用でやるんじやなくて法改正をするべきだし、必要性は考えなかつたのかと聞いた。一月の二十五日の答弁書において、運用問題だから法改正は必要ない。また、細川大臣は、内閣法制局にも聞いたが、法改正は法的には必要ないという返事をいただいております。予備委員会でお答えですよ、内閣法制局を引き合いに出されて、では、議事録を御確認ください。

そして、せっかく大臣が御手を挙げられましたから、実は、大臣には長官さんからは引き継ぎがない。そして、一月の下旬になつて大臣はこのことを初めて知つて、きのうおっしゃいましたよね、事務方に、なぜ説明しなかつたんだ、これはとんでもないぞ、自分はずつていればとめた。そうすると、長官大臣から細川大臣までに至る間、政治の意思は百八十度ねじれているんですよ。必要がないという長官さんと、実際が走る、細川大臣は聞いたときにおかしいと思つた。この

御意見は今もそうですか。月段階からおかしいと思つた。そして、最初にこのことはどなたから聞かれましたか。

○細川内閣大臣 先ほどの阿部委員からの質問主意書の件につきましては、それは、運用三号の内容が法律に違反するかどうかということで、これは、阿部先生の方から質問主意書が来たときに、法制局の方に問い合わせをさせて、そこで、法制局の方からは、そういう意味で法律に違反するものではない、こういう回答を得た、こういうことでございますから、ひとつ御了承いただきたいというふうに思います。

それから、私が知つたのは一月の下旬ごろでございます。これは、そのときに事務方の方から、ちょうど内山事務官が私のところに見える、こういうことで、それは年金の問題だということでありましたから、事前に事務方の方から説明を受けた、そのときにこの余覚を知つたところでございます。

○阿部委員 昨、この件で政治的にチェックをかけたのは内山委員だけなんです、年金の総務省の方の監視委員会におられたから。

すなわち、厚生労働省内では何のチェックも何もなかったんですよね。私は、国民の年金を預かる部局として、これは非常に問題だと思ひますよ。総務省は確かに年金業務の監視委員会をつくつてゐる。しかし、自浄作用があつてこそ初めて、そして足らざる部分を外から指摘されるということとはあつたとしても、これでは年金局も記録回復委員会も政務三役も金く何もしてないというか、なるに任せて、なすに任せて、本当にこんなことで年金の運営が、行政がうまくいくのか、私はあきれるばかりですよ。

そして、具体的な事業に移りたいと思ひます。どうすればよかつたかです。

こんなに現状で運用三号もどきの、まがいのことが行われているから、それを追認して、みんなだれもほつちかむりして、口づんで知らなくてな

んだと思ひますよ。

これは実は、年金運用三号を決めたのは、ことし一月一日から実施ということになつていますが、実は昨年以前にも先ほどから御答弁の事実上の年金運用三号が行われていたわけですね、現場の歳入で、通達にもつとらう。

そこで、一昨年八月のデータを使つて、一昨年の十一月から昨年一月までに年金機構が実地の調査をいたしました。夫が、一、二、三という人が約百三万人いたわけですが、長妻大臣だつたせいかサンプル調査ですね、そのうち百人を抽出されました。百三万人のうち百人を抽出して、夫、二、三というのを抽出して調べたところ、百人のうち四十四人は二月月たつても三月のまま、一カ月前に調査したんですね。でも逆に、五十六人の方は年金の記録を正しく回復して一月に行つたんですね。でも、百人のうち四十四人は二月月たつても三月のまま、そして、さらにそのうち十三人は、既に第三号被保険者として年金を受け取つておられたんですね。

これは、現場の歳入ですよ。ある人は一月に変え、半分以上は変え、でも、変えないで、年金まで偽りの記録のままに出していた。果たして年金局は、歳入のときに、だれが歳入したのか、その現場と、そして、その上の課長かもしれない、それから所長かもしれない、こうした仕組みをとつていますよね。

今、細川大臣の百任において、この百人のサンプル調査の十三人の歳入の方、まずどういう経過で歳入されたか、具体的に調べになるべきですよ。それから、各年金事務所ごとに、百人のサンプルでもいいですよ、とつてきて、一つの事務所非常にそういう恣意的な歳入が多ければ、実はこの事務所をみるんですよ。日々国民の年金を預かる社会保険庁の事務所その業務の内容まできちんとしてチェックしていかねば、あれだけ長い時間をかけて年金で議論した意味がなくなると思ひます。

大臣でも副大臣でも結構です。実際のこの百人

サンプル調査の十三人、既歳入、これについて事実経過を明らかにすること、そして、年金事務所ごとに偏りがないか。幾つかのサンプルでも構いません。全部やれとは言いません。時間も金もかかるでしょう。でも、これらすべてをやみの中に作つて、奥の奥にはふたをして、勝手に運用三号などをつくり上げるから、これだけの混乱が生じているんです。副大臣、どうですか。

○大塚副大臣 根拠にある原因の御指摘については、全くごもっともだと思いますし、私も同感だと思ひます。先生が御指摘のような点を、これからまさしくどういうふうに変更していくかということだと思ひます。

きのうも回復委員会でも申し上げたんですけれども、それから当委員会でもきのう申し上げたかもしませんが、例えば、窓口でダブルチェック、トリプルチェックという事務をきちつとやれば、三人が別々に同じ事務をやれば、三人が同じ間違いをするということはずっと起こり得ないんですね。ところが、現場でそういう体制になつていなくなつたということなので、そういうことを含めて、先生御指摘の問題意識に沿うような改革はやつていきます。

済みません、直接の御質問のところですが、その十三人について、この人たちの経緯を調べて対処すべきだというのは、これはまたなかなか難しい問題だと思ひます。百三万件の中から百件をサンプル調査して、まずどういう傾向になつてい

かを知るためにまたサンプルリングしたその十三人の方に追跡調査をかけるということの今度公平性の問題も出てきます。だから、一定の対応の原則やルールを固めた上でこの不整合問題にや

はり対処する必要があります。現時点では私はそのように思つております。

○阿部委員 そういうのを後編作成、各論反対というんです。現場は、それではよくなりませぬ。

副大臣、御存じですか。年金を一号に変えるとき、国民健康保険も一号になるんですね。今でも

現場では、国民健康保険の方は皆さんすぐ変えるんですよ、あしたから必要だから。年金は、当座のお金がないとか、このまま何となくとらわられても、そういう実態もあるんですよ。

だから、なぜこういうことが起こつてゐるのか。みんな想像の上に、実態を調査しないで、想像の上に論じてゐるんですよ。十三人について、その人たちが個別に聞けと言つていないです。歳入をした人に聞けばわかるじゃないですか。担当者はいらっしゃいます。その上に課長もいて、所長もいますよ。自分の所だけそういう人が多かつたら、その所の業務の内容なんですよ。そこまでやらないと年金の信頼なんて回復できないんですよ。いつも表ばかりいいことを言つて、現場を正さない、年金問題はいつまでも解決しませんよ。どうですか。

○大塚副大臣 先生の御趣旨がわかりました。その個人に当たれということではなくて、事務処理をした旧社保の方のその担当者に対して、どういふ経緯でこうなつたのかを調べるということであれば、それはごもっともな御指摘だと思ひますので、早速調べてみたいと思ひます。

○阿部委員 もう、つ、いろいろな事務所ごとにやつてみて下さい。絶対真意が出ると思ひます。

そして、そういう歳入行政で勝手なことをやつて不平等をつくつちやいけないんですよ。まず、実態を調査することです。これも重ねて、うなづいていただきたかったので、お預けを申し上げま

す。

さて、きょう、報道でも既に出されてゐますが、ではこれからどうすればいいのか。もちろん、今後のことを話さないで、ただ百任だけを追究していつて国会の役割は果たせないと思ひますから、今後については、きょう、テレビでこつていられたけれども、私も提案として三つあります。

過去の年金の未納を認められる体制、それは十年と言わず、さつきの高橋さんがおつしやつた年

期間でも構いません。納められることを可能にする。

そして、もし納められない期間は空期間、加入はしているけれども保険料納付はなく、保険料のその二十五年には算定されるが給付には反映されない。一番公平だと思えます。

プラス、もしもその間非常に低所得であったというような証明ができる方は、これは低所得の方には免除というのがありますから、免除期間として、すなわち国から入っている三分の一分の給付は入れてさしあげる。

世に心配されている低年金、無年金問題も含めて、以上三つ、さかのぼって払える、そして、払っていないところは空期間扱いをする、低所得者については三分の一分の免除期間として扱う。どうお考えですか。

○細川国務大臣 今、阿部委員が御提案いただきました内容については、それは私どもの方でもそういう方針で検討をする、こういうことにはいたしております。

今の御提案は、被保険者ということでの御提案でございますね。はい。では、そういうことでございませう。

低所得者だった場合のことも、それも念頭に入れて検討させていただきたいと思っております。

○阿部委員 あともう一つは、やはり三号から一号への切りかえは、これはもう権能を持ってやるしかないと思えます。

ここに於いても、平成十七年からは大分変わっておりますが、実は、日々、今もです、これは社会保険事務所の窓口においてみていただきたい、あるいは自治体の窓口、さつき申しましたように、国民健康保険の方は皆さん切りかえるけれども、年金の方は三人に一人だ、こういうのは現場の人に聞いて声を集めればわかりますから。そうであれば、これは制度上これからは発生してしまうので、これは権能を持って切りかえるということも御検討いただきたいですが、大塚副大臣、どうぞ。

○大塚副大臣 それは重要な御指摘なんです。私も経験者だからわかるんですけど、私も銀行を退職したときに、健康保険を切りかえなきゃいけない。そうすると、市町村の健康保険課に行きますね。行くと、市町村によっては、国民年金も切りかえてくださいとねとてあの手続をサジェストしてくるところもあれば、そうじゃないところもあって、そうじゃないところでは、制度を知らない人は気がつかないんです。

だから、そういう市町村窓口の協力も得ないと、そういうことを知り得なかったり、あるいは情報がない日本年金機構に上がってこないということもあり得るので、その対応についてはこれからしっかりとえたいと思えます。

○阿部委員 いずれにしても、そういうことを国会で議論していただきたいです。テレビで言うんじゃなくて、もう原則ですから。

大臣、いいですか。果中審議も含めて、まあ、大臣が決めるわけではないですが、やはりそこをきちんとされてこそ大臣の責任なんだと思えます。

これは、さつき言った、長官大臣と細川大臣の主張が百八十度、結果的には違っていたんです。でも、是正することはできるし、それは法改正が必要だという点でやることです。

を以て長にはお願いいたしますが、長官大臣の参考人としての御出席と、そして、法改正に向けた前向きな議論ができるよう、ぜひ今後の運営をお取り計らいください。

○牧委員長 理事会において協議したいと思えます。

○阿部委員 続いて、予防接種問題についてお伺いをいたします。

実は、きのうは、年金記録回復委員会と同時に、先般五例報告されておりますレバー並びにブレバー並びに三種混合あるいはBCGなどの混合接種による死亡五例を確証する委員会も開かれてございまして、お手元の二枚目の資料をこらんだいただきます。

と、ここに、これまで挙げられた五例が、要になつております。

去年の補正予算で補正がつけられて、そして、ことしに入つて、各自自治体、自治体も半分負担でも国も半分負担ということで、破格に日一、ブレバー等々の予防接種はふえておるわけですが、始めた途端に相次ぐ死亡例の報告で、今、お母さんたちは不安だし、現場は混乱という中でございまして。

さて、この表を見ていただきますと、一、二、四という小案は、実は、接種日と報告日の間には、接種して亡くなられて報告されるまで、三日しかありません。ところが、確例の三並びに五は、接種を受けてから、今回このことが大変話題になつてから初めて事例として上がつてまいりました。

これは、今、推定、予防接種でいろいろ助めておられますから、お医者さんからダイレクトエントリーでダイレクトに予防接種の、因果関係は別に、情報が上がるとシステムはあると思うんですが、実は、この二例は、親御さんは、体何が起こったんだろうと思つていたんです。だけれども、お医者様の側に、予防接種した人とお亡くなりになった赤ちゃんを診た人が違つたり、あるいは直に結びつけられなかった、わからなかった、もちろん因果はわからないのですけれども、そういう状況があります。

今後、予防接種も早い再開が望まれますが、親御さんが不安に思つたり死亡事例が出たりしたときに、厚生労働省の窓口、親御さんからも事例報告を上げられるような仕組みもあわせて検討されるべきと思えますが、いかがですか。これは、一刻も早いアラームが次の行動を決めますので、御答弁をお願いします。

○大塚副大臣 先生の問題意識はよくわかりまして。今、医療機関からしか報告を受ける体制になつておりませんので、今後どのようにするか、しっかり考えさせていただきたいと思えます。

○阿部委員 再開時にはぜひそうしていただきたい。今、慶応大学でそういうダイレクトで受けるというのをモデルケースでやっておられます。

とにかく、予防接種は、健康なというか、そのときは元気な子に打つて、結果は死亡。因果はわからなくても、そうなつてしまった場合には、非常に混乱と不安と、そして親御さんはもう負い切れない不幸を負つていくわけです。

次のページをおめくりください。

ここには、今話題になつておりますブレバーとか日一以外に、三種混合、今、組み合わせた相手の三種混合の方です、百日ぜき、破傷風、ジフテリア。もうずつと使われてきて、非常に安全性が高いと言われていたんですが、それでも、実は、毎年百三つと一、例、平成六年から二十二年まで八例の死亡事例の報告がございまして。ただし、これは、二十三年はもう既に三種混合と一緒にしたのが三例死亡事例になつておりますので、さらに非常に頻度は高いのです。

この八例のうち、これは副反応かもしれないと報告されたものです。では、副作用の報告が救済によつて救済された数はどれくらいかというと、約半分でありませう。四例、一対一にどれが救済されたというところは、これは原局もおわかりじゃないということでしたが、他の救済機構でやつておる故とこちらを並べますと、半分なんです。

今度のケースを考えますと、今、きのうも委員会がありましたが、確かに因果関係は肯定も否定もできないといった場合に、厚生労働省として積極的に救済に動くのか。因果関係というものは本当に難しいんです。確定に開いて接種したりすれば別ですけれども、疑わしき救済するか。それとも、この八例のうち四例しか救済されてないというところは、これは国民が知つたら、予防接種をやつて、救済制度はあるけれども実際は半分なんだと思つたときには、またすぐ不安とそして混乱が広がります。本当に難しいと思えますが、ぜひ、疑わしい、否定できないというも

後で第三号の關係、少し集中的にやりたいので、まとめて質問させていただきますけれども、今の産業保健のあり方は、都道府県における産業保健推進センター、そして地域産業保健センター、この二つの組織によって行われておりまして、その具体的な業務は、その後ろにつけていただいております。

この表を見ても、やや重複があるんじゃないかと、何でも一つあるのかと、悩まわれるところがあると思います。

そういう指摘もあって、今回、図の左側の、都道府県の産業保健推進センターについて、今各県ごとにあるわけですが、六県、これを廃止する、そして他に統合していく、こういうことが進められているのでありますけれども、これから、いわゆるメンタルヘルスの点についても、県政府は熱心に進めていく。やはり県単位で物事を進めていく方が、私は筋にかなっているのではないかと。特に、この産業保健推進センターの意思決定する機能そのものが、その県からなくなってしまうということになれば、一結になつて施策を進めていくということに大変支障があると私は思うんです。

今のように、産業保健推進センターを廃止して、どこかに統合していくというやり方ではなくて、例えば、今ある地域産業保健センターの方へ、これは都道府県の医師会等に委託をされていく、これは都道府県の医師会等に委託をされていく、県の中で基本的に産業保健が推進できる、こういう仕組みを考えていくべきじゃないかと思っておりますけれども、厚労省の見解を教えてください。

○小林大臣政務官 地域や企業でのメンタルヘルス対策、あるいは過重労働による健康障害への対応はますます重要になる、このように認識をしております。

今月末に産業保健推進センターを廃止する、六県廃止をするというのを決めました。ただ、地元医師会との協力連携体制を確保しながら、引き

続き、産業保健等に対する専門研修などは実施をしていきたい。事業の運営に当たっては、これまでと同様に、地元医師会、労使団体などの代表から成る地域連携協議会を開催し、運営方針を決定していく。また、産業保健推進センターを六県で廃止しますけれども、地元医師会との連絡調整を行う駐在員や相談、研修等を行う専門的な相談員を、六県の連絡事務所に配置いたします。

このような取り組みにより、地元医師会との連携を密にしながら、産業保健活動が後退することのないよう進めてまいりたいと思っております。

○加藤(勝)委員 この間の分科会でも、やや踏み込んでの答弁がもしもせんが、ほぼ同様なお話をいただきました。

ただ、医師会の皆さん方あるいは産業医の方々から聞くと、そういう形で、今六県ですけれども、最終的に三分の一以下にするということになれば、もうブロック単位みたいなものなんですね。それではやはりきちんとした産業保健は推進できないよ、こういう声が出てくるわけであります。

私は、今のこのままのやり方でいいということをお願いするつもりはありませんが、しかし、やはり県の中でいろいろなことができるようにしていく。むしろその方が地方分権にもなっていくわけでありまして、今の形にこだわらずに、もう少し産業保健、特にメンタルヘルスも含めてやっていくとする、それにのつとめて対応していただきたい。

今の議論では、あくまでも産業保健推進センターをどうするかという、ややそこから抜け出ないという風に私は思えるので、そうではなくて、もっと広く、産業保健の進め方としてどういう形があるべきなのか、やはりそういう観点に立つてもう一回議論をしていただいて、特に地域の皆さん方、特に産業医の皆さん方、そういったところと連携をとって検討していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○小林大臣政務官 大事なことは、地域の医療機関

係、こういうことが後退をしてはならない、このように思っておりますから、まずそこが基本だと考えます。

今先生御指摘のメンタルヘルス対策、これは本当に重要だと思っております。現在、四十七都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置して、専門家に係る相談対応や事業場への訪問指導などを行っております。

この事業は、平成二十三年度は十二億七千万円、これは、現在、平成二十二年に比べて、七億八千万円増額をさせておりますけれども、十二億七千万円にして、事業を拡充して実施していく、このように考えております。

これからは、医師会、労使、学識経験者等の関係者の御参加をいただいて検討していくことにしたいと思っております。特に、産業保健推進センターが集約された県の医師会等関係者の御意見も十分踏まえて今後検討してまいりたいと思っております。

○加藤(勝)委員 後退させてはならないんじゃないんです。進めていかねければならない。前向きに考えていただく中で、本当にこれがいいのかどうか。もう一度、やはり地元の意見、あるいは今回やってみたときに、本当に駐在員だけで対応できるのかどうか、しっかりと検証しながらやっていただかないと、進めていくことにならない。このことを御指摘させていただいて、次に入らせていただきたいと思っております。

きょうの新聞を見ておられますと、先ほどから各県の皆さんからもこの主婦の年金減額問題、いわゆる連用三号の問題がいろいろ議論されておりますが、きょう、その中で、何か処分が行われた、こういうふうに出てくるんですが、処分の概要を御説明いただけますか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。今回処分を行いましたその内容でございますけれども、細川厚生労働大臣につきましては、大臣給与の全額を自主返納ということで、これは執行時から今後一月にわたったものです。岡本大臣政務官につきましては、同じく政務官給与の全額

を就任時から今後二月分までということでございます。

あわせて、阿部昭事務次官、これは処分内容として訓告ということになっておりまして、自主返納として給与月額の一〇％、二月分ということでございます。あと、担当でありました築地年金局長、石井年金管理審議官、藤原年金局長、企画課長、橋本年金局事業管理課長につきましては、懲戒処分ということでございまして、減給、給与の十分の一を二月間減給する、こういう中身になってございます。

○加藤(勝)委員 処分とおっしゃったけれども、大臣と政務官、そして事務官の皆さん方とは違いますよね。要するに、事務官以下の方々は国家公務員法に基づいて処分、大臣、政務官は何に基づいて処分なんですか。

○蒲原政府参考人 この件は、おっしゃる通りに、一般職の国家公務員につきましては国家公務員法の適用がございまして、懲戒処分その他の一定の処分が行われるということでございます。

先生御指摘のとおり、事務官に対しては主として国家公務員法の処分ということになってございまして、一方、細川大臣及び岡本政務官につきましては、この部分は、国家公務員法上の処分ということではございせんけれども、今回の問題を踏まえて自主的に返納する、こういう措置をとっているということでございます。

○加藤(勝)委員 だから、処分ではないんですね。自主的に、反省して自主的に。根本的にまずそこをどうということをはっきりさせていたいただきたいと思っております。処分ではない、自主的な対応であるということでありまして。

それでは、まず大臣にお伺いしますが、何で自主的に返納されたんですか。何が理由なんですか。

○細川国務大臣 この連用三号問題につきまして、私が就任して、こういう問題について知らなかった、こういうことであるという大きな混乱も生じさせたということ、そういう意味では、私が

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>すっかり管理監督ができていなかった、こういうことでみずからを律したところでございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 そうすると、今一つおっしゃったんですが、原因は混乱したことで、それとも知らなかったことですか。結果的には一筋のなかでも知らなかった結果として混乱をした、その混乱が問題だ、こういうふうにと認識されているんですか。</p> <p>○細川国務大臣 私としては、これは全体の責任者でございます。したがって、両方でございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 それでは、今度、事務方の皆さん方が処分されているんですが、これは何法に基づいて、何法のどの条文に基づいて処分ですか。</p> <p>○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>榮畑年金局長以下、石井審議官、藤原課長、橋本課長につきましては、国家公務員法上の規定に基づいてきつと処分したということでございます。(加藤(勝)委員 何条何号と呼ぶ)</p> <p>失礼いたしました。国家公務員法上の八十二条でございます。懲戒の規定でございます。この規定の中で、一号、二号、三号それぞれございますけれども、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」、これに該当するということと判断いたしました。その上で、今回の問題がかなり国民の年金行政に対するいろいろな信頼を失墜させたといったこともかんがみまして処分をしたということでございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 今の八十二条の第一号には、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」、こういうふうに出てあります。今の御説明のように、この「又は以降の職務を怠った場合」、これに該当する、こういうことなんです。が、コメントを流しますと、この職務を怠った場合に該当するというのは、国家公務員法百一条第一項に職務専念義務というのがありまして、それに違反している、こういうことになると思うんですけれども。</p> | <p>そうすると、本件について、一体どの行為が、特に見ておきますと、処分の中で三番目に重たいこの減給、ごめんなき、懲戒処分ですか。免職、停職、減給、戒告、こういうふうに出てありまして、今のは減給が三番目、そして戒告は四番目ということになります。局長以下懲戒処分、特に、人事異動なかもしれないが、年金局の事業管理課長、吏吏をされているわけでありまして、これを更迭と云うのかわかりませんが、そうすると、大体処分の一、二番目という人が現任責任者ということに当然なと思うんですが、この場合は、年金局の事業管理課長、この行為が不適切で、そこから上の方が監督責任を問われた、こういうことですか。</p> <p>○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今回の処分に当たりましての事実行為でございますけれども、理由となる行為につきましては、今同の通知に当たりまして、大臣に十分に説明していただけたというところを含めて、大臣に対する十分な説明ができていなかったといったことが、理由となる行為ということになります。</p> <p>これについては、実際に年金局の中で、局長、審議官、両課長、それぞれ本来、上司たる大臣に十分説明すべきだということでありまして、その意味でいうと、一課長のみが行ったのではなく、その意味では局長、審議官、両課長がそうした行為者といったことで処分をしたということでございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 今の中で、基本は大臣への説明が十分ではなかった。もつと云えば、大臣に決裁を仰がずに課長通知を出した、こういうことだと思ふんですが、課長通知を出す場合には大臣決裁が必要ですか。</p> <p>○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>決裁そのものにつきましては、これは課長までというところでございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 そうしますと、もう一つお聞きしたい。これは大臣にお聞きした方がいいと思ふんですが、今回の処分にあたって、この一連の</p> | <p>いつ、だが、どこで決めた、こういうところが非常に重要になりますね。長官大臣にお聞きになりましたか。</p> <p>○細川国務大臣 これは、長官大臣のお考えは聞いております。</p> <p>○加藤(勝)委員 いや、考えではなくて、では、ちよつと先に進めますけれども、要するに、三月の段階で、前大臣のときに、課長通知でいくというのを省内で決めていたとするならば、それに従って課長通知を出した課長のどこに問題があるんですか。</p> <p>○蒲原政府参考人 三月の段階で、委員御指摘のとおり、大臣まで上げていたということでございます。</p> <p>一方で、この問題については、課長通知という通知そのものは確かに出ていなくて、まさに出たのがその後、今の体制になってからということでございますので、そもそも、上げてはいませんでしたけれども、課長通知を出すということ自体について、新しい体制になってからということが一点と、もう一点は、やはり今回、それぞれ、大臣交代に伴っていろいろな案件があると思ふますけれども、やはりその中で大事な事項と申しますか、上げるべき事項を上げていなかったといったことは、今のところ、十二月の段階での問題だったというふうに出ているところでございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 大臣に上げるべき事項というのは、先般坂口委員が質問されましたけれども、大臣が引き継ぎ事項で残すような話なんです。そのことを一々課長の責任にされたら、どうやって仕事するんですか。違いますか。</p> <p>それから、課長通知は新体制、そうですね。しかし、運用でやるということは、基本的に課長通知あるいは少なくとも局長通知、どちらかでやるというところでしよう。だから、それを決めていたとするならば、それに従って、職務に従ってやって、何で処分されるんですか。</p> <p>そうすると、問題は、私が最初に大臣にお聞きしたのは、課長通知で、あるいは運用でやるという</p> | <p>うことを、いつ、どの段階で、それが決めたかというところが、本論の一番大事なところなんです。そこを長官大臣にきちっと聞きましたかと聞いたんです。</p> <p>○細川国務大臣 三月段階では、これは、いつ通知を出すかということについては決めておりません。したがって、三月段階では、この運用三号通知の内容について大伴を決めまして、そして準備を進めていた。したがって、準備が整った段階の十一月十五日に発出をする、こういうことでやっていたわけでございます。</p> <p>○加藤(勝)委員 いや、そうじゃないんです、大臣。運用でやるということを決めれば、そこから先は事務的に処理をされていく。そして、少なくともそれが、これまでのやりとりからすれば、課長通知であれば課長通知で決裁を出していく、これは指示に従って適切にやった、こういうことなんです。</p> <p>だから、私が問いたいののは、三月の段階で、大臣室において、大臣との間でどこまで何が決まっていたかということだと思ふんです。役所としてもうこれは運用でやるという方針を前大臣が決めておられたならば、あとは事務的な手続に従って、それが九月になるのか十二月になるのか、これはタイミングの問題だけです。十一月になったことを問われるのならば、それとして、うでなければ何の問題もない、だから聞いているんです。三月の段階で、大臣室でどういう議論があったかということを、事細かく、基本的な部分を長官大臣に確認されましたか。</p> <p>○細川国務大臣 そういう個々具体的に細かいことをどういうふうに進めたかということについては、直接には聞いておりません。</p> <p>○加藤(勝)委員 いや、大臣、処分というのは大きいんですよ、役人にとって。二十年、三十年まじめに勤められた方が懲戒処分とか更迭とか、履歴書に残っちゃうんですよ。それを、原点をきちんとして確認せずに処分するなんて、そんなむちゃくちゃなことがあるわけじゃないですか。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

運用三号を運用三号という人がいますけれども、本件は八十二号、号なんです。これは運用三号になっちゃうんです、こんなことをしたら。まさに、またそういう裁量権の運用をされるんですか。間違っていますよ。もう、回処分を速断してください。

○細川国務大臣 この運用三号をいつから実施するかという点については、これは国民の皆さんにとっても大変大事な問題でございます。まさに権利の問題でありますから、これは当然重要な内容の問題でありますから、その通知をするときに、内容も含めて私のところにつきかりと説明があつてしかるべきだった、こういうふうにとらえております。

○加藤(勝)委員 昨日お伺いしたら、岡本政務官は御存じだったということでしたね。だから、政務三役の中には上がつていらっしゃるんですよ。そこを大臣にするかどうかは、それは政務官が判断すればいい。だって、そうでしょう。そういう仕組みになつていないんじゃないんですか。

しかも、発出するタイミングと云うけれども、流れは決めているんですよ。三月に、そして、それに従つて仕事をしていた。そして、上げるときの通知に関しては、厚生労働省の内部規定上、課長決裁でいい。一体これのどこが問題なのか。

一番の問題は、三月のときに決めたということだけでしょ。そこから先は、きちんとそれに従つて職務をやっているじゃないですか。何でそういう人たちを処分するのか。こんなことをやったら、まともにだれも仕事しませんよ。大臣がかわつたら全部もう一回決裁をやり直すんですか。そんなばかんなことあるわけじゃないんですか。この処分を速断してください。厚生労働省の職員は、だれも働かなくなりますよ、こんなことをやっていたら。

○細川国務大臣 先ほども申し上げましたように、重ねての答弁になりますけれども、大変重要な年金の問題でございます。しかも、被保険者、さらには受給権者、この人たちがどうなっていく

かという大変大きな問題でありますから、私としては、当然そのときに、通知を出すときに、私のところにつきかり、その内容等についても当然私に上げてくるべきだ、私に説明をすべきだった、そう判断をしたからでございます。

○加藤(勝)委員 いや、だから、政務官は御存じだったと言っているんですよ。だって、政務官を処分しなきゃいけないじゃないですか。もっとも、私に説明が要するんじゃないんですか。もっとも、私が申し上げているのは、判断は合っているというのを申し上げているんじゃない。しかし、役所という仕事は、まさに三役がお決めになつた、決めた以上それを守つてやる、それが皆さんが言われる政治主導でしょう。それをしっかりとやっている。間違つたのは政治主導の判断の部分なんです。執行過程じゃないんですから、だから、その責任をしっかりとしないと、本当に役所が動かなくなりますよ。こんなことで、こういう形で処分されていることが続けば、だれが一生懸命仕事をしますか。仕事しない方が多いというところになつちゃうじゃないですか。まさにそういう問題を内包している以上、大臣、もう、同これは考え直してくださいよ。本当に厚生労働省がおかしくなりますよ。

○細川国務大臣 先ほども申し上げましたように、この運用三号、この通知の内容というものは、大変国民にとって大事な問題でございます。そのことを私のところに、通知をするときに報告があつてしかるべきでございました。そういう報告があつてこそ、我々もいろいろな判断ができる。私も判断できるわけでございますから、そういうことで、報告がなかったというのを私の方で処分をしたわけでございます。

○加藤(勝)委員 よく皆さん方は政務三役、政務三役と云っていますが、違うんですね。大臣に報告がなければだめなんです。皆さんはいつも、政務三役でお決になるとおっしゃる。違うんですか。だから、本件は政務三役には上がつてい

すよ、きのう確認したように、少なくとも先出する段階では、だから、休何が問題なんですか。では、それは政務三役の中の問題じゃないですか。何でそれを下のレベルまで落とすんですか。何で一般の、次官以下の問題にするんですか。大臣、いかがですか。政務三役の問題じゃないんですか。

○岡本大臣政務官 名前が出ましたので。さうのお話ししましたように、私は、この課長通知が発出される前に相談は受けました。したがつて、そのときの相談でも、私が決裁するものではないというふうな話もそのとき聞いています。したがつて、そういうふうな話をするというところについて承知をしていたのは事実であります。政務三役の中で最終的に決裁をするとか決めるというのは、当然私が決めるものだという認識ではないというのには御理解をいただきたいと思います。

そういう意味では、それぞれのいろいろな問題がありまして、すべて大臣というのではないとは思いますが、しかし、そういうたいわゆる政務三役の中で分担をしつつも、重要な案件についてきつと大臣に相談をするという必要はあったのではないかと私は今感じています。

そういう意味では、こういう課題について、きつちりと私自身も大臣に私から言うことがなかったということをもつて、私自身もみずから給料を自主返納するというふうになっているところでありまして、そういう意味において、皆様方の御理解を今回の処分についても得たいというふうになつています。

○加藤(勝)委員 さつき申し上げましたけれども、確認いたしましたけれども、皆さんのおやりになつてい

は自主的な返納なんです。処分では全くないんです。処分と自主返納とは全くレベルが違う。そこをまず認識してお答えいただきたいと思

よ。問題ないじゃないですか。内部規定がそうなつてい

ただ、上げるべき問題かどうかということを得断する、それが問われているというのであれば、確かに課長もそうかもしれない。しかし、より以上に政治判断をしないといけない政務官、あなたの問題はもっと大きいと私も思います。そして、それであるならば、通常ならば、それは部下を処分しなきゃだめですよ、こういうときは、何に問題があるんですか。まさに政治主導というの

は、こういうときに政治責任をとるのが政治主導なんです。大臣、どうなんですか。

○細川国務大臣 私の方も、この問題については、先ほども申し上げたように、私の全体的な管理監督が十分というところでこういう問題が起こつたことについては、私も責任者としてそのことについては重々感じているところでございます。だから、私としては、みずからをみずからが処分をしたところでございます。

○加藤(勝)委員 だから、みずから大臣が、それはそうですよ。三月の段階の判断なんですよ。間違つたのは、だから、そういうのはあるかもしれない。しかし、大臣として承継されている、そういう立場でみずから責任を自づつたのなら、それでいいじゃないですか。何で職員まで処分するんですか。だから大臣、政務官が、御自身が自主返納という形しか、いろいろ処分はあると思

決めた、それはそれでよしとした上でも、何で職員まで道連れにするんですか。私はそこを言っているんです、大臣。

だから、もうそこはおれが全部責任を持つ、だからおれはこういう形でやっただと。だから、職員は処分は少なくとも凍結してくださいよ。そうじゃなきゃ本当に仕事しませんよ、こんなことしてたら、何が問題なんですか。

これは大きく方針が変わるんですからね。しかし、継承しているじゃないですか。ずっと同じ民主党の皆さんの政権じゃないですか。それとも、これから大臣がかわるたびに、民主党政権では、前大臣の請はそのまま継承しちやいかぬ。そういうやり方をとるんですか。動かないですよ、そんなことをやったら。

だから、ぜひ、本当に私は、こういうことをやったら厚生労働省がおかしな事になってしまふ、職員の皆さんがやる気をなくしてしまふ。大臣、本当にこれはゆゆしき事態ですよ。運用三号は、国民が保障、年金というものに対する信頼を失い、今回の雇用二号で厚生労働省の職員がやる気を失って、これでどうやってこれからこの国の社会保障をやっていくというんですか。凍結してください。

○細川国務大臣 重ねての御質問でございますから、この処分をしたことについては、私のところに必要な問題でありながら報告をしなかったというところでございます。

私のところに報告をすべき、それは事と次第によつて、全然私のところに報告をする必要もないもの、これはもちろんございませうけれども、しかし、非常にこの問題は大事な、大きな問題でありますから、それを、私が知らないところでその通知が行つて、実際にいつ始まるかということについては、これは私の方にその内容を当然報告すべきということ、私はそう思つて判断をしたわけでございます。

○加藤（勝）委員 だから、すべきかすべきでない判断を政務三役のどなたにも報告していなければとしかくとして、政務三役の中には上げていられるんですか、そのところはちよつと認識が違ふんじゃないかと。

大臣がもしこれを凍結するつもりがないのなら、大臣はさういう、まさに我々が見たら不法な対応を迫つた、さらにもう、つ罪を犯して行く、こういうことになるんですよ。それでも大臣はまだこれを凍結し、この処分を有効なるものに

するんですか。本当に厚生労働省の将来を考えると、我が国のこうした行政の推進を考えると、本当にこれを追認していかれるんですか。もう一回、最後に確認させていただきます。イエスかノーかだけで結構です。

○細川国務大臣 私としては、再三お答えしておりますように、大変大きな、重要な、国民の皆さんにとつて大きな権利問題でございます。そういう大きな問題について、大臣が全然知らない間に行使されたということについては、これは私はいけないことだといふふうに思つております。

こういうときこそ、担当課長、局長、そして参事官が私の方に報告をしていただいて、それで行政というものは最高の責任者の大臣のもとでスムーズに進んでいくだろう、こういうふうな思つてお聞きをいたしますけれども、この処分にについては、そういう私の考えでしたところでございます。

○加藤（勝）委員 もう時間が参りましたからこれ以上同じことを申し上げませんが、大臣、本当にこれはよく考えていただきたい。そして、皆さんが政治主導ということで新しい政治をやる、その心意気、これが全く潰散消滅していく。要するに、責任はとらずに、やりたいことだけやって、あとは役人に任せる、これが皆さんの政治主導だ、このことが明々白々になった、そのことを指摘させていた、だきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○牧委員長 次に、内閣提出、平成二十二年における子ども手当の支給等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。細川厚生労働大臣。

平成二十三年における子ども手当の支給等に関する法律案

（本件末尾に掲載）

○細川国務大臣 ただいま議題となりました平成二十三年における子ども手当の支給等に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

子育てに係る経済的支援につきましては、昭和四十七年の児童手当制度の発足以来、これまで順次拡充が行われてきたところでありますが、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給は、平成二十二年分限りとなつております。

このため、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、子供を養育している方に対し、平成二十三年分の子ども手当を支給するとともに、市町村または都道府県に対し、子ども手当の支給と相まって、子供の健やかな育ちの支援に資する新たな交付金を交付することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。

子ども手当は、中学校修了前の子供を保護し、かつ、これと生計を同じくするその父もしくは母、未成年後見人または父母等が指定する者等に支給することとしております。

なお、父母等が別居している場合は、子供と同居している者に子ども手当を支給することとしております。

さらに、子供が入所している児童福祉施設等の設置者等に子ども手当を支給することにより、児童福祉施設等に入所している子供等に対する支援を行うこととしております。

また、子供についても同内居住要件を設けることとしております。

子ども手当の額は、一月につき、二歳に満たない子供の毎に二万円を乗じた額と、三歳以上の子供の毎に一萬三千円を乗じた額とを合算した額と

しております。

第二に、子ども手当の費用についてであります。

子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、地方自治体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。

なお、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については、全額所屬庁が負担することとしております。

第三に、交付金の交付についてであります。

子ども手当の支給と相まって、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、市町村または都道府県に対し交付金を交付することとしております。

第四に、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等についてであります。

受給資格者の申し出により、子ども手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払いに充てることができることとし、また、保育料については、市町村長が子ども手当の支払いをする際に徴収することができることとしております。

このほか、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給者の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができるとしてあります。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○牧委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○牧委員長 この際、参事人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査中、参事人の出席を求め、意見を聴取する必要があります場合には、その出席を求め

○磯崎陽輔君 ちゃんと答弁してね、大臣。六時  
間全部支障があるんですか、じゃ。

○国務大臣(大島章宏君) 今回の事案だけで申し  
上げますと、確かにユーチューブというもので流  
れた映像というものがございまして。そして、それ  
からずっと映像を撮り続けたものもございまして。  
それをどう判断するかであります。それを委員  
会の中で、まず理事会の中で決めていただいて、  
それを政府として受け止めて、理事の皆様方にも  
いろいろと御意見賜らなければなりません。最終  
的にはそのときの政協の判断が必要だと思いま  
す。

○磯崎陽輔君 そのときの政協って、今の政協  
変わるんですか、今から。もう辞めると言ってお  
るんですか、今の政協。そのときの政協について  
の政協。今聞いているんです、私は。そうでしょ  
う。

だから、私の言っているのは、理事会は今から、  
支障があると政府が言っているから本当に支障が  
あるのかどうかを見させていたでいて、そこは  
我々も政府の意見聞きます。こんなものが外に出  
ちゃ困ると言んだつたら、でも、そうじゃなかつ  
たら出してもいいんですか。じゃ、それを、その  
部分を除いて委員会で議決をすれば出していい  
ということですか。

○国務大臣(大島章宏君) お答えを申し上げま  
す。

私も海上保安庁を管轄する大臣でございまし  
て、海上保安庁としての基本的な考え方は重ねて  
申し上げてまいりましたが、政府としてこれをど  
う判断するかというところに踏み込んで私が答  
えするというのもあれでありますから、今回の問  
題、課題については、よく政府の方と判断して改  
めて御回答を申し上げたいと思います。

○磯崎陽輔君 いや、びつくりしましたね。日本  
国の大臣が、私が答弁できない、それであんな国  
土交通大臣傍りますか。何を言っているんだ、  
そんないいかげんな答弁を。だから、全部六時間  
支障があるかと聞いているんですよ。役人に聞か

ないと答弁できぬと、そんなばかな大臣がありま  
すか。もう一回答弁しなさい。

○国務大臣(大島章宏君) お答えを申し上げま  
す。  
この問題については、先ほどから申し上げてま  
いりましたが、予算委員会でも、つの方針というも  
のを決めていただきました。できるだけ私も内  
閣と相談して決めたいと思いますが、いずれにし  
ても、その支障があるのかどうか、これについて  
は最終的には内閣が判断すべきと思いますが、よ  
く今回の御指摘というものを踏まえて対処してま  
いりたいと思います。

○磯崎陽輔君 また民主党の人にはなかなか立法  
と行政の関係が分かっていないんだけれど、基  
本的には国政調査権あるんですよ。国政調査権で  
どうしても国益にかなわぬときは政府が説明を出  
さなきゃこれ拒否できないって知っていますね、  
それは。そういう話をあなた今しているんですか  
らね。

いや、だから私、理解していないとわかっていな  
いんですよ。海上保安庁が全部やつたら逮捕の仕  
方や追いかける方が分かっていっているけれど、  
開いたら、ほとんどのビデオはほとんどとんと後  
ろから追いかけているだけだと言っているんですよ。  
ほとんどの部分は、だから、そんなの見ても確かに  
仕方ないんだけれど、ここは国民に出せまうと  
いう部分がかなりあるでしょう。だから、そうい  
うときには、まあ今、どこ出せと、言っているわけ  
じゃないから、もうちょっと前向きに、委員会  
で決めていただければ出すと言え、この質問終わ  
るんですよ。

○国務大臣(大島章宏君) お答え申し上げます。  
今御指摘を賜りましたけれども……(免)する  
許あり  
○委員長(前田武志君) お静かに願います。答  
弁が聞こえませんか。お静かに。

○国務大臣(大島章宏君) 御指摘を賜りました  
が、委員の御指摘のように、委員会の中で様々な  
御議論をいただいて一つの方針というものを出し

ていただきましたら、それにできるだけお答えを  
していきたいと思っております。

○磯崎陽輔君 やつという答弁いただきました  
よ。そうですね。もう一回言うけど、我々はもう  
全部出さなきゃしからぬと、言っているわけじゃ  
ない、大臣。支障があるんだつたら、それは理事  
会で全部見せていただくこと。そこで議論をして、  
まあまあこんなところは出してもいいんじゃない  
かというところは、国民の疑念を取り除いて、あ  
るいは国益のために出したらいじゃないかと  
いうリーゾナブルなお願いをしておるんです。  
今の答弁を承りましたけれど、是非これ前向き  
に検討してください。もう一回答弁してください。  
○国務大臣(大島章宏君) お答えを申し上げま  
す。

確かに委員から御指摘のように、冒頭に申し上げ  
ましたように、海上保安庁の職員が寒い日も嵐  
の日も様々な危険な状況の中で活動していること  
は事実であります。したがって、そういう活  
動の状況の一部を支障のない範囲で国民の皆さん  
にお知らせすることは大変大事だと思います。  
そういう意味からすると、そういう海上保安庁  
の職員の活動の一端というものを国民の皆さんに  
お知らせするというのは大事だと思えます。

○磯崎陽輔君 だんだんいい答弁をいただくよう  
になりましたけれども、そうですね、こつちも無  
理言っているんじゃないやありませんからね、与野党  
ちゃんと議論しましょう。別に無理なこと言っ  
たりはあります。出すべきものは、出せるもの  
は出してくだされと、そういうお願いをしてお  
るんです。最後二回にわたっていい答弁をいただき  
したので、この件は終わりたいと思います。

次に、厚生労働大臣の第三号被保険者連用経済  
問題に入っていきたいと思っておりますが、まず総務省  
からどういう指摘を受けましたか。

○国務大臣(細川律夫君) 総務省の方からは、総  
務大臣から私の方に、口頭ではございまして、  
も、この連用三号については廃止をすべきだと、  
そしてこの連用三号問題、これについては法的な

解決策をしつかりやるべきだと、こういうような  
御指摘をいただきました。

○磯崎陽輔君 今、だから廃止をすべきだとい  
うに言っていたいたのは、なぜ廃止すべきだ  
と、言ったのか。理由は総務省はどう言っています  
か。  
○国務大臣(細川律夫君) これは、まず、真面目  
にきつと一歩被保険者として訂正をしてそして  
保険料も払ってきた人、それと比較して不公平で  
あるというのが一番の理由でございまして。  
○磯崎陽輔君 新聞報道によりますと、総務省の  
年金業務監視委員会は国民年金法に違反する疑い  
があるというのを一番先に挙げておると思うん  
ですが、それは違いますか。

○国務大臣(細川律夫君) 年金業務監視委員会か  
ら総務大臣への意見につきましては、これは、連  
用三号はその内容が国民年金法に違反する疑いが  
ある上、年金受給者間に著しい不公平をもたらす  
と考えられることから廃止をすべきであると、こ  
ういうことで、法律の疑いがあると、こういうこ  
とでございまして。

○磯崎陽輔君 法律の疑いがあるというのは意味  
よく分からぬですけど、今の指摘、大臣はどう思  
いますか。今の指摘について大臣はどう思いま  
すか。  
○国務大臣(細川律夫君) このような指摘を受け  
たということは、これは大変残念に思っておりま  
す。

○磯崎陽輔君 いえいえ、そういうことを聞いて  
おるんじゃないやなくて、違法の疑いと言われたん  
でしょう。違法だと大臣も思いますかと聞いている  
んですよ。

○国務大臣(細川律夫君) 連用三号通知につ  
きましては、これは社民党の阿部先生の方から質問主  
意が内閣の方に出来まして、内閣の方からこ  
の通知につきましては違法ではないということ  
で答弁をさせていただいております。  
○磯崎陽輔君 違法ではないという認識ですか。  
総務大臣、これでいいですか。

○国務大臣(片山善博君) 恐らく、違法の疑いがあるということを一方で年金業務監視委員会が申し上げたわけですが、一方で、逆の方からアプローチをしますと、完全に合法とか違法の疑いが金くさいというわけではないけれども、そこまでは許されてしかるべきではないかという、そういう見解もあつたんだろうと思います。ですから、一極のグリーンゾーンといえますか、そういう領域にあるのではないかと私は思っております。

○磯崎陽輔君 総務大臣はほかのところで通告しておつたので余り責めませんけどね。何が違法で違法でないのかという問題でしょう。

これでお役人を処分しましたね。どんな処分しましたか。

○国務大臣(細川律夫君) 懲戒処分をいたしました。年金局長、そして参事官、そして通知をいたしました課長について懲戒処分、これは給料の十分の一を二か月分減給と、こういうことでございます。

○磯崎陽輔君 それはどういう理由で処分したんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 通知を出すときに私にきちっと報告を出さなかつたということで、それが処分の理由でございます。

○磯崎陽輔君 いえ、何か分らないんだけど、じゃ決裁を大臣まで上げておけば問題がなかつたということですか。

○国務大臣(細川律夫君) 少なくとも対象になつた、この懲戒処分の対象になつた人たちはこの処分はなかつたということでございます。(発言する者あり) いや、きちんと私の方に報告をしていただければ、この件についての懲戒処分はなかつたということでございます。

○磯崎陽輔君 いや、そんなことを聞いておるんじゃないんで、大臣に上げなかつたことが問題じゃないんですよ。今、総務省はちよつと沢の分からぬ答弁だつたけれど、要は違法の疑いがあると言つてきたわけでしょう。大臣が決裁したら

違法じゃなくなるの、そこを聞いていますよ。

○国務大臣(細川律夫君) その運用三号の取扱いにつきましても、これは違法ではないかと、法律的に違反しているのではないかとという質問主意書が内閣の方に出てまいりました。そこで、内閣では法制局とも相談をいたしまして、それが違法であるかどうか判断をさせていただいて、そこで違法ではないと、こういう御判断をいただいて答弁を出したわけでございます。

○磯崎陽輔君 じゃ、今後どうするんですか。この通達をいかにいふんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 昨日、この三号被保険者の不整合記録問題につきましても、これを法律的に抜本的に改革をしていくという方針案を昨日出したところでございます。その際、三号の通知については廃止をするという方針で出したわけでございます。

○磯崎陽輔君 いや、だから、総務省から違法の疑いがあるという連絡をもらったんですよ。連絡をもらつて、今まで通達をやつておつたものを今度は法律改正でやるといふんでしょ。

それは、課長通達は違法であるということを確認したんじゃないですか。何で、その主旨書まで送らなくていいですよ。そんなこと言わなくていいから。違法を認めたから方針を改めたんでしょ、じゃ、それ。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

私どものその三号通知、これについては、法律に違反をしているというふうには判断していません。ということ、これは内閣として御答弁をさせていただきます。

しかし、これまでこの国会の中でいろいろと御批判もいただいていたところでございます。また、年金業務監視委員会の方からは大変厳しい御意見もいただいた。そういう中で、三号通知の問題についてはこれは廃止をします、こういう決断をさせていただいたところでございます。

○磯崎陽輔君 これははっきりせにやならぬ大事な問題なんですよ。

いや、課長通達でどうやってまけられるんですか。私は不思議でたまらないけれども、課長通達、違法でないと言ふんだつたら、法律上どういう、第何条第何項の規定に基づいてこの課長通達を出せるのか、根拠を挙げてください。

○国務大臣(細川律夫君) これは、国民年金法の運用をいたしているのは厚生労働省でございます。したがつて、この運用に関するところでございまして、それを通知で出すということについてはこれは違法ではないと、こういうことでござい

○磯崎陽輔君 結局、根拠は挙げられないんです。法的根拠がないというのは違法ということですか。

財務大臣、税金をまけるときに、租税法の根拠なく勝手に大臣がまけられますか。

○国務大臣(野田佳彦君) 基本的に法律に基づいて対応するということだと思ひます。

○磯崎陽輔君 もう少し大議論するつもりないけれども、租税法定主義というのは憲法に決まつておるんですよ。だから、賦課するのはもちろん憲法にある。だから、まけるのは、これは利益処分だといふような意見もあるかもしれないけれども、今度は、そのときは法の下の平等に引つかかるんですよ。租税法定主義も憲法に引つかかるんですよ。下の平等も憲法に引つかかる。法

の下の平等も憲法に引つかかる。何か根拠があるかといつたら、何の根拠もないんですよ。何にも根拠がないことを違法といふんです。違いますか。

○国務大臣(細川律夫君) これまで、一号の被保険者、そこに実質移つたんですから、本来は三号被保険者というその記録を抹消して、そして一号被保険者として年金保険料を払つていただくと、こういうことが法律では決められているわけですが、けれども、それが届出をされていないというところ、その届出をしていないというところについていろいろと社会保障庁の手落ちもあつたりいたしまして、そこでこの、なぜそういう手落ちが

現場でいろいろと取扱いが違つていたんでないかといふようなこともございした。したがつて、そこできちつとしたこの記録問題の取扱いの整理をしなければいけないということ、この三号被保険者問題、そこを整理をさせていただくと、こういうことでその取扱いを決めまして、そして三月にそのことが決定をされました。その後準備を進めてまいりました。そして最後に、準備ができたのでいつから実施をするかということ、これを課長の通知で出したと、こういうことでございまして、その点については法制局の方から違法ではないと、こういう御判断をいただきました。

かといふようなこともございした。

したがつて、そこできちつとしたこの記録問題の取扱いの整理をしなければいけないということ、この三号被保険者問題、そこを整理をさせていただくと、こういうことでその取扱いを決めまして、そして三月にそのことが決定をされました。その後準備を進めてまいりました。そして最後に、準備ができたのでいつから実施をするかということ、これを課長の通知で出したと、こういうことでございまして、その点については法制局の方から違法ではないと、こういう御判断をいただきました。

したがつて、私どもとしては、法律的に違反ではないといふことでありますけれども、しかし、そのことが適切ではなかつたという御指摘をいろいろと受けたわけでございます。そこは、年金業務監視委員会、政府内のそういう監視機関といひますか、チェック機関、そのところからそういう指摘も受けましたので、私どもとしては、それで運用三号については廃止をします、こういう決定をさせていただいたところでございます。

○磯崎陽輔君 いやいや、そういう強制的な答弁したらむちゃくちゃですよ。日本は法治国家でありまして、何か運用できるような根拠があればいいけれども、さつき言つたように、税はないとはつきり財務大臣言つておるじゃないですか。当たり前ですよ。地方税でも国税でもちゃんと減免できると、ここは何か減免の規定があつてできる。

昨日の官房長官の答弁も何かよく分らないけれども、結局、前から運用でまけておつた事例がたくさんあるといたうわけでしょう。今、何かこの辺の人もそんなことを言つていたけれども。

じゃ、そういう運用で違法にまけておつた事例があつたから、今度も違法で、課長通達でいいという話にはならないでしょうが、そんなことは金くおかしきよ。今までやつていたから今度も更に恥の上塗りをするんだと、そんなばかな答弁はないですよ。

法的根拠がなければ違法なんですよ。行政とい

うのは国債の授権に基づいて、立法に基づいて行政を執行するのが皆さんの仕事なんだから。立法権がまけると、免除のための根拠を与えていないのにまければ違法ですよ、勝手にまければ、違ひますか。

○国務大臣(細川律夫君) 度々同じような回答になつて申し訳ないと思うんですけれども、法律的には違反ではないと。しかし、しかし適切ではないと、あるいは法的に、法的にこれを処理した方がいいと……(発言する者あり) いや、だから、だから変えなければならぬという、そういう御指摘を受けたわけなんです。法律的に手放を取つて、国会の皆さんにも御議論をいただいてこれやるべきだと、そういう御指摘もいただいたから、私どもとしては、そういう御指摘もなるほど、なるほどと思ひまして、そこで私どもとしてはこれはもう廃止をしますと、こう決定した、そういうことを是非御理解もいただきたい。

私も、これから法的なものをこの国会にもいずれ御提案をしてこれを議論していただく、と、こういうことを決めたわけでございまして、そこは是非、皆様方でそのとき御議論をいただければというふうに思つております。

○磯崎陽輔君 日本国の大臣が法律を守らなくてもいいという答弁をしている、本場に情けない。民主黨というのは憲法体制も無視するんですよ。これは憲法の問題ですよ、こんな問題は。

それは、あなただつて法律家なら良心のある答えが欲しい。課長通達なんかでまけちやいかぬから処分したんでしようが。相談してないだけだつたら処分せぬでいいじゃないですか、おかしいじゃないですか。もうそれは絶対認めませんよ。これも集中で随分また引き続き議論をさせていだきたいと思ひますけど、違法でないはずは絶対ありません。

総務省だつて、違法の、まあ疑いとは付いておるけど、違法の疑いまで言われたら違法という意味じゃないですか、ほとんど。武士の情けで疑いと付いておるだけなんですよ。政府内で不統

ですよ、そんなのは。もう法律を守らない内閣は一刻も早く辞めてください。

それで、あなたは一月下旬になつて初めて知つたと言つたけど、本当ですか。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、その十二月十四日、通知を出す前に私の方にしつかりそれを報告してその内容を聞いておればよかつたんですけれども、それがなくて、私は報告をそのときに受けておりませんでした。そこで、一月の下旬になりましたこの問題が大きい報道もされるようになりました。その大体ころでございまして、一月下旬であつた、そのときに知つたところでございまして。

○磯崎陽輔君 はつきり言ひますけど、一月二十五日に自民党の厚生労働・総務部会がありまして、私、総務部会の副部長ですので副議長をやつていました。そこで事務方に、誰と相談してこんな通知を出したのかと聞きましたら、政務三役からぬので、政務三役の中には細川大臣が入つてゐるのかと言つたら、当然入つてゐますという答えをいただきました。

だから、これ、役人は自民党の部会でちゃんと大臣に十二月に相談したと答弁しておるんですよ。これは全くでたための答弁を役人がやつたんですよ。

○国務大臣(細川律夫君) 本場のことを申し上げまして、私の方は報告は受けておりません。聞きましたら、政務官の方はそのときに報告を受けたというところでございまして。

○磯崎陽輔君 政務官は知つていたというのはこれは何事でもありません、まあしかし、大臣は知つていたと言つていましたよ。本場に知らないんですか。

さういふことで、まず私は、大臣就任以来、全の休給の返上でございまして、そして将来的には二か月間返上。政務官も同じように、就任以来の報酬を全て返上、そして将来、二か月間は返上と、こういうことでございまして。

○磯崎陽輔君 政務官と大臣の間、副大臣がおるんじゃないんですか。何で副大臣は処分されなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 担当の大塚副大臣は今年になってから就任をされました、したがつて大塚副大臣についてはそういうことはございませぬ。

○磯崎陽輔君 じゃ大臣、今から仮に私たち自民党が、大臣がこの課長通達に、出す前に閣下していただけたらという証書をきちんと受ければ大臣辞めていただけたらいい。

○国務大臣(細川律夫君) 私は、先ほど申し上げたとおりでございまして。

○磯崎陽輔君 意味は分らないけど、この前の総務部長でもあなたは知らないと言つた。今日もはつきり知らないと言つた。もし知つてゐるという事実が出てきたら、これは極めて重大だと思ひますよ。それはもう、この予算委員会でもし虚偽の答弁をしたらどうなるかということは分かつてゐると思ひます。いいですね、大臣、それで。

○国務大臣(細川律夫君) これまで申し上げてきたとおりでございまして。

○磯崎陽輔君 何かもう最後は真面目な答弁もする気もない、そんな感じがいたしますが。

まあこれは明らかに法的根拠を挙げられないわけだから、運用でも、何か大臣のこんな運用根拠がある、そんなものでかかて考えていなさやおかしいわけで、明らかに違法なことをしてゐて、それを放置してゐる、それだけでも大臣の責任は問題であります、我々は引き続き大臣が本場に閣下してないかどうかということは今後議論の中で明らかにしてまいりたいと思ひます。

午前中はこれで終わります。

○委員長(前田武志君) 残余の質疑は午後に来る

ことといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(前田武志君) ただいまから予備委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十二年予算第三案を一括して議題とし、質疑を行います。磯崎陽輔君。

○磯崎陽輔君 午前中に引き続きまして、ちよつと厚生大臣、もう一つお伺ひしたい。

午前中も伺ひましたけれども、今までも同じような事態があつたという答弁を、昨日の官房長官、今日の厚生労働大臣にしているのかどうか。今までも運用でこういう一、二と三が間違つてゐるときには保険料を減免したという事例があるという意味なのか。意味なら、そういう事例をちよつと調べて国会に報告してほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、本来ならば一、二に該当する場合は本人が申請をしなければいけないと、そういうことでありますけれども、それを變更せずに記録上三、四被保険者としてずっと記録されている場合がある。そのときの、今度は裁定をする場合にその記録に基づいて裁定をしてゐたということが過去あると、こういうことでございまして。

したがつて、今回の運用三と四と同じような扱いがされてきた事例もあると、こういうことで官房長官も申し上げたところだと思ひます。

○磯崎陽輔君 いや、記録に基づいて裁定したのなら記録どおりだから。そうじゃなくて、記録を正しい方向に変えて裁定したということでしょう。違ひの。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほどの例でいきますと、本来は一と二と変えなければいけないところを三と四被保険者そのままですと来ている場合があ

りますね。そこで、今度いよいよ年金をもらおうと思つてそこで申請をして、そこで審査をされるわけですね。そのときに、事務方の方で、本来ならばそこで一号に居て、その期間その保険料が払われていなければ払つてもらわなきゃいかぬし、まあそれは二年間だけですけれども。しかし、長い期間だったらもうそれは駄目だということでは駄目になるんですけれども。

しかし、その担当した者のミスかどうか、あるいは理由は分かりませんが、そのまま三号のままでそこで裁定をして年金をもらつていゝということが多々あつた、こういうことでござい

ます。

○磯崎陽輔君 だから、私の質問は、それをだから調査して国会に報告してくださいという質問なんです。

○国務大臣(細川律夫君) それはどういう形で報告ができるか分かりませんが、検討させていただきます。

○磯崎陽輔君 では、理事会においていただいた調査報告を御検討いただきたいと思ひます。

○委員長(前田武志君) 理事会において協議させていただきます。

○磯崎陽輔君 質問を変えますが、アメリカが国務省のケビン・メア日本部長の発言は極めてゆゆしき問題であると私は考えます。これに対して、今外務省はどのような対処をしておるのでしょ

か。

○大臣政務官(菊田真紀子君) お答えをさせていただきます。

報道されておりますメア日本部長の発言が仮に事実だったとすれば、国務省日本担当責任者の発言として極めて不適切でありまして、沖縄県民のみならず、私も含めまして日本人の心情を著しく傷つけるものでありまして、容認し難いものでござい

ます。また、このような報道がなされていること自体極めて遺憾でございます。

こうしたことを踏まえれば、沖縄県民の怒りは想像に難くなく、沖縄県議会で御指摘の決議が採

択されたことも理解できるといふ立場でござい

ます。

○磯崎陽輔君 何もしていないんですか。私は何をしておるかとか聞いたんですよ。日本人は合意文化をゆすりの手段に使う、合意を求めるふりをしながらできるだけの金を得ようとする、と日本政府は仲井真沖繩県知事にお金を欲しいならサインしろと言ふべきだと、こんなことを言つた。本人はあの発言録は正確でないと云つていますけれど、発言録を作成した学生たちは、メア氏は間違ひなくこのように言つた、米政府の地位ある人物の偏見に満ちた言葉にとて驚いた、人種差別的発言だと感じたなどと語っているとあるんですよ。

今も何もしていないんですか。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何もしていないわけではございません。

昨日、政府といたしまして、枝野官房長官からルース大使に付しまして、本件に関する日本政府の認識をお伝えをさせていただきました。その上で、米政府として沖縄の人々の心情を踏まえてしっかりと対応してもらいたい旨、要請をいたしております。ルース大使は日本政府の認識に同意を示しておられます。あとは、大使が米国の国務本省と相談をして適切に対応してもらえものと云えております。

○磯崎陽輔君 こういうときに外務省しっかりしなさいや駄目なんです。これは別に与党とか野党とかいふんじやなくて、日本がばかにされていゝわけだからしっかりとやらなさいや駄目なんです。う、大使に言つたのはいいけれど、米国本國も向かうの大使館から抗議をしない、抗議を。抗議という声を上げなさいや駄目ですよ。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 米国外務省のルース大使は、この問題について極めて真剣に、そして我が国政府と同じ認識を持っておられるものと、私、外務省を代表して感じていゝところでございます。まして、早速米国外務省は、三月七日、そして抗

いて八日の日に大使館の声明を発表いたしております。

その中では、これは米政府の見解を全く反映をしていないと、米国と沖縄は深く長く幅広い関係を享受しているといふことを明確におしやうておますので、私は、引き続き米政府が適切な対応を取るものとしております。

○磯崎陽輔君 抗議をしたのか、あるいは今からするの、する気がないのか、答えてください。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 抗議という形がよろしいのか、あるいはほかのやり方があるのか、どういふ形がいいのか、政府全体でちゃんと検討しながら、しかしこの問題は沖縄県民のことだけではない、日本国全体にかかわる問題でありますので、しっかりと対応してまいりたいと思つております。

○磯崎陽輔君 外務大臣が不在といつても、これだけばかにされたことを言つておつて、外務省の対応、私は甘いと思ひます。この前の捕鯨船の話もそうだし、今度もそうだし、こんなことばっかり繰り返しているから日本はばかにされる。もつとちゃんとした態度取りなさい。もう一回。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何も対応しないといふことではございません。この問題は極めて重要な問題であり、かつきちんと対応していかなければならないと思つておりますので、その方法については外務省としても、また政府全体としても議論をしながら適切に対応していきたいと思つております。

○磯崎陽輔君 結局まだ何も決めていないといふことですよ。おかしいと思ひますよ。こんなのは、従外務大臣が首切られたらといつて、やつぱり外務省、ちゃんと政務三役集まつて、役人も集めて、きつちりとしてどうしてどうするといふのが、少なくとも予算委員会開いていゝこの場で答弁できないといふ、こういう政府は私はおかしいと思ひます。まああなたと、これ以上聞いてもしようがないからこゝはこれでやめるけど、早く急にちゃんとした対応を外務省取することを求めた

いと思ひます。

それじゃ次に参ります。

それでは、防衛省問題に話を移りたいと思ひます。昨日の保全隊の話も、小野次郎委員に対する答弁は非常に分かりにくかつたんですけれど、何が言いたかつたんですか。

○国務大臣(北澤俊美君) 防衛省の見解をはつきりお伝えしたい、そういうことであります。

○磯崎陽輔君 防衛省の見解というのは何か教えてください。

○国務大臣(北澤俊美君) 要するに、保全隊がどういふ目的でどういふ活動をしていゝのかというところを御理解をいただくことと、それから個別に小野委員が指摘された問題については、これは事実関係を、その隊員の名前等が分かれば事実関係を調査して御報告申し上げます、こういうことであります。

○磯崎陽輔君 昨日も大臣は個別に聞いたらお答えすると言つていゝけれども、これ情報機関で個別に聞いてお答えしていいの、かどうかわからないですけれども、じゃ、聞きます。

監視対象というのがあるんです、監視対象ね。監視対象に我が自民党の佐藤正久議員が含まれておりますか。

○国務大臣(北澤俊美君) 含まれておりません。

○磯崎陽輔君 宇都宮議員はいかがでしようか。

○国務大臣(北澤俊美君) 同じく含まれておりません。

○磯崎陽輔君 田母神俊雄さんはいかがでしようか。

○国務大臣(北澤俊美君) これは、幾つかの議論を重ねる中で、宇都議員と佐藤議員については具体的な監視あるいは出入りというような御指摘もありましたので、私の判断でお二人の監視対象ということについては防衛省の保全隊の考え方を申し上げましたが、あと一つ一つ、これはどうだ、これはどうだということになりますと保全隊の任務が全うできなくなるといふことで、御容赦いただ

な需要喚起の私は効果があるというふうに思つて提案をさせていただいておりますが、大臣、リフォーム工事のポイント導入について何かできないか工夫してみたいと先日答弁をされておりました。この制度について所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(大島章宏君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘をいただきました住宅リフォームポイント制度と、こういうものを内容について御提示を賜りました。私自身も、先ほど、それから前の白紙議員からの御指摘についても申し上げさせていただきますが、リフォーム市場の拡大というのは非常に大事でありまして、この中にどういう工夫ができるかと、こういう視点で今検討をしておりますが、特に、今日の午後、有識者による中古流通リフォーム市場整備のためのツールプランを策定するための検討会というものを本日からスタートさせることにしております。この検討会の中で、現在講じているリフォーム市場の整備あるいは施策の効果等を検証して、更にリフォーム市場を拡大していくためにどのような施策を講じなければならぬのか、これを検討しているところでありますが、その検討の中にこの住宅リフォームポイント制度というものを加えて検討を進めさせていただきたいと考えております。

○長沢広明君 十分に検討していただきたいというふうに思います。

各地で補助制度とか助成制度も行われておりますが、リフォームについてですね。助成制度だと、その分、業者の方からの料金が上がってしまうとか、そういう問題がありまして、ポイント制度の方が需要喚起につながるという効果があります。こういうことをしっかりとやって、この予算の中にについても地域経済にしっかりと効果のある仕事を本来やらなければいけないと、そういうことをしっかりと考えてもらいたいというふうに訴えさせていただきます。

以上です。

○国務大臣(大島章宏君) 一丁だけ申し上げさせていただきます。

ていただきます。

先ほど、九日、今日からと言いましたが、二月九日からもう既にスタートしておりますが、十分今の御指摘を踏まえて取り進んでまいりたいと思います。

○委員長(前田武志君) 以上では沢田明君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、桜内文城君の質疑を行います。桜内文城君。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城でございます。まず、この参議院予算委員会が質問させていただきまして、昨年の臨時国会の際にも野田大臣にお伺いしたことなんです、どうしても引つかかるところがありまして、まず第一、問題、お聞きしたいと思っております。

今日のこの予算委員会も、平成二十三年年度予算(三案)の審議というふうなタイトルが付けられております。総予算といふと、法令上、国会法の中に、公聴会を今年三月十五日にやりますけれども、総予算の審議に関しては公聴会を開くというふうな条文もございます。

私がここであえてもう一度、是非野田大臣にお聞きしたいのは、昨年七月の閣議決定の中で、いわゆるシーリングといふと、平成二十三年年度予算の概算要求と見直しというものの、新しい概念を導入されております。

総予算と見直しと対象経費といふと、普通の日本詰の感覚でいいますと、まさに、一般会計、特別会計、政府関係機関予算全て含めて、それを総額で考えるのかというふうなイメージをどうしても持つんですけれども、実際には総予算と見直しと対象経費、よくよく末尾の別表まで見ていくと、一般会計だけ、それも、一般会計から、歳出予算からまず国債費を引き算する、さらには地方交付税、そして社会保障関係費等、それから予備費、さんざん引き算をしまして、僅か二十五兆円程度が総予算組替え対象経費というふうなことになるっております。

竜頭蛇尾といふと、羊頭狗肉といふと、羊頭といふ印象を持つんですけれども、野田大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(野田佳彦君) 桜内委員にお答えしたいと思います。

委員御指摘のとおり、概算要求の組替え基準は、医療、年金と、それから地方交付税交付金等を除いて、そのほかの幅広い経費ということで約二十四兆だったんですかね、ということを経費の対象として、概算要求段階で九割に要求を絞り込むというところで、一五兆円の歳出削減を行いました。予算編成過程において、要求段階の見直しにより、これら一兆円の歳出削減を行いました。

これらを財源として、社会保障の自然増への対応。一兆円、元々日本復活特別枠の措置。一兆円などの組替えをさせていただいたというところでございますが、これは別に、事業仕分の第三弾で特別会計についても見直しを行わさせていただきました。対象事業四十八事業でございまして、けれども、これらの対象事業の見直しをした結果、道路整備事業とか治水事業の見直しなど、今御提起している来年度の予算でも反映をさせていただいております。

特公ではすぐ予算編成に反映できないものもあります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係省庁と協議をしながら、場合によっては法改正も視野に入れて対応を今後させていただくというところでございます。

また、組替えの基準の中に地方交付税交付金外れていましたけれども、これも委員よく御承知のとおり、地財折衝って一番最後の方にできてきますよね。そういうところでも予算の見直しは編成過程ですと続いておりますので、一般会計、特別会計、基本的に見直しを全て対象としてやってきているというところでございます。

○桜内文城君 何が言いたいのかといいますと、総予算組替え対象経費という、まあ名前でしかないんですけど、どうしても違和感があるなという指摘でございます。

さて次に、社会保障といふと、厚生労働大臣に、先日米問題になっております運用三号について若干御質問したいと思っております。

お手元に資料を配らせていただいております。一枚めくっていただいて、資料一がその問題となっております運用三号課長通知の本体そのものであります。これの一行目にあるんですけれども、本年三月二十九日に開催された年金記録回復委員会において云々かんぬんとありまして、もう一つ資料、資料三をちょっとめくっていただきたいと思いますけれども、順番があれで申し訳ないんですが、この真ん中ら辺の、本件は平成二十一年秋に云々かんぬんで、その後、厚生労働省内で対処策を検討し、年金記録回復委員会の助言も受けて、昨年三月二十九日に運用三号による対応を決定したというふうな文が大臣の談話として出ております。

私も役所におりましたので、あらゆるこういう公文書といふと、こういうものは省内部の決裁の過程とかあると思うんですけど、この運用三号については一休どのレベルが最終的な決裁を行った方になるのか。それは大臣であるのか。あるいは、この大臣談話を見ますと、三月二十九日に決定というふうなありますので、その段階で大臣の下で決定がなされたということなのか。その辺の経緯を明らかにしていただければと思います。

○国務大臣(細川律夫君) このいつの段階で決定がなされたかと、こういう御質問でございますけれども、この談話の中にも書いてありますように、発覚したのが二十一年の末で、職員のアシケートによりまして、そこからこのいわゆる第三号被保険者問題が発覚をいたしました。

このときにまた調査をいたしまして、社会保障庁の調査による、いわゆる三三三被保険者と、号被保険者になっている、まあ記録上あつてはならないという組合せがどれくらいあるかという調査をいたしましたら、百万件を超えるという調査

があると、こういうことになりまして、そこから、  
じゃ、この問題は大きな問題だということで検討  
をしまいいりまして、そこで年金局の者とそして  
年金回復委員会、ここに委員がおられるんですけ  
れども、特に事務的に清通をされている委員の方  
そういう方でいろいろと相談をさせていただいて  
て、そして大臣の了承の下、年金回復委員会の方  
にかけまして、そこでこのいわゆる運用三号の大  
枠が了承されて、了承というのか、異議がなかつ  
たということで、そこで決まったのが三月の二十  
九日の日でございます。そこで一応大臣が最終的  
にこれでいくと、こういうことを決定されたこと  
でございます。

○樺内文城君 それは、その席上で、文書なり  
で、決裁文書とかそういうものじゃなくて、三月  
二十九日に大臣の決裁を口頭なりで得たというこ  
とでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 私が後でいろいろその  
点について聞きただしましたけれども、決裁とい  
う形での文書は残っておりません。その年金回復  
委員会には、会合でそのことが了承された、異議  
がなかったということで、大臣がそこで決定をさ  
れたと、こういうことでありまして、書面そのも  
ので決裁の記録が残っているわけではございま  
せん。

○樺内文城君 厚生労働省からいただいた今回の  
この運用三号に関するQアンドAがありますけれ  
ども、約百万人程度じゃないかと、一号被保険者  
の夫と三号の配偶者、それ数えるだけで百万人ぐ  
らいということなんです。一体、これによって、  
本来であれば国が支払わなくていい年金給付が、  
この運用三号が仮に、昨日廃止されたということ  
ですけれども、そのままであれば年間一億幾ら年  
金給付が増えるんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) この年金記録の不整合  
な故というのが百万件を超えると、こういうこと  
でありましたけれども、その不整合な記録が、一  
その期間がどれくらいあったかというふうなこと  
は本当にまだまちまちでございまして、瞬間的な形で  
調査をいたしましたから、例えば、一か月の人も  
いれば一年の人もいろいろあるし、あるいはもっ  
と長い期間の人もいろいろあるし、あるいはもっ  
という意味では、その記録の整合をきちっとして、  
それをどれくらいこの年金に換算をするかという  
ことについては、これはちよつと計算をしにくい  
額でございまして、ちよつと答えられないという  
ことでございまして。

○樺内文城君 昨日、質問通告とレクのとときから  
ずっと計算しろというふうに言っていて、おん  
ですが、百万人という数字があつて計算できないわ  
けはないと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) その三月二十九日以  
降、十二月十五日、通知を發出するまでの間は旧  
米どおりのやり方で決定をしまいいりました。そ  
して、その運用三号につきましても準備は、これ

は三月二十九日の時点で決定をいたしましてから  
は、年金局とそれから日本年金機構、こちらの事  
務方といういろいろ準備を進めてきていたところでご  
ざいます。

○樺内文城君 厚生労働省からいただいた今回の  
この運用三号に関するQアンドAがありますけれ  
ども、約百万人程度じゃないかと、一号被保険者  
の夫と三号の配偶者、それ数えるだけで百万人ぐ  
らいということなんです。一体、これによって、  
本来であれば国が支払わなくていい年金給付が、  
この運用三号が仮に、昨日廃止されたということ  
ですけれども、そのままであれば年間一億幾ら年  
金給付が増えるんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) この年金記録の不整合  
な故というのが百万件を超えると、こういうこと  
でありましたけれども、その不整合な記録が、一  
その期間がどれくらいあったかというふうなこと  
は本当にまだまちまちでございまして、瞬間的な形で  
調査をいたしましたから、例えば、一か月の人も  
いれば一年の人もいろいろあるし、あるいはもっ  
と長い期間の人もいろいろあるし、あるいはもっ  
という意味では、その記録の整合をきちっとして、  
それをどれくらいこの年金に換算をするかという  
ことについては、これはちよつと計算をしにくい  
額でございまして、ちよつと答えられないという  
ことでございまして。

○樺内文城君 午前中の大臣の御答弁の中で、そ  
もそのこの今回の運用三号に当たるときは人た  
ちが、現場のまさに運用といいますが、によつて三  
号被保険者として受給権を決定していただいたと  
いう例も多数あつたというふうにあつたんですけ  
れども、昨年三月二十九日に大臣の決定がなされ  
て、それ以降この十一月十五日に課長通知が出る  
までの間、どういった取扱いになつていたのか、  
あるいはこれだけ時間が掛かつた経緯はどういう  
ことなのか、教えてください。

○国務大臣(細川律夫君) 三月二十九日以  
降、十二月十五日、通知を發出するまでの間は旧  
米どおりのやり方で決定をしまいいりました。そ  
して、その運用三号につきましても準備は、これ

と思ひます。

金額が幾らかというのはいくらも仮定の置き方  
によつて違ふと思うんですけれども、約八千億円  
程度じゃないかという数字を言っている方もいま  
す。これが正しいかどうかは別といたしまして、  
これ、総務省の年金業務監視委員会では国民年金  
法違反だという指摘がなされているとのことです  
けれども、私はむしろ憲法八十五条との関係が問  
われるべきじゃないかと考へております。「国費  
を支出し、又は国が債務を負担する」という憲法八  
十五条の文がかりますけれども、少なくとも支出  
が増えるわけですね。国民年金法をしっかりと  
適用していれば国が支払わなくてよかつた年金を  
給付してしまふ、それから、あるいは今年度決定  
がなされないとしても国が債務を負担するという  
ことに私はもちろん同意すると思つております。

て、それから割と記録をきちつと突き合わせま  
して、不整合な場合には助戻の催促をして、そし  
て届出がなければ職権でその記録を訂正すると、  
こういうことをやってきたわけでございます。

○国務大臣(細川律夫君) この今回の運用  
三号課長通知は違憲の通知ではないでしょうか。

分が、三号被保険者というのがどういうものかと  
いうことも知らない方もたくさんおられたよう  
でありますし、また現場の社会保険事務所では、  
三号被保険者として手続をきちんとやらすに、その  
まま三号被保険者として扱つて年金の受給を決定  
したと、こういうようなこともあつて、社会保  
険庁の方もいろいろな苦慮があつたということも  
私も事実なわけでございます。

○国務大臣(細川律夫君) この今回の運用  
三号課長通知は違憲の通知ではないでしょうか。

三号被保険者として扱つて年金の受給を決定  
したと、こういうようなこともあつて、社会保  
険庁の方もいろいろな苦慮があつたということも  
私も事実なわけでございます。

○国務大臣(細川律夫君) この今回の運用  
三号課長通知は違憲の通知ではないでしょうか。

三号被保険者として扱つて年金の受給を決定  
したと、こういうようなこともあつて、社会保  
険庁の方もいろいろな苦慮があつたということも  
私も事実なわけでございます。

○国務大臣(細川律夫君) この今回の運用  
三号課長通知は違憲の通知ではないでしょうか。

三号被保険者として扱つて年金の受給を決定  
したと、こういうようなこともあつて、社会保  
険庁の方もいろいろな苦慮があつたということも  
私も事実なわけでございます。

ことでありますから、そこは法律には違反はして  
いないと。これは法制局の方の御判断でもござい  
ますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○樺内文城君 憲法論をお聞きしたつもりです。  
比較考察というのは民法上の話でありまして、こ  
ういった憲法上の、公法上の判断で言うべきもの  
ではないと思ひます。

長々と御説明いただいたんですが、憲法八十五  
条に違反しているというふうには考えます。特  
に、この憲法八十五条がなぜ憲法に規定されてい  
るかですけれども、この国民年金、二分の一が国  
庫負担、血税ですよ。血税というのは、その名の  
とおり共和制ローマの昔から、兵役に行く代わり  
に、命の代わりに差し出す税金ですよ。それを議  
会が、国会の議決をもつて出すかどうかを決める  
そのプロセスをあなた方は飛ばしたんですよ。全  
く議会制民主主義というのを理解していない厚生  
労働省、そして大臣だというふうには言わざるを得  
ません。

時間が短いので、次の質問に行かせていただき  
ます。せっかく、与謝野大臣、来ていただきました  
とありますがどうでございます。玄葉大臣もありがと  
うございます。

第一の道、公共投資、第二の道、市場原理主義  
といひますか生産性向上、よく管総理は、マクロ  
的に見れば第三の道、需要、雇用を増やすことに  
よつて、かつての、まあ日産とはおつしやいませ  
んけれども、自動車会社でコストカットばかり  
やっていて、それだと経済全体が良くない、だか  
らむしろイノベーションが必要なんだと、それで  
また需要、雇用に力を入れるというふうによく  
おつしやっているんですけれども、そこでいう介  
説とか医療、医療につきましても、自由診療も認  
めないと現状の下で、どれだけコストカット  
以外のイノベーションが起り得るのか。

介護も医療もまさに公的年金で運営されてい  
る、まさに公務員みたいな世界なわけですよ。そ  
ういったところで本当に成長に結び付くのか、こ  
の点について、SNAあるいは経済成長戦略の関

係でお二人にお聞きいたします。

○国務大臣(与謝野賢君) 日本の経済は、見かけ  
よりも内需が大きい。リーマン・ショックの後、  
第二次補正予算というのを作りましたときに、内  
需と外需の比率は、内需が八五%、輸出が一五%、  
意外に内需が大きい。その中で、何とか内需を  
振興しよう。その当時、公共事業をやつちやい  
けないというので、なかなか問題が難しくなった。  
そこで、あらゆる内需を洗つてみましたら、やは  
り内需を探し出せるとしたら医療、介護の分野で  
はないかという結論に達しました。

具体的な数字や何かが必要であれば申し上げ  
ますけれども、管総理がおつしやつていらっしゃることは、  
まさに日本の内需は需要が一巡しているために、  
新しい分野、すなわち医療とか介護とか今まで気  
が付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それ  
を第三の道というふうには表現されているんだらう  
と私は考えております。

○委員長(前田武志君) 時間が多つておりますの  
で、簡潔にお願いします。

○国務大臣(玄葉光一郎君) はい、端的に。  
内需の話は与謝野大臣がされました。  
医療、介護では、例えば医薬品、医療機器、生  
産医療、これは著しい成長が見込まれるというふ  
うに思ひますし、また同時に、この海外展開とい  
うこともあり得るんだらうと。そういう意味では、  
こういつた問題のイノベーションというのは我々  
の観点からは大事だというふうに分所をしてお  
ります。

○樺内文城君 以上で終わります。  
ありがとうございます。

○委員長(前田武志君) 以上で樺内文城君の質疑  
は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、田村智子君の質疑  
を行います。田村智子君。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。  
国民健康保険料・税の滞納世帯が三年連続して  
二割を超えました。我が党地方議員の元には、高

過ぎて払えないという相談とともに、突然財産を  
差し押さえられたという深刻な相談が相次いでい  
ます。

まず、国保料・税の差押え、二〇〇五年と比較  
して直近の数字を教えてください。

○国務大臣(細川律夫君) 田村委員にお答えいた  
します。  
国民健康保険における全国の差押件数は、平成  
十七年度においては七万七千世帯、そして平成二  
十一年度におきましては十八万二千世帯でござい  
ます。五年間で十万余世帯が増加しております。

また、全国の差押金額につきましては、平成十  
七年度において二百九十九億円、平成二十一年度  
におきましては六百六十四億円であり、五年間で  
三百四十五億円増加をいたしております。

○田村智子君 延べ件数も金額もこの五年間で二  
倍以上に増えていきます。  
それでは、収納率の方はこうした差押えで改善  
をしているんでしょうか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 国民健康保険におきま  
す収納率につきましては、平成十七年度におきま  
しては九〇・一五%、平成二十年におきまし  
ては八八・〇一%でございまして、五年間で、  
一四%低下をいたしております。

○田村智子君 収納率は過去最低なんです。どん  
なに滞納処分を強化しても滞納は減るところか増  
えている。大臣、これはなぜだとお考えですか。

○国務大臣(細川律夫君) 収納率が低下した要因  
といたしましては、これは、一つは、一十年のリー  
マン・ショック以降の急激な景気悪化だと、こう  
いうふうには考えられます。もう一つは、平成二十  
一年度以後高齢者医療制度が創設をされました  
と、収納率が高いうちの高齢者が国保から抜けたとい  
うことが原因になっているんじゃないかと思ひま  
す。

○田村智子君 現役世代の収入が本当に落ち込ん  
でいて、そして国保料・税が高過ぎる、これはも  
う明らかだと思ひます。実際、国保新開の市町  
村アンケートを見ましても、収納率低下の要因と

して多くの自治体が、長引く不況、所得の減少で  
納税能力が低下、失業者は払えないと、こう答え  
ています。

実は、私たち日本共産党、何度もこういう問題  
取り上げてきました。昨年の予算委員会でも我が  
党議員がこの高過ぎる国保料の問題を取り上げ、  
鳩山首相は、看過できない、新たな財源確保に努  
力してまいりたいと答弁しています。

それでは、この高過ぎる国保料・税引下げのた  
めにどんな努力をして、来年度予算ではどんな地  
策が講じられていますか。

○国務大臣(細川律夫君) 委員も御承知のよう  
に、国民健康保険では、その年齢構成が高くて、  
そして低所得者が多いと、そして健康保険のよう  
な事業主負担が少ないと、こういった事情があり  
まして非常に財政力が弱いことから、他の医療保  
険制度に比べて多くの補助がなされております。

しかし、国民健康保険の財政は厳しい状況にこ  
ざいますから、平成二十一年度で暫定措置の期限  
を迎えました財政基盤強化策を、二十一年度から四  
年間延長をいたしました。そしてまた、非自営的  
失業者の保険料を軽減するための費用を平成二十  
三年度予算においても確保する、こういうことで  
低所得者やあるいは中所得者層の保険料負担の軽  
減を図つたところでございます。

○田村智子君 今御説明いただいた施策は、自  
民・公明政権時代の延長なんです。離職者のた  
めの軽減策というのもの、これは例えば非正規労働  
者が期間満了で雇止め、こうなつた場合の失業  
には適用がされない。そういう手を使って、問  
題は実際に国保料・税が引下げになつていくのか  
どうか。大臣、もう一度お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 確かに委員御指摘のよ  
うな厳しい状況でありますけれども、私どもとい  
たしましては、この高齢者の医療、これに大変お  
金も掛かっているわけでありまして、したがって、  
この国民健康保険の構造的な問題を解決をしなけ  
ればいけないと、こういうこともありまして、今、  
国と、国というか厚生労働省と地方の協議の場を

バーバマックスであるため、現在思ひ切でパナマ運河の拡張工事が進んでいるところであります。世界の港湾の中心であるパナマにおいて開港される第百二十四回I.P.U.会議で我が国の港湾政策を反映した平成の開港を世界に訴えていけるよう頑張つてまいりたいと思ひます。

少し早いですね、お昼に常任委員会もありますし、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(前田武志君) 以上で西村まさみ君の質問は終了いたしました。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(前田武志君) ただいまから予算委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十三年年度予算案を一括して議題とし、これより社会保障に関する集中審議を行います。川合孝典君。

○川合孝典君 民主党・新緑風会の川合孝典でございます。

菅総理を始め、大臣の皆様には連日の予算審議、誠に御疲れまでございます。

今回は、社会保障にかかわる集中審議ということでございまして、私の方からは全般的に社会保障関連の質問をさせていただきたいと思っておりますが、まず最初に、昨今メディアを非常に騒がせておりますいわゆる運用三号、第三号被保険者の記録不整合問題について少し御質問をさせていただきます。

まず確認なんですけれども、この問題は、昨年、当時の厚生労働大臣であった長妻議員が、旧社会保険庁がその後現在の日本年金機構に移行するに当たって職員の方々にアンケートを取った、このアンケート調査の結果、この第三号被保険者

の年金記録に不整合が生じているということが判明したというふうに向つておりますが、この認識で間違いはないでしょうか。

○政府参考人(石井信秀君) お答え申し上げます。

第三号被保険者の記録に不整合があるという問題につきましては、委員御指摘のとおり、平成二十一年十二月に旧社会保険庁が当時の職員、また歴代の職員OB、これらの者に対して行ったアンケート調査の結果から明らかになったものでございます。

○川合孝典君 そうですね。

ちなみに、連日の報道等、これ見ておりますと、およそ百万人を超える方々に対してこの問題、不整合問題で影響が出るというような報道がなされております。言い換えれば百万件の記録の不整合が生じているということでありまして、この事実を私知りまして大変驚いた次第であります。

政府・与党としてはこの事実を早く受け止めなければいけない、このことは当然でありますけれども、同時に私は違和感を感じました。では、今まで一体どうやってこの第三号被保険者の個別変更の管理を行っていたのかという、ここに疑問がたつまして質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

この問題につきましても正確に御理解をいただきますために、資料を、パネルを作つてまいりました。一枚目のパネルをお願いいたします。(資料提示)

このパネルは、第三号被保険者に係る届出勧奨及び職歴による被保険者種別の変更についてというところでございまして、要は、これまで制度ができた昭和六十一年以降どうやって対応がなされてきたかというものが示されたものでございまして、具体的には、平成九年の一月に基礎年金番号が導入されておりますが、その後、具体的な対応としては、平成十年の四月、ここから、もしも届出

が出てこない場合には届出の勧奨というものを始めたということでありまして、例が示されておりますが、御主人が転職をされた場合、第三号被保険者から一号に例え変更をなさった場合ですと、その届出の収入が増えた場合ですね、年収が百三十万円を超えてしまうと、これは健康保険組合は除くというところでありますが、この場合、二か月後その届出が三号のままの場合には、これを届出の勧奨を役所の方で行うという手続を取つたわけでありまして、その後、四か月たつても、勧奨しても、この届出から、該当者からの届出がない場合には再度届出勧奨を行うと、こういう手続をしたわけでありまして。

二回やるということでありますが、二回やつても届出がなかった場合は、ある意味そのまま放置されてしまつていたというのが現状であります。

次に、その後、平成十七年には、届出勧奨をしても届出がない場合、職歴による種別変更を開始いたしましたというところでございまして、例として示されておりますが、夫、妻、それぞれが条件が変わつたことにより、二か月後、妻が三号のままの場合に届出勧奨を行う、そして、健康と違つたのは、四か月後、勧奨しても奥さんからの届出がない場合には職歴による種別変更を行うと、こういう対応をやつたわけでありまして。

このこれまでの対応状況を踏まえて厚生労働省にお尋ねしますが、この第三号被保険者の記録不整合について、厚生労働省としてはいつごろからこの問題の存在というのを把握しておられたのかということでございますが、よろしくお願ひいたします。

○副大臣(大塚耕平君) 先ほどの審議官の答弁と若干異なるかもしれませんが、厚生労働省といたしましては、昨年の秋にこの問題を認識をしたということでございます。長妻前大臣の下で、旧社会保険庁、日本年金機構の職員の皆さんに、この際だから、年金制度を信頼できるものにするために、いろいろと問題点、おれ付きの点があれば正直に申告していただきたいということでお申出

いただいた様々な情報の中からこの問題を認識いたしました。

○川合孝典君 ということでですね、ということとは、昨年より以前は問題があつたこと自体認識されていなかった、若しくは分かつていなかったということでございます。

ちなみに報道では、今回の問題で影響が出る方が百万人以上だということな数字が出ております。この数字は正しいんでしょうか。該当される方というのは実際どのぐらいおられるというふうな御認識をされておられるのか。この点についてお伺ひしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) おおむね数十万人から百万人ということで厚生労働省の現在の認識を公表させていただきます。

その根拠となりますのは、今申し上げました一昨年の秋のアンケートとほぼ並行して、一昨年の七月から八月にかけてデータ抽出をいたしました。記録の不整合のみならず、体中がどうなつていられるのかという作業を前段階の皆さんの一番最後の局面から日本年金機構では行つていたようでありまして。

したがって、その結果が実際に出ましたのは昨年、平成二十二年の一月でありますけれども、その調査の結果出てきたデータの中に記録の不整合の方が百三万件あつたということでもあります。ただし、その後、実際に記録を補正された方々や、その後また不整合が発生していらつしやる方々がいらつしやいますので、概算でございますが、現状としては数十万から百万程度という認識を公表させていただきます。

○川合孝典君 職員の方からのアンケート結果というところで、実際現場で仕事に携わつていた旧社会保険庁の職員の方々の中ではそういう認識が少なからずあつたということは、これは確定であります。

次のパネルを御覧いただきたいんですけども、これまでのこの第三号被保険者の種別変更にかかわる対応について、これを時系列でこれ簡単

に並べたものでございます。

昭和六十一年の四月に制度が創設されて以降、現在に至るまでの間、先ほど一枚目のパネルにありましたが、平成十年までの間に四回のこの種別変更の届出勧奨というのを実は行っているわけであります。大体二年から三年置きに勧奨を行っているという、これが事実であります。

こうした度重なる届出の勧奨を行う、この対応を見る限り、先ほど大塚副大臣からもお話がありました、厚生労働省並びに旧社会保険庁では、この第三号被保険者制度、かなり早い段階から種別変更に関心が生じているという懸念を持っていたからこうした度重なる勧奨を行っていたと考えるのが私は自然だというふうに考えております。

そこで、大塚副大臣にお伺いをしたいんですけれども、この昭和六十一年の制度創設以降、こうした問題を認識していたにもかかわらず、なぜ抜本的な改革を行うことをしなかつたのかということ、この点について少し御認識をお伺いしたいんですけれども。

○副大臣(大塚耕平君) これは、なかなか私の立場では申し上げにくい点でもあります、今、川合議員が御指摘くださいましたように、現場では少なからずそのような懸念があるからこそ勧奨を始めていただいたわけでありますので、あとはその勧奨をした結果として、この三号記録と一、二記録の不整合がどの程度発生している、もしそれが膨大な量に上るといふことであればしるべき措置をとらなければならぬというの、そのときの政府の御判断であつたと思ひます。

○川合孝典君 私は、この件について、どこにどう責任がというのを申し上げるつもりはありませんが、言うまでもなく、年金制度というのは過去から現在、そして未来に向かって長いスパンで見なければいけない制度でございます。したがって、その長いスパンの中でどういう対応を行ってきたのか、そしてこれからどういう対応を行うのかということこそが求められているわけでありま。

そして、今回、運用三号というこの言葉でもって、非常に国民の皆様どういふことなのか分からずに混乱されておられると思ひますけれども、従来、問題としてありました消えた年金、それから市に浮いた年金の問題が数年前に起こりました。この場合には、本来もらえるはずの年金をもらえない方が出てきてしまつたということで非常に問題になつたわけでありまして、今回のこの第三号被保険者の問題につきましても、本来、手続を変更しなければいけなかつたにもかかわらずしなかつたことによつて、ある意味、人によつては年金の過払い状態が発生してしまつていたり、年金の受給資格を満たしていないにもかかわらず年金を受け取る方が出てきているという、全く逆の状況が起つてきているわけでありまして。

要するに、これは今回問題が発生したことによつて騒ぎが起つておりますけれども、何もせずにいた昭和六十一年から現在に至るまでの間というの、事実上の運用三号状態があつて、そして過払いの状態がずっと続いていたということ、これが私は事実であるというふうに思つておりますが、この点についての大塚副大臣、御認識いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 今、事実上の運用三号状態という御表現をいただきましたけれども、結果的に、冷静に振り返つてみれば、そういう状態にあつたということだと思ひます。

○川合孝典君 お分かりでしょうか、今回、具体的な抜本的な対応策を打ち出した、そしてそれが課長通知という手法をもつてやつたということ、このことについて、不公平感を始め、またモラルハザードの問題等で様々な議論がなされているわけでありまして、元々この第三号被保険者の記録の取扱いについてはずっと品管されてきたわけでありまして、

ちなみに、一点確認しておきたいんですけれども、大塚副大臣、昭和六十三年から平成十七年に至るまでの間、六回勧奨が行われておりますけれども、この勧奨について、対応というのは、これ

今回と同じように課長通知によつて行われていたものなんですか、この点、ちょっと確認させていただきます。

○副大臣(大塚耕平君) 昨日質問通告をいただきました、これまで知りませんでしたので、改めて調べてみました。調べたところ、先生御指摘の指導は、旧社会保険庁の運用部年金指導課長の課長通知で行われておりました。(発言する所あり)

○川合孝典君 お分かりでしょうか、今回、非常に議論になつております、大きな影響が出るというこの運用三号なんですから、元々制度ができてから以降、昭和六十三年以降、ずっと課長通知でもつて対応されていたわけでありまして、私は、そのこと自体に対して、野党の方からも先ほどお声が上がりましたが、課長通知でこの制度を行つていたということ自体に問題があるというふうに思ひます。

ちなみに、この間、昭和六十三年以降、厚生大臣並びに厚生労働大臣をやられていた方々には、当然、当時与党であつた自民党のそうそうたる議員の皆さんを始め、私たち民主連合の現在の菅総理もやつていらつしやつた、公明党の坂口先生もやつていらつしやつたわけでありまして、これは、どなたがやつていらつしやつたそのときにも、ずっと脈々としてこの問題に関しては課長通知をもつて対応されていたと、これが事実なわけでありま。

それからもう一つ、大塚副大臣にお伺いをしたいと思ひますが、この課長通知というものの自体の、抜本的な取扱いとして、この課長通知というのは大臣に対して報告の義務等というものはそもそも有しているものなんですか。

○副大臣(大塚耕平君) その点はケース・バイ・ケースというのが実態であると思ひます。もちろん、極めて基本的なものであるれば、これは課長の判断でできることもありますし、しかし、事柄によつては当然局長、つまり事務方の上司に判断を仰ぐべきものもあつたと思ひます。あるいは実務的なものであつても事柄の影響によつては大臣や

副大臣や政務官、かつては政務次官という立場の方もいらつしやいましたけれども、そういう政務の判断を仰ぐないしは報告をするということもあろうかと思ひます。しかし、その課長通知を出す権限自体は課長自身にあるということだと認識しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。改めてこの問題について申し上げますが、今回のこの第三号被保険者の年金記録不整合にかかわる問題の本質というものであります、これまで質疑の中からはつきりしてきつたことは、そもそも現在の年金制度というものの自体が申請主義、届出主義というところで、届けていただくということに基づいた制度となつてきているということ、元々被保険者情報の正確な把握を一〇〇%行うということが無理だという、このことはもうはつきりしているわけでありまして、それからもう一つは、この第三号被保険者にかかわる対応、いわゆる一般的な年金行政にもかかわつてまいりますけれども、こうした事柄の問題が実は国会での審議もなく、法改正の必要のない課長通知でもつて行える状態がこれまで温存されてきたという、この実は一つが大変大きな問題であるわけでありまして。

もちろん私たちは現在の与党として、現在それからこの年金制度の未来に向かってどうするかということの方向性をきちんと見出していかねばいけません、その責任は重く負つていくわけでありまして、

かつて問題を解決するために、過去に温存されてきた見付からなく温存されてきた問題を解決するということも含めて、これは私は与野党を問わず問題解決のために取り組むことこそが国民の皆様の間でございまして、是非ともこの点につきましては与野党の皆様の間で真摯な御議論をお願い申し上げます。

そこで、この問題を今後どうしていくかということでございます。市に浮いた年金、そして今回この

運用三号、第三号被保険者の記録不整合という、  
こういう問題が起つてきました。そのことによつて更に年金制度に対する国民の不信感、不安感というものが非常に高まってしまいがちです。したがって、この不信感、不安感をいかにして速やかに払拭するのかが、このことについて求められていることであり、そのことを国民の皆様の聞きたい、聞きたがっているしやうと思っております。

そこで、細川厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。今後は、今後この問題に対して具体的にどのような対応を取っていくのか、時間軸の問題も含めて、分かりやすく御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) この問題につきましては、年金制度に対する国民の皆さんの信頼を取り戻すということで、私としてはこれはしつかりやっていかなければというふうに思っております。したがって、これまでの運用三号につきましては、せんだつてこれを廃止をいたしました。そして、この後私たちは法律を改正して、そして根本的な改善案を作っていく、こういうことを決めたわけでございます。

これについては、被保険者として既に年金をもらっている受給者、それぞれ大変重要な、そして将来にわたつての大事な問題でありますから、私どもとしては、せんだつて提案をいたしました過去の払っていない未払の期間については、これを受給資格期間というふうに認めまして、そして遡つて保険料を支払うことができるというふうな形にしていきたいというふうに思っております。そして、なかなか急に遡つてたくさんのお金も払うということもできない方もおられると思っております。いろいろな工夫をしたいというふうに思っております。

また、既に受給している方については、これはまた、既にもらつておられて生活もそれでまわっているお年寄りですから、それを過払い分として取り戻すとかという問題、これも大変な難しい問題

でございます。そういういろいろな論点をしつかり議論もさせていただいてその法律案を作っていきたいというふうに思っております。

これは本当に数の多い、多くの国民の皆さんが権利の問題として、生活の問題として大変大事な問題でございますから、どうぞ国会の先生方もこの点について解決に向けて御議論をしていただいで、解決をしていただきたいというふうに思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

大田からのお話もございましたとおり、この問題は対応を誤りますと年金の減額、そして年金のなくなつてしまふというふうな方々も生じるという意味では、大変デリケートな問題でございます。したがって、これから国会で議論をしながら議論を行つた上で、年金を受給されている方々と協力関係のないような、国民の皆様にも優しい、そういう制度設計を私からもお願い申し上げたい、このことを申し上げまして、この問題につきましては終わらせていただき、次の問題に移りたいと思っております。

今、年金の記録の問題が出てまいりましたので、今度は消えた年金、宙に浮いた年金と言われる、いわゆる宙に浮いた五千万件の年金記録のその後の状況についてお伺いをしたいと思います。二年ほど前まで大変世間の皆様をお騒がせしたこの問題であります。民主党としては、国家プロジェクトとしてこの年金記録問題の解決に向けて取り組むという姿勢を当初から打ち出して取り組んできてまいりましたが、その後この年金記録の解明がどの程度進んだのかということにつきまして、多くの国民の皆様は御存じではございません。したがって、この場で今、年金記録の解明状況がどのようになっているのか、この点について御説明をお願いしたいと思います、よろしくお願ひします。

○副大臣(大塚耕平君) 中実関係でございますので、私から御説明させていただきます。

最新の報告は、昨年十二月末時点の報告でございます。

いたしました。

まず第一点として、約千五百四十万件の基礎年金番号に既に消えた年金のデータが統合済みでありまして、第二点として、今後更に解明を進める記録は、平成十九年の十二月末時点、つまり二年ちよつと前に比べますと、その当時二千四百四十五万件あったものが現在は九百七十九万件まで減少しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

現状、五千万件のものが四千万件減つて、残り一千万件を切つたという、こういう状況が今あるわけでございます。

この年金記録問題をめぐつては、将来に対する大きな不安を国民の皆様にお与えをいたしましたわけでありまして、昨今不況状況にありますけれども、消費がなかなか伸びてこない、こういう状況も、将来不安というものを懸念される国民の皆様、消費性向が、将来に対する不安があるがゆえに貯蓄に回つてしまつていくという、こういうことも今の日本の景況に大変大きな影響を及ぼしているというふうに私認識いたしております。多くの国民の皆様が、この消えた年金、消された年金の問題をきちんと解決して、そして、必ず払った年金の保険料が受け取れるという体制の確立を望んでおられるわけであります。

したがって、この消えた年金、宙に浮いた年金の問題解決に向けて更なる取組をお願いしたいと思ひますし、同時に、今後どういうタイムスケジュールでこの問題に対して取組を行われるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 三點申し上げたいと思ひます。

まず第一点は、紙台帳とコンピュータ記録の統合、これは今本当に必死になつて行つているところでございます。私も、過日、東京の拠点を視察してまいりましたが、本当に大勢の職員が皆さんが全国民の皆さんの年金記録の照合作業を今行つておりますので、これはできる限り早く終了

させなければいけないと思つております。これが一点目の今の状況でございます。

ただし、二点目として、これは一体どのぐらいのペースで、あるいはどのぐらいの予算を掛けて行い得るのかということ、今年の夏までに一度今後の見通しをこれまでの実績と併せてチェックをして、更に今後のタイムスケジュールをしつかりと押さえていきたいというふうに考えております。これが二点目でございます。

それから三點目として、国民の皆さん御自身がチェックをしていただけるように、インターネットを利用して御自分の記録を確認していただくことのできるねんきんネットが先月の末からスタートいたしました。これについては、国民の皆様が御自身のお持ちになつてパソコンからもちろんなアクセスができますが、パソコンを持っていない方々等々のために、郵便局にも御協力をお願いしたい、郵便局のパソコンで確認をさせていただきます。これは全国の二百局で御協力をいただいております。今後は全国の二百局で御協力をいただいております。国民の皆さんの確認作業に資するようになさせていただきます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

あらゆる手段を使つて問題解決に向けて取り組むのはこれはもう当然のことです。同時に、国民の皆様に対して、日頃申し上げましたとおり、今の解明状況を進捗状況も含めて少しでも状況を御説明するという努力も私は必要だということに思つておりますので、その点についての取組もこの際求めておきたいというふうに思ひます。

次の問題に移らせていただきたいと思います。次は医療制度の改革について御質問させていただきます。

政權交代が起こつた選挙のときの大きな争点の一つとなつたのが、皆様の御記憶にもあるとおり、いわゆる後期高齢者医療制度なるものの存在でございます。

月の末までに社会保障のあるべき案を案を作れ  
と、こう言われております。五月、六月にかけて  
今度は税制について議論を進めて、六月には税・  
社会保障一体改革の案、これは数字の入ったもの  
を管内閣の案として提示できるようにする。そ  
の後の法案でございませうけれども、税法の百四  
条は平成二十三年度中に法的な整備を行えとい  
うことを命令しておりますので、いずれにしても平  
成二十三年度中にはこのことを政府としても、国  
会としても成し遂げなければならぬと思つてお  
ります。

○川合孝典君 ありがとうございます。

この一連のプロセスがなかなか現在見えてこ  
ない、このことについては、国民の皆様の、一休  
という改革になっていくのかということが見えな  
いことに對する不安というものを恐らく多くの方  
がお持ちだと思つております。分り  
やすく今おっしゃったことを政府として国民の皆  
様にお示ししていく、説明していくということが  
とても大切なことだと思つておられます。

ので、この点について、菅総理、是非とも分り  
やすい説明というものを国民の皆様にお願いをし  
たいと思つていますが、この点について総理の御見  
解を、急な御質問であります、お伺いしたいと思  
います。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今、与野野田大臣

の方からお話をいただきましたけれども、現在、  
四月に向けて、あるべき社会保障の案、これをま  
ず徹底的に議論していこう、この指針が非常に重  
要だと思つております。その中で、それを実現す  
るため、あるいは維持可能なものにするためにど  
ういう財政的な措置が必要であるか、そのことを  
六月までには併せてワンパッケージのものとして  
国民の皆さんにお示しをします。

もちろん、そのもう一つ大きな枠組みでいえ  
ば、日本の経済成長あるいはデフレからの脱却、  
こういうものが成長戦略などで掲げているそう  
いふもの、実現というものと並行して進むというこ  
とが特に必要なことでもありますので、そういう

た経済の成長というものを回復して、そして今申  
上げたような四月、六月の段階でできつつとした  
案を出していく、その中で、できれば野党の皆さ  
んとの協議ということも踏まえながら、平成二十  
三年度の末までに与野党合意の中で一つの案が固  
まり提案できていることを強く期待をし、全力を  
挙げていきたい、こう思つております。

○川合孝典君 国民の皆様にはつとて説明し御理

解をいただく努力、そのことはとても大切なこと  
であります。是非とも、刻も早く国民の皆様に分  
かりやすく今このことを御説明をいただきたい、改  
めてお願い申し上げます。

先ほど与野野田大臣の御答弁の中に附則百四  
条の百四とあることとありまして、ここには何と  
言われているかと申しますと、政府は、基礎年金  
の国庫負担割合の二分の一の引上げのための財  
源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付  
並びに少子化に対処するための施策に要する費用  
の見直しを踏まえつつ、平成二十三年度を含む三  
年以内の景気回復状況を好転させることを前提とし  
て、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制  
の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度まで  
に必要な法制上の措置を講ずるものとする、こ  
う言われているわけでありまして

恐らくお聞きになられていても何が言かれてい  
たのか分らないような複雑な文章であります  
が、私、この文章の中で注目しておりますのは、  
平成二十三年度を含む三年以内の景気回復状況  
を好転させることを前提とするというこの、文で  
あります。

お伺いしたいのは、では、平成二十年以降の景  
気回復状況、これまでの景気回復状況というのは

この改正の前提を満たしているのか、この点につ  
いて与野野田大臣にお伺いしたいと思います。  
○国務大臣(与野野田君) 当然、法律に書いてあ  
るのとおり、景気回復を待つてという条件が消費税  
を始めとした税制の改革のための必要條件であり  
ます。ただし、法的整備は平成二十三年度中に要  
求されているというのがこの全文の趣旨であると  
私は思っております。

○川合孝典君 この経済状況の認識というものを  
どうとらえるか、そのこと、とらえ方によつてそ  
の後の対応というものが大きく変わってくるとい  
うことがあります。何とか立て直さなければいけ  
ない、二分の一の負担の措置をしなければいけな  
いということもございませうが、現在の景気状況、国  
民生活の状況というものが十分に把握し、配慮を  
した上での対応というものを心から切に願うわけ  
でございます。

次の質問に移りたいと思つております。次のパネルを  
お見せします。  
少子高齢化の進行状況についてということでは  
パネルを作つてまいりました。このパネルにお示し  
しておりますのは、我が国の社会保障制度が整備  
された時代と現在の状況の推移というものを示さ  
れております。上の棒グラフは名目GDPの成長  
率であり、下の棒グラフは人口構成比ということ  
になっております。

御覧いただくと、目撃感で、名目GDP成長率  
は右肩下がりで成長率が鈍化しているというこ  
と、同時に、下の人口構成比については、人口増  
が止まりつつある、その後、人口減少に向かっ  
て動き始めているという二つのことが示されて  
おります。この中で私が注目しておりますのは、下の  
赤で囲まれたところでありまして、九・一、倍、五・  
倍、六・倍等々書かれておりますけれども、  
これは、十歳以上六十四歳以下人口、いわゆる現  
役世代と、六十五歳以上人口、引退された世代の  
方々との比率を示したものであります。若い世代  
と、何人の現役世代で一人の高齢者を支えて  
いるのかということを示している数字というこ

ともいえるわけでありまして、これ、〇・〇年の  
時点で二・六倍、こういう数字になっておりま  
す。つまりは、二・六人でお一人の高齢者、お年  
寄りをお支えをしているということであり、これ  
が二〇一五年には二・一人でお一人の高齢者を  
支え、二〇五〇年には一・一人でお一人のお年寄  
りを支えるという、こういう状況であります。

このままでは、今の社会保障料の負担だけでも  
国民の皆様にとっては大変大きな負担感があるわ  
けであります。これ以上負担が増えるというこ  
とに對しては、よほど国民の皆様がきちんとした  
説明を仮にしたとしても、この負担に耐え切れな  
くなるということが懸念されるわけでありませう。

そこで、負担の在り方について御質問申し上げ  
たいと思つております。今申し上げましたとおり、この  
社会保障料というのは現役の負担というわけであ  
ります。この負担の限界について政府ではどの  
ように御配慮をされているかという、この点につ  
いてまず御質問したいと思います。

○国務大臣(与野野田君) 我が国の社会保障給  
付財源の約二分の二が社会保障料で賄われており  
ますけれども、その負担の多くは勤労世代に集中  
しているわけでありまして。社会保障改革の方向と  
して、若者世代への支援を強化し、全世代対応型  
の社会保障とすることなどの基本原則が掲げられ  
ていることも踏まえつつ、税と社会保障料の適切  
な割合や世代ごとの負担の在り方について考え  
ていく必要があると思つております。

○川合孝典君 先ほどのパネルに、見直されてい  
ただきました。社会保障給付費の推移のグラフ  
であります。先ほど二・六倍に給付費が増え  
たと申し上げましたが、その下のところ、国民所  
得のところを御覧いただきたいと思つていますが、こ  
の二十年間、一九九〇年から二〇一〇年までの  
十年間、国民所得は、百四十七兆円から昨年、百  
四十六兆円、こういう数字であります。つまり、  
給付、負担は二・六倍に増えているにもかかわらず、  
国民の所得が、累計の収入が増えているとはい  
へず、全く

(委員長退席、理事森ゆうこ君着席)

このことこそがこの問題の根底にあるわけでありまして、もちろん財源ということで、給付費、いわゆる税の問題をどうするかということの議論も大切なわけでありまして、国民の皆様が、世論調査では、消費税を上げることについてどう思うかという、こういった問いかけに対しては、実は多くの国民の皆様がこのままではたないから上げる必要はあるんじゃないかという御意見を示される。その一方で、本当に上げてしまったときに払えるのかというところの懸念があるわけですね、所得が増えないから。だからこそ、実際に上がるということに対して大きな抵抗感を示されるわけでありまして、私が申し上げたいのは、この税の議論をする、それと同時に、いや、それよりもむしろ早くまずその前の段階で国民所得を増大させるために何をやるのかと、このことこそが大切だというふうに私は考えております。

したがって、この点への対応をどうするかの説明をきちんと国民の皆様にお示ししない限り、決して国民の皆様には御納得いただけないと思っております。したがって、この点についての御認識をお伺いします。

○国務大臣(与謝野馨君) 結局、我々がやらなければならぬことは二つあると思っております。それは、無駄の排除を含めた歳出削減、第二は経済成長による国民所得の増大、それから三番目は税制改革による収入の確保と、これは三つを順番よくやれという意見と、三つを同時にやれという意見と両方あります。三つを順番によくやりますと永久に仕事は進まないと思っております。この二つのことを同時にやっていくというのが政治の責任ではないかと思っております。

○川合孝典君 この順番が非常に大切なわけでありまして。負担の議論だけが先走りしてしまう。そのことによって誤解が誤解をどんどん呼んでいくということが状況としてはございます。

したがって、今、与謝野大臣がおっしゃった

ていることは、そのことは私自身としては理解はいたしますけれども、そのことを、ではいかにして国民の皆様には御理解をいただくのかということ、この努力はもつとされるべきだと思っております。この点いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) これは、国民の御理解をいただくために今進めている作業を御説明申し上げたいと思っております。

一つは、この消費税に逆進性があるのではないかと御意見があります。これに対してはききんとお答えをしないといけないということで、消費税を導入した場合、所得の低い方々に対してどういふ影響があるのかと、これはききんと説明できないういけないういと思っております。

それからもう一つは、先生先ほど言われたように、経済に対してどういふ影響があるのかと、個人の生活、消費行動に対してどういふ影響があるのかと、どこまでの消費税が経済あるいは国民の生活にとって耐えられるのかと、こういうこともききんとお答えを出さなければならぬわけですね。一方で言えば、消費税を上げたときの経済に対する影響というものはききんと国民にお話ししなければならぬ。

(理事森ゆうこ君退席、委員長着席)

もう一つ大事なことは、これは税法百四条の中にもはつきり書いてありますが、消費税を将来仮に上げた場合、この使途は年金、医療、介護、少子化だけに使うと、しかもそのことを明らかにするためにその消費税収入は区分経理をします。区分経理をするというのは、出と入と、出というものを明白に他の経費と区分して経理をするということによって、国民からいただいた消費税はどの経路を取るか別にして社会保障給付として国民に返ると、このことをはつきりさせるというのが百四条の趣意でございますから、仮に将来消費税を上げるときには、今の三つのことはききつり国民に御説明をしなければならぬと思っております。

○川合孝典君 おっしゃるとおり、今国民の皆様

の感情としては何とかしなければいけない。したがって、そのための負担ということについても考えなければいけないと思われている反面、集めた税金が何に使われているか分からないということに対する不信感、このことが根底にあるわけでありまして。

したがって、今、与謝野大臣がおっしゃいましたとおり、何の目的で集めてそれがどのようなに使われたのかという、それがききんと国民の皆様にお示しできる、そういうシステムをいかにして構築するか、このことこそがこの一体改革の私は肝心なところではないかと思っております。是非ともそういう方向へと、かつ誤解を生じないような説明を十分した上での対応というものをお願い申し上げておきたいと思う次第であります。

時間がなくなつてまいりましたので次の質問に移らせていただきますと思いますが、社会保障と税にかかわる番号制度、この部分について御質問をさせていただきます。

社会保障と税の一体改革のこの番号制度はインフラということになるわけですが、早期導入に向けて今丁寧かつ集中的な作業をしていくことが求められていると思っております。以前の住基ネットといったようなものに対する国民の皆様の反発だとか当時の意見というものを考えたときには、この番号制度というものが、体どういふものなのか、そしてこれをつくることでどういふメリットが国民の皆様が生じるものなのかということとをききんと国民の皆様には御説明する必要があります。あるというふうに思っております。

したがって、この機会に、この社会保障と税にかかわる番号制度のメリットについて御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 社会保障と税にかかわる番号制度の導入によりまして、より正確な所得把握をする、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実と効率化を図ると。第二には、国民の負担の公正性を確保し、社会保障制度に対する

る国民の信頼を確保する。第三に、情報化社会のインフラとして国民の利便性に更なる向上を図るということでございます。

こういうコンピュータの時代ですから、税も社会保障もコンピュータで整理した方がより公正な結果が私には出ると確信をしております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、税と社会保障の一体改革は避けて通れない問題でございます。したがって、この作業をききんと行うことによつて国民の皆様は明るい未来を御提示するのが私たち与党民主党の責務でございますので、是非とも全力での取組をお願い申し上げます。私からの御質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(前田武志君) 以上で川合孝典君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、世耕弘成君の質疑を行います。世耕弘成君。

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございます。

今日は年金と社会保障の問題ですけれども、その前に一つ、土肥隆一民主党衆議院議員についてお伺いしたいと思います。

まさかこの国に、党派を超えても、この国に我が国の領土を売り渡すような文書にサインをする議員がいるということ、考えられない。本当にみんな驚いていると思っております。

この土肥議員は、菅総理の長年の盟友であり、近頃であると言われております。民主党の中でも、衆議院の政倫審の委員長を務めるぐらい地位の高いベテラン議員であります。菅総理は、昨日、ぶら下がり取材で遺憾であるということはおっしゃいましたけれども、その他、この側近である土肥議員に対して何か具体的な働きかけや行動を起こされませんでしたか。お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) この土肥議員の発言は極めて遺憾であります。竹島は我が国の固有の

領土であり、そのことは変わりない事実であります。

この土曜議員の発言について、現在、内閣のメンバーに入っておられるわけではない関係もありまして、現在、党の方で、党の立場あるいは国会での立場でどのように対応するか、今、御本人の意見も聴取しながら検討していただいている、そういう状況にあります。

○世耕弘成君 この問題についてもう一回聞きます。

電話をするとか、本人を呼んで叱るとか、あるいは、もう離党しろとか、議員辞職しろとか、そういう本人に対する、菅総理、民主党の代表として、あるいは長年の盟友として、側近として仕えている議員に何か具体的な行動は取られたんですか。イエスカノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(菅直人君) この問題について幹事長と話をし、幹事長の方で対応するという、そういうことを言っていたのでありますし、私も、まずは党の方で対応していただきたい、こういうふうな指示をしたところであります。

○世耕弘成君 全く土曜議員に対して直接行動を取られていないということがはつきりしたと思います。これ、もし私が同じようなことをやったら、私が師事している安倍元総理は、恐らく私に直ちに電話をしてきて、絶縁宣言と議員を辞めろということをやられたと思います。菅総理は同上に関して、領土に関してその程度の思いしかないということのはつきりしたと思います。

さて、本題の年金問題に入りたいと思います。

年金問題第一号、消えた年金問題、そして第二号、消えた年金問題、この問題については我々自民党全員が深く反省をしております。そして、反省しているからこそ、社会保障制度の解体に取り組んで日本年金機構というのをつくりました。年金記録の回復にも全力を投入してきました。先ほど大塚副大臣は、五千万のうち四千万が回復したとされましたが、そのうち大半は自民党政権時代に回復をしています。そして、民主党政権も自

民党がやってきた同じやり方で引き継いでやってもらっています。先ほど、紙台帳の照合現場を視察したと副大臣おっしゃいましたけれども、そのシステムも自民党時代に設計して導入されたシステムであります。だから、我々必死に取り組んでまいりました。しかし、それでも国民には許していただけなかった。だから、この間の衆議院選挙で我々は政権から降りた大きな原因になったのがこれだということに思っています。

そして、野党になった後も、この年金記録問題については真剣に取り組んでいます。そして、民主党、与党側から提案された年金確保支援法という法律についても、我々は協力をしてアドバイスをしてより良い法案にして、与野党で合意をするということもやってきています。我々は身にしみて反省をしています。

しかし、年金問題第二号とも言うべき主婦の年金問題、運用二号について、先ほどの民主党の議員の方は、あたかも自民党の責任であるようなことをおっしゃいました。これは違う。下手をしたら数兆円の財政への影響が出かねない行為を、国民が不公平だと怒る行為を、法改正なしで、課長通知一本で全国的にやろうとして、三月二十九日、民主党政権の長官大臣の下で方針を決め、四月十五日、細川大臣の下で通知を発出をしたというこの事実、これは私は完全に民主党政権の責任であると思います。

しかし、我々自民党議員が二月末から予算委員会等で取り上げてこの問題が問題化をし、そして三月四日、私の質問に対して、細川大臣は全く知らなかったままこの通知をやったということも判明をした中で、慌てて三月八日にこの運用二号は撤回をされて、そして法律措置によってやるということが発表されたわけでございます。

そのことは私は正しい評価だと思います。正しい方向だと思えます。自民党や民主党や政府からいい案が出てくれば、我々もしつかり議論に参加をさせていただく、この問題をいたずらに引き延ばすようなこともいたしません。

しかし、これを法外措置でやる場合にしても、年金制度の中では極めて特異な特徴、特徴を認める法制度ということになります。だから、これをやるからには、その前提として、やはりあの課長通知がどういふ経緯で発出されたのか、そして課長の責任なのかというところは明確にしていたかなければいけませんし、この国会で知らなかったと答弁をされた細川大臣、ほかの面でももう答弁がぶれぶれの件がたくさんあります。この細川大臣に、果たしてこの重要な法律を国会にきちっと説明をして、国会論議をちゃんとやっていくだけの適性があるのかどうか、そして、法改正をした場合、何人の人によって影響が出るのか、国の財政にどういふ影響が出るのかということ、そして、対象となる人に本当に過失がない、善意の人なのか、あるいは本当は切り替えようと思つたらできたのに、それをやってこなかった人なのか、その辺をしっかりと検証していかなければいけない。

課長だけを更迭をするというようなトカゲのしっぽ切りや、あるいは大臣、政務官の給料、マスコミは全額返還と書いていますけれども、違いますよ。大臣の給料の大部分は議員歳費です。それから、大臣手当の部分返納するだけですから、給料としては二割カットしたただけだ。こういういいかげんな対応では認められないということを申し上げながら、質問に入っていきたいと思えます。

まず、大臣の適性を確認をしていきたい。大臣はいいかげんな答弁を繰り返されています。三月四日、私の質問に対しては、この課長通知についてはどうおっしゃいました。事実を申し上げておられますけれども、その通知については私は当時知りませんでしたと答弁した。ところが、その数日前の二月二十五日には、衆議院予算委員会では加藤勝信議員が、大臣が刊布された、あるいは大臣が御了解された、最終的には大臣が決定された、これにこの措置が作られた、そうでしょうと聞いたら、大臣は、当時、厚労大臣として最終的

な責任は私にありますからそういうことになりますと、あたかも知っていたかのようなことをおっしゃっているんです。細川大臣、どっちが本当なんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 私の答弁では、世耕先生の方に答弁したのが正しい答弁でございます。

○世耕弘成君 これね、衆議院の皆さん怒ってください。衆議院ではいかげんな答弁をしているということを認められた。

もう一つ、私への答弁の中で一つ問題を発見をいたしました。私は、この運用二号というのがこのままやられたら悪用されるんじゃないかということをおっしゃいました。その例として、外国人の夫婦の例を挙げました。外国人が夫婦で日本へやってきて、そして旦那さんが企業に就職する。そうすると、旦那さんは二号被保険者になって旦那さんは自動的に三号被保険者になる。で、六か月ほど旦那さんが、また夫婦で母国へ帰った。旦那さんは会社を辞めますから二号被保険者の権利は失います。だけれども、旦那さんは二号被保険者の権利は手続をしない限りそのままになる。そして、二五年後、この人が、旦那さんが帰ってきて私に運用二号を適用してくれと言われたら、二年分払うだけで国民年金年間大体五千万円もえらくことになってしまふ、こういう悪用がありませんかと言ったら、大臣はこう答えました。機構の方から本人に通知をして四か月連絡がなければ抹消するので今後は起こらないと、私に向かつてこの場で答弁をされました。

これ、年金制度の中に抹消という手続はあるんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 外国人の場合、国籍が外国でそして日本に住んでいない場合、住所がない場合、これは国民年金法の被保険者からなくなるといいますか、消えることになっております。

そういう意味では、今委員が示されましたその例では、既にもう国民年金法から言えば抹消のよう形になりますから、それでこの適用はされない、したがってそういう場合には被保険者にもな

らないと、こういうことでございます。

○世耕弘成君 これ、年金局長お見えですから確認したいと思えますけれども、外国人で、帰国して、帰国先の住所も分からないで郵便物を送つても着かない、そんな中でこの抹消ということはどうなるんですか、教えていただきたいと思えます。

○政府参考人(榮烟潤君) 今お話しする方であつても、国民年金法上、被保険者資格がなくなるというところでございます。

○世耕弘成君 いや、もう一度。だから、これ、外国人で通知が着かなくてもやれるんですか。郵便が着かなくても抹消ということ、できるんですか。

○政府参考人(榮烟潤君) 国民年金法上は、外国人の方が外国に出られたようなときには被保険者資格はなくなるというところでございます。

○世耕弘成君 もう、つお伺いしたいと思えます。大臣は、省内の把握が私は十分でないと思ふ。三月八日の衆議院厚生労働委員会でも岡本政務官が、三月十五日より前に私は聞いておりました、相談として受けていたということは事実関係としてあると答弁をされております。

岡本政務官にお伺いしたいと思えますが、これは事実ですか、どうでしょうか。何日にお聞きになったんでしょうか、お伺いしたいと思えます。

○大臣政務官(岡本充功君) お答えいたします。衆議院の厚生労働委員会でも答弁させていただいたとおりでございます。

また、日時については、昨日調べましたけれども、定かではありませんが、十二月ごろ、物価スライドの扱い、基礎年金国庫負担率分の一の取扱いなど様々な課題がある中で、事務方から聞いた記憶がございます。

でしよう、政治主導というのは、そのチームワークが全くできていない。これ、報告、相談しなかった岡本政務官の責任について、大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(細川律夫君) 岡本政務官は、この運用三号について、事務方の方で事務的に進んでいるというところの報告を受けたということでありまして、そのときにそれを私の方に政務官から報告がなかったというところについては、これは私は、それは事務方の処理の報告でありますから、わざわざ私の方に報告する必要はないと、この判断されたんだと思ひます。

○世耕弘成君 これは、ただでさえ政務三役で一体となつて責任を持つてやっているとおっしゃっているわけですよね。政務官が知っているのに報告しなかった。私も総務大臣政務官やっていたこととありますけれども、もし方が、百万人に影響を及ぼすかもしれない、財政的に数兆円規模の影響が出るかもしれない、そういう通知を課長が出そうとしている、そのことが年金記録回復委員会に諮られるということであれば、私は必ず大臣に相談したと思ひますよ。この辺がもう完全に、細川大臣、省内の把握ができていないと思ひます。

そしてもう一つ、胸を張つて知らなかったとおっしゃっていますが、大臣は知るチャンスがあつたんです。十一月十五日、通知が出される一日前、十二月十四日に年金記録回復委員会が開かれました。

もう一回、これはこの間もお答えいただいていたんですが、大臣は出席されましたよね。

○国務大臣(細川律夫君) その年金回復委員会へは出席をいたしました。出席をいたしました。日頃挨拶をして退出をいたしました。

○世耕弘成君 日頃挨拶をして退席をしたつて、何か結婚式に来賓で出たようなことを言わないでください。これ、年金記録回復委員会というものは式典でも何でもありませんよ。これは年金問題に対応して国民の視点から検討して、厚生労働大臣

に助言をするための委員会であると規定されている委員会ですよ。ここに出席をするに当たつて、それは日理上、挨拶をして、出られるかもしれないけれども、その委員会ではどういふ議論が行われるかというのには事前に官報から説明を受けなかつたんでしょ、どうでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 事務方からの、年金記録回復委員会でのどういふ議論があつて、その議論の内容についての詳しい説明は私の方にはございませんでした。

ただ、年金回復の委員会があるということを開きまして、その秘書官の方からは、年金の紙台帳とそれからコンピュータの記録、この突合の問題などが議論のようですよ、こういう話は聞きましたけれども、それ以上は聞きませんでした。

○世耕弘成君 これ、民間の忙しい方が大臣に助言をするためにわざわざ集まつていらつしやるんですよ。そこへもういかに、挨拶を読むその挨拶文だけ秘書官から説明を受けて、それをそのまま読み上げてきたつて感じじゃないですか。

中後に報告は受けなかつたんですか。どういふ話があつたのか教えるということに事務局に指示はされなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのときの年金回復委員会、その運用三号とかいうような、後で報告はございませんでした。

○世耕弘成君 このとき挨拶をして中座されたというところで出なかつたらいけない用事というのは何だつたんでしょ。

いうことになつたところでございませう。物価スライドのことで総理とお話をさせていただきました。

○世耕弘成君 我々総理に呼ばれているといつても、少なくともあなたに助言をするために皆さん集まられている。その助言の結果がどういふことだつたかというのを必ず聞いていれば、この会議で、例えばこの運用三号について、他の記録問題と違つて制度そのものの問題であり、質的に違つて意見が出ていたり、あるいは真面目に私についている人に対する背信行為と認識するという意見も出ていたということを知つて、政治家、大臣と

して、あれつと思つてアクションを取れる最後のチャンス、これを大臣はみすみす、ちゃんと報告を受けなかつたことによつて逃された。この責任は不可避だと思ひます。

そして、もう一つ……(発言する者あり) 谷岡議員、静かにしてください。やじらないんじやないですか。

元々、二月二十四日の衆議院の答弁、正式に「今後の対応について」という紙まで提出をして、今後決定に向けた事務処理や年金の支給は留保するというふうにお答えになりました。ところが、三月四日、この予備委員会、私の指摘で、実は四百九十三人分はもう三月十五日、随時払いの振り込みの事務作業に入つていて止められないという答弁をされました。これ、衆議院に対しては答弁や紙の訂正はもうされましたか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、もう既にこの通知の方を留保すると、こういうことももう解除を今いたしております。

それで、今委員の言われました三月の随時払いの件につきましては、私が申し上げたのは、随時払いをするには、もう既にコンピュータの作動に入つていてもうそれは駄目だというふうな、物理的にちよつと駄目だというお話を、それから、被保険者として既に決定をされておりました、そうしますと受給権も発生をされているというふうなことから、もうやむを得なく支払と、こういうこ

とにさせていたところでございます。

○世耕弘成君 全く答弁に、答えていない。これは私、本当時聞かしてほしいです。二月二十四日付けで衆議院に紙まで出してお答えになっている。その答弁は訂正されたんですか。イエスかノーかでお答えください。

○委員(前田武志君) 答弁側においては質問者の質問に的確に答えてください。(発言する者あり)お静かに。

○国務大臣(細川律夫君) 正式な形で、それが通った対応をしたと、こういうことについて、正式に書面とかそういうものでいたしておりません。

○世耕弘成君 本町に不誠実な対応ですね、これ。衆議院の皆さん、監視されているから怒った方がいいと思いますね。

そして、じゃ、もう一つ中身を。

一月末にこの通知について大臣は知つたと、そのときに事務方を叱つたんだというふうにおつしやつていますね。一月末にはもう総務省の年金業務監視委員会もこの問題を問題視をしていたと。この一月末に大臣が初めて知つて事務方を叱つたときに、ここで、一切の事務処理を止める手続をしていけば、この二月十五日の振り込みは、二月二十日から手続に入るわけですから、一月末に止めていけば止まつたんです。どうして、これは一月末に初めて知つてまうと思つたときに全部作業を止めるという指示を出されなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのときには、事務方からこの運用三号について話がありました。これについて、せんだつても申し上げましたように、公平性というところからこれは少しい問題だというふうにも私は思いました。

しかし、行政的には運用三号が既に始まつておりまして進んでおりますから、したがって、これを止めるかどうかというところは、これは即、私がそこで決断するというよりも、この問題をしっかりと把握をして、そこで判断しなければいけない

と思ひまして、そこで私が考えたのは、一月の二十八日には総務省の方の年金業務監視委員会、これが開会をされると、そこでこの問題も議論をされるということでございました。

そして、そこへは大塚副大臣も出て、あるいは厚生労働省の方の年金回復委員会のたしか委員長もそちらに出られて御説明もすると、こういうようなことも聞いておりましたので、私は、衆議院などのいろいろな委員会でお答えしたのは、そういう年金業務監視委員会の、そういうところの議論もよく聞いて、そこは総務大臣に意見も申し上げ、総務大臣から私の方に意見をくれるというようになすというシステムになつておりますから、そういうところを、それは……(発言する者あり)ちよつと……(発言する者あり)

いやいや、非常に大事なところですから、大事などところですから聞いてください。これは、年金業務監視委員会というのは、政府の中で年金業務について、それについてチェックするような機関でもございますから、そういうところのいろいろな御意見、判断も私は尊重しなければいけないと、そう思つてすぐに判断はしなかつたわけでございます。

○世耕弘成君 すぐに反応しないといつても、結局これ国会で問題になるまで放置したんですよ、厚生労働大臣。総務省のせいにしちやいけないうじゃないですか。総務省が遅かつたみたいないない方になりますよ。

二月二十四日の国会に提出する、紙で国会に提出されたんですから、非常に重要な大臣名のペーパーを作るときに、完全に止まつてゐるのかというところを確認されなかつたんですか。二十日にもう振り込みの作業が始まつてゐるのに、二十四日にもう全部支払を止めますというペーパーを出されたんです。そのとき確認されなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 二十四日の委員会が終りまして、そこで理事会の方に提出をせよと、こういうことでございましたから、私が委員会でお話をしたことをペーパーにさせたところでございます。

そのときに、いろいろときちつとそれぞれのこところのお話も十分聞いて、それでそういうペーパーを出せばよかつた、まあ今からは思つておりますけれども、これは衆議院の委員会に対しては大変失礼なことをしたと、こういうふうには反省をいたしております。

○世耕弘成君 反省していると口でおつしやつていけるけど、まだ訂正してないではないですか。三月四日に私の質問で分かつたのに、全然誠実じゃないですよ。

大臣、これね、大臣が一月末に知つていて、すぐアクションを取らなかつたがために、結局四百九十三人の方には振り込まれてしまふんですよ、これ、十五日に。あと五日、日本年金機構の人とか事務方の人たちはできませんと云うかもしれないけれども、大臣、リーダーシップで、手作業でもいいからこの四百九十三人分銀行に振り出してもらつて振り込みを止めるべきだと思ひませんか。それぐらいのことはやつたらどうでしょうか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) これは、個別にそういうことをすることはもうできないというお話でございます。

ただ、私が申し上げたのは、そのできないというのと、それから既定の人たちの受給権というものは、法的にはこれはもう行政行為によつて既に発生しておりますから、これは払うということとは、これはまたその方向でいろいろやらなければいけないことだというふうにも判断もしております。

○世耕弘成君 もう結局止める気もない、もうそのまま振り込んで払つちやう。今なら止めれると思ひますよ。民間の感覚だったら、銀行に行つて、大臣それぞれ銀行の頭取と会つて、止めてくれと、何とか怖むと言ふべきじゃないですか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 既定者として受給権者に對してはこれは支払うということにいたしましたけれども、しかし、この人たちに對しては、私どもが今考へております法律によりまして抜本改善をつくらんと、こういうことをお約束をしてい

るわけでございますから、それができたときには、それは一月、日まで遡つて適用するような場合には、そのところは減額などの調整ということもするということを本人たちに御通知も申し上げて、その支払もすると、こういうことでござい

○世耕弘成君 全くこれ、民間の感覚では理解できない。且お金渡つちやうんですよ、勝手に、それを後で返してくれなんて、大変な作業になりますよ、また現出の人たちも。これは私は、もつとリーダーシップを取つてやるべきだと思ひます。が、やる気がないというのがはつきりいたしました。

大臣はもうこの答弁が変わる。そして、長通知に關して知るチャンスがあつたのに、その知るチャンスを逃した。内部の掌握もできていない。政務官とのコミュニケーションもできていない。そして、振り込みストップを自分のアクションで止めようというリーダーシップもない。こんな大臣の下ではこんな大改正なかなかできませんよ。そのことを私は明確に指摘をしておきたいと思ひます。

その上で、過去の経緯を伺います。昨年三月二十九日の年金記録回復委員会は結論を出したと云つていますが、その結論はこの方向で検討するとしか言つていないんです。その後、誰が検討して、誰がいつ結論を出したんでしょうか。これは年金局長にお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(桑畑潤君) この運用三号問題につきましては、一昨年十一月の旧社会保険庁が職員などに対して行いましたアンケート調査によつて明らかになつたところでございますが、この結果を聞きまして事務方では対応策を検討して、昨年二月二十九日、当時の大臣に御相談をして、御了承

をいただきました。

その後、同日の年金記録回復委員会におきまして御議論をいただきました。委員会の総意としては本件についてやむを得ないという御意見をちょうだいして、こういう方針が定まったということろでございます。

○世耕弘成君 これ、十一月のアンケートの結果判明したと繰り返し厚生労働省は説明されていいますが、十一月のアンケートで判明して、この問題を年金記録回復委員会に相談をして審議されたのはいつのことですか。

○政府参考人(栗田潤君) 一月二十五日の年金記録回復委員会御相談しております。

○世耕弘成君 これ、一月二十五日も、でもそんな議論になっていませんよ。二月十六日に初めて年金記録回復委員会でお、人が指摘をするまで議題にはなっていないと思いますよ。事実関係、どうですか。

○政府参考人(栗田潤君) 一月二十五日に職員アンケートの概要を御説明、御報告いたしましたところでございます。

○世耕弘成君 結局、十一月にアンケートが判明して、一月、二月十六日にほんんと回復委員会に軽く相談をしただけ。二月は厚生労働省から諮ったわけじゃなくて、委員の方からこんな問題があるんじゃないかという話があった。その後、三月二十九日に突然、今おっしゃった言葉を信じてとしたり、事務方で相談して、長官大臣にそのまま報告をして、長官大臣からアンケートをもらって、そしてそれを年金記録回復委員会に諮って、了承を得たのでそのままやったという理解になると思います。

○世耕弘成君 じゃ、この運用三号をやるぞという決定の決定とか、そういう文書は残っているんでしょうか。

○政府参考人(栗田潤君) 三月二十九日に当時の大臣室で、大臣、年金局、年金機構等集まって相談をして結論を出したというところでございます。決裁等は紙としては残っていません。

○世耕弘成君 これ、百万人を相手にして、下手

したら救済の財政支出が出るかもしれない。この通知を出すに当たって何の罰にももたつていないんですか。決裁文書残っていないんですか。お教えください。

○政府参考人(栗田潤君) 大臣室で会議をして方針を決定したところであり、決裁の紙などは作ってございません。

○世耕弘成君 こんな大変なやり方は自民党政権時代はなかったですよ。幾ら何でも、救済の影響が出る、百万人に影響する重大な……(発言する者あり) 森ゆう二議員、静かにしてください。静かにしてください。森ゆう二議員、私の質問時間です。静かにしてください。森ゆう二議員……(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) お静かに願います。お静かに願います。

○世耕弘成君 いいですか。兆円、救済兆円のお金が出ることを何の決裁もなしにやった、これは私に本気で重大問題だと思えます。

そして、今度は十一月十五日に通知を差出するときには決裁が許可が取られたんでしょうか、いかがでしょうか。

○政府参考人(栗田潤君) 十二月十五日の通知は施行日を翌年一月一日と定めるものであり、担当課長の通知ということで、担当課長までの決裁で終わっております。

○世耕弘成君 これ、大臣、お伺いしたいんですけれども、結局この課長は、橋本さんという課長、年金局の事業管理課長は、長官大臣に三月二十九日アンケートをもらい、年金回復委員会からこれでいいよとわれ、多分、事務方の説明によれば、それにのっとって決裁と課長通知を出したというところなんです。あえて新しい大臣にも説明しないで出した。

この課長が処分をされるというのはおかしいと思いませんか。だって、言われたとおりをやっただけですよ、この人は、どう思いますか。

○国務大臣(細川律夫君) 今、世耕委員も言われたように、この問題というのは多くの方の権利の

問題でもございます。そういう問題について事務の方が、全責任を持つております私の方に報告を当然すべきだというふうには私は考えております。その報告がなかったということでありましたから、それは事務方がとてきわつたことであつたというふうには私は判断したわけでございます。

○世耕弘成君 結局、課長一人に責任を押し付けてトカゲのしっぽ切りですよ。

私は、この課長に是非この委員会に出てきていただいて、どういう経緯があつたのかを是非教えていただきたい。これは委員長にお願いをしておきたいと思ひます。

○委員長(前田武志君) 理事会において協議いたします。

○世耕弘成君 そして、この年金記録回復委員会、お墨付きをあげたかもしれませんけれども、法改正をしなくていいといふ一言も言っていない。当時の年金記録回復委員の一人に聞きましていただいても、あくまでも救済方法について了解をしただけであつて、具体的に法律でやれとか省令でやれとか、そんなことは全く年金記録回復委員会としては判断を示していないと証言をされていいます。

これ、法律によらなくていいと判断したのは誰なんです。長官大臣ですか。お答えください。

○政府参考人(栗田潤君) この第三号被保険者の記録が整合していない件につきましては、従来から年金の支給決定を行う際に不整合記録をチェックするために裁定の事務をするところで必ずしも統一した運用が行われていなかったということもあり、不整合記録に基づいて年金を支給するということは事実上ございました。

二十二年初めにこのような状況が顕在化したために、私どもとしてどういうふうに対応策を考へるかというふうな考えにいたしたときに、この事務現場における統一的な事務処理の取扱いを明らかにするということで今回のあの運用三号の通知を出したところでございまして、そういう点で、元々事務処理の統一というふうな趣旨で考へて

おつたところでございます。そういうことで今回のあの通知ということになったところでございます。以上でございます。

○世耕弘成君 全然答えてない。

職員向けQ&Aを見れば、法改正に時間が掛かる、法改正は難しい、議論がいっぱい出てきちゃう、あるいはどうせ法改正をやつても自分たちが考へているのと同じ結果になる、そういうふうに出てくるんですよ。

法改正に時間が掛かるとかそういうのは役所の人じゃ判断できないですよ。やつぱり政治家が判断したんじゃないですか。これ、法律でやつたら時間が掛かるからもう運用でやつていいよという判断を長官大臣があるいは当時の政務二役が示されたかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(栗田潤君) 元々これは事務処理を統一しようということで進められてきたものでございまして、あくまでも通知ということで考えたところでございます。

○世耕弘成君 事務処理の統一と云つておりますけれども、これ、とんでもないことをおつしやつていますよ。統一というのは、例えば九割か九割五分はあるやり方でやつていて、例外的な五分がある場合は多い方に合わせるんですよ。

私、いろいろ地元でも話を聞きました。いろんな人の話を聞きましたけど、大半の人はやつぱり三号被保険者から一、二号被保険者に切り替えている。社会保険労務士も、多くの人が市町村の窓口でちゃんと指導をされるし、しつこく連絡も来ると言っています。何でこの例外的な運用三号に全部合わせちゃうやうなことを考へるんですか。これは私非常におかしいと思ひます。

でも、この問題ははいよいよ話が深まったばかりだと思ひます。私は是非、長官大臣にもこの場所に来ていただきたいし、そして橋本事業管理課長にも来ていただきたい。そして、この運用三号がどういう過程で決定されたのかというのを明確にしていきたいと思ひます。

そして、おとといの夜、まさに付け焼ぎ刃のよう  
に法改正の方針が決まりました。八日の昼に  
総務省の年金業務監視委員会から答申が出た。そ  
して、八日の夜にはもう立法の方針が出ている。  
これは年金業務監視委員の皆さんの中からも、  
ちゃんと報告書を読んだのかと、一夜漬けにも  
なっていないんじゃないかと、そういう声が出てい  
ます。

さて、この立法、我々も協力したいと思いま  
す。いい法律が出てくるんだつたら。ただ、前提  
として、まず影響額がちゃんと分かっている必要  
がない、ある程度の推計ができていないと、い  
けない。一体何人の人が対象になって、そして既  
に年金をもらっている人、まだ掛金を払っている  
段階の人、どれぐらいいるのか。そして、一体幾  
らぐらゐ費用が掛かるのか、そしてそのお金は結  
局どこから出すことになるのか、これをお伺いし  
たいと思います。大臣、お答えください。

○国務大臣(細川律夫) これは、今までの調査  
では三号被保険者とそれから一、二号被保険者、こ  
れは夫婦がそういう形になっていたらおかしいと、  
こういうことで、それをどれぐらいあるかとい  
うことでコンピュータではじき出したのが百万弱  
あったわけでございます。

そうしますと、その不整合な記録の中で、一  
どれぐらいの長さか、あるいはどれぐらいの期間  
の人がどれぐらいいるのか、そういうことにつ  
いて、それは被保険者もそれから受給者につ  
いてもその詳細についてまだ分かっておりませ  
ん。したがって、委員せっかくの、確かにそこは  
は大事なところだと思っておりますけれども、今  
そこでまだ詳細分かっておりませんので、した  
がつて、これからその法的な解決をしていくそ  
の段階でそのことも委員の方にもお示しをして  
やっていきたいというふうに考えております。

○世耕弘成 結局、そういうデータがないまま  
で法改正を出した。結局、今日のこのテレビ入  
りの委員会乗るために慌てておとといの夜やっ  
たということじゃないですか。管内閣の延命策で

しかありませんよ。

これ、もしかしたら財政出動が必要かもしれま  
せんが、この新しい立法方向を決めるに当たつて  
野田大臣は相談を受けられましたか。

○国務大臣(野田佳彦) 受けておりません。

○世耕弘成 ちよつとくつとききました。お金  
が出ていくかも分からない、下手したら税金から  
出なければいけないかも分からない。その話を財  
務大臣に相談なしで決める。本場にびつくりしま  
した。

もう一つ、この未届けで対象となる人が本場に  
首意の人なのかどうか、これは確認されますか。  
私いろいろ聞きましたよ。本場にみんな、いや、  
もう強制的にやられたと、しつこく連絡が来て変  
えた、窓口で注意された、あるいは健康保険を切  
り付けたときに、ああ、年金も切り替えなきゃと  
気付いたとか、みんな、きつちりやっている人が  
ほとんどだと思ひます。実態をどういうふうによ  
えられますでしょうか。

今までも、この間もお伺いしましたが、窓口で  
三号から一、二号へ変えてくださる方、窓口で  
すよ。あるいは、それでも拒否する方はもう職  
権をやつていきますよ。それで何かトラブルにな  
りましたか。けしからぬといつて行政訴訟起こつ  
ていますか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫) これまでいろいろと御  
説明をしてまいりましたけれども、先ほど川合委  
員からの質問のときにも出ましたけれども、この  
扱いについては、一番最初の昭和六十一年発足当  
時からこの扱いはいろいろ違つていります。き  
ちんと勘別して、そしてこの届出がなければ再度  
勘別して、さらに届出がなければそれはもう職権  
で記録を訂正すると、こういうことをしつかり  
始めたのは平成十七年以降なんです。それ以前は  
非常に、ある面で勘別だけしつ放しで、さらに、  
平成九年かな、その前はほとんど勘別もしてい  
ないようなそういう状況なんです。  
そういう経過もあつて、きちつと三号被保険者  
が一号……

○委員長(前田武志君) 冷介は前席にお願いいた  
します。

○国務大臣(細川律夫) 一号に変えたというよ  
うなこともないところもあつたわけですから、そ  
ういふことも御理解もいただきたいと思います。  
そして、確かに、その被保険者が、通知が来て  
も、通知が来ても、知つていてあえて一号に変え  
ない、そういう方も中には私はおられるとい  
うふうに思ひます。しかし、本場に知らないよ  
うな、これ一般の主婦の人ですから、第三号。そ  
して、自分の主婦のその生活が変わるわけでも  
ございせんから、それは知らない方もおられたと  
いうふうに私は思ひます。

したがつて、その悲意とかいうのはなかなか難  
しいといふふうに思つております。  
○世耕弘成 結局、本場に首意の人のかどう  
なのか確認もできていない。勘別勘別とおつしや  
いますけれども、窓口に来た人をほとんどその段  
階で、水際でちゃんと変えてもらつていらないとい  
うことなんです。ほとんどの人が、私はそう思ひ  
ますよ。

そういう、お金が出ら掛かるかも分からない、  
財務大臣にも相談をしていない、対象となる人が  
首意の人かどうかも確認をしていない、こんな状  
態で法改正できないでしょう、これは。ちゃんと  
やつていただきたい。

私は、少なくともサンプル調査、千件か数千件  
ぐらゐサンプルを出して、その人たちを一個一個  
調べれば、今私が申し上げたようなデータとか、  
首意かどうかというのがある程度確認できると思  
ひます。サンプル調査をちゃんとやつてほしいと  
思ひます。

そして、もう一つ、ほかの制度との整合性も取  
らないと駄目ですよ。例えば年金確保支援法、こ  
れから成立したら、これは十年しか通れない。し  
かし、今大臣が考えておられる制度は全部通れる  
となつていります。この公平性をどうするのか。  
それと、もう一つ大きな問題。これは我々の時  
代に起こつた問題で、我々の対処法で、今、消え

た年金記録を回復するためには第三者委員会とい  
うところが間に入つて判定をしています。そこ  
に、こちらの政府のせいで記録が消えてしまつた  
のかも分からないのに、御本人が何回も何回も名  
簿を持つていつたり会社の懇話会の写真を持つて  
いつたりして証明をして、一つ一つやつてい  
ります。消えた年金記録の人が、そうやつて第三  
者委員会に認めてもらえない限り記録が回復でき  
ない。なのに、こちらの手帳をしいなかつた専業  
主婦の方は、何にもしないで、ほんと通つてお金  
さえ払えば何とかなるというの、これは完全に  
不整合だと思ひますが、最後、どうお考えでしょ  
うか。

○国務大臣(細川律夫) この二号の不整合問題  
について、これを真正な正しいものに記録を回復  
すると、そのことによつてどういふことになつ  
ていくかというところについては大変大きな難し  
い問題がございします。そのことは以前から私も申  
上げているところでありまして、そういう難し  
いところをどう解決していくかが、これは先生方  
の、国会の先生方の意見もあつてもらつて、いろ  
んな御意見もいただいて、そこで解決をしてい  
こうということでございますから、私もどつては  
皆様の意見を尊重したいというふうに思つてお  
ります。

○世耕弘成 ともかく、答弁がころころ変わつ  
て、衆議院で間違つたことを言つても改めてい  
ない、そして、中の管理もできていない。そして、  
付け焼ぎ刃で一、二夜漬けにもならない法律案を出  
してきましたけれども、その背景となるデータとか  
あるいは対象になる人の調査もしていない。ほか  
の制度との整合性もよく考えていない。細川大臣  
には全く私は厚生労働大臣としての適性はない、  
欠ける、自ら辞めていただきたいということをし  
上げて、私の質問を終わらせていただきます。  
○委員長(前田武志君) 関連質疑を許します。宮  
沢洋一君。 白民党の宮沢洋一でございます。

だつて大変な人たち、まあこれは税になるからいいんだとおっしゃるのかもしれないけれども、そういう人たちに一六%とか一八%という、収入に比べてそれだけのまきに保険料を新たにいただくということをやつて、それで美しさを求める、それだけですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私も年金のことも多少長く見てまいっておりますが、今おっしゃつたような案を取つておられる方も結構あるんですよ、現実には。ですから、私は当然それも一つの案として、一元化を推し進めようということの中の有力な案として私は検討すべきだと。ただ、それをどういう段階取りで進めていくかということも含めて現在議論をしております。

○宮沢洋一君 まあ正直、一元化というのがこれほどすばらしいものだ、もう人生が変わる、皆さんの年金生活が変わるといふものであればそれはほんのうんですが、そのイメージだけで、中身はともかく、これから払う人たちは大変ですよ。フリーターの人、母子家庭の人たちから収入に比べて保険料を新たにもらうんですから。そして、それをもらえる、年金ももらえるのは何十年先なんですから。そういうことを今やろうとしている、そんな暇は恐らくないんだと思います。

少し話を最低保障年金の方に移りますので、これは、与謝野大臣、是非答えていただきたい。

最低保障年金、私も、もう六年前ですか、枝野長官が提案者で、随分厚生労働委員会でも民主党案について議論をいたしました。その中で、一元化であり最低保障年金のふつとした図がかいてあつたわけですが、そのときに、ある意味ではしっかりしているなと思ひましたのは、その最低保障年金、まあ二分の一の負担から全額国が負担するということになるので、たしか消費税三%引き上げると、こういうことも一緒に御提案されていたら、かなり年金の支払は増えていきますけれども、今でいうと大体何%ぐらいですか、消費税。

細川大臣、昨日質問通告しておきましたよ、全額税で見ると消費税何%分か。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。

○委員長(前田武志君) それでは速記を起してください。

○国務大臣(細川律夫君) 最低保障年金につきましては、その保険料をどうするのか……(発言する者あり) いや、失礼しました、失礼しました。

その範囲、支払う人の範囲、それを夫婦と一緒に払うのかとか、そういう人数の面、そういう問題があつて今計算はできないと、計算はできないので、したがって消費税は何%かは決まらないうと、こういうことでございます。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 答弁者においては的確にお答えください。

○国務大臣(与謝野馨君) 宮沢先生の御質問、例えば基礎年金の給付費、平成二十三年度予算案では一・二兆でございませう、これは消費税の増収が二・一兆なか、五兆かでは分かれますけれども、おおよその大きさが分かるかと思ひますが、

○宮沢洋一君 質問通告しておいたんですが、要するに、六年前、三%消費税とおつちやつたのが今四%に上がつておられるんです、四%に。で、これは本当に正直な議論を与謝野大臣、せつかくそこに入られておられるんですからしなやかにいえないと思ひますのは、社会保険方式でも税方式でもいろんなメリット、デメリットはありますが、介護を中心とした社会保険の伸びを考えると、年金まで、基礎年金の半分のところまで、そこまで消費税ではとてもできないだろうというのが正直な気持ちなわけで、恐らく大抵もその正直な気持ちに近いところはおありだと思ひます。

今いろんな議論をしております。しかし、じゃと年先、二〇二三年までこうなつてプライマリーバランスというふうなことは言つていきますけれども、恐らく一帯大変なのは、二〇三五年、第一次ベ

ビーブーマーの人たちが六十五になり始める、そして団塊の世代は八十代後半、そろそろだから高齢者世代の世代交代が起る時代というのが二〇三五年ですよ。そのころ、本当に今の医療制度、介護制度を前提にして、消費税が二〇%軽減税となし、これで恐らくもたないというのが正直なところだと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、さつき総理が答弁されたのは、やはりバート、非正規雇用等で厚生年金に入れない方、この方々をどうするかという視点も極めて大事だということをおし上げました……

○委員長(前田武志君) 与謝野大臣、時間が過ぎておりますので、簡潔にお答えください。

○国務大臣(与謝野馨君) それから、私は、税金も社会保険も国民の財布から出てくるという意味では同じものだと思つております。したがういして、実は問題になるのは国民負担率という数字が、番問題なんだと思つております。

時間でございますので、以上です。

○宮沢洋一君 もう時間参りましたので、本当に与謝野大臣にも少しちゃんと答弁していただければよかったです。途中でまあいろんな勘違いの答弁等々あつたので、時間を食つてしまいました。

○国務大臣(与謝野馨君) 草川委員の御指摘、私もこの件については監督不行き届きという、そういう責任、重々感じておまして、これについては私自身も自ら反省をして、そして自ら自分の俸給も返納すると、こういうこともいたしまして反省をいたしております。

○委員長(前田武志君) 次に、草川昭三君の質疑を行います。草川昭三君、

除者の記録不整合問題について質問をしたいと思ひます。

私は、記録不整合の問題を抱える方々を何らかの形で救済することが大切だという立場でありまして、救済をすること自体に異論はありませんが、ただ、今回の厚生労働省が発表した課長連達の運用三号は、真面目に保険料を納めてきた人たちが損をして、納めてこなかった人が得をするという、いわゆる正直者がばかを見る内容で問題があるのではないだろうか。なぜこのような事態になつたのかということ、誰が決めたのか、誰が実行したのか、誰が反省をして責任があるかというの、この委員会が残念ながら私ども聞いて分かれぬわけですよ。

責任逃れであることはよく分かるんですよ。責任逃れをした各弁をしておみえになることは非常によく分かるけれども、私は、政治家は、こういう大変な混乱した時期にはやっぱり反省すべきは反省をし、責任を持つのは私が責任を持つということをやらないと、これを原則にしないと、ぶつつけ合いをしておつてはこれの国の、日本は本当に潰れますよ、これ、我々はそのうざりざりのところに来ておるのではないだろうかと思ひますが、まず、その点について大臣の見解と総理の見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) 草川委員の御指摘、私もこの件については監督不行き届きという、そういう責任、重々感じておまして、これについては私自身も自ら反省をして、そして自ら自分の俸給も返納すると、こういうこともいたしまして反省をいたしております。

○委員長(前田武志君) 次に、草川昭三君の質疑を行います。草川昭三君、

サラリーマンの妻などが加入をする第三号被保

その解決のためには、これは草川委員にもいろいろと御意見もいただき、それを踏まえて私どももこの解決策にしっかりと取り組んでやっていきたいというふうに思っております。

○草川昭三君 今、処分の問題を各弁されました。昨日の衆議院厚生労働委員会でも岡本政務官は、課長の通知が発出される前に相談を受けました、重要な案件についてきつと大臣に相談をする必要はあったのではないかと感じているという答弁をしております。

そこで、細川大臣にお伺いをしますが、岡本政務官が通知を出されることは承知をされているというところをいつ誰から大臣は聞かれましたか。もう一回言いますか。政務官が通知を出されるということを知りながら、政務官が誰から聞かれましたか。耳に入りましたか。分かりませんか。

○国務大臣(細川律夫君) 岡本政務官の方からお聞きしました内容については、たしか、その出す前にいろいろの報告と、諸にきつと受けたような、事務方から受けたというようなことを、聞いたということをお聞きしました。それは、いつだったでしょうか、正確には覚えておりませんが、大臣室の中でいろいろと打合せをしているときに聞いたところでございます。

○草川昭三君 いや、だから、そこがこの処分の問題に關係してくるんですよ。処分の中身と、大臣がその岡本さんが聞かれたということとをどこで知ったかによつて岡本さんに対する処分の内容が異なってくるんじゃないですか。事前に聞いたのか事後に聞いたのかによつて。それで、まあ今のは分かったような分からないような答弁でございまして、どつちにでも取れるようなことですか。まあ、大臣は非常にこういう点ではやり取りを訓練されておられますんで、打たれ強いんじゃないですか、大変恐縮ですが。

私は、この厚生労働省の二人の課長は、大臣への説明、報告を行わなかったという理由に

更迭をされたんですね。大臣に報告をしないというところが更迭の大きな理由になっておるわけですよ。大臣に説明をしなかつた課長は更迭をされて職を失うというように極めて厳しい処分を受けた。それに対して、大臣に説明をしなかつたという政務官、これは給料の返納だけで済む。差別じゃないですか。差があり過ぎる。

行政が極めて恣意的ではないだろうか、私はそう思うんですが、身内に甘過ぎるようなことが随所に出ておるといふことは、本質的なこれは解決にならないと、こういうことを言いたいんです。どうですか。

○国務大臣(細川律夫君) 私はこの厚生労働行政の全般の責任者でありますから、いろいろと情報を知りながら私の下に、事務方は当然私の方に報告をするべきであるというふうには思っております。その情報を、事務方の方から大事なものをきつと報告をしなかつたということ、私自身が的確な判断もできないと、こういうことでございまして、処分もさせていたところでございます。

○草川昭三君 いや、だから、政務官に対する処分というのは減給だけでしよう。減給というのか、返納だけでしよう。本来ならば政務官はもつと罪が重いんじゃないですか。政務官を更迭すべきであると私は思うんですが、その点どうですか。

○国務大臣(細川律夫君) 政務官はそのときに、やはりその報告を受けたときに、事務方に対して大臣にも報告をするようにと、そういうような指示を私はそのときされるべきだったのではないかと、そういう監督不行き届きというのがあったと思ひます。

ただ、確かに政務官の責任もあると思ひますが、したがって、政務官も就任以来の全ての作務についてこれを返納する。向こう一か月もこれも返納すると、こういうことで、それはそれでまじく厳しい処分だといふふうに思ひます。

○草川昭三君 いや、役所というのは、私が言うまでもありませんけれども、みんな皆志を

持つて厚生労働省なら厚生省、労働省なら労働省に入省するんですよ。それで、本当に日本の社会保障をやりたいという優秀な方が旧厚生省に入るんですよ。あるいはまた、ヨーロッパのドイツなんかには負けるな、追い越せ追い付けといつて、労働省の役人は何よりもドイツのことを勉強しながら労働行政をやつてきて今日になったと思うんですよ。

そういう方々に、あなた、首だという言い方はしていませんけれども、もう追放にほぼ匹敵する処分をしていらっしゃるんですよ。片や政務官に対して、少しペナルティーですよ、少し減給をしますよと、どちらがはかりに掛けて重いんですか。甘過ぎますよ、それは、身内に甘過ぎる。身内に甘過ぎるようなことでは私は今度の本当の意味での改革はできないと思うんですが、もう一度答弁してください。

○国務大臣(細川律夫君) 私も厚生労働省で働かせていただいた、職員の方々は一生懸命やつていただいていると思つております。本当に厚生労働省の方は仕事は大変なんです。私も健康に心配するくらいしつかり頑張つていただいております。

しかし、そのことと、職員が情報をしつかり私の方に上げてくると、そうでなければ的確な判断もできないし、私の仕事としての的確性もまさに欠けると、だから、そういうふうなことになるから情報だけは私のところにしつかり上げていただくということ、そのことがなかつたもので、私としては、このことについてはやはり厳しく処分をしなければと、こういうことで処分をさせていたところでございます。

○草川昭三君 まだ私の言っていることが御理解なさっていないんですが、元々民主党内閣というのがは政務官を中心に非常にトップの行政を決めているんじゃないですか。指導しているんじゃないですか。それで、政務官、陣情一つ、言っちゃ悪いですが、けれども、個別のラインに我々だって取次ぎできませんよ、全部政務二役を通じて、そしてそ

れが官房長官のところに行くのかどうか知りませんが、誰がどういふ要請をしたか。知事さんなんかでもみんな困つておるじゃないですか。何ほともあれ、民主党へお願いに行かないといけない。そして、その次に政務官の了解を得なければいけない。時間が取れない、どんどんどん陣情行政なんか遅れていくんですよ。

あなたたちがやつていられるのは、知恵のあるお役人をうまく使つてはなくて、いじめているんですよ。いじめているからこそこういう話が出てくるんですよ。そうじゃないですか、そういう反省はありませんか。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げたように、厚生労働省の職員の方々は本当によく仕事もしてくれていて、私はそういうふうな口ごもるから思つております。

そのことと、役所にある情報というものをしつかり私どもの方に提供していただく、これがなければ私どもも判断もできないわけですから、そこは草川委員にも御理解をいただきたいというふうに思ひます。

政治主導というのは、その情報そのものを私どもの方にきつと伝えていただく、それによつて職員の方々に、役人の方々に仕事をしただけで、これが政治主導でございまして、是非、その情報については是非私どもの方に寄せていただかなければならない。そういう意味で、今回そのことがなかつたものですから、私がそういう厳しい処分をさせていたところでございます。

○草川昭三君 まあ何回これ言つても、大変恐縮ですが、私の言っていることの趣旨が大臣に理解されていません。私は、昔の厚生省というのは、私も三十何年間バッジを付けておりますし、昔さんも厚生大臣をやられた経験がありますが、他の役所に負けないぐらいの徹夜で話し合ひをするしプランを作る、すばらしい役所ですよ。そういう役所がいつの間にか萎縮しちゃつたんじゃないですか、それで、だか

ら、本当に情報を受けようと思つたつて、政務三役のところまで止まつてゐるんですよ。蛇口開けられてゐるんじゃないですか。

そんな風通しの悪い、行政の実態が分からぬようでは、大臣辞められた方がいいですよ。傷が広くならない間に辞められた方がいいですよ。どう思いますか。

○国務大臣(細川律夫君) 大変厳しいお言葉でありますけれども、私としては、今職員と本当に意思疎通はよくできてゐると、そしてまた、私はその職員の皆さんに本当に一生懸命仕事もしていただいてゐるというふうに思つております。

しかし、そのことと、実際に役所の皆さん方が持つてゐる情報、これをしっかりと私どもの方に伝えていただかないと、それは仕事、私どもは的確な仕事ができないわけでありまして、その一生懸命仕事をしていること、それと、大事な情報については、これは私のところに知らせていただく、そのことは、それはまた大事なことで私は思つております。

そういう面で、こういう大変大事な年金の問題で、それは数多い、そして裁判の問題でもありますが、そのことが私のところに情報が伝わつてこなかった、そのことについては私は徹しい処分をさせていた理由でございます。

○草川昭三君 委員長、簡潔に答弁をしていただくように注意してください。

じゃ、もう先へ行きます。

三月八日の衆議院の厚生労働委員会が我が党の坂口元厚生労働大臣の質問で、長妻さんから細川大臣に交代した際の引継ぎに、この今問題になつております運用三号の問題が含まれていなかったというところが明らかになりました。引継ぎがなかったことは細川大臣も認めておみえになります。長妻前大臣も認めておるんですけれども、引継ぎ書に書かなかつた、今から考えれば盛り込む必要があつたと思つておられます。

ういうふうに思われます、こういうミスが大臣と大臣との間にあつたということについて、長妻前大臣から引き継いでいけばこんな混乱は私は起きなかつたのではないだろうかと思つてゐます。

今回、報告がなかつたということで課長を更迭をしておりますが、これは責任転嫁と云う以外にありません。大臣間で引継ぎがなかつたということの方がもっと責任は重いんじゃないですか。私はそこの方が重いと思ひますよ。自分たちのミスは別に上げて課長連中だけに責任を負わせる、これで行政ができますか。イロハのイの字じゃないですか。不信感持ちますよ、こういう行政処分をやつておると。

私は、皆さん、厚生労働省は立派な方が多いと思つてゐますが、本音を言へば頭にくつてゐると思ひますよ。どうですか、答弁。

○委員長(前田武志君) 持ち時間が少ないものですから、答弁は簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(細川律夫君) これは、三月にその運用三号の方針が決まりまして、そこで事務方の方で仕事を進めてゐるということと、そのこととでその事務の引継ぎの中で私に報告がなかつたというところになつてゐると思ひますけれども、私はそれは、その点は前大臣からこのことが引き継がれなかつたということについては、これは今は反省すべき事項だと思つております。

○草川昭三君 こを、総理、一回、今の答弁も含めて是非考え方を聞かせていただきたいんですが、全くこれ政務官に対する処分については、少なくとも課長同様、同程度の処分はすべきです。だから、政務官の更迭をしたらどうですか。俺らでも優秀な方お見えになるんでしょ、民主党は。答弁してください。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、かなり前ですが厚生大臣を仰せ付けましたが、私の経験の中でもいろんなケースがあつたように思ひます。ただ、今回のこの第三号被保険者の問題は、やはり私は、一つは構造的な問題があつたというところ、先ほど川合氏が議員の質問にも非常によ

く表れておりました。つまりは、昭和六十一年からこの制度がスタートして、長い間、今第三号と云われるような扱いが現実に行われていたということがあつて、それも課長通知で行われていたということ、そういうことがもう慣例化されていたということの中で……

○委員長(前田武志君) 菅総理、答弁はなるべく簡潔にお願いします。

○内閣総理大臣(菅直人君) はい。

ですから、そういうことがありますので、私は今回の、例えば大臣から大臣への引継ぎ、あるいは政務官から大臣への、知つていたことをどのようにするべきだということ、私はそのことも含めて、細川大臣がしっかりと責任に反省すべきことは反省して、将来に向かつての方向性を出される

とともに、本人及び政務官についての一定の責任の取り方も決められたわけですから、私は、一つの責任の取り方であらうと、こう考えております。

○草川昭三君 私はその政務官の更迭があつてしかるべきではないかという提案をしてゐるんですよ。それは変更なしですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今申し上げたように、私は、厚生大臣自身が責任にそういつたことを考えた上での一定の処分といひましようか、そういうこともされたわけですから、その判断を多としたいと思つております。

○草川昭三君 じゃ、少し問題点を別の視点で質問を変えます。

長妻前大臣の責任ということをし少し私は問題にしたいと思つてゐます。

長妻前大臣は、昨日、記者団に対して、課長通達による運用三号については法律でやる議論は余りなかつた、運用でやろうという話があり、私もその間断したと述べられてゐます。長妻前大臣が今回の違法性が疑われる措置をとることを決めたわけで、前大臣には大きな責任があると思つてゐます。さらに、細川大臣への引継ぎもしなかつた責任もまた重大。

長妻前大臣の責任について、菅総理はどのような

にお考えになりますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) まず、前大臣から現大臣への引継ぎというのは当然しつかりやられるべきであつて、ただ、多分膨大な案件になりますので、その中でも特にこれとこれは注意をして、というようなことも必要なものがあると思つております。

そういった意味で、一般的に言へば、重要なものについてはきちんとして引き継がれるべきであつて、そういう点で、場合によつてはやや本来なら重要と考えるべきものが十分に引き継がれていない部分があつたのかもしれないが、その辺りの経緯はつまびらかに私は私自身はよく承知をしておりません。

○草川昭三君 いや、それはおかしいですね。三月八日の本委員会が公明党の加藤一議員の質問に対し、総理は、私としてはそうした極めて重要な問題を課長の段階で決断をしたという在り方について問題があつたと思つておりました、やはり法律に基づく対応が望ましいと考えていますという明確な答弁をしてゐるんですよ。そして、この答弁は、私が先ほど来から指摘してゐる責任問題も含めて総理は私はこの答弁をされてゐたのではないか、こう思つてゐますよ。そうじゃないですか。私はそう思つて加藤さんの質疑を聞いておりました。

それで、先ほど他の委員の方からも御発言がありました、運用三号の対策者というの、まあアバウトな話ですが百万人ぐらゐいるだろうと、こう言われてゐるわけですね。一人当たり百万円を支給するというところで計算すれば、総額だつて一兆円を超えますよね。そういう一兆円を超える金額を、国民からお金をしてゐる重い年金保障料を大臣の指示で課長が法的な裏付けがないまま勝手に給付をするというところは、国民に対する私は責任行爲だと思つてゐます。民間企業なら責任になるんじゃないですか、民間企業なら責任じゃないですか、これ。私はそう思



これは前大臣の下でいゝんな、年金回復のいゝんな問題について大臣が意見を聞きをする、こういうことでつくられたわけでございます。

そういう意味では、いゝんな形で御意見を聞き、年金回復、これは大きな国民的な問題になりまして、このことが、まさに年金制度に対する不信がございました。そういうその年金回復を、記録を回復していくというところ、いゝんな助言をいただきながらやってきたわけですね。

そのことと今回の問題、今回もやむを得ない形ということで結論をいただいていたわけでありまして、今度には総務省の方の年金業務監視委員会の方から、これについてはいゝんな形で問題だということで御指摘も受けてまして、そのことについて私が回復委員会の方にそのことも踏まえて法的な問題で解決していきたいと思つたら、それについて御了解もいただいたわけでございます。私は今、年金回復委員会を委員の言われるような形の結論にはしないということでございます。

○草川昭三君 そこまでこれを存続をさせたいという気持ちがあるならば、委員会を設置する法律を国会に出してください、年金委員会とか審議会とかとほかにたくさんあるんだから、きちつとしたものを、それで、委員長も国会の同意人事にすべきであると私は思いますが、その点どう思いますか。

○委員長(前田武志君) 細川厚生労働大臣、時間がもうありませんので簡潔にお答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 私は今の年金回復委員会が果たしている仕事、これは本当にいろいろといい観点で意見も言つていただいておりますので、私は現状のままでいいんじゃないかというふうに思つております。

○草川昭三君 まあ、これは反省の色はないし、時間がございませんで、余剰別件ではございませうが、税と社会保障一体改革の財源について、問、最後にします。

民主党の二〇〇九年のマニフェストで、税金の

無駄を省き十六・八兆円の財源を生み出すとなつていますが、現在、政府がまとめている税と社会保障一体改革の財源に十六・八兆円は含まれていないのか、十六・八兆円を前提にしてこのマニフェスト後、いゝんな作業をやつておみえになりますか、随分これは違つてくることになりまして、総理からお答えを願つて、私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 野田財務大臣で、

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障と税の一体改革については四月までに社会保障のあるべき姿を考へる、それを支える安定財源及び財政健全化に ついてはその後に考へるということで、今特設確定的に申し上げられる段階ではございません。

○草川昭三君 終わります。

○委員長(前田武志君) 以上で草川昭三君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、川田龍平君の質疑を行います。川田龍平君。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。質問に先立ちまして、ニュージランド地震で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたします。いまだ行方の方からない方々が一日も早く見付かることを心から願います。

まず、アスペスト問題について質問いたします。アスペストによつて亡くなった方の労働保険法に基づき遺族補償給付は今年の二十六日で打ち切られます。アスペストを吸つた原因に気付かず時効となつた被害者の救済の件外にすることは、アスペスト被害の甚感から目を背けることと同じです。私が国会の場で繰り返し申し上げているように、被害や公害の被害を引き起こす最大の原因は情報公開の欠如です。被害者の救済と情報公開はセットでなければ意味がありません。

(委員長退席、理事藤野君上席出席)

肺がんや中皮腫の被害者がその原因に気付くために、厚生省は、アスペストで労働認定や時効改

済された従業員を出した事業所を二〇〇八年から公表を始めました。せつかく始まつたこの情報公開の仕組みも、時効で公表される事業所が減少すれば、救済と情報公開の両方が縮小してしまうでしょう。

さらに政府は、被害者に救済権があることを国民に知らせる作業を今年から始めるということですが、これは詐欺みたいな話にしか聞こえないんですけれども、周知作業を行つていくかどうかではなく、なぜ今までしつかりと周知作業を行わなかったのか、細川大臣に説明をお願いいたします。

○国務大臣(細川律夫君) お答えをいたします。厚生労働省といたしましては、アスペスト、石棉による健康被害を受けられた方に対して確実に補償、救済するため、様々な形で、先ほど言われたような方法で救済策を取つてまいりました。その周知も努めてきた、徹底に努めてきたつもりでございます。例えば、石綿で労働認定を受けた方が所属していた事業所を毎年公表するとか、労働者本人又は遺族が石綿に暴露した可能性を具体的に認識をできるような形で公表もしてきたわけでございます。

一方、石綿救済法施行日の平成十八年三月二十七日以降に死亡した方については、今なお労働の請求はできませんけれども、本年三月二十八日以降、時効により労働の請求権を失うという懸念がある、この御懸念、これは私もも理解をいたしております。

このため、厚生労働省としては、石綿による労災について請求期限までに確実に請求がいたされたように、死された期間は、これは更に徹底的にこの周知をしていきたいというふうに考えております。

○川田龍平君 この三月二十六日で切れるのに来年から周知をすると、これはちよつとおかしいんじゃないかと思うんですね。今すぐ周知すべきだと思いますし、延長すべきだと思いますが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(細川律夫君) これは、周知についてはこれはもうしつかりやっていくということをやつております。

その時効の延長につきましては、これは来年度、過去に提出をされた死亡届の調査を行つて、これは、中皮腫のこの周知徹底、これもやつておりまして、その時効を、この制度を延長するという件につきましては、まだどの程度被害者の方で、その時効が、制度がこの期限来るということで、その数も分らないようなところもございまして、心配の御懸念もありますから、これは、そういう数も分かるようになればそれはそれで私どもはしつかり対応していきたいというふうに思つております。

○川田龍平君 このアスペストの死亡の、中皮腫の人たちが亡くなつていく数というのは毎年一千二百人ですので、これは毎月百人のペースで生まれていくわけです。それがこれからどんどん増えていくということで、この救済法で救われていく人というのは、すき間を埋めるために作られた救済法なので、ここで期限が切れてしまつたらまたまた救われない人がどんどん出てくるということになります。この、大臣が今決断すべきときだと思つていますが、いかがですか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、私も、大変重要な問題で被害者の救済はしなければと、こういうふうに思つております。そういう意味で、労災の方の期間をこれを法律的に変えるというようなことは、それはなかなか難しいわけでありまして、から、この救済法でどういうふうにするか、先ほど申上げましたような形で進めていきたいというふうに思つております。

○川田龍平君 是非延長を願つてしつかりやつていただきたいと思います。

それでは次に、松本大臣にお聞きしますが、施行から五年以内に法律の見直し作業が行われております。この報告書を見ますと、法改正はしないという結論がありさうなことになるについて、当事

ということを示してください。そうでないやうな後につながらない、抜き出したやうな、もう簡単でいいですから、与野大臣、どう思われますか、簡単にお願いしますよ。

○国務大臣(与野野郎君) 先生のおっしゃるとおり、ちゃんと、体的にやっています。

○片山虎之助君 それで、私は、突拍子もないことというわけでもないんですが、今TTPが大変な議論になっている。例えば、TTPに参入したときに、この一休改革をやるのという影響があるのかということをお考えなんです。そういうこととまで含めて、この改革は慎重に私は議論されなきゃいかぬと思いますよ。六月にそういう慎重に議論した結果がしつかり出てくるとはなかなか思えない。

今のTTPに参入すると二百四十万人失業する。農水省の試算ですよ。それから、低賃金の労働者がうわつと人の移動で入ってくる。あるいは医療の在り方も、混合診療等を含めて変わってくる。国際基準で、また日本と違う基準のお医者さんや看護師さんや介護士さんやそういう方がずつと入ってくる。

そういうことの中でこの社会保障・税の一体改革はどうなるんでしょうかね。これも慎重にお答えできるやうなうらしてください。できなければ結構です。

○国務大臣(与野野郎君) TTPとの関係はまだ研究しておりませんが、経済との関係はしつかりした報告書を併せて発表したいと思っております。

○片山虎之助君 今、この税と社会保障の一体改革で地方は大変に損をしているんです。

ちよつと申し訳ないんですが、衆議院の予算委員会だと思いますが、与野大臣が、地方に金を回せと言ふやうな人はいない、そういう人の発言はない。恐らく改革集中検討会議で何か何かのであれでしようけれども、大体、地方の代表が入っていないんだから、幹事委員というんですか、集中改革会議のメンバーに、経済界、おしま

すよ。労働界、おりますよ。学界、おりますよ。マスコミ界、おりますよ。その他の有識者、おりますよ。これだけの大きな、しかも国を、得手を懸けるやうな改革に地方の代表が一人もいない。それから、新しい委員を見ましても、これは純粋の、例えば市町村長だとか知事というのは入っていない。

どういうお考えですか。

○国務大臣(与野野郎君) 総務大臣が地方の代表でございます。

また、今日の十九日には、地方の知事を始め市町村長からヒアリングをいたします。いたしますが、まだ財源の話まではしないことになっております。

○片山虎之助君 私と同じ名前の方片山総務大臣、シャイですからね。シャイ、シャイ。ただ、あなたが地方の代表をしない、する人がないんです。ほかの大臣は国の大臣なんです。あなたも同様の大臣であるけれども、同時に地方の代表者なんです。あなたが物分りのいいことを言っちゃ、地方は納得しませんよ。どうですか、一答おししてください。

○国務大臣(片山善博君) 私は決して物分りのいいことを言っているわけではありません。今は、与野大臣もおっしゃったと思いますが、今は社会保障制度の在り方に集中して議論をしているわけなんです。

私は六団体の方に申し上げていますが、是非、年金以外は地方が所管しているわけですから、その知見に基づいて社会保障制度を持続可能にするにはどうすればいいのかということに真剣に考えて提案してくださいというのを申し上げておりました。長は、地方団体の考え方も変わってきたとして、その意見が多分十九日に出るだろうと思つて期待しております。

○片山虎之助君 与野大臣、ヒアリングだけじゃいけませんよ、ワン・オブ・ゼムにしちゃ、やっぱり地方の代表を入れてくださいよ、どういう方か知りませんが。

それから、ここにパネルを持ってきたておりますけれども、(資料提示)今も片山総務大臣から話がありましたように、社会保障に関するサービスというのはほとんど地方なんです。年金以外はいずれも地方です。後期高齢者医療制度も介護も子育ても関係もその他ほとんど地方がやっているんです。これを国でやるのと地方がやるの、関係もくらにやいけませんよ。地方が全部、人的にもこのように具体的サービスはやってるので、制度をつくつたり、金を配つたり、そういうことはでき

ますよ、現金給付の子ども手当みたいなものも地方を通じて配っているんだから。そういうことで、是非この表を国民の皆さんによく見てもらいたいと思います。全て地方が、地方自治体が行っている、地方の役割が大きいということを是非分か

つていただきたいと思います。

それから、地方負担の例ですけれども、国が制度をつくつて、国の制度で助成やその他がありまして、負担は国と地方は二対二なんです。やっていると、地方がもうほとんどやっているんだけれども、負担は二対二なんです。それで、これは今後とも、この少子高齢化が進む中で社会保障費の毎年の自然増は国が約一兆円、地方が約七千億なんです。○七兆円、これがずつと行きますから、今の役割分担をそのまま続けるわけないです。やれば、やっぱり地方の安定的な社会保障に

関する財源をええないと、この国の社会保障が中身がなくなるんです。是非そこはしっかりと理解していただきたい、こういうふうに思います。

そこで、こういうことの中で地方消費税というのがありまして、消費税については、御存じかどうか知りませんが、五%のうちの、%が地方の取り分です。これが決まりましたのは平成八年から何年分ですけれども、何年だったかな、実際に、地方消費税が施行されるのは平成九年からなんですけれども、%はこれは地方の取り分なんです。四%が国なんです。それで、何で、%にしたかという、当時の地方の間接税を全部まとめたんで

すね。そういうこともあつて、既得権ということもありませんが地方の取り分にしました。

その、%以外に、地方交付税の中に二九・五%のこれは交付税算入の財源として、これも地方にもらつております。こつちの方が間接税ということとでこうなつたわけでございます。これは大変今、地方の安定的、貴重な財源でございますが、消費税が目的税になつたときに、仮に、これからですよ、はつきりそうなたときにどうするかというところが大きな議論になると私は思います。

これについてのお考えがあれば、与野大臣、簡単にお願いします。

○国務大臣(与野野郎君) 消費税を次の機会にお願いするときは、国、地方を通じて社会保障に使うということが片づいてあります。その、今先生が言われた交付税は交付税に入つていて、国と地方の取り分は地方が四四、国が五六ぐらいになつていきますので、その比率が正しいのかどうかとか、そういうことはやっぱり五月になつてから議論をする課題であると思つております。

○片山虎之助君 委員長、もう一言だけ。とにかく、この社会保障に係る財源不足は国が十兆円だという言伝ばかりなんです。これは私は間違いだと思ひます。地方のそういう財源をしっかりと確保することが社会保障全部の前進になりますから、よろしくそこは配慮のしつかりとした対応をお取りいただくことをお願いいたします。

○委員長(前田武志君) 以上で片山虎之助君の質問は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、吉田忠智君の質問を行います。吉田忠智君。

○吉田忠智君 社会民主党・護国連合の吉田忠智でございます。

本日、るる議論されております運用三号の問題であります。私は、この問題では厚生労働大臣の責任は否定しませんけれども、一つにはやつぱ

り、

り、

り、

り、

り、

り、

り、

り厚生労働省の体質の問題、それから、厚生労働省、あの省庁再編で厚生省と労働省が、諸になりまして大変所管の領域が広くなりました。そうしたこととも今回の原因になっているのではないかと、そのように思いますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 中で申し上げるのは強しいと思いますが、確かに社会保障、今はあの形が少く変わりましたが、この持つている根深い問題点、やはり大きく影響している、こう感じております。

○吉田忠智君 今日もう時間の関係でこれ以上議論しませんが、厚生労働大臣は給与を返上されるようでございますが、あくまでも、現段階では、大臣がこの問題を始めてとして諸課題の解決に向けてしっかりとリーダーシップを発揮していくこと、これが責任の取り方である、そのように考えております。

次に、後期高齢者の医療制度について質問をさせていただきます。

昨年九月の三党政策合意に盛り込まれまして、全国の高齢者が今通常国会に新制度の法案が提出されると待ち望んでおりますけれども、今でも、どうなったんでしょか。

昨年十二月、高齢者医療制度改革会試は最終取りまとめを出しましたが、高齢者の負担増が盛り込まれるなど、現行制度の問題点を本質的に解決するものとはなっておりません。その後、与党内部や野党の反発も受け、最終取りまとめは宙に浮いております。中には、自治体選挙前の負担増は難しいという与党への配慮から選挙後に先送りしたという報道もあります。

高齢者の負担増を含めた最終取りまとめの方向性は見直されるのか、それともこの方向性のまま法案が提出されるのか、総理、伺います。

○委員長(前田武志君) まず細川厚生大臣、

○国務大臣(細川律夫君) これは、委員からもありましたが、高齢者医療制度改革会議の中で検討をしていただきまして、この後期高齢者は

止をしないと、こういうような取りまとめに最終的にはなつたところでございます。

そして、これを法案として国会の方に提案をすべくいろいろと今検討をいたしておりますけれども、各方面の方からいろいろな意見もいただいております。私どもの方としましては、幅広い国民の声とか、あるいは関係者の納得のいくような、そういうことができるように、今法案提出に向けて引き続き調整をいたしております。法案提出を目指して今進行しているところでござい

○委員長(前田武志君) 総理にお聞きになりますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今も厚生大臣が言われたように、一応の昨年十二月に新制度の案が取りまとめられておりますが、いろんな意見をいただいておりますので、そういう意見を含めて、更に厚生労働大臣の下で調整させていただきたいと思っております。

○吉田忠智君 全国の皆さんが期待しておりますので、是非早急に結論を出して上程をしていただきたいと思ひます。

次に、国民健康保険について、毎年三千億前後の構造赤字が生じています。(資料提示) 昔量には、このパネルのとおり、国保の構成の変化があります。本来、国保は自営業者や農林水産業者など被用者以外が加入する制度でございまして、現代は、無職者が二九・六％、被用者保険に入れない非正規雇用者が三三・二％となり、自営業者と農林水産業者は、割合を切つていまして、被用者保険であれば保険料も事業主と被用者の折半です。この事業主負担部分がない被用者の増加も構造赤字の一因であります。

総理は五日に、社会保障に関する集中検討会議で、厚生年金など被用者年金を派遣やパートなど非正規労働者へ適用拡大する旨述べておられます。総理の論理に従えば、医療保険に関しても、現状国民健康保険に入っている非正規労働者へ被用者保険の適用拡大を行うべきではありませんか。

か。

○国務大臣(細川律夫君) この非正規労働者が大変今増えておまして、こういう者が厚生年金とか健康保険とか、そういうところから外されていくということ、これは非常に重要な問題であります。逆に非正規労働者、そして国民健康保険に入らざるを得ない人たちが、そういう人たちの健康保険に属するよう、そういうことは大変大事なことでございまして、今も思っております。

そういう意味で、今税と社会保障の一体改革を進めておまして、その中で、この非正規労働者の医療保険の適用も、セーフティネットの機能強化の観点から年金制度と併せて検討をしております。

○内閣総理大臣(菅直人君) この問題は、健康保険でも同様だと思っております。特に、このことは健康保険という観点だけではなく、先ほど雇用

の問題が共産党の委員の方からもありました。いわゆる非正規の形の方が企業にとつて負担が社会保険的な面でも軽いということがいろんな意味で格差の、一つの原因になっていると。

ですから、やはり均等待遇ということをお考えますと、たとえ非正規という形があるにしても、年金や医療については同じような負担を使用者にも求めて、そして逆に言う、そうなたら、じゃ正現でも余り変わらないじゃないかと、ここにつながってくるという面も含めて、しっかりとこはやらなければならぬ分野だと、こう考えています。

○吉田忠智君 しっかりとこの問題については取り組んでいただきたいと思ひます。

今総理が、少し私がこれから質問しようとすることも、一緒に話していただきましたが、企業が正社員を派遣やパートなど非正規労働者に置き換えてきた背景には、正社員であれば負担しなければならぬ雇用保険料、それから年金、医療保険料を負担しなくて済む、これはコスト削減につながる、そういうインセンティブがあるわけですね。さらに、消費税については、このパネルにあり

ますけれども、派遣など間接費用の場合、企業が売上時に受け取った消費税額から派遣会社等に支払った消費税額を差し引くことができます。この差し引くことができる部分を仕入れ税額控除というわけでありまして、これが消費税の引上げとともに、企業の常用代賃、あるいは正社員を派遣など非正規に置き換えるインセンティブとして働かれています。消費税は、仕入れ税額控除の仕組みで非正規労働者を増やし、賃金格差を拡大をしてきた一因にもなっております。また、不安定な非正規雇用を拡大することで国保の構造赤字を生み出したという側面もあるわけであり

ます。このようなセーフティネットを危うくする消費税増税により社会保障の財源を確保するというのは不適切ではありませんか。総理の所見を伺います。

○国務大臣(野田佳彦君) これ、私はこの頃はちよつと違うんではないかと思つていまして、派遣労働者の受入れ企業が御指摘のように派遣料にかかわる消費税額を控除することができまして、ただ、方で、人材派遣会社に対しては派遣料に上乗せをして消費税を支払うことになっておりますので、そのことによつて増税が生まれるということはないと思ひます。

ということ、派遣であろうが正現雇用であろうが、消費税についてはこれは直接関係がないというところでございまして、消費税が雇用形態に影響を与えようという御指摘はこれは当たっていない、ましてや非正規雇用を助長するということはないというふうに思ひます。

いずれにしても、私どもの政策は、雇用促進税制であるとか非正規雇用を含めて、雇用の問題については特段の配慮をしながら頑張っている政策でございまして。

○吉田忠智君 ちよつと見解の相違もあるようでありまして、この点についてはまた今後議論をしたいと思ひますが、いずれにしても、国民健康保険に根差す重要な難しい問題もあるわけであ

現行の地方公務員法の規定に従って自律的に決められるべき問題だと思います。

なお、私も鳥取県で知事をやっておりますときに、給与の問題というのは、独自に切り下げをしたり、いろいろなことをやりましたけれども、既に自治体は、かなりの自治体において既に先行して人事委員会の勧告よりもいわば強硬に給与を引き下げているような、そういう努力をしているところもあります。していないところもあります。それぞれのところが法律にのっとって適正にやっていたらいいというのが総務省の考え方でありました。

○谷委員 ぜひ、国家公務員の方も強硬にダイナミックにやるように、期待はしていませんが、要望しておきます。

子ども手当に移ります。

子ども手当は、昨年も半年度でした。今年度も半年度です。こんな状態、今の予算、児童手当の枠組みは残して、それを越えるものは全額国庫、こういうような決着に終わったということはどう思われていますか。

それに絡みまして、そもそも、総務省にある地方財政審議会も昨年十二月にはつきり述べています。「子ども手当は地方自治体に最も余剰のない画一的な現金給付であるから、国が全額負担すべきである」、自分のところの審議会もそこまで明確に述べている。

大臣のお考えをお伺いします。

○片山国務大臣 平成二十二年の子ども手当も半年度限りの特例措置になったということですが、私は、ぜひ二十四年度以降はちゃんとした安定的な制度にしたいと思っております。

率直に申し上げますと、昨年の九月の中旬に大臣に就任いたしました。その後、臨時国会もあつたりしまして、なかなか時間的な制約もありました。例えば、もっと年度当初からこの問題に携わっていたら、いろいろなやり方があつたのではないかと思つたりもしましたけれども、時間的制約もありましたし、それから、例の控除から手当

へという流れの中で税法の改正が行われていて、その改正の増収効果というのがまだ半年度化されていらない過渡期であるというようにもあつて、二十三年度も暫定措置である、特例であるというのはいさやむを得ないのかと思つたところでありましたが、ぜひ二十四年度からは、できれば地方財政審議会の意見のとおりにしたい。

その際には、いろいろ課題もあります。児童手当の地方負担分と国の地方への交付金、その他の負担金などとの財政調整の話とか、いろいろなこととありますけれども、ぜひ、大方の皆さんに理解を与えない、理解を得やすい制度にすべきだと思います。

○谷委員 ぜひ、二十四年度はしたいということですが、子ども手当は、ずっと前からなんです。大臣、この問題は、二十二年ですつたもんだして、半年度限り、児童手当法の仕組みを残しながら、その上積み分だけ全額国庫という極めていい仕組みで、これは半年度です。来年度にはしっかりと地方と話をして恒久的な制度にしますと政府・与党は、異議を説明してました。一年過ぎました、でさきませんでした。また来年、期待の話はもうよします。

資料の三、四に、これは読売新聞、三月六日、見直すべき民主党マニフェスト、一番多いのが子ども手当の支給です。

きょうは、年金の問題で実は大塚副大臣に来ていただいているんですけども、通告はしてありませんけれども、このアンケートを見て、副大臣、どう思われますか。こんなに評判が悪いんです。現場では、非常に不信感です。これは厚生労働行政に対する不信感にもつながっていると思います。重く受けとめていただきたいですけれども、副大臣の受けとめ方を教えてください。

○大塚副大臣 直接の田舎ではございませんが、お尋ねでございますので、感想を申し上げます。やはりこういう世論には耳を傾けなければならぬというふうに思っています。子ども手当の

理念そのものは今後の日本にとって、一つの重要な考え方だと思つておりますので、自治体の皆様方にも御理解いただけるような制度の必要な見直しは、合意ができればぜひ進めたいと思つたというふうな思つております。

○谷委員 理念は人によつて、あるいは政党によつて違ふと思つたので、ちょっとその話は置いておきます。

しかし、多くの自治体の方は、子ども手当は現金ですから、地域によつて差があるわけではなく、そういうのは皆全額国庫で、あと現物サービスとされる保育サービスなどは地域の実情に応じた、例えば東京の二十三区、それから鳥取県もそうでしょうし、私の選挙区などもそうでしょう、やはり地域に応じたサービスは自治体に任せたい、そういう声も強いというところはよく聞かれます。そういう役割分担についての考え方をぜひねしたいと思つています。

○片山国務大臣 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。現金給付は国が全額一律に該当者に与へて行つて、子育てについての施策は自治体それぞれが地域の実情に応じて創意工夫を凝らして自主的にやつていただく、これが、この分野の国と地方との役割の原則だろうと思つています。

○谷委員 それでは、あと、給付金と特別交付金もあるんですけども、厚生労働の大塚副大臣にも来ていただいておりますので、年金財政の問題に移らせていただきたいと思います。

これは厚生労働委員会でも何度も何度も、きょうあるのかないのか、ちょっとそこまでは把握してありませんが、やつております。

まず、総務省にお尋ねいたします。

昨日ですが、年金業務監視委員会の意見が出されたかと思つています。要は、厚生労働省のいわゆる運用三号に係る案件についての委員会としての意見であります。どういった意見でございましたか。

○内山大臣政務官 谷委員に簡潔にお答えいたします。

意見の内容については、平成二十一年十一月十五日、厚生省が出した課長通知、本来、号未納者を二号加入者として対応するいわゆる運用三号は、その内容が国民年金法に違反する疑いもある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらしていると考えられることから、廃止すべきである、年金記録上、既に第三号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第三号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要性があることも否定できないところであり、早急に、公平公正な対策を検討し、必要な立法措置を講じるべきとの内容でございます。

以上です。

○谷委員 明快に、運用第三号は廃止すべきだ、早急に必要な立法措置を講ずべきだというのが委員会の結論で、これは八日ですから、おついで出たわけですね。

この年金業務監視委員会の意見を受けて、総務大臣はどう対応されるのか。また、法的にはどう受けとめればいんですかね。監視委員会からこういう意見が出る、何か尊重しなければならぬという規定はあるんですか。それとも、意見は意見として受けとめて、あとは大臣の裁量ですか。その意見どおりに別にやらなくてもいいんですか。その辺も含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○片山国務大臣 年金業務監視委員会は、今回の場合は意見ですけども、これを総務大臣に出すということ、私が受け取りました。野原委員長からいただきました。そこから後は、総務大臣が今回のケースで厚生労働大臣にどういうふうに物を申すかというのは、規定上は私の判断、総務大臣の判断であります。

私の場合には、この年金業務監視委員会からいただいた意見をもとにして、それを細川厚生労働大臣にお渡しをしつつ、私の方からも、法的な根拠を置く仕組みに変えていただきたいということ、それから、できるだけ公正な、そういう仕組みにしたいということ。

ただ今回の場合、長年の間にいろいろな事態が進行しておりますので、例えば、高齢で既に年金を受給している方で、法的に整理をしたときに、過去からさかのぼって過払いが生じるというような人も出てきますので、そういう人たちに対してしゃくし定規にやるのかどうかということについては、一定の配慮をしながらやっていただきたいということも口頭で申し上げました。

いすれにしても、法的な根拠を持つた仕組みにすること、それから、できる限り公正な仕組みにしたい、だいたいということを細川厚生労働大臣に直接申し上げたところで、（谷委員）「いつですか」と呼ぶ、これは八日であります。（谷委員）「その日のうちに」と呼ぶ、そうです。

○谷委員　では、八日に意見があつて、その日のうちに片山大臣は細川大臣にお伝えした。

さて、厚生労働省の方でございますけれども、実はこの問題は、厚生労働省の年金記録回復委員会、昨年はいいと言っていたんですね。了解を得てやっていた。

年金業務が適切にされているかどうか第三者の立場からチェックする監視委員会が、早く言えば、いや、これは不公平だ、課長通知でこういうことをやてはいけない、そういう意見が出されたというところについて、厚生労働省の年金記録回復委員会の意見というのは、どういう意見ですか。三月八日付のこのペーパーを見ても、私は趣旨がもう一つよくわからないんです。教えていただけますか。

○大塚副大臣　ただいま先生から御下問のありました総務省の年金業務監視委員会が、昨日、意見を総務大臣に御提出になりました。総務大臣から厚労大臣に、その職責において意見をお伝えいたしました。

同日 既に従前からセツティングをされておりました。厚労大臣に対する助言機関である年金審議会、緑回復委員会に私も出席をいたしまして、総務省の監視委員会から総務大臣に意見が出され、その意見を厚生労働大臣が承った旨、御報告を申し上げます。

げました。

そして、年金記録回復委員会の中で議論が行われまして、私、その間ずっと同席をしておりましたが、すべての委員の方から意見が出た後に、以下のような意見がまとめられました。その部分だけ、四行ですから、朗読させていただきます。一いわゆる「運用三号」については、昨年三月の当委員会の総意としては、やむを得ない対応である

としたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後への是正策の観点から一つの考え方であつたと史料する。こういう意見が公団のもとでまとめられました。

同時に、二番は長くなりますので全部は朗読いたしません。総務省から御意見いただいたり、あるいは国会でも御指摘いただいていることを考えますと、厚生労働大臣が法改正を視野に置いた改善策を講じるというふうな方針を示し始めていることは、諸事情にかんがみると妥当なことであるという意見もあわせてまとめられたということだと思います。

そして、私どもとしては、年金記録回復委員会のような意見を、まさしくそのとおりに受けとめさせていただいているという現状でございます。

○谷委員 副大臣、手元にあるんですけれども、もう一つわからない。だって、去年、年金記録回覧委員会会で検討して、運用三号はいいと結論を出したんでしょ。その後、総務省の委員会の方は、いや、それはだめだと言って、もう一回検討

して、当時の状況からすれば、一つの考え方であつたと史料する。そしてその後のいろいろなあれにについては、諸事情にかんがみると適當なところである。明らかに矛盾していますね。去年の対応とことしの対応は。

では、去年のは間違いだということを暗に認めているということですか、この理解は。

○大塚副大臣 結論からいえば、それは違うと思います。

ということかといいますが、この問題の背景はよく御存じだと思いますので、詳しくは申し上げませんが、昭和六十一年以降、現場で事実上の運用三号と同じことが行われていたということが、昨年明らかになったものですから、それを、つまり厳格に対応すると無年金、低年金になる方々もいらつしやるので、どのように救済するかということと、しかし、記録はなるべく正確に訂正をしてちゃんと制度どおりに運営するという、いずれにしても、救済と公平のどこか真ん中に落ちる案を考えなくてはいけない中で、去年は、そのバランスをとる形で、つの考え方としてやむを得ないというふうに御判断をこの委員会としてはしていただいたと思うんです。

ところが、実際に運用され始めてみて、やはりこれはバランスにおいて公平性に欠けているのではないかという世論。あるいは国権の最高機関である国会での御指摘。さらには年金業務監視委員会、総務省のこの委員会。先生方が政権を担わなければならない時代に、年金制度は行政監視的な目からもチェックする必要があるといっておつくりいただいた組織の後継組織でありますので、そのの後継組織からも御指摘をいただきたい。

世論があり、国様の最高機関の御指摘があり、そしてチェック機関の御指摘もいただいた以上、去年はやむを得ないと判断したこのバランスが、救済と公平の観点で、やや公平の観点から見直す必要があるという結論だというふうに厚生労働省としては受けとめております。

○谷委員 時間も参りましたので、最後、問だけ、もう、回おゆねします。

回復委員会の委員の方々の責任云々という語はしません。しかし、これは役所として、昨年のけつ、つの考え方、ことしのは、いやいや、いろいろ異なる諸事情を考えると、今副大臣が言われたように、要当だということで、要は取り扱ひを変えろわけですね。

だれがどう責任をとるんですか、この問題、この混乱。これほどみんなに不安を与えて混乱させる

せ、現場も含めてですよ、その責任のとり方についてどうお考えかということを最後にお付ねして、終わりたいと思います。

○大塚融大臣  
それまで現地の運用で行われていたことなので、引き続き運用的対応で解決すればいいという当時の判断が、やはりもう少し国会でも御議論いただくべきだったり、それにより深く考えるべき点があったということも含めて、昨日、厚生労働大臣以下の処分が発表されておりますので、そのような形で責任をとらせていただいている、ということだと思います。

○谷委員　では、時間が参りましたので、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○原口委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

---

1

\_\_\_\_\_

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

まして、いかなる支援、どういふ支援が最も効果的かという考えながらしっかりと取り組んでいくところでございます。

委員が言われるように、被災者の中でも特に支援を必要とするお年寄りの方、病気の方、あるいは幼い子供たち、こういったところにも本当に私もとしてはより強く支援をしていかなければならないように思っています。

○大家敏志君 共に努力をしてまいりたいと思います。

この震災からの復興、原子力発電所の事故からの復旧、これはまさに挙国一致、政党の枠を超えて、日本人の英知が求められているということ、は言うまでもないことだと思っております。そして、不幸にもどうかこの事態の中で、多くの国々の皆様方から日本人の倫理観について、日本人の行動について称賛の声が上がっています。我々は立法府として、本当にこのことを胸に秘めて日本の再建のために全力を尽くさなければならぬというふうに思っています。

ただ、この現実を目の前にして、その他の国民生活の問題、厚生労働行政の問題点をうやむやにするというわけにはいきません。今日もこうやってこういう貴重な時間を設けていただきました。しっかりとした冷静な議論をさせていただきたいと思っております。

――まず、冒頭ですけれども、私は、今日は運用三号、いわゆる運用三号の問題について通告をさせていただきました。私自身が考えるに、張本人は長妻前厚生労働大臣だということに思っています。理事会にも参考人として是非御出席をいただきたいということをお願いをしました。今日はそれがかないませんでした。けれども、私は、委員長に是非、集中審議でももしできるならば等々、いろんな方策で、前大臣との議論の場を設けていただきたいということをまず冒頭申し上げたいというふうに思います。

私が厚生労働委員会に所属をして年金制度の問題

題を勉強し始めました。その中で、大変難しい制度であるというのを感じています。大局で感じることと小局で感じるものが違うということも今回のことを通じて本当によく分かってきました。

例えば、寿命が八十年だとして、二十歳から六十歳まで四十年間支払って、五年間受給している、六十五歳から受給を八十年まで受けるということ、それでも、六十年間の年金という制度にかかわるということになります。その間に人生は大きく変化をしますよね、就職、結婚、退職であつたり独立であつたり、様々な変化が起きると思えます。こういう変化に対応して、なおかつ国民が信頼できる制度を構築するということが、本当に大変な知恵と努力が必要ということが理解できました。まさしく百年の大計だということに思っています。

そこで、まず大臣にお伺いをしますが、この年金制度を維持する上で最も大切なことは何だと大臣はお考えでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 年金については、これは、現役時代に働く、あるいは収入がある、その収入があるときに後々のことを考えて拠出をして、そして老後に備えよう、こういうことでございます。これが比喩報酬の点でございます。ただ、それだけではなくて、お年を取ったときに最低の暮らしができるようにするにはどうしたらいいかというのが年金制度の中に入っているというふうに思っています。

そういう意味では年金制度というのは、その一定の年齢に達した後、安心して老後が送れるためにどういふような仕組みでどういふふうに通算可能なものというふうになるか、そういうところが年金の大変なところだということに思っております。

○大家敏志君 その認識については私と余り違ひはないというふうに思います。

でありますけれども、今回の運用三号に関しての対応は余りにも軽い対応のように私は思えてなりません。そもそも、受給権という権利義務の根幹にかかわる問題を課長通知、本で処理しようと

する。そして、この問題が表面化すると撤回をしよう方向修正し、今は新しい法案の提出の準備をしている。支給をやめるといながら、間に合わないという方は既に三月十五日に支給がなされていることとであります。二月二十四日というのは運用を留保して、三月八日には廃止をしたというところでありまして、三月十五日には何人の方とで支給がなされたんでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) 三月の臨時払いの人数だと思ひますが、三月臨時払いとなつた方は六百人でございます。この中には運用三号の取扱いを誤つて適用して支給決定された人も含まれていて、こういう六百人でございます。

○大家敏志君 これを、これまでの予備委員会の答弁をお聞きしておつたら、却つて返答をさせない、よく分からないような答弁をしたけれども、どうされるおつもりですか。

○国務大臣(細川律夫君) この運用三号につきまして廃止をするまでの間に既に決定をしたという人については、既に三月については先ほど申し上げましたように臨時払いをしたところでござい

ました。したがって、こういう人について一体どうなるのかという点でありますけれども、今回私もが抜本的な改善策を提案をさせていただきました。これは、法律によつてこの改善策を作っていくと、こういうことでございします。その法律を作っていく際に、却つて今回の運用三号の適用になつた者に適用するかどうかと、これも検討事項でございします。

そこで、そういう意味では、法律によつては、今回三号によつて支給決定されたという人については減額される可能性もあるわけでございます。

○大家敏志君 どちらや。可能性がある、どちらかねという質問なんです。

○国務大臣(細川律夫君) いや、だから、これから法律を作っていくと、その法律の中でそれが一つの大きなポイントになるということもこの抜本的

中でお示しをいたしているところでございします。したがって、私どもとしては……(発言する者あり)済みません、今回のこの臨時払いをする人に対しては、そういうことになることもあり得る、こういうこととでその通知もさせていただいてるところでございます。

○大家敏志君 支給を停止したんですか、今回のことは、それとも受給権を取り消したんですか、どちらですか。

○国務大臣(細川律夫君) 今回は、あれは一月の二十四日だと思ひますが、そのときにこの運用三号については留保するということを決めました。そしてその後に、あれは三月の八日と思ひますが、これについては抜本的な法律によつての解決策を提起をいたしまして、法律案を提案するということを申し上げて、解除させていただ

今回のこの運用三号で既に決定をした人に対しては、一応法律上は正式な形で支給決定ということになりますから、それに基づいて暫定的な支払をしていつた、こういうことでございします。

○大家敏志君 よく分かりませんし、これまでの答弁と違つたような気がしますよ。

そして、さきの予備委員会で、この運用三号のことについては事務処理を統一したというふうには言われたんですよ、局長もあなたも。事務処理の統一を図つた、局長も言われたし、大臣も言われた。であるとするならば、今回以前にもこういう取扱いをして、それに合わせたということになるんですよ。

ならば、今回以前にこういう決定がなされた方、この方についてはどうされるつもりなんです。却つて不利益をということになるれば、これは法律的な問題になるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 全くそのとおりでございます。

既に受給を決定して既に支払を受けている方もたくさんおられます。その中には、こういう不整合の記録、その不整合の記録の、記録上の三

された後これを事務的にその手続を進めているというものであつても、これは、そういうことをは

後のいつから実施をするかというふうなことで、それについてのそれまでの経過も含めて、当然責任者である私の方に報告があつてしかるべきだと。これが報告がないということが処分の理由でございいます。

○大衆報記者 どう強弁されても、それには理解ができません。  
さきの予算委員会の大任の答弁で、事務処理の統一を圖つた、それは最初に局長が答弁をされた、その後、同僚のことも大臣も答弁をされたと思ひます。ならば、その事務処理の統一、まさしくそれを相々と行つただけで処分をされるというのであれば、役所の世界は成り立たないというふうに思ひます。

私は、根本的な原因は長官前事務大臣にあると思つてゐるんですよ。この方が責任を取るべきだと。しかしながら、仕組み上、廻つて処分をすることができないというのであれば、本当にお気の毒ですけれども、現大臣の細川大臣に最も大きな責任があるんじゃないんですか。ただ給料をカットしたと、報酬をカットしたということだけで済ませられるような問題でしょうか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) この問題につきましては、私自身の全体的な監督責任が行き届かなかつたということについては、これは私の責任でもあるというふうな考え、私自らも私を処分をしたというところで、大臣就任以来の給料、そしてそれ以降二か月の給与も自主返納をさせていただいたところでございいます。

私がきちんと責任を持つてやらなければならぬことは、私はこの運用三号の問題をきちんと解決をしていくと、このことが私に課せられた大きな責任だと思つておられます。したがつて、三月の八日には、この問題を法律的に解決をしていくと、そして根本的な改革案については、その方向性と論点をお示しをさせていただいたところでございいます。

今後、これらの改善点を含め、法律的な解決策

としての法案も国会に提案を目標しておりますので、その点については、与野党の皆さんにこの運用三号の問題を是非いい形での解決になるように御協力もいただきたいというふうな思つております。

○大衆報記者 私は本当に体質的な問題だと思つてゐます。負けを認めない、認めないから反省をしない、反省をしないから進歩がない。私は、現政権の本当に本質的な問題はここにあるというふうな思つてゐます。

この運用三号の通知によつて何人の方が救済されるか見込まれたんですか。そして、その中でいふんなパターンがあると思ふんですけれども、国庫負担はどのくらいになると見込まれてゐたんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) この三号被保険者の不整合記録、これを持つ人というのは大体どれぐらいの人数かと、この人数についての御質問でございいますけれども、現時点では正確な人数は把握できていないところでございいます。

これは旧社会保険庁で社会保険オンライン上のデータを活用して実施をいたしました調査によりまして、この三号被保険者でありながら配偶者が一号と、こういう不整合な記録があつたのが百三万件ございまして、そういう意味で、この調査をしたときからこの記録がきちんと直される場合もありまして、この百三万の中に入つてこない人た

ちもおりますので、そういう意味では数十万から百万以上の人数だと、こういうふうな言わせていただいております。

また、どれぐらいの財政的なものが必要かと、こういう点については、そういう意味で正確なあれも出ておりませんので具体的な数字は申し上げられないところでございいます。

○大衆報記者 余りにもいいかげんと言わざるを得ません。正確な数字がないという答弁です。大臣は今この通知を撤回をして新しい法律を準備している、出すと云われていますよね。これは

言うまでもなく予算関連の法案になるというふうな思ふんですけれども、大臣はこの法案、新しい法案を提出すると同時に予算の修正する動議を出すというところでいいんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 率直に申し上げて、この法案を出すのは今年度には当然間に合わないところでございいます。

今国会中に出すことを目指しておりますけれども、今年度中にはもちろん出せませんので、予算というものはもうこの今出されてる予算のことだというふうな思ひますので……

○大衆報記者 修正する……  
○国務大臣(細川律夫君) ええ、それは修正ということにはならないというふうな思ひます。

○大衆報記者 いや、どういう扱いになるんですか。国民の予算、国家の予算、国会で審議を経なければならぬんじゃないんですか。憲法の中で、こういう措置をとられるつもりなんですか。

○副大臣(大塚耕平君) 大衆議員御下問の件でございいます。過去に事実上運用三号と同じ扱いがされてゐた方々はそのいう下で年金財政計算が行われておりますので、その方々についての財政上、そして国庫上の影響は出ません。

そして、今先生御下問の点は、新たに運用三号の対象になられる方々が例へば今年度何十万人も発生したらどうなるかという御下問かと思ふんですけれども、この運用三号の対象となられる方は既に運用三号が廃止になつた場合でも大変年金財政上の影響は大きくないというふうな思つておりますので、年金財政上国庫に大きな影響を

与えるようなことは無いというふうな思つておりますが、基本的には、先ほど前段の御質問ともかわる部分でございまして、これは運用三号の扱いは過去からの経緯もあつて今回この対応になつておりますので野党の皆様方との協議も必要です案だと思つておりますので、しっかりとそういう協議を踏まえた上で最終的な対応を決めさせていただきます。

でやれるというのは、僕はその論議だというふうな思ひます。新しい法案を出されるんでしょ。そうしたら、予算がかかわつてくる。幾らだったか大きくて、幾らだったか小さくて勝手に運用ができると思ふえか、僕は全然分かりません。前回の予算委員会の質疑でもこのやり取りがあつたというふうな思ひます。

大臣、限られた時間の中で、私が今思ふのは、大臣に幾つもの方法は残されてないというふうな思つてゐます。マニフェストどおりのことを実現をしてこの三号問題を根柢から解決する、それが一つだと思ふんですよ。一元化をして、最低保障年金を導入して。若しくは新法を出して予算を修正する、これが二つ目だと思ふんです。三つ目は、何にもやらなくてこのまま先送りして、何にもできなかったと云つてあなたに辞任なさるかだと思ひます。どのような行動を取られるおつもりですか。

○委員長(津田弥太郎君) 時間になつておりますので手短にお願ひします。

○国務大臣(細川律夫君) 私は、先ほど申し上げましたように、この運用三号の問題は委員も言われるように大変難しい問題です。公平性の問題、それは既にもう決定をして年金をもらつたりしている方もいるわけですから、それを元に戻すということが果たして妥当かどうか、法的にできるのかどうか、大変難しい問題がありますけれども、しかし解決をしなければならぬ問題でございいますから、先ほど申し上げておりますように、抜本的な改善策を法律によつて御提案をして、国会の中で御審議をいただくという方向で今進めているところでございいます。そのことが私がやらなければならぬ厚生労働大臣としての仕事だというふうな思ひます。

○委員長(津田弥太郎君) 時間になつております。大衆報記者、手短にお願ひします。

○大衆報記者 我が党にも責任がないとは思つておりません。ですからこそ、しっかりと議論をさせていただきたいと思ひます。

先ほど私の発言の中でお話ししたことを理事会で検討していただきたいというふうに思います。参考人の件です。よろしくお願ひします。

○委員長(津田弥太郎君) ただいまの件につきましては後刻理事会において協議をいたします。

○中村博彦君 自民党の中村博彦でございます。東日本大震災、あのつめ跡のあの現状を見ると、本当に私たち、生かされている命に感謝せざるを得ない気持ちになってまいります。どうか大臣におかれても、是非被災復興については全力でお願ひしたい。今、現地からの生の声をお届けいたします。できる限りイエスで返事をいただきたい、簡単に。

特養ホームは、老人福祉施設は、まさに地域の要介護高齢者の生活の場です。そして、地域の住民の避難の場所にもなっています。そして、デイサービス、またホームヘルプ事業は要介護高齢者にとっては欠かせないサービスになっています。しかしながら、どうでしょうか。今なおガソリンが行き届いていないんです。デイサービスの送迎用のバスが走れない。そして、夜中じゅう並でも五キロメートルぐらいの列が続く。そして、入られてくれるリッターはリッター、十五リッターも範囲でしか入れてくれない。これはなぜなんですか。

聞くところによると、緊急通行車両の指定が受けていないんです。宮城県はスムーズに緊急通行車両の優先的給油が可能となるようにされたようなんですけれども、仙台市はなかなかならない。

これは、一体、人道的に厚労大臣としてどういうようにお考えでしょうか、短くお願ひします。

○国務大臣(細川律夫君) 介護施設などの車両について十分なその機能が發揮できない、ガソリンの供給が足りないということ、しかも緊急車両に指定するその県によってまちまちだと、こういうこと、委員の御指摘を受けまして、そういうことができるだけないように、それは私どもの方でもしっかりやっていきたいというふうに思います。

めとして各都道府県、対象都道府県を重点係をお願いしたいと思っています。

そして、もちろん人道的に、暖房ができません。そして、ガソリンがございませんで、職員が通勤できない、そういう状況になっています。そして、今施設長さんが一番恐れていることは、水が足らないから手が洗えない。もちろん浴槽も動かすことができません。だから、感染症の問題、インフルエンザの問題、ノロウイルスの問題、O157の問題、これが発生したら避難所になつていて老人福祉施設は感染状態になるわけでございます。

そして、どういうわけか分かりませんが、昨日の情報は、仙台市では一般の避難所がもう避難所を閉じるからもう地域へ帰ってください、家へ帰ってくださいという動きになつてきているわけですが、このような状況、本当に御認識でございませうか、そのような避難所を閉めようとする動きは、大臣。

○国務大臣(細川律夫君) 今委員がお話しされた具体的なことについては承知をいたしておりましたが、委員が今おっしゃったような情報などについても、どうぞ私どもの方にとん情報をお入れいただきたいというふうに思います。

この未曾有の大災害で大変いろんな方も苦しんでおられますし、とりわけ、先ほどもお話を申し上げましたように、御高齢の方、介護を要する皆さん方、本当に御苦労もされていると思いますので、しっかりそこに対応していかねばならないと思いますので、是非御協力もよろしくお願ひしたいと思っています。

○中村博彦君 地域での老人福祉施設は安心、安全の拠点として今回再評価をいただいておりますが、何とこの介護保険法が今回改定されるわけでございますけれども、御認識をいただいておりますか。平成十六年から平成十八年度には年間一五五千人の整備が進んでございました。しかし、平成二十年には一万人、平成二十一年には

は九千八百十五人、整備が減少しているわけであります。何と整備率は七三％にしかすぎないんですよ。

大臣、歴代の大臣が責任といえは責任なんですよ。けれども、ひとつこの教訓を生かしていただく、四十二万の待機者を解消する、そしてこの地域に安心を送る、地震や津波に安心を送れる施設を造るという認識を是非お願ひをいたしたい。そして、再三私は申し上げております、今、与党の先生方もいつも理解していただいておりますけれども、どういう訳か特別養護老人ホームの全室個室ユニット型オンリーという制度がこの三、四年間続いてきていますよね、大塚副大臣。

それで、今回、個室ユニット型だけなもので、それから、特に岩手県の大田町の個室ユニット型施設の施設長に聞いたら、直しておりました。個室だから避難の人が入れない。そして、この災害で認知度が上がったというんですね。もう御存じのとおり、認知症の周辺症状、BPSD、徘徊、失禁、暴力、異食行為、その日常生活自立度というので測るんですけれども、何と二が三になつたり、今回のこの大きな大きな事で本当に認知症の方が軽くなつていない。だから、個室で対応できなくなつておる、委員長、こんな現状であるんですね。だから、一体どうしたらいいんだろうかと。そして余震がある。だから、個室に戻せないから、廊下、廊下、廊下で、個室があるのに廊下で対応する、そんな状況なのでございます。

なぜ、これは反省点、なぜ多床室と個室ユニット型が柔軟に施設、地域ニーズにこたえる制度にできなかったのか。どうでしょうか、大臣、大塚副大臣。簡単に、簡単に。

○委員長(津田弥太郎君) じゃ、まず最初に大塚副大臣(大塚耕平君) 自ら施設を運営しておられる先生でございますので私よりお話ししたいと思っておりますが、ここ数年間のそういう傾向というのは、今突然の御下問ですので、私自身、正確に認

識はしておりません。

ただ、確かに多床室と個室ユニット型、これはその両方のニーズがあることは事実でございますので、例えば個室ユニット型の方ばかりを集める施設というのはそういう意味ではその地域の多床室のニーズにこたえられないということになりますので、仮にこの数年間そういう画一的な施設建設の基準が厚生労働省の運用として行われていたということであれば、それはよく検討し直してみなければいけない点だと思っておりますので、今日御指摘をいただいたことを踏まえて、一度しっかりと自ら検証させていただきたいというふうに思います。

○委員長(津田弥太郎君) 大臣はいいんですか。○中村博彦君 大臣は結構でございます。今、大塚副大臣と大臣の答弁はこれはもうイコールで間違いないと思っておりますので、是非、混合型というんです、ニーズにこたえる混合型という流れの中で、ひとつ今回のこの地域のニーズ、そしてこの老人福祉施設の重要さというものをもう一度見直しの上で制度設計、介護保険法の改正に生かしていただきたい、こういうふうに思います。

福島第一原発から三十八キロ、飯館村があるんです。そこにいたってホームというのがあります。屋内避難命令が出ておるんですけれども、屋外には出るなど。しかし、水道水もない。避難命令は出ていませけれども、どうしようかと。そして、いわき市への飯館村のうちの一つの施設は入所者を移送しました。バスで移送したものですから、どうですか、本当につらいつらい、亡くなりました、御存じのとおり。

これ、この福島原発から二十キロ、三十キロの件を越えたときに、自衛隊の大規模ヘリコプターだとか、この移送のリスク、死、その移送のリスクがあり過ぎますから、どうか何らかの死を招かない移送手段というものを考えていただかせませんか。○大臣(政務官(岡本充功君) 今先生お尋ねのとおり、介護施設に入所されている方を、いかにその

そうした退所した児童を調査をするということをして、東京部などでは現在しているんですが、なかなか退所した人の跡を追うというのが難しいというふうには聞いております。ただ、退所をして、自立援助ホームをちゃんとつくるのか、そうでなく本営に自立をした子供たちがどうなっているのか、必要だと思しますので、どのように工夫をしたらいいか、御意見もいただきながら検討をしたいと思っております。

○福島みずほ君 子供たちは、進学の際に一時金として七万七千円もらっています。でも、それが今の大学に入るのに十分なお金ではありませんので、是非、子ども・子育てビジョンなどにも基づいて、しっかりとやっぱり子供たちに予算を付けていく、ださるようお願いいたします。

「最後に、最後に、三号被保険者の問題がずっと国会で議論前から議論になっております。これは元々、一号、二号、三号と女性、男性もそうですが分けられる。つまり、自分が結婚した相手の夫が、男性が自営業なのかサラリーマンなのか、自分が働いているかによって一号、二号、三号と分けられる。

私は、弁護士としては、やっぱり自営業の妻で無年金になっている人たちがたくさん見てきたわけですから、三号被保険者だったら自分で保険料を払わなくても年金がもらえるように途中でなった、ところが一号だともえない。ところが、結婚したら相手が職業を変えることもあるわけですし、結局、実は根本的な問題、大きな問題、問題かもしれません。ですから、誰でもやっぱり個人単位で年金がきっちりもらえるような仕組みを長期的にはやっぱりつくっていくことが何かなかなか解けないこの問題を解決することだと思っております。いかがでしょうか。

○副大臣（小宮山洋子君） おっしゃるとおりだと思います。

特に、女性がどのようなライフスタイルを取っても公平な形にこうした社会保障の制度をするべきだということはずっとずっとまいりましたけれども、

ども、今回、運用三号の問題が皆さん注目をしていたので、でも元は、今おっしゃったように元の制度自体がフェアでないということがありますので、そういう意味では、これから少子高齢社会になって、やっぱり女性がM字型カーブでなく働き続けられることとか、社会的に見ても、その一人一人の女性たちの生き方から見ても、これは、この三号の在り方をしっかりと社会保障制度の再構築の中で見直していくことが必要だと思っております。

○福島みずほ君 ありがとうございます。終わります。

○委員長（津田弥太郎君） 以上をもちまして、平成二十三年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算中、厚生労働省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田弥太郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

同じような話なんです、これは善意というわけではないんですが、制度の中で、次の私の資料、陸前高田市で社会福祉法人が施設をつくって完結までした、ところが津波で流されてしまった。補助金が出るかどうかという申請をしたら、支払われるかどうかという話なんです。報告が県からなされて大変だという話なんです、きょうの新聞に、補助金は支払われるということが出ております。ですから、これが本出かどうかは確かめたいんですが、この補助金が、これは愛育会という社会福祉法人の知的障害者のケアホームなんですけれども、どうやら岡と県との話し合いの中で支払われるということが新聞の中では一応書いてある、多分そういう方向なんだらうと思います。

これも確認したいんですが、同時に、まだ完成していないもの、こういうものが途中で流されている条件、非常に多いと思うんです。その中には、厚生労働省等々のいろいろな補助制度で動いているものもあると思います。こういうものも含めて、やはり、ある程度できた部分は補助金をお支払いいただかないと、これを建てていた方々は大変な負担の中で苦しまないといけないという話になるわけでありまして、そこに関して、大臣、やはり何らかの助けの手を差し伸べていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○細川国務大臣 委員の御指摘がございました。社会福祉施設に対する整備費でございますけれども、この執行に当たりましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、こういうのがございまして、これで規律をされているところでございます。

今御指摘のありました岩手県陸前高田市の社会福祉法人愛育会の知的障害者ケアホーム、これが完成した、建ったけれども津波でやられた、こういうこと。これについては、完成していたということとで補助金をしっかり支払う、こういうことになりました。

それで、御質問は、建設の途中でありましたが、途中で、かかった費用についてはこれもお支払いをする、こういうことで進めていきたいというふうな考えでございます。

○田村(憲)委員 非常に前向きな御答弁でございますので、いくとうことですか、していただくというふうにお聞きをさせていただきます。大臣、よろしく御配慮のほどお願いしたいと思っております。

お聞きしたいことがいっぱいあるんですけれども、今回、一つ、計画的避難区域というように新たな指定をするという話が出てきております。

この中で、今まで、被災地また避難区域等々で、医療、介護保険の自己負担、保険料、また失業給付、こういうものに対して特例を出してきていた。だいたいの流れがあります。また一方で、そういうところで失業給付が出ない場合には雇用金といううな話もございました。

この計画的避難区域という、一定期間を置いていた中で避難をしていただく区域です。ここにおいては、医療、介護、また障害者自立支援法における自己負担、さらには失業給付、まあ、雇用金はちよつと失業給付と反面に出るところなんでしょうけれども、ここら辺のところの対応はどうされるおつもりですか。

○岡本大臣政務官 計画的避難区域につきましては、これまでの避難指示地域や屋内退避指示地域に取り扱いと同様とさせていただきますというふうな考えでございます。医療保険、介護保険、雇用保険といった、委員御指摘のこういった保険の特例を適用することとしております。雇用金につきましても、計画的避難区域の指定を受けたことにより事業活動が縮小した場合は、これまでの避難指示地域や屋内退避指示地域における取り扱いと同様とさせていただきますというふうな考えでございます。

○田村(憲)委員 ということは、今まで雇用金で対応していたところは、雇用金から失業給付の特例に移る場合もあるというふうにと考えていいんですか。

すか。

○岡本大臣政務官 雇用金は、当然事業主の負担もあるわけでありまして、支払いが出てくるわけですから、それに対して、失業給付であれば事業主の直接の支払いはないわけで、そちらに切りかえたいというものが出てくることも想定をされております。もちろんそれにも応じていくというところであります。

○田村(憲)委員 ありがとうございます。よくわかりました。

我々もいろいろな要望、提言がありまして、実は、自民党で昨日、第二次提言を出させていたいただいております。もう政府の方には行っているんだらうと思っておりますけれども、この中に、きょう私が質問でお話しできない、そういう部分もいっぱい入っておりますから、特に大臣、ぜひとも御一読をいただいて、これは災害救助法の担当の省庁でございまして、全部一読いただいた上で、いろいろな御理解のもとでこれを取り入れていただければありがたいなというふうに思います。

時間の方がもう残りわずかになってまいりましたので、質問したいことがいっぱいあったんですけれども、最後に、三号被保険者の話を若干させていただきます。

三号の特別部会でいろいろな議論が出てきておりますので、その議論を本日はお聞きしたかったんですが、時間がなかったので、一方的に私の意見等々を申し上げます。

新聞等々で見ると、要は、空期間というものは一つ考えなきゃならぬだろうな。保険料を払っていない方々にも、空期間という形で年金給付のための資格期間には入れていくという考え方が一つの上台としてある。

それからもう一つは、さかのぼって特例納付のような形で保険料を納付できるようにしたらどうかという話が出てくる。私、その中において、特例納付のような形で運用三号の方々に対応するのならば、本来はすべての方々に対してそれをやらなきゃいけないんだらうというふうに思っております。

ます。自民党は、マニフェストの中にもそういうことを書いておりました。

といひますのは、わからずにやっている方々は仕方がないんですが、意図として、わかっていた人もいるわけですよね。気づいていてという方々も中にはおられるわけでありまして。そういう方々とのバランスを考えれば、やはりそこは特例納付を全体でやるべきだということに思っております。で、ぜひとも、そこら辺も含めて、大臣、お考えの中に入れていただきたいというふうに思います。

もう一点、受給者の方々の問題があります。この方々をどうするかという問題がございまして、これは我々としては、例のマクロ経済スライドのときに、物価が上がったときにそれを抑えていく、上り方を抑えていくという方法があります。こういうものを使う方法も一つあるのかなというふうに思います。また御参考にしていただきたがいろいろ議論をしていただければありがたいというふうに思います。

済みません、時間が来ました。来ているんですけれども来ましたので、これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○牧委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 どうもおはようございます。きょうは、戦傷病者等の基に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案についての質疑でございますが、この法案につきましては、私たちが賛成でございますし、いたしまして、また今までもかなり議論を尽くされてきたことでございまして、そんなに多くをお聞きすることはございません。二お聞きをして、そして補正予算のことについて少しお聞きをしたいというふうに思っております。

まず最初に、受給者数というのは、平成二十二年の十二月末現在で、二万一千七百四十二人、平均年齢は八十四・七歳だそうでございます。かなり高齢になってお見えになる。八十四、五歳の女性というのは、比較的最近はお元気で、ま

らいにはということで五月末ぐらいに出したいというふうな思いがあたりだつたと私は思つておりますけれども、同時に、野党の皆様方も政府・与党がまず出してというところから出発しようというふうな御意向であるやに伺ひしておりますので、そんなことも含め、また大臣御自身が一つの流れの中で法案として出すということとを明確におつしやつてきたこととでございますので、今国会に出していただくように重ねて御要請を申し上げておきたいと思ひます。

さて、それで、介護の方に入りますけれども、今回の法案ですけれども、今回の法案は介護サービスの基盤強化、また地域包括ケアシステムの実現と、こういったことを一つ大きく掲げられる中で、地域ニーズや課題を踏まえた介護保険事業計画を策定する、また二十四時間対応の巡回サービスをつくる、あわせて、かねてより課題でございました介護療養病床、これを六年間延長する、そして財政安定化基金を取り崩して介護保険料の軽減に活用すると、こういった内容を持った法律であり、もとより私も推進をさせていただきたいと、このように思つておられるところでございます。それで、内容的なことはちよつと後でお伺ひいたしますけれども、それに先立つて介護にかかわる統計についてちよつと御質問し、また意見も申し上げたいと思ひます。

そのこの意味は、いわゆる社会保障負担にかかわること、これは私自身の一つのライフワークでもあると思つておられるところでございますけれども、日本における社会保障負担というのは国民経済計算の計算の過程で出されるわけでございます。

お手元に資料をお配りしておりますので、部長のA3判でちよつと見にくいもので恐縮ですがけれども、これがいわゆる毎年六月、七月に冊子として出される国民経済計算の社会保障負担の明細表でございます。この中に日本の社会保障負担が全て網羅されているということになるわけでございます。

その左側の一番下のところに介護保険、創設が二〇〇〇年、平成十二年からでございますので、一番项目的に後だということ、番下になつておられるわけですが、このところの介護保険にかかわる社会保障負担の統計を実は私は七年前になりまして、前の介護保険法の改正のときにお伺ひしましたところ、創設間近だったので社会保障診療報酬支払基金の統計を使うなど、少しまだ未成熟といえますが確立していないところがあつたわけですが、今はいよいよ確立されたと思つておりますが、どういった統計を使つて出しているのかについてとしまして、簡潔にお示しただきたいと思ひます。

○政府参考人(豊田欣吾君) 社会保障負担における介護保険料につきましては、六十五歳以上の第一号被保険者が市町村に納める保険料、それと四十歳以上六十五歳未満の第二号被保険者が医療保険組合に納める保険料の二種類に分かれます。

第一号被保険者の保険料につきましては、私どももいたしましては、地方財政年報の市町村の保険料収入を用いて推計しているところでございます。また、第二号被保険者の保険料につきましては、各医療保険組合の事業報告書等を用いて推計しているところでございます。

○辻泰弘君 そういふことで、十年強経過して、統計的にももう既に確立されたということと理解いたしますけれども、一つ意見として申し上げたいのは、この左の下のところに、ちよつと見にくいんですが、これは、国民年金、国民健康保険及び農業年金基金については加入者は雇用者ではないが、負担額を便宜上、雇用者の社会負担の欄に計上したと、こうなつておられるわけなんです。すなわち、お勤め人ではないけれども、その間に便宜上計上したと、こういうことになつておられるわけなんです。

これを介護保険に照らし合わせますと、今お話をいただきましたように、第一号被保険者は六十五歳以上の方々ということで、もちろん勤めていらっしゃる方もある程度はあるでしょうけれども、ほとんどは雇用者ではないわけでございます。そういった意味で、ここに農業年金基金というの、実は四百億ぐらいのことがここに出ておられるわけで、この介護保険の第一号被保険者は一兆三千何百億という、そういったオーダーのことでございますので、ですから、統計的にはやはりこの第一号被保険者の分も、雇用者ではないけれども雇用者の欄に計上したということが入つていくべきだと、統計的な精緻さを求めるならばそうであるべきだと思つておられるけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(豊田欣吾君) おい御指摘のとおり、介護保険の第一号被保険者の中には雇用者でない者が多く含まれておられると思つております。したがって、今後、平成二十四年度の国民経済計算年報を作成する際には、ただいま委員御指摘がございましたことを反映されるような形で注記をさせていただきますと思つております。

○辻泰弘君 ごめんなさい、今何年助とおつしやいましたか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 平成二十四年度でございます。

○辻泰弘君 あわせて、その一つ上にある基金と云うのがあるんですけども、これは厚生年金基金、国民年金基金などですけれども、これについて統計を、取り方を変えたということが九三年SNAのときになつたわけですが、これに就いての定義を明確化する。それから、雇用保険三事業というのが私は指摘したんですけれども、実は一番直近の国民経済計算年報には雇用保険三事業というまゝになつておられるわけですが、これは十九年から一事業になつておられるわけで、その点についても訂正をさせていただきたいと思つていますが、その点、簡単に答えください。

○政府参考人(豊田欣吾君) ただいま二点御指摘をいただきました。国民年金基金、それと厚生年金基金については、六八SNAから九三SNAにかけまして、これを年金基金といった格付にしております。この背景といたしまして、九三年SNAに基づく体系に移行する過程におきまして、専門家の意見も聴取しつつ改めて検討を行った結果、国民年金基金、厚生年金基金ともに、社会保障基金の要件として出た三つの基準、すなわち社会の大部分をカバーしているかどうか、加入が法律により強制されているかどうか、積立方式以外の方法で運営されているかどうか、これを全て満たしていないということとされました。したがって、これらについては年金基金といった格付を行つておられるところでございます。

また、二点目の御質問でございますけれども、雇用保険三事業につきましては、平成十八年度におきまして一つの事業が廃止されておりますので、平成十九年度からは雇用保険二事業として運営されているところでございます。近々刊行予定の平成二十三年版の国民経済計算年報におきましては、平成十八年度までは雇用保険三事業、平成十九年度からは雇用保険二事業に関する保険料が含まれているということが明確になるよう、正確に記述させていただいておられるところでございます。

○辻泰弘君 一言で言えば、賦課方式になつておるものが社会保障の制度だと、こういった位置づけになつたということだと思ひます。今後とも取組を求めておきたいと思ひます。

それで、時間が限られておりますので少し早足で行きたいと思ひますけれども、介護保険制度創設、平成十二年四月スタートでございましたけれども、今日まで十一年ぐらいが経過したわけですが、それについての総合的な評価、今後の課題、このことについて、簡単に結構ですので御答ひいただきたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 最新のデータで利用者の方が三百八十四万人と、制度創設時から一・六倍に増加しております。昨年の国民の皆さんからの御意見を踏まえても、六〇%の方々が介護保険制度を評価していただいておりますので、確実に

四からいろんな形で医療関係の方々も結集されておられるところでございます。私も四月に石巻に行きまして、石巻では、私が出身でございます兵庫県の医療チームが川島医師会長を先頭に取り組んでおられる。医師会、薬剤師会、また看護協会の方々もチームを組んで、また別項、歯科医師会の方々も御協力をいただいているところでございまして、まさに金の支払だとか保険制度が関係ないところで医療が行われているという、ある意味で医療の原点に立ち返るような、そのような崇高な行為といえますが、そういったものに接する思いがいたしました。

そして同時に、地方公共団体の方々あるいは水道部局の方々が全国から支援に駆け付けられる中に医療関係の方々もおられると、そういうことをつぶさに見るときに、昨年あるいはそれ以前も議論をしておりましたけれども、医療というものがあある面と同等の公共サービスを提供するものではない、昨年夏以降、税制における医療に対する事業税の非課税の問題等々ございまして、小宮山副大臣にも御覧いただいたと理解をしておりますけれども、そのことに突き当たると、まあ直接その方々がおっしゃっていることではございませぬけれども、改めて私は、医療というものの非営利性というものを、公共性というものを改めてこの現地でその精神も踏まえて認識を深くしたところでございます。

つきましては、概算要求の折に各省の税制改正要望を出されるわけです。昨年もその流れで診療報酬についての事業税の非課税ということで省としての要望を出されているわけですが、それが現実的には年末に向けての議論になるわけですが、是非そのことについては、国税でいう租税特別措置ではなく、本法に値する地方税における本則事項でございまして、これは租税特別措置的なものではございませんので、しっかりと位置付けていただくように、今後とも恒久的に位置付けていただくようにまずお願いしておきたいと思っておりますが、小宮山副大臣の御所見をお伺いしたい

と思っております。

○副大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃいますように、今回の震災は、震災直後から医療関係の継続的で迅速な派遣を始め、本場に医療従事者の方々には被災地域の医療の確保のために協力的に取り組んでいただいております。今おっしゃいましたように、医療の公共的な役割が被災者の生活支援のためにも本場に重要であるということが改めて認識されたと思っております。

今おっしゃいました社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置につきましては、御紹介があったように、平成二十三年税制改正大綱で、平成二十二年年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年一年間真摯に議論し、結論を得ることとされております。私もとしましては、この非課税の措置ということ、今は継続されているんですが、おっしゃったように恒久的なものにしたいということで、厚生労働省としては強力にそういう考え方を主張をいたしましたけれども、関係各省との折衝の中でまた今年度一年継続という形にしかなっておりません。厚生労働省といたしましては、地域の医療基盤を守るという見地からも、平成二十四年度の税制改正でも引き続き社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の継続、そしてこれを恒久的なものにできまうように関係省庁に要望をいたしたいと思っておりますので、是非委員を始め皆様の御支援もいただければと思っております。

○辻泰弘君 是非そのお取組でお願いしたいと思っております。

それで、時間がないので簡潔に質問していきたく思いますけれども、もう一点は、いわゆる被災の場ではございましてけれども、外国人医師の方々が医療行為をなさったということで、これについて三月十四日通知を出されて、緊急やむを得ないときはそれはいいんだということで、それはもうそのとおりだと思えます。阪神・淡路大震災のときもそうでございました。

ただ、それ以降、時日を経過して、むしろ急性

というよりも慢性的なそういった医療が必要である局面で、外務省といえますが、内閣からもいせんが、海外からチームが来ていただけないかというようなお話をした上で来ていただいているんじゃないかと思うんですけれども、そして今日もホームページでは外務省が報告しているという形になっているんですけれども、すなわち私が言いたいののは、やはり国内における医療行為の責任はやはりまず第一義的には厚生労働省が担うべきじゃないかと、そのように思うわけです。

そして、武力攻撃事態法においてはそういった規定がしっかりと位置付けられておりまして、どういった場合にもどういった地域でやってもらうとか、現地に於ける、本国における資格があるのかどうかチェックするとか、そういう規定まで立法されているわけでございます。武力攻撃事態対処法でございます。

そういう意味で、私は、災害時における海外の方々からの医療の御支援も受けてしかるべきだと私は思っておりますけれども、やはり平時に於いて立法をしておいて、しっかりとしたルールの下になされるべきじゃないか。今回のことも、外務省が把握しているけれども厚生労働省は実はずかり知らぬという形は、私はやはり本来の形ではないと思っております。そういう意味で立法も御検討いただきたいと思っております。簡単に御答弁いただきたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 御指摘のとおり、外務省の方にまず医療支援の品が入りました関係で、その支援をどう受け止めるかということに関して、他国の医療チームの御協力を受ける場合であつても、医師法等に直接の根拠はないものの刑法第三十五条の正当業務行為に該当し、医師法違反が問われることはないという考え方を提示させていただいたわけですが、今後やはり災害はない方が正しいわけでありまして、しかし起き得る可能性があり、そうした際に、どういう考え方の下で海外のそうした支援を受けさせていただくかということとはしっかりとこれから整理をしていきたいと思います。

ふうに思っております。

○辻泰弘君 よろしくお伺いいたします。

それで、別のことで最後にお聞きしておきたいと思えますけれども、いわゆる年金の第三号被保険者の問題でございます。夫の退職時などに年金の変更届をしなければ主婦の年金問題ということになるわけですが、これにつきましましていろいろの経緯の中で三月八日に細川厚生労働大臣が対応の考え方を示された。その後、部会での政府内の御議論もございましたし、それと呼応する形で私どもの民主党内での議論もございましたところでございます。

その際には、厚生労働大臣がおっしゃった公平性の観点、救済の観点、これを大事にすべき。そして厚生労働大臣、総務大臣合意の中にある可能な限り正しい状態を追求すると、こういった二つの精神が大前提だと思つて、私もチームの首肯を務めさせていたいただきましたけれども、一つの方向性を出させていただきましたが、いずれにいたしまして、大臣が法律によって対処するということをおっしゃった経緯がある中でございまして、今国会において立法は分りませんが、やはり今国会において立法して提出をされるということが筋だと思っておりますけれども、その点についての方針をお伺いしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 今、社会保障審議会での結論、そして与党の中における御検討の結論等を踏まえて作業中でありまして、取りまとめ次第提出をする方向で努力を続けたいと思っております。

なお、先週、総務省の年金業務監視委員会にも改めて出席をさせていただきました状況をお報告をいたしました。年金業務監視委員会の方でも、ここから先は国庫の最高機関である立法府における御議論にお任せしたいというふうに御意思を表明していただきましたので、是非野党の皆様方にも御理解をいただけてどうか国会で成案を得させていただきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 当初、国会会則の閉じる一か月前ぐ

ありました。保険における扱いについては、確かに今、がんとHIVと、それとはかにについてはちよつと区別が設けられておりますけれども、これについてもこういう緩和ケアチームのトレーニングとともに検討していきたいというふうに思います。

○あべ委員 ありがとうございます。

今回の医療計画の見直し、私はこれから非常に大きく影響すると思いますし、チーム医療のあり方も大きく影響すると思います。特に、政權はいつまで続くかわかりませんが、政が閣の官僚の方々は山々と、我々政治家の首に巻き込まれずに頑張っていたらいいと思います。

きょうはありがとうございます。

○牧委員 次は、鴨下一郎君。

○鴨下委員 おはようございます。順書をたがえまして申しわけございませんでした。

まず初めに大臣にお伺いしたいんですが、いわゆる主婦年金のてんまつについて、今どういう状況にあるかというように、前日に教えていたかと思ひます。

○細川国務大臣 例の第三号被保険者不整合記録問題でございます。

この対応につきましては、社会保障審議会特別部会で御審議をいただいたところでございまして、その報告書が五月二十日に取りまとめられました。その報告書によりまして、不整合期間については空欄とするということ、それから直近の十年間に生じた不整合期間について保険料の特例的な追納を可能とするというふうな、そんな抜本的改善策の具体的な内容が提言をされておりますのでございます。

そこで、厚生労働省といたしましては、この報告書の提言を踏まえまして、今、関係省庁とも調整をしながら、政府としての抜本的な改革策の案の取りまとめの作業を進めておりまして、この取りまとめができた後法案を提出したい、こういうふうな考えでいるところでございます。

○鴨下委員 ということは、最終的には法律として

ていずれのタイミングでか出てくるわけでありまして、けれども、今回私たちが問題にいたしましたのは、一片の部長通達、これでこの問題を解決しようとした、このことを申し上げているわけでありまして、この中身については、政府はいろいろな御見解で、どちらというふうなことに、それは、それだけの決断でありますから、それをとやかく言うようなことではないんです。

部長さんがある意味で処分を受けたわけでありまして、けれども、政務三役の方々についての責任の所在、こういうようなことについては、私は、やはり国民の信頼を失うことについては、きちんと法令で、国会で審議をして決める、こういうような意味においては、大臣も法律の専門家でありますから、必ずそういうようなことでの責任問題、こういうようなこともきちんと決着していただきたというふうな思ひでおるんです。

岡本政務官は、何かそういう意味で、何らかの形でその処分といふことが、受けたというふうなことを聞いておりますけれども、政務官、どういふような形だったんでしようか。

○岡本大臣政務官 今回、年金局に対する監督責任、それから国民の信頼を失ったこと等に対する率直な反省から、みずからけじめをつける、こういうことで指導の自主退任をさせていただいております。

○鴨下委員 最終的には大臣の責任はそれなりに免れない、こういうふうには思ひしております。ただ、いろいろな今までの状況というふうなことは、最終的に大臣は何かの形でいつかは処分おやめになる時期が出てくるんだろうというふうな思ひます。その退任のときのごあいさつの中で、この問題については遺憾であった、そして、そういうようなことについては責任を感じている、こういうようなことを必ず退任のときにはあいさつの中で人知れたいだきたいというふうな思ひます。そういうようなことが、やはり我々は政治家としてきちんといずれのタイミングでか責任をと

る、こういうようなことの姿勢は必ず示していただきたと思ひますが、いかがでございましょうか。

○細川国務大臣 この三号通知の問題につきましては、今岡本政務官の方からもお話がありまして、私自身も、みずから自分を処分する、こういう意味で大臣の退任の意思ももせていただきたところでございます。

今鴨下委員が言われますように、いずれのときか私も退任をするということになります。そのときは、間違ひなくこの三号被保険者問題、不整合記録問題について私の考えを申し上げたいというふうな思ひしております。

○鴨下委員 ぜひそういうような形で、政治も責任をとるんだ、こういうようなことの姿勢だけは示して、過去にそういうことがあったんだということだけはきちんと残しておいていただきた、こういうふうな思ひます。

それでは、ワクチンについて話をさせていただきます。ワクチンの危険管理問題について少し伺います。

例えば、今回は新型インフルエンザ、こういうようなことで、比較的前回の対応は、いろいろとわねましたけれども、うまくいった部分もあるというふうな思ひます。ただ、未知の疾患、特に感染性が強い、致死性が強い、こういうようなものが出てきたときに、厚生労働省としては、どういふようなタイミングで、何をどういふ順番にやっていくかということは、非常に重要だということに思ひます。

今、例えば国民全体にワクチンを接種していただく、こういうようなことのスピード感という意味においては、もし感染性の強い疾患が出てきたときに、対応が必ずしも私は十分でないというふうな思ひしております。いろいろなシミュレーションをしておく必要があると思ひます。今現在、厚生労働省がどういふようなことを考えていらっしゃるか、まず概要を伺いたいと思ひます。

○岡本大臣政務官 照括ということですが、けれども、未知のウイルスということになりますと、本当に未知ですから、なかなかこの場でこういふようなことを明確にお答えができないということはお許しをいただきたと思ひます。

しかしながら、そういうった情報がないかどうかということもサバイランスするということは重要でありますし、海外での感染症の発生状況、これについてしっかりと情報収集していくということが重要だと思ひます。

一方で、未知ではないですけれども日本でもまだ経験がほとんどないような感染症、こういったものが入ってくる可能性はあり得ると思ひます。そういうことも、海外でワクチンが既に承認されているものもあるわけでありまして、特例承認という仕組みもあるわけでありまして、日本でも感染症がパンデミックになって、そして海外で既に承認されているワクチンがあるというふうな状況になれば、そういうった制度も一つ視野に入ってくるんだらうというふうに考えております。

○鴨下委員 今、ワクチンの製造のインフラというものはまだまだ十分でないというふうなことは思ひしております。過去には私は日本のワクチンの製造プロセスというのは鎖回状態だというふうな申し上げていたんですが、例えば、今岡本政務官がおっしゃったように、例えば、世界の中にあるワクチンを緊急に輸入して、そして特例承認していく、こういうようなことも、一つありますけれども、今、いろいろな技術があります。

例えば、鶏卵でワクチンをつくっていくというふうなこともあるし、細胞培養でつくっていく場合もありますし、それに加えて、アジュバントを入れていくというふうなこともあるし、さらに、いわゆるDNAワクチン、プラスミドワクチンとわねているようなものをまずスピードアップにつくって、例えば、既に言えば、新しいウイルスのDNAが同定されたときには、いち早くそのプラスミドワクチンだと何かについては作成が